≟編 谷山の歴史

第一章 先史 時代

第一節 先史時代のあらまし

代は西暦紀元前後の頃までである。文字や記録に残された日本人のことは中国の歴史書を利用しても西暦紀元前後の 頃までしかわからないが、それでも日本列島のあちこちではそれよりもずっと以前から人びとが生活を始めていたこ できる。それでもこの中国の歴史書の中に出てくる日本人(そのころは倭とよんでいた)の生活の記録の最も古い時 り少し以前の日本の人びとの生活を記した中国の魏志倭人伝などの歴史書があって、かなりくわしく理解することが のぼって考えることはできるけれども、それ以前のことは全くわからないといってよい。ただ幸いなことにはそれよ ろと問題があることを今日では誰でもが知るようになったし、また、この歴史書は今から一二五〇年程前まではさか るが、これは日本人が書いた最も古い歴史書なのである。しかしこの二つの歴史書をそのまま信することにはいろい 易なことではない。しかしそのころの人びとが書き残した記録ををさがすことによってそれを知る方法はある。日本 人が自分の力で生活の記録をつくりはじめたのは今から一二〇〇年程前であった。「古事記」と「日本書紀」がそれであ 大昔いつ頃から人びとが、どのようにして生活をはじめたかということをしることはなかなかむつかしいことで容

六

とがわかっている。では、一体どうしてそのような文字も記録もない時代のことをしることができるのだろうか。

古学を中心としてそれに関係のある諸学問の力を借りなければならないのである。 文学や記録のなかったこのような時代のことを歴史学の上では先史時代とよんでいるが、この先史時代のことは考

のぼらせることができるようになった。然しこのことはまだまだ問題が多いので、現在多くの学者がこれにとりくん 日本の先史時代は、戦後急速にその研究が発達した考古学の貢献によって、そのはじまりを旧石器時代にまでさかますの先史時代は、戦後急速にその研究が発達した考古学の貢献によって、そのはじまりを旧石器時代にませ

で多くの業績や資料を発表しながら研究を続けているのである。

みを使用していたことがわかったのである。これを今では「無土器文化」または「プレ縄文文化」などとよんでい に人が住んでいたこと、そしてその文化は土器や磨製の石器、弓矢などを持っていなくて、ただ粗製の打製石器、の 日本の先史時代は、今まではその最も古い時代は繩文土器を使用した繩文時代とよばれていたが、それよりも以前

る。このことから先史時代は無土器文化、繩文文化、弥生文化の三つの時代に区別することができる。

この時代は、土器をともなわないで石器のみを使用したことからつけられた名称である。昭和二十二年群馬県の岩 宿

役だつ揉錐器、槍さきにつける尖頭器、剥片を利用した特殊な器具の刃器」などがある。また、この時代に属する人は多いのはない。 でそうした遺蹟が発見されてから以来今日まで数多くの遺蹟が発見されているが、どの遺蹟からも各種の打製石器がでそうした遺蹟が発見されてからい来今日まで数多くの遺蹟が発見されているが、どの遺蹟からも各種の打製石器が きとったり、抉りとったりするための掻器、削ったり、切ったりするための削器、のみの役目をする彫器、錐として 出土している。これらの打製石器には、「打ったり、割ったりするための握斧 (握槌) 粗製の片刃石器、両刃石器、

一七

器を使った人類であったかどうかは別として、とにかく日本の無土器文化はこのような石器を用いて狩猟生活を中心 類の化石等も発見されている。明石人とか、葛生人、牛川人、三ケ日人などである。これらの人類が前記のような石類の化石等も発見されている。明石人とか、葛生人、牛川人、三ケ日人などである。これらの人類が前記のような石

火を使った炉址さえ発見されている。 に、この時代の終り頃には漁撈技術を生活にくわえながら生活をくりひろげていたと考えられるのである。最近では

がつみかさねられて明らかにされていかなければならない。 なお鹿児島県に於ても川内市の中馬立や上竹之隅から尖頭器に属する石器が出土していることが伝えられているが しかし無土器時代の文化はこれだけではまだ容易に理解できるようになったわけではない。今後の多くの研究業績

最近に於ては出水市の上場において極めて有力な無土器文化の遺蹟が発見されていることが報ぜられている。

縄文文化というのは、縄文土器を生活の用具として使用した時代の文化のことである。この文化はさきの無土器時代;・・・・

文化は無土器文化の次の時代の文化ではあるが、それがいつごろから始まったかということはなかなか判断しにくい。 の狩猟や漁撈生活を基盤にして発達したものではなかったろうかと考えられるが、たしかなことはわからない。繩文

最も新しい土器では、紀元前六百年位の古さであることも認められている。だから繩文文化は非常に長い期間にわたしかし最近の科学的研究の結果から、最も古い土器は紀元前七千年程の古さを持っていることが認められている。 また

目標として繩文文化を、早期、前期、中期、後期、晩期の五つにわける考え方が認められている。また地域によって って続いたといえるが、それもいつも同じ様子であったのではない。そのために縄文式土器の型式のうつり変わりを

ころから更にその研究が進められている。最近ではこの繩文文化人が日本人の祖先であるといわれるようになった。 註12 うのもいろいろと論議がなされているが、貝塚などから発見されている繩文人の人骨が次第にその数を増していると もその趣を異にしている。ところで、縄文文化を生み出した人は誰かということも、またどこからやって来たのかとい

生活をしのばせるものが出土しているし、また抜歯のような風習も見られるのである。 註13器、土器を中心に骨角器、牙器、貝製品、硬玉製品などのように生活用具や装飾用具などがある。土偶のような精神器、土器を中心に骨角器、牙器、貝製品、硬玉製品などのように生活用具や装飾用具などがある。土偶のような精神 用いていた。自然の洞窟もあった。死者は住居の近くに埋葬されたが、多くのものは「屈葬」といって手や足をおり 針をもって漁撈をなし、また水辺の住居では貝を捕食して貝塚をのこし、あわせて食用植物を採集する採集経済の段 まげてあったり、抱石葬といって死体の上に大きな石などをのせたりしてあった。このころに使用された道具には石 階で終始している。住居の大きさや形には多少の変化はあるが「竪穴住居」を主としており、時には「平地住居」も 長い間にわたって続いたこの繩文文化は、その間にかなりの変化を生じたが、「弓矢をもって狩猟をなし、銛、釣

そのころの人びとの食物資料が得られる。また繩文人の人骨さえ発見されて、埋葬風習を知ることもできるのである。 註15 たに違いない。 する押型文とか曽畑式土器とか呼ばれる古い時期の土器が出土しているから、その何れかの地を中心に拡がっていっ その文化の古さからいえば大口市や、出水市、志布志、鹿児島市周辺、谷山、 ることができるし、出水貝塚や、市来貝塚、それに谷山の草野貝塚、指宿の大渡遺蹟などからは土器、石器の他に、 鹿児島県に於ても縄文文化は早くから開けており知覧の石坂遺蹟や吹上町の黒川洞穴遺蹟からはその住居の址を知恵児島県に於ても縄文文化は早くから開けており知覧の石坂遺蹟や吹上町の黒川洞穴遺蹟からはその住居の址を知 しかし繩文文化が薩摩、大隅両半島一円に共通した文化圏、生活圏をもって発達していくのはもっと後 知覧、笠沙、西之表等に繩文早期に属註16

種子島、屋久島などの地にまで広がっている。 註18のころで、縄文文化の時期からいえば、縄文中期の終り頃から後期に至る間であって、この文化は、のころで、縄文文化の時期からいえば、縄文中期の終り頃から後期に至る間であって、この文化は、 南九州一円から

とよばれる新しい文化が北九州の地域などと関係をもちながら県下一円にひろがっていったのである。弥生文化は繩 長い間続いた縄文文化が終りをつげるころ、中国や朝鮮から伝えられた大陸文化の影響をうけて発達した弥生文化

さらには貝類や獣類の自然遺物、

住居址、倉庫のような遺構の発見も伝えられている。

たことをあらわしているが、しかし農耕だけでなくまだまだ狩猟や、漁撈が行われていたことも貝類や獣骨類の発見 紡織が行われていたことを思わせ、鉄片の出土は武器としてまた鎌や鋤、 ている。たとえば、石包丁や石鎌が出土したことは既に稲作農耕がはじめられていたことがしられ、 している。住居址と共に倉庫のようなたて穴遺構が発見されているのは、この時代の人びとが既に定着生活をはじめ この報告にも見られるように、弥生文化は縄文文化の終り頃からその上に発達したものであり、様々の内容をもっ 鍬などの農耕具としての存在を示めそうと 紡錘車の出土は

によって知ることができるようである。

るだろう。そして、この弥生文化は大陸文化の影響を直接間接に受けて発達したものであった。 註23 計23 おいり おいり は24 本器などの使用がはじめられ、台地よりか低地におりた人びとが協同しながら集団生活を行った文化であるといえ このように弥生文化は、稲作農耕を中心とし、弥生式土器や磨製石器や金属器(銅鏡や銅剣のような青銅器や鉄器)

半島の高橋貝塚の発見は必ずしもそうでないことをしめしている。むしろ、薩摩半島にその古さが求められるように 以前は北九州から東海岸を経て大隅半島に早く開け薩摩半島に影響を及ぼし県下一円に拡がったといわれるが、薩摩居址、根占の千束遺跡、山口遺跡、指宿下里遺跡(花牟礼川遺跡)、山川成川遺跡などがある。鹿児島県の弥生文化は、 思うのである いる。さきの高橋貝塚をはじめ、鹿児島市郡元一の宮住居址遺跡、旧医大住居址遺跡、阿多中津野、高山の花牟礼住 鹿児島県遺蹟地名表によれば、県下の弥生文化の遺蹟は台地の前端やそれに近い低地のいたるところに発見されて

栄しており、しかも日本のことがそのころからの中国の歴史書に記されてくるようになる。特に後の魏志倭人伝によましており、しかも日本のことがそのころからの中国の歴史書に記されてくるようになる。特に後の魏志倭人伝によ にその威容を誇るようにさえなってきた。この時代が「古墳文化」とよばれる時代なのである。 大きな政治的集団を支配したことが知られるのである。この強大な支配者達が死ぬと壮大な「墳墓」をつくって後世 ことが記されていて、稲作農耕生産の上にたって一つの社会組織がつくられ、富や権力をもった豪族たちが強い力で註27 ると、三世紀頃の日本は「倭の国」とよばれ、女王「ひみこ」の使節などが中国に派遣されて大陸との交渉をもった このような弥生文化が発展しつつあるころ、中国大陸では、既に春秋戦国時代を経て秦、漢の高度な文化国家が繁

さ サ ブ 们

弥生文化の次に続く文化で、弥生文化のころにはじまった農耕生活が、鉄器の普及と耕地の拡張によって、しだい

されている。日本の古代史上「大和朝廷」とよばれる支配者や、民族制度のような政治、生会制度ができあがるのら註29に生産量がまして、経済力の発展にともなって国家的統一がなされ、豪族たちが壮大な墳墓をつくった時代であると この時代である。西暦三世紀末から七世紀後半にまで続き、次いで律令制の(古代天皇制)社会へ引きつがれてゆくされている。日本の古代史上「大和朝廷」とよばれる支配者や、民族制度のような政治、社会制度ができあがるのも

のである。

鉄製農具や石製模造品、埴輪、 墳の内外部に出土する副葬品 前方後円墳のように墳丘をもつものや、横穴、地下式土拡のような墳丘を伴わないものもある。このころの生活は古 | 土師器、陶質土器等である。) が之を示しているが、これらの多くのものが大陸文化 (甲冑、刀剣、弓矢、鎗、馬具等の武器、冠帽、耳飾、 帯金具、剣、 鉾、 円墳、 鏡等の青銅器

納屋等の建物もあったにちがいない。衣服は男子の衣と褌、女子の衣と裳の区別が男女の人形埴輪で明らかにされ、 も一つの段階にあったことを物語っている。集落は次第に大きくなり、住居は平地住居や高床住居があらわれ、倉庫や

の影響をあらわしていると共にこの時代の生活の進歩をあらわし、さらにその政治のしくみや社会のしくみにおいて

地域によってそれぞれの特色や違いはあるが、既に古墳文化の中心は、大和朝廷の発生した大和地方(近畿)に見ら

ħ そこから各地に広がっていくようである。南九州殊に鹿児島県においては五世紀の中頃以後にいたって近畿地方 くるようになってくるが、これらの豪族はどのような基盤の上に成長したものであろうか。 註35がて阿多地方には阿多隼人なる豪族があらわれ、そしてさらに薩南頴娃の地域には「衣君」などの豪族があらわれて 僅かに万世(加世田市)や、成川遺跡(山川町)、山川港の崖葬跡などしか見られないのは、おそらくこの地域が社会経済 ち八基にも及ぶ前方後円墳の存在は近畿の古墳文化とのつながりを明らかに示すものである。古墳末期のころには、 はどの地域の支配下にあったものであろうかは、考古学上の資料に乏しい今日ではむつかしい問題である。しかしや り入れていたことは南薩各地から陶質土器等が出てくることによって知られるのであるが、このころは一体この地域 的発展をなす諸条件が具備されていなかったからであろう。それにもかかわらず新しい古墳文化の要素を少しずつ取 栗野・大口・羽月・出水・長島・川内・鶴田などの北薩一帯に広がっていくが、南薩には古墳文化を思わせるものは 県下の古墳文化はまず大隅半島の鹿屋・高山・串良などの平原を中心に発展した。唐仁古墳群、塚崎古墳群、このう

「日本書記」は西紀七二○年舎人親王を中心にして出来た太安万侶によって書かれたもので、アメノミナカヌシノカ太安万侶によって書かれたもので、アメノミナカヌシノカスは1、1 古事記は一二年(年銅五年)元明天皇の時代に神田阿礼に命じてよみならわした帝紀、旧辞の誤の時代に神田阿礼に命じてよみならわした帝紀、旧辞の誤の時代に神武があると述べられている。
 「日本書記」は西紀七二○年舎人親王を中心にして出来たります。

註

そのうちわが国のことをのせているのは十五であるが、こと中国の正史(国家がつくった歴史書)は二十五程あるが、されているところから後半の部分にはある程度信頼できるものもある。
中国の史書の体裁にならって漢文、編年体でそのうちわが国のことをのせているのは十五であるが、中国の史書の体裁にならって漢文、編年体でものである。中国の史書の体裁にならって漢文、編年体でものである。中国の史書の体裁にならって漢文、編年体でものである。中国の史書の体裁にならって漢文、編年体でものであるが、こ

こでその史料的価値から見てこのころを知るためのものは 「前漢書・地理志」、「魏志倭人伝」、「後漢書東夷伝_

を植え養蚕などを行い織物をおる…」などのことを記して たが漢の時には使を送るものは三○国位だった……稲や麻 の方にあって山島によって国邑をなし、もとは百余国あっ ば「魏志倭人伝」の中には「倭人は朝鮮の帯方郡より東南 的資料だけで理解できない部分の重要な史料となる。例え 書には「倭」の名称で日本のことを記述しており、考古学 「宋書倭国伝」、「隋書倭国伝」等であるが、これらの中

3 先史時代のことは考古学を主として地質学・人類学・民族 学・言語学・生物学(古生物)鉱物学・地理学・民俗学・ そして歴史学等の関連諸学の協力がなければその成果は期

いる。

(読み下し文)

4 旧石器時代とは「第四紀洪積世に主として存在し、打製石 器を道具として使い、おもに狩猟・採集を生業とし土器や 磨製の石器はまだ知らなかった時代」である。

せられない。

5 旧石器時代に属する主な遺跡は全国にわたり三五九ヵ所の 学——六頁以下 多きに達している。杉原荘介編「先土器時代」日本の考古

「前掲」一四頁

「前掲」一〇二頁——一六頁

8「前掲」二二頁—二三頁

兀

9昭和四十一年夏南日本新聞紙上掲載、出水市郷土史編さん

10 資料刊行目録 (水野清一小林行雄編) 図説考古学辞典

縄文土器とは「日本の石器時代の土器で、 んでいるが、東日本と西日本の二つの大きな地方区にわけ のある」土器である。「年代的・地域的に多くの型式をふく め黒褐色ないし茶褐色を呈し、繩を器面にころがした文様 焼成度が低いた

といっている。繩文土器の基本の形は、深鉢形と浅鉢形 東日本は複雑なのに対して西日本のそれは単純簡素である。 理が曲線的なのに対して西日本の方は直線的であり、また ることができる。二つの地方区の特色は東日本は文様の原

時期にわけて考えられている。早期・前期・中期・後期・ 般的であるが、繩文・結節文・撚糸文・貝殻文・(条痕文) 晩期である。「文様」は繩目の文様がつけられているのが

とに大別できる。また文様や形の変化によって次の五つの

施文されている。 動物などの象徴的な立体文様など、作りうる限りの方法で 描文・竹管文・半截竹管文・瓜形文・貼付文や或は人間や

・圧印文(貝殼の腹縁で圧してつける)疑似繩文・ヘラ

12 鎌木義昌「繩文時代の概観」日本の考古学Ⅱ・繩文時代一 八頁―一九頁及び折込の編年表世界考古学大系日本I・編

年表

時代四四五頁12 島五郎・寺門之隆「繩文人の形質」日本の考古学Ⅱ・繩文

13 (水野清一・小林行雄編) 図説考古学辞典四六五頁

14 鹿児島県下遣物遣跡地名表(鹿児島県教育委員会)

俗十一号 「海野治雄「鹿児島県下における先史時代の埋葬例」 薩南民

17 寺師見国(南九州の繩文式土器)上村俊夫「鹿児島県庁洞野穴発掲調査報告」九州考古学16 鹿児島県遺跡地名表(鹿児島県教育委員会)

図説考古学辞典 (前掲)

が平底もあるがやや凹底もある。 が平底もあるがやや凹底もある。 が最も多く、次に殻粒状のものが多い。底部は尖底だの簡単な彫刻をしたほそい円棒状のに別地、格子目状・で回転しながら押しつけることによって浮きだした文様をで回転しながら押しつけることによって浮きだした文様をで回転しながら押しつけることによって浮きだした文様をでのが最も多く、次に殻粒状のものが多い。底部は尖底だが平底もあるがやや凹底もある。

は灰黒色又は黄褐色である。伊佐郡山野町・菱刈町・枕崎文・羽状文・三角組合文等の幾何的文様を描いてあり、色器をいう。形は鉢形で細形のヘラ状施文具で、平行線連点曽畑式土器とは熊本県の八代郡の曽畑貝塚から出土する土

市花渡川・西之表本城等で出土するが、最近は笠沙町で出土することも判明した。鹿児島県の繩文土器の編年についたち(三九頁-四○頁)によるが、最近賀川光夫「九州東南部繩文文化編年表」日本の考古学Ⅲ繩文時代児島のおいたち(三九頁-四○頁)によるが、最近賀川光大「九州東南部繩文文化編年表」日本の考古学Ⅲ繩文時代児島のおいたち(三九頁-四○頁)によるが、最近賀川光大「九州東南部繩文文化編年表」日本の考古学Ⅲ縄文時代別・西之表本城等で出土するが、最近は笠沙町で出土する。

18 河口貞徳「南九州における繩文文化の研究」 鹿児島県考古期の高橋式と続くようである。

19 河口貞徳「鹿児島県高橋貝塚」考古学集刊第三巻二号七三学会紀要第三号二〇頁

頁

20 弥生式土器というのは東京都文京区弥生町遺跡から出土し

杉原荘介「古代前期の文化」(新日本史講座)

第

谷山の歴史

杉原荘介「弥生式土器の形式と編年」日本文化史大系(1)

八五頁

21 (イ) 石鏃とは石のやじりで矢の先につけて用いる小型の石器

「弥生式土器編年表」日本の考古学Ⅲ弥生時代

で磨製と打製がある。

(二 石包丁とは長方形や楕円形、半月形をした扁平な石器でい) 石 槍とは長い柄をつけて槍として用いる打製石器 製石器、一種のナイフである。 (ロ) 石 匙とはつまみ状の突起を一端につけ鋭い刃をもった打

大体磨製である。二個又は一個の穴がある。穂づみ具と

(イ紡錘車とは糸をつむぐ時、糸によりをかけるために糸巻は、石鎌とは磨製の石器で穀物の収穫具であろう。 いしがましたものであろう。

(ロ) 土版とは主として縄文末期にかけて東日本でつくられた) とは、或は石製品 土製品、護符ではないかといわれる。 棒にさしてその回転を助ける円盤又はそろばん型の土製

、土錘とは漁網の錘か、あるいは莚などをあむ時につかう 錘かもしれない。

(口福島要)「日本の稲」日本考古学講座:三四頁24 (イ)小林行雄「日本考古学概説」一五八―一六一頁

23 図説考古学辞典九八〇頁

25 河野治雄「先史時代」指宿市誌七〇頁

27 岡崎敬「三世紀より七世紀の大陸における国際関係と日本」 26 註2を参照

日本の考古学Ⅳ古墳時代(上)六○三頁

29 水野清一、小林行雄「図説考古学辞典」三五七頁―三六二 28 近藤義郎「古墳文化という区分」について「前掲」日本の 考古学12二頁—五頁

30 近藤義郎「前掲」日本の考古学Ⅳ一○頁─一七頁

31 斉藤忠「日本古墳の研究」

32 末永雅雄「衣、食、住」日本考古学講座(5] 三 八頁

33 樋口隆康「古墳文化」前掲一○七頁 34 鹿児島県史第一巻五八頁—六二頁

第二節 谷山の先史時代

谷山の地形

する。下流川口附近では高さ数十メートルの段丘をなす。南部の平川には深 湊 と川が西方滝の口より東流し、さらに 五〇メートルの海岸崖台地をなしており、南の方にのび平川、瀬々串と続いて平地を見ない。その間にあって、 は下流に於て合流する。和田川を南限として平地は、この三つの流域に沖積地を形成するのである。この和田川と永 を構成している。この平地部の南端を木之下川また和田川がその源を南方山間部に発して東に流れる。この二つの川 児島湾にそそいでいる。その流域は扇状地形に広がり、山田、中村、上福元の地域を含んで沖積地を形成し、水田地帯 と、南は指宿郡瀬々串と境を接し、西は金峯山山系を分水嶺として日置郡吹上町、川辺郡川辺町と隣接する細長い町 まちの南端の烏帽子嶽の北麓より流出する水流川は浜平川にて海岸に注ぐ。この二つの川の流域もほとんど平地はな と古屋敷の間を障子川が西南山間部より東流してこの台地をたちきっている。流域は何れも大、小の河岸段丘を形成 である。 田川の間にあって海岸近くに麓台地が形成されている。和田附近から以南の地は海岸から直ちに標高四〇メートル~ 谷山のまちは、薩摩半島の東側、鹿児島湾の西側にあって対岸大隅半島をのぞむ地にある。北は鹿児島市、松元町 わずかに深湊川の上流流域の一部に低い段丘畑を形成しているにすぎない。 南北に細長いこの町の北東部を、この町最大の永田川が西北の隣接町村の山間部から南東に曲折しながら鹿

まちの西方部は永田川流域、 木之下川、和田川の下流流域の平地を除いてはほとんど台地から続く丘陵地帯であっ

第一章

二八

てまちの西壁をなしているが、南部の烏帽子嶽の五二一メートル、中央部の権現尾四八四メートル、美濃嶽の四七一

ものであろうか。 地を形成するようになる。このような地理的条件の中で、いつのころからこの谷山のまちに人びとが生活をはじめた メートルを中心として南部に四百メートル前後の高い山丘が続き、北部に行くに従って二百メートル前後の低い丘陵

谷山の先史時代の研究

県下石器時代の遺跡並に古墳分布の大系」の中には坂之上、影原、芝野、見寄原、玉利、大脇原、大久保菊池城址な 重な資料であり、また昭和四年三月刊行の「鹿児島県史蹟名勝天然記念物調査報告書第二輯」にのせられた「鹿児島 誌第十巻第一号」の「弥生式土器遺跡と墳墓との関係」では既に破壊されてしまった不動寺遺跡のことを推察し得る貴 研究の中に谷山の先史時代の資料をのせておられるのである。同氏が論述された大正八年九月八日発行の「考古学雑 ような研究への関心が全然なかったわけではない。鹿児島県考古学界の先達である故山崎五十磨氏はその遺物採集や どなされておらず、そのために正確な資料や報告などというものもなく知られてもいなかったようである。然しこの 谷山の地にいつのころから人びとが生活をはじめたかということについての正確な調査や研究は戦前まではほとん

また大正七年三月五日発行の「考古学雑誌第八巻第七号」には喜田貞吉博士の「九州旅行談」として発表せられた

どの地域に早くから土器、石器等の遺物の出土することを示しているのである。

貴重な報告といわねばならない。この他に山本正夫氏は早くから山崎五十磨氏と共に谷山の遺物の採集に努力をなし ものの中に、坂之上から石鏃の出土が伝えられているが、今日なお谷山において石鏃の発見例がないことから考えて

学同好会を組織して河口貞徳氏等と共に草野貝塚の発掘を行い「草野貝塚発掘調査報告書」を出し、 の採集を行ったが、これはこの地域の考古学研究への基礎となっている。 究の資料たりうるものである。さらには錫山や火の河原を中心として矢上吉久氏は数十年にわたってこの地域の遺物 よりに数回にわたってその概要を発表するなどして谷山の先史時代研究への道を開いたことは大きな功績であったと られた井上博昭氏は早くから町内の各地から出土する石器、土器等の遺物を採集して保管していた。 たが、その採集した遺物は谷山にはなく、伝えるところによれば東北の大学に寄贈された様である。 いわねばならない。これも故人であるが谷山神社の大脇為博氏が大脇原、玉利等の附近で集められた石器類も多く研 また谷山町政だ すでに故人とな 戦後は谷山考古

の考古学会はその間にあって昭和二十五年には平川海ノ上部落の台地に指宿式土器を主とする繩文後期の遺跡を発見 た遠矢徹志氏は大坪敏夫氏等と共に北部地区の遺物採集と、遺跡の探究に大いなる努力をつづけたのである。谷山市 きな役割りをなしたことは本県の考古学研究上に特筆すべきものがあったといえよう。当時谷山北中学校校長であっ を行い谷山における繩文文化を明らかにしたのみならず、その研究の結果鹿児島県の繩文後晩期の編年作成の上に大 谷山町考古学同好会がつくられ町当局の大きな支援協力のもとに三友国五郎氏、 史時代研究への道を開いたものとして注目すべきことである。ついで昭和二十六年「草野貝塚」の発掘調査のために いるが、その中で寺師見国氏河口貞徳氏が昭和二十四年「笹貫遺蹟」を発掘調査したことは谷山における本格的な先 鹿児島県考古学会を発足させ、各地で発掘調査を行いその研究を鹿児島県考古学会紀要に発表し大きな成果をあげて 戦後、急速に発達した考古学は、鹿児島県においても、寺師見国氏、山崎五十磨氏、それに河口貞徳氏等を中心に 河口貞徳氏の指導のもとに発掘調査

かな住居址を確認した。北麓の台地附近には早くから遺物の出土が伝えられていたのを平田医院の庭や、 たのである。弥生文化の遺跡では昭和二十七年薬師堂部落内に住居址的な遺跡を発見、次いで坂之上東端台地に明ら 北部三重野部落に同じく縄文後期の遺跡をつきとめ、塔之原に縄文早期の押型文出土の地点を探しあてるに至っ 松元清二氏

宅地内の遺物出土を確認したのも大きな収穫であった。

上博昭氏の死去の後谷山町考古学同好会が自然消滅してしまったことは惜しまれてならない。 が次第に増加しているに拘らず、本格的な調査組織や体制ができていないのははなはだ残念なことである。ことに井 よって作成された鹿児島県遺跡地名表によって確認されるに至っている。然し谷山の各地で遺物の出土や遺跡の発見 このような研究は全て鹿児島県考古学会紀要によって発表され、出土遺物地や、遺跡地名は鹿児島県教育委員会に

三谷山に於ける遺物遺跡の分布状況

えられるところでは繩文文化に属する遺跡や、遺物の出土する場所は、日当りがよく、水の得やすい、海岸や川べり て出土するうち最も古いものは繩文早期のものである。そして最も新しいものは古墳文化期のものである。普通に考 とが確められている。然しその出土状況はやはり一般に見られるように一つの形があるように思われる。谷山におい 文化の遺物を除き、縄文文化や弥生文化期の石器や土器等の遺物の出土することが明らかにされ、 東は鹿児島湾に臨む海岸台地から西は錫山、須々原、火の河原等の山間地に至る迄、ほとんど全域にわたって無土器 既に述べたように多くの人びとの努力によって、今日では、谷山において、北は五ケ別府から南は平川に至るまで 遺跡の存在するこ

件のたちおくれていたことによって古い文化が長くつづいていたことによるものであろう。谷山諸地域の分布の状況 地域の出土例から見ると多くの場合弥生式土器などと一緒に出土して来ている。 これはおそらく経済的、社会的条文化や、弥生文化のようにこの古墳文化の研究が進んでいないのでこのころの資料が少なく明らかではないが、この 行なわれたからであろうし、政治的、社会的な組織が一段と進んでいたからであろう。註3 物などもいたるところから発見されるようになってくる。これは農業生産の発達が水田耕作だけでなく、畑作なども たるまで、人びとが生活し得る条件をもっているあらゆる場所において集落などの遺蹟が発見されるところから、遺 ひかえた沖積地のやや高い場所や、或は沖積地を眺めうる丘陵端などからさらには台地の奥深く、時には山間地にい ので、遺物や遺跡の出土する場所はこのようなところが多くなるようである。古墳文化期になると、さらに低湿地を註2 に近い台地である。狩猟や、漁撈を中心とした人びとが生活しやすい場所であったからである。弥生文化の時代にな111 人びとは台地から低地に進出してくるようになりその周辺に水田耕作が容易である地点を選んで生活をした 鹿児島県下の場合では、 繩文

医大址等、松元町に於ては春山の上床小原迫、棧敷原、森園の轟の滝上丘陵地、八久保、直木の東昌寺、小中原など 註5 跡が存在している。鹿児島市では吉野町雀ケ宮前平、石郷、春日町、若宮神社址、西別府木ケ暮、 させながら研究を進めなければならないからである。谷山の周辺には先史文化の研究にかくことの出来ない多くの遺 である。今日とちがって大昔は、今日に見るような人為的行政区域はないのであるから、どうしても周辺の文化と関連 郡元一ノ宮神社、

もその地形と一般的な形にあてはめて考えて見ることができるようである

次に谷山の先史文化を考える時に注意しなければならないことは、谷山周辺に存在する多くの遺跡や遺物の出土地

一章 先史時代

谷山の歴史

知覧町のイゼン寺、後岳、八反畑、桑代、二ツ谷、永野、石坂、厚地等、、 喜入町の瀬々串、中名など、その周辺にはであり、吹上町の黒川洞穴、田尻、湯之元、平鹿倉等、金峰町の大坂、大平、牛河内、川辺町の瀬戸山、清水、両添ごあり、吹上町の黒川洞穴、田尻、湯之元、平鹿倉等、金峰町の大坂、大平、牛河内、川辺町の瀬戸山、清水、両添128

た遺物の出土が伝えられている。 縄文期から弥生期にかけての多くの諸遺跡が存在している。対岸大隅半島の桜島の武貝塚、垂水の浜平、柊原にもま

かなりの高峻な山道も、その溪谷を利用すれば困難ではないから、これ等周辺の遺跡と関係がなかったとはいえない 先史時代といってもその生活圏は広く一般には交易さえ行われていることから考えても、湾内を自由に航行したり

であろう。

同じものなのである。むしろ縄文文化などにおいてはその出土例の少ない谷山では、このような周辺の関連する諸遺り、出土する遺物も同じ系統のものである。桜島武貝塚から出土する市来式土器は草野貝塚から出土するものと全くり、出土する遺物も同じ系統のものである。桜島武貝塚から出土する市来式土器は草野貝塚から出土するものと全く例えば、鹿児島の木ケ暮遺跡や、松元町の上床小原迫遺跡などは、谷山塔之原遺跡や、三重野遺跡と同じ地域であ

跡を通してはじめてそのすがたがとらえられると考えられるからである。

註1小林行雄「日本考古学概説」二三頁 3和島誠一、金井塚良一「集落と共同体」日本の考古学V古 2大場磐雄「古代農村の復原――登呂遺跡研究」三九頁 河出書房新社「労働と生産」日本庶民生活史―三六頁 墳時代下一五八頁——八七頁 8 鹿児島県教育委員会「鹿児島県遺跡地名表 7 6 5 松元町教育委員会「太古の郷土」松元町郷土史一四三頁以 吹上町郷土史

4 河野治雄「古墳文化」指宿市誌九三頁以下

9上之覚蔵「先史時代の知覧」知覧郷土誌四六頁・六八頁

10 河野治雄「指宿市附近遺跡及び遺物出土地名表」指宿市誌

(イ)河口貞徳「南九州における縄文式文化の研究―木ケ暮遺

じ指宿式土器である。 宿式土器であるが三重野遺跡から出土する繩文土器も同 木ケ暮遺跡から出土する縄文土器の主体をなすものは指

卬 松元町教育委員会「前掲

跡」「鹿児島県考古学会紀要」第3号一四頁以下

また松元町上床の小原迫遺跡からは押型文土器(より糸

たたき石などが出土している。 塔之原遺跡からも同じより糸文状の押型文土器や、石皿 文状)石、皿、たたき石などが出土しているが、谷山の

12 芹沢長介「繩文式土器」日本文化史大系——五六頁 のあるものが多く、貝殻をもって多種様の施文をなしてい 市来式土器とは日置郡市来町川上貝塚から出土する土器を いう、突角形をなす口縁部を有し、器の内外面に貝殻条痕

る。県下各地に出土例多い。編年上後期に属する

1

することは繩文文化の存在をたしかめる方法なのであるが、谷山では繩文式土器や石器の出土するところは少ない。 谷山では未だ無土器文化時代の遺物や遺跡は発見されていない。繩文式土器やそれと一しょに出土する石器を発見

唯最近になってようやくその研究が進められて次第に縄文文化のすがたがわかりかけてきている状態である 谷山に於て縄文文化で最も古い遺物の出土するところは最近発見した塔之原であろう。 だから谷山ではここに一番

早く人びとが生活を始めたのではないかと考えられる。この地は谷山北部の永田川上流の溪谷をのぞむ百七十米から

台地に続く松元町上床の小原迫には塔之原と同じ押型文土器の出土する遺跡がある。ここは石鏃とたたき石と石皿を 百八十米の台地である。溪谷の上流は棧敷原、春山の広々とした台地に続き狩猟の場を与えるようなところである。

伴って出土するから明らかに狩猟が行なわれたことが知られる。同じ繩文文化の古い時期に属するものに吉田式土器註2

があるが、之と類似した円筒形土器の底部が山田の上ノ原台地で出土したと伝えられるが、之も永田川流域の低湿地註3

三四四

をのぞむ台地である。しかし遺物の出土が少いのでその様子はわからない。塔ノ原に近い三重野遺跡からは縄文後期 初頭の指宿式土器と石包丁状石器、たたき石、石皿等が出土している。ことに打製の石包丁状石器は表面採集ではあ るが、指宿式土器に伴うものと考えられるところから、その用途についても農耕関係の問題と関係して考えられなけ

永田川上流の八久保遺跡に至り、その八久保遺跡から少し北へ下った轟の滝附近の丘陵地からは、 を考えれば、昔狩猟の場所であったことも想像出来るであろう。三重野からは谷あいを西へ行けば松元町ではあるが 台地で、永田川の支流山ン田川の上流を眼下に見下す位置にある。藩政時代この地は狩倉のあったところであること ればならないものである。この遺跡も標高二一三メートルの丸岡を望んだ三重野原の南斜面一四〇メートル前後の小ればならないものである。この遺跡も標高二一三メートルの丸岡を望んだ三重野原の南斜面一四〇メートル前後の小 石匙が出土してい

から棧敷原から石鏃などが出土していることとあわせて、この附近一帯が縄文時代から弥生時代にかけて長い間生活から棧敷原から石鏃などが出土していることとあわせて、この附近一帯が縄文時代から弥生時代にかけて長い間生活 ○メートルぐらい)をだくようになっている地形の中でこれをとりまくように遺物の出土地や遺跡が発見されている る。丁度永田川本流と支流の山ン田川が谷山北部と松元町の境の上流において一つの丘陵地(二四〇メートル~二五註5 の舞台となっていたことが想像できるようである。

部の火の河原、須々原地域の出土遺物の中に繩文文化に属すると思われるものがある。 が単独で出土してくることがあるが、はっきりと繩文文化に属すると断定できるものはない。 そのなかで錫山と西南

谷山の西方地区は三百メートルから四百メートル近くの山丘地帯となっているが、この山地から石器や土器の破片

錫山竹木場から出土した土器の破片は貝殼圧痕と貝殼条痕を附したもので、明らかに繩文土器の破片と考えられる

る。何れも縄文文化期に属するものかと考えられる。たしかめてはいないが、矢上吉久氏の採集されたものに牟田元。 かである で出土した石鏃があったと伝えられている。これなど考えるとこの地域にも狩猟を中心とした繩文文化の存在が明ら 部を両方にうちかいた「えぐり」を入れたものである。その他刃部のみ磨製した幅三糎、長さ五糎程の小さな石器もあ 方はやや細く有肩状になっており刃部は刀状である。 ものである。 また錫山地区の奥ヶ野、地福山からは打製石器が出土している。奥ヶ野から出土した打製石斧は頭部の 地福山麓と樫木平から発見されているのは短冊型の石斧の中央

と細い沈線の施文のある縄文土器の破片が石器と共に出土している。 須々原の地は戦後開拓された所であるが、ここからは弥生式土器にまじって明らかに、貝殼条痕のある土器の破片

活をしる最大の手がかりは出土遺物の量や種類からいって草野貝塚が代表的なものである。 の破片が出土したと伝えられるが確認はしていない。これらの地域は何れも海岸台地である。このうち縄文文化の生 谷山の南部では縄文文化後期に位置する草野貝塚と平川遺跡がある。光山にも貝塚のあとが見られ黒色の研磨土器

出土遺物から考えてみると、縄文時代は何れも狩猟や漁撈のできる台地か丘陵地を選んで生活をしていたことが明ら いのでわからないが、台地では「たて穴住居」に住み、山地では洞穴などを利用したろうと思われる。 かである。しかし繩文人が住んでいた住居址は三重野で発見された「たて穴住居址」らしいもの以外には出土例がな 谷山における縄文文化の遺跡や、遺物の出土する地は今日では以上の他に発見されていないが、これらの諸遺跡や

草野貝塚から出土する獣骨鳥骨の大部分は、鹿といのししの骨であるところから当時はいたるところ鹿やいのしし

ぶったりして食べていただろう。石皿のようなものや丸いたたき石などはそれに使用した道具であったと思う。また 野に自生する草木の実や自生の芋類などを採集し、粉にできるものは粉にし、だんごなどのようにして、焼いたり、 の生息するところであり縄文人の食料の中心となったものであろう。草木の実や種などの遺物は残っていないが、

Щ

加工して装飾品として用いられたものもある。ただこれらのものが実際にどのように用いられたかということはそ 破片も出土しているから腕かざりをしていたことも知られる。また歯牙に穴をあけたり、骨角器にきざみをいれたり 長さ十五センチぐらいの頭部に刻みをつけた丸い骨器や平たい骨器は 簪 などの髪飾として用いただろうし、貝輪の

魚骨や、はまぐり、あさり、あこやがい、すがい等の貝類の残っていることは魚貝類を食したことを物語っている。

の出土例がないのでよくわからない。註8

解明できないが、指宿市の大渡遺跡で発見されている繩文人と同じ文化をもっていたことは疑いない。それは繩文文解明できないが、指宿市の大渡遺跡で発見されている繩文人と同じ文化をもっていたことは疑いない。 化後期の指宿式土器や市来式土器を使用した人びとであったが、それと同じ形式の土器が平川遺跡や草野貝塚、三重 ところでこれらの文化を担当したものはどのような人びとであったか、これは繩文時代の人骨の出土例がないので

にわたり出土するから、谷山で縄文文化が盛行したのは縄文文化後期のころであったといえよう。 野遺跡から出土するからである。しかもこれらの土器は、南薩一帯から、大隅半島、 日向宮崎の地まで及ぶ広い範囲

の論議がなされているが、ある程度の農耕が存在したことを認めようとする考えもある。三重野で出土した石包丁状次に問題となるものに縄文文化に何らかの農耕生産が行なわれたかということである。現在これについていろいろ 石器についてはこのような問題と関連して考えたいと思うからである。

註1押型文土器については前掲

の土器である。
3吉田式土器とは鹿児島郡吉田村大原より出土した繩文前後2松元町教育委員会「太古の郷土」松元町郷土史一四三頁

には圧痕による連点をつけ並行条痕文をつけた深鉢型の黒褐色の土器で貝殻の腹縁で条痕文を格子状に施し口縁部

石器時代一号河口貞徳「南九州出土の条痕土器、吉田村及び知覧遺跡」

会紀要三号七八頁東才二、重盛重一「吉田村先史時代遺跡」鹿児島県考古学

頁賀川光失「九州東南部」日本の考古学Ⅱ、繩文時代二七三

具に細い巻貝状のものを用いており沈線内に等間隔の極くさつけて曲線文様、幾何的文様を附した土器である。施文は二つの平行線を用いて直線的に渦線状に、あらゆる変化は二つの平行線を用いて直線的に渦線状に、あらゆる変化なつけて曲線文様、幾何的文様を附した土器につけられた名本指宿式土器とは指宿市十二町下里遺跡から出土して京大考

分布は伊佐郡を除いては県下全般にわたって見られるものしていたのもこの土器の特徴かと考えられる。この土器のる。指宿大渡遺跡から出土した土器は赤紫味を帯びた色を起をもっており内部に結繩状に施文しているのも特徴であ細い平行線が見られるのも特徴である。口縁上部が山形隆

† 来弌こもfするものである。 縄文土器の編年からすれば岩崎上層式のあとをうけ、 更に で宮崎県の綾村遺跡出土のものと類似する。

市来式に先行するものである。

巻二号河口貞徳「南九州後期の繩文式土器」考古学雑誌第四十二河口貞徳「南九州後期の繩文式土器」考古学雑誌第四十二寺師見国「南九州の繩文式土器」

系」鹿児島県史蹟名勝天然記念物調査報告第二輯6山崎五十磨「鹿児島県下石器時代の遺跡並に古墳分布の大5松元町教育委員会「前掲」一四六頁

- 聞い遺体については分りで引っていれているようである。学雑誌第八巻八号 | 一山崎五十磨「鹿児島県下土器分布と民族移住の方向」考古

してあるものが多いと記しているが、この洞穴は「タンネその中には多くの石がある。その石には近世の文字が墨書をの中には多くの石がある。その石には近世の文字が墨書かってマンロー氏が「太古の大和民族と土蜘蛛」(考古学雑7洞穴遺跡については谷山で明らかにされたものはないが、7洞穴遺跡については谷山で明らかにされたものはないが、

三八

日本考古学協会「日本考古学辞典」の「縄文文化」の項ニ

重野や、草野の清泉地の丘や錫山地区の川辺境との岩屋等が出土したと伝えられた。確証はないがこの様な洞穴は三郷土史家である入佐清之烝氏はここからかって弥生式土器の蛇の穴」とよばれるものであろうかと考えているが、

吹上町坊野の黒川洞穴は縄文文化以来の住居址であったこのものははっきりと住居址と考えられるものではないが、元町の洞穴の中には五輪塔が多数安置されている。これ等われている。谷山の蛇の穴と続いているといわれている松にある。いづれも一向宗(禁制)との関係があるようにい言里や「青里の洋房地の上や銀山地区の川辺境との岩層等

8野口義麿「繩文時代の生活と社会」日本の考古学Ⅱ繩文文五九頁以下 五九頁以下 五九頁以下

とは既に知られている。

10 最上宏「上代稲作起源史考」日本食糧史考一二三頁9河野治雄「十二町大渡遺跡」指宿市誌六三頁

土していることを示している。

崎県に穴をあけないで両側をうちかいた石包状の石器が出

化三六七頁小林行雄「日本考古学概説

弥生文化

皇徳寺遺跡、それに上福元町の薬師堂遺跡、不動寺址遺跡の数例にしかすぎない。その後、北麓の平田宗治医院 になる。それが明らかに遺跡として確認されるような調査がなされたものはわずかに上福元町の笹貫遺跡 谷山で弥生文化の存在を示すものは弥生式土器と石器の出土であるが、それは谷山のいたるところに見られるよう Щ [田町の (谷山

うちかき、下方に刃部をつけた長さ八・五糎幅五糎程の「指宿市大渡遺跡から出土した扁平な片面の自然石を両側を十四日)

石包丁状石器」とよんだものについて安子敏民

「両側帯欠

尚、小林行雄「日本考古学概説」一○○頁には香川県や宮ある石器として説明された注目すべきものである。各地域の例を示しながら弥生文化期以前に農耕生産に関係エスキモー、アメリカインデアン、アラブ古代住民等世界工の石」」やアンダーソン博士の例、またチユクチー族、口的石刀」やアンダーソン博士の例、またチユクチー族、

ら高坏の出土したことも示された。錫山地区の上村栄蔵氏は同地区の鬼灯火谷の上場から長さ二十二センチと二十四 た。さらに影原のドトンの加治屋栄蔵氏の畑地から石斧が出土していることも、 下福元影原部落南部の小屋敷の福満金次郎氏所有の畑地から完全甕型土器の出土したことをたしかめることもでき 不動寺址遺跡のみである。 を調査するまでにはいたっていない。これ等のうちで何らかの形で報告されたものは笹貫湯貫迫の遺跡と薬師堂遺跡 センチの長い石斧状石器二本を採集されたという。このように新しく次々に遺物の出土や採集が行なわれているが、之 小学校西隣) の病棟建築地や、同じく北麓の松元清二氏宅地内に弥生式土器が多数出土したことを確認したし、また 同じく影原の馬込の鳥丸氏の宅地か

む場所に点在するようになってくることである。これは彌生文化が繩文文化の狩猟漁撈や採集経済中心の生活とちが や山麓地帯、火山灰台地下にエプロン状に附着している低台地に、あるいは永田川の流域に、 を合わせるとほとんど谷山全域に及んでいる。ここで気のつくことは繩文文化に属する石器や土器の出土地や遺跡が 丘陵地や台地、あるいは一部台地前端に存在したのに対して、彌生文化になると台地や丘陵地から、沖積地の小台地 新しいこのような事実が発見される以前既に多くの彌生文化に屬する遺物の出土地がたしかめられているが、それ新しいこのような事実が発見される以前既に多くの彌生文化に屬する遺物の出土地がたしかめられているが、 何れも低湿地帯をのぞ

谷山で彌生文化に関係する土器や石器等の遺物の出土した地点を町の北部から眺めてみると次のようになる。 北部地域 この地域は鹿児島市松元町吹上町に境を接した大字五ヶ別府、山田、中村、上福元の一部を含んだ

って農耕生産を中心とする社会に発展していた事実によるものである。

地域で永田川を中心としてその流域に水田を展開させる扇状地形である。五ヶ別府地域は谷山北部の台地を形成する

なりその流れを移動していただろうと考えられる。 川中から壺形土器などが出土することがある。永田川の流域は現在非常な曲折をもっているが、その位置は以前はか 散布していたり、出土したりする。山田地域から中村地域になると永田川流域が次第に開けて中流域から下流域上福 ところからかなり不整形なところが見られるがいずれも永田川上流の溪谷をはさんだ台地に土器の破片や石器などが 元地域にかけて広々とした水田地帯を形成する。だから土器の破片や石器なども台地だけでなく台地下や、 永田川

等によって試掘がなされたけれどもわずかに弥生式土器の破片等が出土したのみで遺跡の形態は散布地という以外は 地点や出土状態がたしかでないところが多い。皇徳寺ヤツジョ址は永田川右岸の低い川岸段丘であるが、河口貞徳氏 集された土器の破片、或は底部や石器類は宮川小学校や谷山北中学の生徒たちによってなされたものであって出土のまる。 磨製石斧やたたき石土器の底部等が拾集されている。何れも弥生後期から末期のものが多いようである。ただこの収 五ヶ別府)、皇徳寺ヤツジョ址、大河内、札下、京ノ塚、辺田、上ノ原、谷(以上大字山田及び中村)などで、完全な わからなかったようである。三重野の蕨野光盛氏の宅地内のみかん畑の一隅を掘りさげたら土器の底部と石斧が出土 したと伝われるが、その時の状態は明らかでない。 これらの地域で土器の破片や石器の出土するところは炭床仁、仙山、川口、菖蒲口、塔ノ原、三重野原(以上大字

入来、 和田干拓に至る海岸を含んでおり、永田川、木下川、和田川の流域にひらけた低湿地、水田地帯でもある。漁見原、 竹迫の台地が永田川をはさんで、見寄、 中央部地域 この地域は上福元塩屋の大字区である。永田川下流域を中心として北東部海岸から和田川下流の 御所原、 後迫、 陣之平、本城、玉林城の台地下に東海岸に向かって沖

積した低地が大部分であるが、その中で町の麓の部分がやや台地をなしている。

この地域では永田川をはさんで、時には永田川の中に、広い範囲にわたって土器の破片や石器が出土するのが見ら

れる。

5 近では最近壺形土器が発見されている。七村、柿木田、永田部落の附近を流れる永田川の流域では、土手下や橋下か 量の甕形土器、 磨製石斧が発見されている。薬師堂は水田低地よりやや高くなったところであるが樹木を移植する時、その下から多 いう完形の高さ三○センチ程の壺形土器、或は小形の壺土器が出土している。永田川に設置されている真方ダムの附 笹貫では後に述べるように多量の壺形、高坏、鉢形の土器や軽石製品などが出土し、高見や波之平では土器底部や 壺形土器、 甕形土器、或は弥生土器の破片などが発見されている。 註5 鉢形土器、高坏等の弥生式土器破片が出土した。堂園や、惣福の畑地では井戸を掘る時に出土したと

池城址、大久保、 の遺跡は既に墳墓の関係で山崎五十麿氏が報告されたところである。慈眼寺入口の鉄道線路土手下からは水道管施註6 に対して の際たたき石と弥生土器の破片が出土した。西方台地では御所ヶ原は土器破片の散布することが確認されている。菊 農事試験場内や不動寺部落東側の水田一メートル位の深さの地点から壺形土器、高坏等が出土している。不動寺址 大脇原、玉利等で遺物が出土することも既に早くから知られている。註7

柳ケ谷等の西方山丘地域からもたたき石や、土器底部、磨製石斧等が採集されている。

方の山地へ続く地形である。 坂之上·影原地域 この地域は大字の下福元・和田の地区であって、ほとんど東側海岸から台地を形成し、西 台地の西方の上床に一段高い亀甲状をした「ケノチカ山」と称せられる古墳状の丘陵が一台地の西方の上床に一段高い亀甲状をした「ケノチカ山」と称せられる古墳状の丘陵が

兀

第一

物の出土することは早くから知られていたが、今なお窪田義光氏所有の畑地よりは土器の破片等が出土しているので製石斧が和田の森山宣夫氏によって採集されている。別府、上床、野頭一帯に破片の散布が見られるし、影原から遺 採集されているし、草野貝塚のある附近の畑地からも弥生土器の破片が出土することが伝えられている。それから福 ある。野屋敷や、 では古い五輪塔が四基程残っている附近に弥生式後期の土器が散見された。「ケノチカ山」附近のみかん畑では磨 には「かなくそ」が散見されまた通称「寿庵松」とよばれる慈眼寺南台地では打製石斧が出土しているし、 宇宿ヶ城には早くから土器底部や石斧等の出土したことが知られていた。東前部落の内山猛氏の畑地から園芸耕作中 に見事な大形石斧を三本発見したことからその後住居址が確認されている。坂之上台地西北の「ひがん田の坂」附近 の存在が確認されている。北東台地の玉林城址では弥生式土器片、 あってその中央頂部には宝塔が一基安置されている。「山の神」として祭祀されている以外にその由緒は明らかでな い。この台地の中央部は低地をなして南東の方に流れているが、その周辺部の高地では全域にわたって遺跡や遺物 ドトンの畑地で宅地造成中に遺物の出土したことは既に述べた。光山では畑や道路の脇から石斧が 石器、軽石加工品等が多量に散布しており、 「若宮址

ちに西へ次第に高地をなしている地域である。谷山で五二一メートルで最高の烏帽子嶽が指宿郡瀬々串と境をなし、 須々原開拓地迄もふくんでいる。 平川地域 この地域は大字平川区であって国鉄指宿線伍位野駅より以南の地であって、一般には西方川辺境の 地形的には海岸線にそう一部の地域には低地はあるが、ほとんど台地をなしさらに直

現在も弥生式土器の破片や土錘等が出土しているが、ずっと以前現在の国道(二二六号線)ができるとき当時丘陵状れている。更に武田氏は浜平川西部の台地に土器破片等が散布しているのを確認しておられる。海ノ上台地に於ては することも確認されている。 舗を構築する際、 石器の出土地として確認されたところであるが、その南の方の伍位野墓地の附近では園田氏がガソリンスタンドの店 大部分が海岸近くの台地か、或は小さな川の流域のようである。古屋敷・芝野などは早くからその弥生土器の破片や 須々原開拓地は四百メートル前後の山地なのである。この地域で遺物の出土するところは須々原の開拓地を除いては 弥生式の壺型土器片と蓋形土器とを発見し、そこが住居址状の様であったと武田憲太郎氏は説明さ

らに鶴田明孝氏宅にも数本の磨製石斧があるが、高落附近で採集したものという。 薗秀夫氏発見の磨製石器は平川小学校の南西の豆打川上流の台地で、原川善之烝氏附近の畑道路であったという。さ註13 平川小学校には数本の石器が保管されているが、平川校区出土と伝えられるだけで出土地は明らかでない。また外

後に述べるように、ここでも弥生式土器の破片などが、石器と共に出土したことを伊藤信成氏が連絡されているのであ 須々原の開拓地は川辺と境する四百メートルをこえる高地であるが、戦後開拓地として入植が行われたのであるが

(木) 錫山、 火の河原地域 この地域は谷山の西南部の山丘地帯であって、標高三百メートルから四百メートルの高

先史時代

る。

四三

谷山の歴史

器の破片や石斧類が採集されて保管されているが、錫山小学校にある一部のものだけが出土地が明らかにされていて、 地に点在する。ただ火の河原は川辺町に流れこむ広瀬川の上流の水源附近の谷合にある。ちょうど谷山市と川辺町と の境の熊ヶ嶽の山麓にあたる。大字では下福元と平川の一部の地区である。錫山小学校、火の河原分校には何れも土

ているのは、芝元、牟田下、奥ヶ野、竹木場、通山、鎌塚、 火の河原分校のものはその附近で出土したと伝えられているだけで明らかでない。錫山校区でその出土地が伝えられ 東谷、白別府、 増水、松ヶ野、 憩平、 一合谷(宇宿か)、

柏木平、流河内滝の上、ヨケン平などであるが、大部分は磨製石斧の出土を伝えている。牟田下では石鏃が以前に出からのきょう。

土していると矢上吉久氏は話されている。

東流する木之下川の上流で水源をなす地域で、標高三百メートルから四百メートルの高さにあって西側は吹上町と境 鬼灯火谷の上場からは大型の石斧が出土していることは前述したが、この地域は大脇原、大久保両台地の間を通ってきのがだに、かんは

し吹上町の日添に通じている。

これに対して鎌塚、松ヶ野、

ある、むしろ錫山や火の河原地域はこの川辺町に流れこむ広瀬川の上流にあり、 に分かれたこの上流にかこまれた様にして位置しており、遺物の出土地が何れもこの上流に面したところで出土して 焼野河内や西山岩屋、宇宿などは下流で万瀬川となる広瀬川の上流水源をなす地域に しかも錫山は竹鼻の台地先端で二つ

なわれていないためにその実態をつかむことは出来ないが、多くの石斧の出土や破片の出土資料をもとにして調査を いることは山地における弥生文化の存在や性格を知るのに注目すべきことと考えられる。しかしまだ十分な調査が行

進めることが必要であろう。

えるのに上福元高見で出土した土器に彌生式前期の様相が見られる以外に、同じ様な古さをもっと考えられる数例のあって、しかもその出土状況の明らかなものはわずかに数例にしか過ぎない。出土する弥生式土器の形式年代から考 以上は谷山における弥生文化に関係ある遺物の出土地やその状況であるが、出土する遺物の大部分は土器と石斧で

出土品の他は全て彌生式後期かあるいはそれ以後にまで下るものが多いのが特徴である。

指宿周辺などの諸遺跡の状況からして、谷山の彌生文化も稲作を中心とした農業生産や漁撈、狩猟を行ないながら集正れらから谷山の彌生文化のありさまをたずねることは困難であるが、鹿児島地域や、松元町、金峰町、あるいは 団生活を行なっていただろうと考えられる。その生活の場所はもう台地だけでなく低地まで広がってきている。彌生

址を中心に南は指宿、山川にまで、同じ彌生文化が対岸の大隅半島などと関係をもちながら、あるいはその影響をう や、社会組織の発達によるものと思われるが、その中心は一体どこであったのか。北は鹿児島の一之宮、旧医大住居 後期のころになると山地や、台地や低地をとわず谷山の全域にわたってその生活が広がって来ているのは政治的支配

3 古 墳文化

けながら発展して行ったものであろう。

がっていくが、何故かこの谷山地域にはそのような様子は見られないのである。社会的、経済的条件が弱かったのに よるものであろうか。 五世紀から六世紀になると大和地方の新しい古墳文化の波が大隅の高山、串良などの地に移入され、県下一円に広11年のから六世紀になると大和地方の新しい古墳文化の波が大隅の高山、串良などの地に移入され、県下

古墳文化というのは一般に古墳をつくった時代といわれるが、むしろ彌生文化の農耕生産の上にたち、鉄器の普及

四五.

第二編 四六

墳の存在だけを強調する必要はない。ただ古墳の存在しないことはそれだけ経済的条件や社会的条件が弱く、それを 耕地の拡張によって経済力が非常に発達して日本の国家統治が形づくられていく時代である。だから必ずしも古

つくり得る豪族層がいなかったか、あるいはまたそのような力がなかったかである。

鏡等の青銅器、 古墳文化の存在を考える手がかりとして、弥生文化の時代とちがった多くの進歩した遺物の出土がある。 鉄製農具、工具をはじめ、甲冑、刀剣、弓矢、鎗、馬具等の武器、 埴輪、 土師器、陶質土器、それに註19

示すだけでなく、この遺物の存在の有無が人間生活の貧富の差を示すものである。一般的に出土するものは土師器と 冠帽、耳飾、帯金具などの金銅製品などまことに多種多様である。このような多彩な遺物の内容がこの時代の進歩を

陶質土器とである。

つから陶質土器や、土師器が出土している他は、井上博昭氏や有山長太郎氏の保管にかかる碌があるくらいで、それら山で現在まで見られるのはやはり土師器と陶質土器とであるが、それも出土例は少ない。笹貫や、清泉寺の洞く

も出土地は明らかでなく谷山出土と伝えられるだけである。

なかったのかもしれない。だから弥生式土器と考えているものの中にはずっとおそい時期までこの地域では使用して また調査が行き届かないので明らかでないのかもしれないが、むしろそうした新しい文化をとり入れるだけの力が

註1河口貞徳 「谷山町笹貫遺跡について」西日本史学第三号九 河口貞徳「鹿児島県の弥生式遺跡について」鹿児島県考古

学会紀要第二号三頁

いたのかもしれないのである。

冒

山崎五十磨「弥生式土器遺跡と墳墓との関係」考古学雑誌

第十巻一号

鹿児島県考古学紀要第三号六二頁2河口治雄「谷山町における先史時代遺物の分布について」

代三四九頁3和島誠一・田中義昭「住居と集落」日本の考古学Ⅲ弥生時

4河野治雄「前掲」

から出土した弥生式土器が展示してあった。た際に「有史以前の鹿児島」と題した展示会場に谷山各地を昭和二十四年頃、鹿児島市が市制六十周年記念事業を行っ

6山崎五十麿「前掲」

系」鹿児島県史跡名勝天然記念物調査報告第二輯7山崎五十麿「鹿児島県下石器時代の遺跡並に古墳分布の大

8土地の小字名は「京ノ塚」とあるが一般に「ケノチカ山」にとよばれている。一説には「ケ」は「貝」のことをさすととよばれている。一説には「ケ」は「貝」のことをさすととまばれている。一説には「ケ」は「貝」のことをさすととまばれている。一説には「ケ」は「貝」のことをさすというところから、また昔、地震のあった際は「キノチカ」にと考えられる。また昔、地震のあった際は「キノチカ」にと考えられる。また昔、地震のあった際は「キノチカ山」とよばれている。一説には「ケ」は「貝」のことをさすという伝承もある。

9山崎五十麿「前掲」

松下正敏氏が教示されたものであるが、現地を調査したが10昭和四十年頃当時県教育委員会社会教育課の文化財係長の

確認出来なかった。

しないと現在のものと区別しがたいものがある。ころがある。唯往々にして弥生式土器などと一しょに出土して用いるものであるが、漁村では現在も使用していると11「土錐」とは中ふくらみの管状の土製品で漁網のおもりと

などと一しょに骨等が出土したということである。12 平川軸屋の原川道徳氏が古老から聞いたという話では土器

きなかった。 13 平川町の松元軍吉氏が現地に案内して下さったが確認はで

14 竹鼻は錫山地区南部の川辺と境を接する地点にあってこの14 竹鼻は錫山地区南部の川辺と境を接する地点にあってこの14 竹鼻は錫山地区南部の川辺と境を接する地点にあってこの14 竹鼻は錫山地区南部の川辺と境を接する地点にあってこの

山川の電波観測所内にも弥生式時代の貝塚がある。また薩弥生式時代の貝塚があって石包丁や骨角器が出土している。なた、指宿市の宮ヶ浜北東の海岳台地には出土している。また、指宿市の宮ヶ浜北東の海岳台地には出 鹿児島市一の宮遺跡や旧医大址の住居址は中に炉などがあ15河口貞徳「先史時代」前掲九七頁

摩半島の南部で弥生式土器のうちに籾痕のあるのが出土し

河口貞徳「先史時代」鹿児島のおいたち

国分直一「わが国古代稲作の系統」水産講習所研究報告 河野治雄「先史時代」指宿市誌六九頁以下

17 樋口隆康「九州」日本考古学講座5古墳文化一○七頁

19 18 水野清一、小林行雄 図解考古学辞典三五七頁 「埴輪」というのは、古墳の外側にならべられる素焼の土

製品である。筒型をした円筒埴輪と、家形や動物や人物な

ばせきといた形家埴輪に分けることが出来る。 焼土器の総称である。土師器は弥生式土器の発展したもの 「土師器」古墳時代から平安時代までつづいて使われた素

四八

だがろくろの使用はしていないが器形の種類が多い。また

は須恵器のことをさしている。祝部土器ともいわれている 土師器には殆ど装飾的文様がない。 「陶質土器」とは千度以上の熱度で焼かれた土器、一般に

土器である。非常に種類が多い。杯、高坏、坩、盌、器台 之は「ろくろ」を用いて造る。色は灰色か灰黒色でかたい

た文様がある。 かめ型土器である。また土器の内面や外面にたたいてつけ

20 騡とは須恵器の名で小形の広口壺の胴に丸い穴をあけて竹 をさし注口器として使われたものである。 (水野清一、小

林行雄「前掲」)

第三節 谷 Щ \mathcal{O} 主 な 遺 跡

次に、縄文、弥生、古墳の各文化を通してその主な遺跡のあらましを説明しておきたい。

塔ノ原遺蹟(縄文時期の遺蹟) (図版4参照)

畑である。

1 所在地 谷山市五ヶ別府塔ノ原部落の溪谷にのぞむ台地のやや斜面の畑地である。塔之原部落の上原薫氏の所有

ものであることも確認した。石斧も出土していることをも確認した。

3 さらに、最近この畑地の下の段の畑地や付近の畑地から底部を含む数片を採集したが、その中に注目すべき破片が の表土層を第一層として次に明るい赤褐色の層が続き(第二層)その下に褐色のネンド質の層があった。 ではないかと考えるのである。深さ一メートルくらいに掘られたみかんの苗木の穴のところで地層を見るに、黒色 少し異なるのではないかと考えられた。畑地のどの層から出土したかは明らかでない。殊にみかん園造成のために の破片は、 破片の一つは押型文土器の破片であり殼粒押型文である。色は褐色で厚手である。これと同じ場所にあった今一つ ブルトザーで地形を整地したために、おそらく包含層、あるいは遺蹟とおもえる遺構は破壊されてしまっているの 出土遺物 (褐)色の破片である。一見して市来式土器の形式をもった破片のようにも見受けられるが、口縁部の状態から 口縁部に厚みをもった凸帯をつけ、その凸帯の部分に細い斜線を皿状に施し、口縁上部に刻みをつけた 出土している遺物は土器の破片と石器(石斧)とである。土器の破片は繩文文化に属するものである

繊維状のひものようなものか、あるいはそれに類似するような施文具をもって押しつけるように

あった。それは、

谷山の歴史 五〇

をさらに波状の凹線をもって地文を斜めに切るようにつけられている。破片は胴部辺のものらしくやや内側に湾曲 施文した押型文土器の破片である。施文の方向は縦か横かあるいは斜か明らかでないが、「より糸文」の文様の上 ら考えて明らかに「前平式」に似ているところから、この土器破片を繩文前期位に位置するものと考えたいのであ しておって、厚さは一センチほどで、また、小量の雲母を混入した褐色の破片である。これは胎土の質、文様等か

えるが明らかでない。底部破片も一個出土しており、平底であるがゆるやかなあげ底をなしているのが特徴であ 他の一片は褐色の破片で、平縁の口縁部をもち、器面に浅い凹線を斜めに施文している。形式は指宿式系統と考

石器も一個出土している。粘板岩質の片面が平たいヘラ状の石器であり、長さ十四センチ、幅四・五センチほど

のものである。

る。

る。

るため、すでにみかん園造成などのため、機械で開墾される時破壊されたらしいように思われる。 以上がこの地土遺物であるが、現地は南側にやや傾斜した畑で、また、下の畑とかなりの差をもったところであ

(縄文後期の遺跡) (図版5・6参照

- 所在地 谷山市五ヶ別府三重野部落内の三重実安氏所有畑地
- 2 現状

1

現地は谷山北部の地域にあり標高およそ百メートル前後の火山灰台地である。 永田川の上流が中村、 山田付近で

分流し 土層の下に赤褐色の層が一○センチ─三○センチの厚さで存在し、黒色層、 があって、 褐色の柔らかい耕作表土層であり、その下に三〇センチ―三二センチほどの黄色の軽石風化れきを混入した黒色層 いかと考えられる点もある。 はいないようであった。なお、 っていたといわれているのでほりかえされ、 図(6)のAの地点とBの地点(両地点は高低の差が三メートルほど)であるが、 えされたところをもとにして調査して見たところ、次のような点をたしかめることができた。 打製の石器と石皿状の石器を発見して、はっきりとそれを確認したものである。たまたま、今回耕 遺物の散布地であることを教えられたのである。その後、数度の表面採集中三重実安氏の畑地に繩文土器の破片と 見したことがあるが、 二七、八年ごろであった。 で、昔から「ガラン山」とよばれた小山の南の方にある。この地が遺蹟地であることを発見したのは十数年前の昭和 の三重野原台地を中心にして永田川の本流 山 さらにその下は、 遺蹟地は、この三重野原台地の南側台地下の小字三重野の畑地にあり、小台地が不整形に形成する畑地 ノ田川)、本流と支流が上流において抱きかかえるようになった台地である。 蕨野光盛氏が同氏の宅地内畑や付近の畑などで採集された遺物などによっても、 遺物の散布状況の調査中、付近農道上に無数の弥生式土器の破片の散布しているのを発 掘りかえされたAの地点では、現在の畑地面(地表)からおよそ二七センチほどは暗 いわゆる赤ボッコといわれる土質が続いている。しかし、それも場所によっては、 前後の地形の状態から家屋をたてるために土手がかなり削り取られているのではな (北部) および支流 攪乱されているように思われたが、 (南部) に傾斜して畑地をつくり、 その下に赤ボッコ状の土層と続いてい 一部で地層を見たとき攪乱されて Aの地点は、 標高一二〇メートル前後 以前ここに家屋が建 調査した地点は また、谷を形成 地が一部掘りか この 付

五.

(主として指宿式系統)小破片で小量である。ただ一片赤褐色層の上部から出土したものがあるが、これは褐色の

遺物が出土するのは暗褐色層(表土層)の下から次の赤褐色層(第二層)のま上であって、

いずれも縄文土器

との間を₩字形の凸帯をもってつないでいる。特徴としては、この凸帯に半円形の道具をもって下から上へはねあ 土器破片で口縁部には波状の凹みを施し、 口縁部の下に紐状の凸帯をめぐらしている。しかも、 この口縁部と凸帯

また、この地点から黒旺石の破片が一片出土した。注目すべきことは赤土層上に直径十五センチ、深さ二五セン

げた凹みを連続して施文していることである。

チほどの落ちこみが一個、あるいは二個(あとの一個は不正確のためそうであるかどうかは確認できなかったこと

ど低い東よりの下の道路)の道路脇のがけぎわから土器の破片が出土しているのを発見した。 である。)住居址状の柱穴のようにも考えられたものである。 次に、A地点のすぐ下の坂道がけになった道路わきの断面を調査している時、B地点(A地点より三メートルほ

この畑地は三重サクラ氏の所有の畑である。この上の畑(三重実安氏所有)と下の三重サクラ氏の畑との間の小

出土した。 道路はかなりの傾斜をしており、Bの地点はちょうどその坂道の途中で道路にそった茶株の土堤下に出土したもの である。 畑の表面からおよそ六○センチ─七○センチほど下の黒褐色の土層中からであった。 Bの地点から出土したものは指宿式土器で器形はいずれも鉢形土器である。底部も破片が出土している 丸いたたき石も二個

が厚手の平底のものである。

器形のわかるものは三個であり、うち一個は口縁部から底部まであってその形がわかるものである。

チ高さ凡そ二六センチ(底部を欠く)の大きさで褐色の土器である。口縁部はゆるやかな隆起をもっており、胴 ③の土器もまた指宿式土器である。鉢形土器で底部はない。表面は黒色で内面は褐色をしている。 宿式土器の文様に見られる特徴である。土質はそれほど良くはなく、ただ小量の雲母が混入している。同付近図 貝状の施文具のようなもので付せられたらしく沈線の内部にも等間隔のごく細い線が見られる。これは、この指 四センチほどの所までしか施されていない。細い二重の沈線をもって鋸歯状に施文している。沈線は細長い巻 それほどよいものではない。色は暗褐色で平縁の口縁部に小さい山形の凸起を施している。紋様は口縁部の直下 近いものである。これも底部はないがおそらく平底であろう、厚さ○・ハセンチの薄手の土器で、土質も焼度も 浅い三つの切り込み状になっている。同じく②の土器も鉢形土器で直径一八センチほどの胴の張らない深鉢形に 部分も見られる。山形隆起の部分の裏面には三本の斜線が左から右下へ施されている。したがって隆起の上部は の細い凹線を以て直線、曲線をもって組合わせ変化をつけた幾何的紋様である。上部横線の部分には結状を示す 少し横に張り出した平底であろう。 部はないが、平底の底部が出土していることや底部の付近がやや少し外側にそっているところから、おそらく 土器は指宿式に属する土器である。附図(6)の土器のうち(1)の土器は鉢形土器である。直径約二四セン 紋様は口縁部直下より上方胴部の張り出した部分に施文されている。 口縁部には小

さな山形隆起があり、

口縁部はやや内側に湾曲しているので、肩部のあたりが丸味を帯びてそのまま底部の方に

谷山の歴史 五四

心にして施文されているが、紋様は山形隆起の下に凹線で◇形状の紋様をつけ、それを中心に不整形な同心円状 細まっていくようである。紋様は口縁部から肩部の辺まで施されており、細い凹線をもって山形隆起の部分を中

は指宿式に属するものであるが、前述した連続刺突状の文様の土器破片もあった。底部も出土しているが直径十 線はこの種の土器文様特有なもので、凹線の中に数条の細線が見られる。その他、 に広げながら外側へ伸びて曲線で終わるように施文されている。凹線は不整で荒っぽく所々切断されている。 土器の破片は小破片で大部分 ПП

(口) の破片とが出土している。 石器 石器は丸いたたき石と粗製の石斧とであるが、以前に粗製の刃部をもった扁平な石包丁状石器と石皿状

センチの平底で厚くややごつごつした感じのものであった。

中には片面に指で圧したほどの凹みをつけているものもあった。粗製の石斧は刃部が斜めになって、 たたき石は直径が九センチと十一センチで厚さ三・五センチほどの円石で両面は平たいものである。 まだ磨製し たたき石の

以前に、同じ場所から表面採集によって得た石包丁状の打製の石器は注目すべきものである。完形品でないの

ていないと思われるものであった。

でたしかなことは不明であるが、半欠の石器からみると、長さ五センチほど、幅七~八センチで上部の厚さおよ

明らかに打製の石包丁とも考えられるような石器である。 製が加えられて刃をつくっている側面はややえぐったようにうちかかれている。 そーセンチで下部に下るにしたがってしだいにうすくなり、断面がV状の扁平な石器であって、刃部には細い打 (石包丁と断定するわけにはいかないが、適当な表現 上部には穴はあいてはいないが

伴出するものかは表面採集のため確かめられないでいるが、出土する遺物が指宿式土器であることから縄文土器 がないので、 「石包丁」状という語句を使用しておく)ただ、これが縄文土器に伴出するものか、 弥生式土器に

石皿は凹みの浅いものである。

に伴出したものでないかと考えている。

三 上ノ原遣蹟 (縄文と弥生遺跡)

1 である。高さ標高五十メートルほどで眼下に永田川とその流域の水田地帯をのぞんで南北に長く続いていて、台地 所在地は市の北部谷山北中学校の東南の台地(小田から五色宇都にかけて)で通称「上ノ原」と呼ばれている所

上は畑耕作が行われている。(鳩宿忠雄氏所有畑地)

られている。形式から見れば、吉田式土器の底部に類似している。また伝えられるところでは、市来式土器の破片 土器底部であって円筒形状をしており平底である。器体には貝殼条痕が横に付せられ、下端は爪形の列点が施文せ 遺物、出土している遺物は縄文式土器の破片、弥生式土器破片と、半磨製の石斧などである。縄文土器の破片は

石斧は半磨製の刃部を含む下半分のものである。

も出土したと伝えられるが明らかでない。

地の小田および五色宇都とよばれる地点で、もと中学校の農業実習地となっておった茶畑のところである。 附近一帯は弥生式土器の破片が散布しているが縄文土器の破片はあまり見受けない。なお、出土地点は上ノ原台

五五五

五六

四、中町辺田遺跡(図版4参照)

- 1 中町辺田部落中山小学校の裏手にある手島ミサ氏の屋敷内から大正十四年に遺物が出土した。
- 2 遺物 滑石製石皿(鍋)と磨製石斧
- 3 の出土のみで縄文期か彌生期に属するものか明らかでない。大正十四年に出土したと註記があるが、その 滑石製の石皿(直径二十一センチ高さ二十五センチ両方に平たい取手をつけている)と磨製石斧(

時の状況について知見している人はいないので明らかでない。

学の校舎、校庭と続いている。したがって出土した地点は台地下の低台地のようなところであったと考えられる。 現地は高い火山灰台地の真下にあり、黒色土壌の畑地庭地とが続いたところで、その前を道路をへだてて中山小

五、草野貝塚(縄文後期の遺跡)(図版11 、12 、13 参照)

児島県鹿児島郡草野貝塚」(日本考古学年報4、昭和二十六年度、昭和三十年発行)などである。なお報告書ではな 習のための資料第一集、鹿教組鹿児島郡支部谷山町連合分会社会科部会編、昭和二十七年)、および三友国五郎「鹿 り、昭和二十七年)、河口貞徳・河野治雄「草野貝塚発掘報告」(谷山町考古学同好会、昭和二十七年)、河口貞徳 概況」プリント(谷山町考古学同好会、昭和二十六年)、同じものによって「草野貝塚を発掘して」(谷山町政だよ 「草野貝塚発掘報告」 草野貝塚については、次のような報告書が出されている。井上博昭・河野治雄「草野部落の貝塚、 (鹿児島県考古学会紀要第一号昭和二十七年)、河野治雄「草野貝塚とその遺物」 (社会科学 第一次試掘調査

いが草野貝塚出土の土器を草野式土器として設定した研究が、河口貞徳「南九州後期の繩文式土器」(考古学雑誌第

四十二巻二号)である。今これらのうち谷山町考古学同好会によって発行された河口、河野の報告を中心にその概要

を再掲しておきたい。

1 い。なお附近の五位野、光山等には縄文式遺跡があり、影原、水樽、坂ノ上等には弥生式遺跡が存在している。 面から一○米下った傾斜地に出来た貝塚で、標高三○米を示している。台地は海岸線に於て急崖をなすところが多 遺跡の所在地 谷山市草野賀呂、 西川精二氏畑地内にある。この遺跡は七ツ島に向って開いた谷の南斜面で台地

2 調査経過

階級状の畑地としたため、遺跡の一部は破壊されたと見られる。 遺跡は昭和二十三年ごろ、地主の西川氏が同地を開墾したさい、多量の貝殼、獣骨が出土したのを附近にすて、

諸君の協力を得て行なわれたのである。第一次の試掘では上から下まで五段になっている畑地のうち、 学同好会が中心となって第一次の試掘が行なわれたのである。試掘は昭和二十六年六月九日より十三日まで、当時 ら I 区 の畑の東よりの場所を第二段丘にそって東西に幅一メートル五センチ、長さ六メートルのトレンチをつくって東か 山流石、遠矢徹志、崎山九平、上山芳徳の諸氏に当時谷山中学校の生徒であった有山太平、山下康徳、新原卓夫の 鹿児島大学の三友国五郎教授、文化財専門委員の河口貞徳氏等の指導と谷山町当局の援助によって、井上博昭、有 昭和二十六年、谷山町考古学同好会員であった有山流石氏は、これが貝塚であることを発見確認し、谷山町考古 (イ)、貝塚は西北に二四度三○分ほど傾斜していること。(ロ)、貝がらだけの層(純貝層)が三層、貝がらと土とま Ⅱ区、Ⅲ区としたが実際の調査はⅠ区とⅡ区に止まった。その結果、次のようなことが明らかとなった。 中央三段目

先史時代

五八

であった。(ハ、各層から出土する土器は市来式土器を中心に、下層の方からは、指宿式土器が、上層から市来式土 (混土貝層)が二層あって、地表面の耕土層から下までおよそ六つくらいの層があって、下の方は赤土層

器にまじって南福寺式土器なども出土した。(二、土器以外には、磨製石斧や、浮きに使ったと思われる軽石製品 貝輪の破片、髪飾りに用いた細工された骨角製品、や歯牙に穴をあけた首飾りのような装飾品などが出土し、√♂、

鹿 ひめあさり、 いのしし等の骨、魚骨、 ひあふぎ、かがみあい、竹の子かわにな、てんぐにし、月日貝、大鳥貝等)であった。 貝類(はまぐり、あこやがい、ばい、つめたがい、かき、もくはちあおい、えがい

第二次発掘は同年七月二十日より三十一日まで、河口貞徳氏を中心に三友国五郎、寺師見国、原口正三、盛園尚

た。発掘の場所は第一次の場所の近くにA、B、Cの三地点においてボーリングを試み、C地点で貝層に達したの 貝塚堆積以前の原形地は東南より西北に向かって約一○度の傾斜をもって下り、三段目と四段目の境目に巾一メー から前回の試掘地点へトレンチを延ばしF区とした。そしてこの貝塚は次のような様相をもっていた。すなわち、 で貝塚の縁辺部をたしかめるべく四段目の畑ヘトレンチを延ばし、D区とし、層位関係を明らかにするためにD区 トル深さ五○センチ位のみぞが横断しており、貝塚はこの部分で切れ、さらにみぞより北側に極小量の貝の堆積が 折田直実等の諸氏に筆者も加わり、 谷山町考古学同好会と、玉竜高校谷山中学校の生徒諸君の協力で行なわれ

に止まり、 見られる。このみぞの部分に多量に土器が出土していたが、これは上方より遺棄した土器等の遺物が転落してここ も明瞭である。貝層はF6区では厚さ一・六メートル、FCに及んでうすくなる。更に土を混ぜた層と純貝層とが 雨水によって洗い流された粘質土壌が堆積したことを示すものである。そして、層位はF区において最

来式とよばれたもの、 磨製石器の中には巾三センチ、長さ六・六センチのうすい上部の方にえぐりをいれたものや、三角形の皮はぎ状の あけた骨製品、そしてかんざしと用いたであろう角製品等である。石器は、磨製石斧、磨製簿石板、 は、 自然遺物としては獣骨、 基盤のシラス層に続くが、ボーリングの結果は十一層ないし十二層が見られるようである。出土した遺物は、イイ、 石器も出土している。しかし、遺物の中で最も注目すべきものは土器であろう。土器は、その形式から「第一、市 交互に層をなし五つの層位を数えることができるのである。貝層下は赤土層、うすい貝層、 貝輪の完全なものはなく、 「軽石製品は地方的特色をあらわすもので孔にひもを通して簡単な飾りが呪符として使用した」ものであり 第二、指宿式と呼ばれたもの、第三、そのいずれにも属しない一群の土器」の三つに分けら 魚骨、 貝輪の破片が少しと、歯牙に孔をあけたもの、きざみを入れた角製品、 鳥骨、貝類などである。

ロ、骨角、貝製品、 石器、土器等である。 赤土層、 軽石製輪等で 骨角貝製品で 一端に孔を

文、刺突文を施している。この市来式土器には器台付皿形土器が伴うが、この遺跡においても器台付皿形土器が二 底のものもある。 第一の土器 (市来式) は、 口縁が肥厚して文様帯を形づくり、その断面は三角形をなし、文様は貝殼文、 市来川上貝塚出土の土器を標式とする市来式土器で、註1 器形は深鉢型、 低形文、平行沈線 平底で底面は綱代

ふくらみを有するもの多く、 第二の土器(指宿式)は、 深鉢形が多く口縁はやや外曲したものが多く、又山形隆起を有している。腹部はやや 底部は平底である。文様は腹部の中央を越えているものもある。二条の平行曲線文で

個出土している

五九

先史時代

六〇

に胴部及び凹線文、 て山形隆起を有し、素文で市来式のように口縁部断面が三角形を有していないもの、鉢形素文土器、 あるいは紐状に、 の張った甕形土器で、之には貝殻文のあるものと、素文のものとあり、 第三の土器は、市来式と指宿式とをのぞいて後に残ったものであって、口縁部が外反し、頸部がしまり、 頸部がややしまり胴部において著しく張り出し急に底部へしまり素文の土器、 あるいは巻鬚状に応用している。この遺跡では出土量が少ない。 貝殼文、 ヘラ書文などを施し、 口縁部に四個の把子を付した土器等からなる一群の土器であ 貝殻による条痕をつけたものが多い。 褐色の壺形土器、 口縁部が縮め 甕形の器形 そし 胴部

る

宿式は下層にのみ出土し、第三群の土器は上層にのみ出土している。数量の上からは、指宿式と第三群の土器とは 第五層、 共に少なく、市来式が最も多くこの遺跡の主体をなしている。 て出土し第二層、 これらの土器群はその出土する層位が異っていることが注目される。第二群の指宿式は九層貝層中に単独に出土 第三層以下にしか出土しないのである。 第四層で少なく第三層で多く、第一層でまた増加している。それに対し第三群の土器は第三層以上にお 第一層で増加している。かくして第一群の市来式が各層に出土しているのに対して第二群の指 また第一群の市来式は第五層より上の第一層まで各層に出土しており

られる曲線文や、渦文部、 てそれが残っており、指宿式から市来式への推移が考えられるのである。 このようにして指宿式土器と市来式土器とは下層と上層の層位関係をもっているばかりでなく、 結節点などは末期に於て平行直線や、低形、または点などに単純化し市来式土器におい

三層と第四層との間を境にして異なる要素を含んでいることがわかるのであって、第三層より上部に出土する土器 層にしたがって数をますこと、上層出土の土器の文様が華麗になり頸胴部にまで及ぶものがある、ことなどから第 こと、文様の点では第三層以上において凹線文があらわれ口縁断面が三角形から「く」の字形に変化したものが上 次に市来式土器の形式に新旧二つの形式が認められる。それについて、第三群の土器は第三層からあらわれてくる

は市来式文化の発展を示すものであると共に形式的にも後期の新しいものであるといえるのである。 また指宿式の裏面の曲線文は市来式にも受けつがれ山形隆起部の裏面に簡単な蛇行形曲線、ハート形、点などと

なって残されていることも注意したい。さらに、

化された形となり、無文などをも多く含むようになり単純化していく傾向を示すものであるという。 ら、一面においては、無文の土器がこの形式に多く現われ、器形においても壺形、甕形が出現し、口縁部も市来式 統であることを示しながら他面また、条痕などを失っていき、一面は後期の華麗の文様を含む反面、また最も簡単 文様も市来式と同様に貝殻文または爪形文、平行線文等を施しているものがこれまた多量に見られる。しかしなが の三角形断面の特徴が見られない、以上の如く第三群の土器には、一面には市来式の特質を示し、そして、その系 第三群の土器は上層のみに現われるものであるが、これらも貝殻条痕を有するものがそうとう数あり、また、

土器と市来式土器の層位関係を明らかにし、さらに新しく第三群の土器の出土によって、従来はっきりとしていなか 塚であり、単に当時の生活文化を知りうる手がかりというだけでなく、縄文文化末期に鹿児島県下で盛行した指宿式 調査報告は以上のようにこの草野貝塚がもつ多くの意義を示している。草野貝塚は湾内において見られる数少い貝

った市来式以後の縄文土器がいかなるものであるかを推定する資料を与えた点で、大きな意義をもったといえるものった市来式以後の縄文土器がいかなるものであるかを推定する資料を与えた点で、

である。

発見されたここから出土した土器が市来式土器である。石川口から約4㎞の上流洪積台地の端にある。大正一○年に註1川上貝塚は(市来貝塚)日置郡市来町川上にある。湊川の

式と共に盛行する。

形隆起がある。宮崎県の綾村にも出土する。県下には市来

考古学雑誌の11―12(大正十年)にのせられている。鏃、石ヒ、石斧、貝輪などを出す、山崎五十麿氏の報告が

に、いろいろと変化をつけたのが特徴である、口縁部は山様を附している、直線的に、渦巻状に、あるいは巻がみ的ものにつけられた名称であって、二条の並行線を以て曲線文2指宿式土器とは指宿市十二町下里から出土した縄文後期の

1、所在地、谷山市平川町海ノ上部落の西側国道沿いにあり、

平川黒岩遺跡(縄文後期の遺跡)

(図版

参照)

国鉄指宿線平川駅の北東側の台地である。

土地の字名

2、遺跡の状態につき既に発表したものには海ノ上遺跡と報告したものである。また発見当時の所有者は南吉五郎氏註1 は黒岩である。平川町の原川道徳氏所有の畑地である。

及び木直右衛門氏であって畑耕作がなされていたが、最近は同町の原川氏の所有地となり、宅地化されつつある。こ の遺跡からは、縄文後期の指宿式土器や市来式土器石器などが出土している。この遺跡は昭和二十五年七月頃で、

以前風雨によって崩かいしたがけ下に埋没していた多量の土器破片を発見して明らかとなったものであった。遺跡

片が散布する。 や土器の破片が大量に出土したという。それはどんなものであったかは今は明らかでない。現在は弥生式土器の破 が通っており、今もその跡は存在する。 は烏帽子嶽 の台地のすぐ北側に烏帽子嶽に源をもつ湊川が流れている。国道二二六号線出来る以前は海ノ上部落の海岸を旧道 の 屲 道路一つへだてた西側台地のところに黒岩遺跡はある。そして出土した土器は縄文土器である。 麓が北東に流れて海岸におちこむゆるやかな前端付近で、標高二〇メートル前後の台地であり、こ 国道が出来るとき、海ノ上部落の西側の丘を切りくずしたが、そのとき骨

いる。 層、 層 ○センチくらいのところから次褐色層上部(深さ凡そ九○センチから九五センチくら の方は下部の灰色ネンド質層が上方にせり上ってきれており、 では居住址状の形は見られない。 まで)にかけてであって、断面の層の所に入りこんでいるのが見られる。 センチ)黒褐色層(五〇センチ)明るい黄褐色の層(通称赤ボッコといわれる軽石風化 ートルの深さに出土している。 この遺跡から出土する遺物は、 0 うすい黒色層の次に灰色ネンド層、その中に多量の大小の礫のまじった層が続 形成が見られる。 断面の高さは凡そ四メートル位である。遺物の出土する層は上表の黒色の下部 遺物は第三層の赤ボッコ以下の層から下の方には出土していな 断面に見る地層は図に見るように地表から黒色層 台地の断面に見ると、地表上から六十センチから一メ 断面は幅六メートルくらいであるが、 その中に礫まじり 南北断 断面に見る点 面 の北 八〇 水成 がて 側

六四

3 ここから出土する遺物は石器と縄文土器の破片である。それに円板状の破片もある。縄文土器は主とし

で若干異なるものがある。類似のものには肝属郡田代村岩崎遺跡出土の土器文様や、鹿児島市の木ヶ暮遺跡に出土 て指宿式土器である。それに市来式土器の破片が混じっている。ただ指宿式土器と思われる破片の中には文様の点

文様は平行曲線文と直線文の幾何的文様があり、さらに器面に貝殼条こんを付しているものや、磨消繩文を付し

する土器文様に見られる。

がややせまく、口縁部が平縁で少しくびれた感じをもったものである。肩部はゆるやかな線をもち、 たものもある。裏面に結節文をつけたものもある。 器形はその破片から考えると壺形に近いもの、および鉢形土器が主である。壺形土器に近いものは鉢形より口径

が見られる色の土器褐である。底部はないが、おそらく平底であろう。 みをもっている。文様はかんたんな直線文が口縁上部から肩部にかけてうすく見られるもので、土器面はやや光沢

部は数個出土しているが大部分は平底である。やや外側にはり出しているものが多く、底はあじろ底である。一つ 化をつけたり、ふくらみをもたせたりしたものもある。また、隆起の裏面の部分に結節文をつけたものもある。底 鉢形土器もやや胴部にふくらみが感じられる。口縁もあるが山形隆起をもったものもあり、山形上部を円形に変

られた。 浅い平面なあげ底があり、指状の圧痕が見られるのもあった。また器面の貝殻条痕が底部付近にまで及ぶものも見

直径三センチくらいの円板状の破片が三個出土している。軽石製の円板も見られる。草野貝塚から出土し

たものについて、京大報告の中に「児童のがん具用に供せられた」のではないかと見えている。最近の研究報告の註3 中には土錘などに使用されたことが見えているが、おそらくここで出土している円板も、土錘のような漁撈用具と たものと類似のものである。このような円板が何に使用されたものかは明らかでないが、かって出水貝塚から出土し

して使用されていたらしいことが想像されるのである。

次に、石器は石斧が四本出土している。二本は磨製石斧であるが、他の二本は打製、半打製石斧である。

2浜田耕作、島田貞彦「薩摩国出水貝塚発掘報告」京都帝国古学会紀要第三号

註1河野治雄「谷山町における先史時代遺物の分布」 鹿児島県考

3岡本勇「労働用具」日本の考古学繩文時代二九七頁大学文学部考古学研究報告第六冊

七 須々原開拓地遺跡(図版参照)

1所在地 の東川辺町の熊ケ嶽の北東にあたるし、広瀬川支流の水源でもある。 谷山市平川町に属する須々原開拓地である。谷山の南西部川辺郡と境を接する山丘地帯にある。火の河原

な台地ではないが、なだらかな丘陵状の山腹が続いている。北は四四三メートルの標高、西に四一三メートルの標 は早くから炭を焼いた窯跡が多く残っているが、ここで遺物が発見されたのは昭和二十六年ごろである。当時、こ けているたあ、ここに水源をもって広瀬川の支流も谷山から川辺に向かって熊ケ嶽の東麓を南流する。この付近に 南西に五八九メートルの熊ケ嶽、東は三○○メートルの陵線が北から南に流れており、現地は南の方に低く開 現地は標高三○○メートルから四○○メートルの間にありはるか北東に桜島を望める地である。平たん

先史時代 六五

なったものである。当時伊藤氏の話をきいたところでは、丘陵状の山すそに小石の集積群が一間くらいの間を置い こに開拓のために入られた伊藤信成氏が開拓中に土器の破片や石器を採集されて報告されたことによって明らかに

3 意味するものであったか、今もって明らかでない。 て、ほぼ四角な形でところどころに見られたという。畑開墾のため、それらのものはすでに取り除かれてなく何を ここから採集されている遺物は、土器破片と石器である。土器の破片は、大部分が弥生式土器破片である。その 出土遺物

の二片はうす手の褐色の破片で、一つは二条の沈線が見られるが、他の一片は口縁部に近く細く低いつまみあげた 砂粒を混じたあらいもので素文土器の破片であるが、特徴は口縁部が「く」の字形に外反していることである。他 鉢形土器の破片と思はれるものである。器面には貝殼条痕が横に付せられている。今一つの破片は灰褐色で、胎土も 中で、数片は弥生式土器破片とは思えないものがあった。一つの破片は褐色の破片で、口縁部は平縁で丸味を帯び ようなみみずれ状のはりつけを二条めぐらし、その間がいかにも凹線を付したように見えるものである 次に石器も五個出している。大形石斧、穴あき石器、たたき石二個、皮はぎ状石器などである。大形石斧は長さ

ろに真径○・六センチほどの穴をうがったものである。半分が欠けているのでその使途については不明である。た さ○・七センチから一センチほどのたんざく形の石器で、頭部の方がやや狭く、丸みをつけたもので、頭部のとこ 十八糎位で頭部が細く刃の方で広い磨製石斧である。穴あき石器は完形品でないが長さ九センチ、幅五センチ、厚

たき石二個はいずれも円形で一つは側面のある扁平なものであるが他は丸味をもつものである。皮はぎ状の石器と

細かい打製のあとを残しており匁をつけたようにも見える。三角状の頭の方もとがっており、横の二辺と、下辺も いうのは長さ八センチほどの二等辺三角形状の打製石器で、 岩石の破片を利用したもののようである。三辺ともに

また匁をつけているところから、どのような使用がなされたものか、あきらかではない。

うに考えられ、また石器も特殊なものが見られるところから縄文期のころから長い間にわたってここが遺跡であった ように思はれる。 以上がこの遺跡と遺物のあらましであるが、彌生式土器の破片にまじって出土する若干の土器破片が繩文土器のよ

八 笹貫遺跡(弥生文化) (図版 参照)

1 所在地
谷山市上福元町笹貫の田原万伍氏の畑地である。通称湯貫迫とよんでいる。

2 土しているが、現在は宅地として整地されている。付近には発見された当時と異なって付近には病院や住宅等が建 現状と遺跡の概要 現在遺跡の現地には今もなお畑地の中から弥生式の土器の破片や土師器、 祝部土器の破片が出

設されて住宅地となっている。

三メートルよりおびただしい土器が出土し、田原氏は完全土器および文様あるものを谷山中学に提出したという。 行)に、次のように記載されている。すなわち、この遺跡は「昭和二十年三月海軍燃料貯蓄所が構築された際、 古学紀要に増告されているので、それをここに再記しておきたい。鹿児島県考古学会紀要第二号(昭和二十七年発 この遺跡の状態についてはすでに河口貞徳氏が調査され、西日本史学(第三号昭和二十五年発行)や鹿児島県考 (当地田原万伍氏所有)は通路として施工され、三・五メートルの深さまで掘り下げられ、この時、 地表下

六七

谷山の歴史 六八

四年九月二十三日二十四日と十一月八日、九日の四日間試掘を行なった。 トルより二メートル五○センチの間に濃厚な遺物包含層が露出していることを確めることができたので、昭和二十 でに失われていたが、田原氏の畑地北隣の三メール余り高い畑地の境界斜面に、地表下(上段畑面より)二メー 昭和二十四年九月十八日、谷山中学校の生徒より同遺跡の話をきき、現地を調査したところ、遺跡の中心部はす

ものでありその結果

た。 は、 器を伴っている。ただ斉瓮土器は包含層中上層の二十五センチにのみ少量出土するのみである。次に遺物について 上段畑地と原田氏畑地との境界斜面が自然の遺跡断面となっており、これから観察すると、地表より二メートル 土器破片などの遺物が包含され、その範囲は十八メートルに及んでいる。遺物は弥生式土器破片を主として斉瓮土 の厚さに黒褐色状の土層が水平に位置し、以下は粘質の黒色土層である。この両層の堺目以下約五〇センチ厚さに 土器は壺形、 出土遺物はほとんど土器片であるが、中には石錐として使用したと思われる自然礫および石錐推石が出土し 鉢形、 高杯形などの土器である。胎土は砂粒を多く含み粗であるが、高杯形土器のみは精選した

壺形土器

ものを用いている。

どの文様を凸帯に付している。 または小形の平底である。肩部および腹部に凸帯を付したものが多く、竹管文、斜格子文、半載竹管文、繩状文な 口縁部は直口に近く唇部に近く少し外反している。胴部は卵円形で肩部が張り、下部にほそり底は突い底、 (図) 凸帯には布目の圧痕をしるしたものが見られる。凸帯を付してないものは小

2

鉢形土器

(a) り底の器台をつけ、この裏面にいぼ状の突起のあるものが上り底二十六箇中十八箇をしめ、残り八箇が突起を有 バケツ形で口縁部に近くわずかに内湾したものもある。頸部につまみあげまたは幅の広い凸帯を付し底部は上

していない。

大形のものが多く、直径三○センチ以上のものが多い。

(b) 鉢形土器中小形で楕円形の平底浅鉢がある。これは凸帯を有しない。

3 高杯形土器

胎土が精選され赤色に塗料を施した土器がある。小形壺、 無形壺、高杯形土器である。このうち高杯形土器は杯

4 底

とくに壺形および鉢形土器の底部について器形

部は直口で筒形の柱部と円錐形の裾部とから成っている。

数量を調査した結果次の数字を得た。

)	15 L
形式	数量	%
どがり底	4	28.5
九底	4	28.5
平底	6	43.0
小計	14	100
突起あるもの	18	69.3
なきもの	8	30.7
小計	26	100
統計	40	

第一章 先史時代

七〇

(鹿児島県考古学会紀要二号河口貞徳「鹿児島県の彌生式諸遺跡について」より要約)

以上が河口氏の記述された概要であってこの遺跡に対してはまた西本史学の第三号にも紹介されている。

が出土してくるが、遺跡の性格はつかめない状態である。現地は谷山と鹿児島の境にあって、本来谷山側の魚見原台 が破壊されたと考えられるため、どのような遺跡であったかはわからない。現在もまた付近の畑地からは多くの破片 この笹貫湯貫迫の遺跡は実に大量の彌生式土器を出土したのであるが、現在は住宅地として使用されてその大部分

地と鹿児島側の台地との間にある谷あいにあって、南面向きの北側台地の間にあった。

センチくらいの深さの所に見られ厚さ二〇センチから三〇センチの幅の間に入っていた。 くらいの畑の断面が地二メートルをこえる高さでけずられていたが、土器の破片は地表面からおよそ一メートル八〇 近の調査した現地の状況では遺跡地と思われる地点の断面に土器の破片が見られるところがあった。幅十三メートル って畑と住宅とがいりまじっている。宅地として整地された面と隣接の畑地には、 現在は当時の形状がかなりけずりとられて、宅地として整備されており、北から南側谷あいに向かって段階状にな 今もなお破片が出土している。最

出土する土器破片は高杯、壺形土器鉢形の破片や、祝部土器の破片のみである。

九 薬師堂遺跡 (弥生文化)

高所である。

1 にあり、 位置、 人々は「コンゴシ」とよぶ寺の址といっている。周囲は一段と低い水田である。永田川流域の北部のやや 谷山町上福元町薬師堂部落は国鉄谷山駅の北方に位置する部落で、遺跡は部落の中央よりやや北西の地点

2 遺跡の概要、この遺跡は、昭和二十七年九月、同部落の辻栄吉氏が移転のため、ニッケイ(ゲセンの木)の木を

片の一群があり、また、北部の方にも三群ほどの破片が広がっていたが、いずれも軽石群の中にあった。深さは畑 地表から凡そ四○センチから五○センチくらいで土器の破片や軽石群が発見されている。その下は砂状の土質で、 メートルくらいの円形を思わせるような形で配されており、その中間と思えるところに、ややまとまった土器の破 掘りおこしたところ、木の根の下から多数の弥生式土器の破片や軽石などが出土して発見されたものであった。 遺跡はどのような性格のものであるかわからなかったが、大小無数の軽石群が不整形にならべられており直径二

3 その中には何の遺物も出土してこない。柱穴は見られなかったが、住居址のような感じを受けるものであった。 遺物 出土遺物のすべては弥生式土器またはその破片で中に一片市来式土器の破片(繩文式)と思われるような

げ底、平底、 丸底等である。文様ほとんどなく、あっても凸帯状帯がめぐらされているものである。

ものが混じっていた。土器は破片から推測するに、かめ型、つぼ型、鉢型、高坏等でその種類は多い。底部は、あ

なお小形の軽石の中に、みぞれをつけた石斧状の細工品と思われるものも出土したが、完形品でないので何であ

るのか明らかでない。

七二

不動寺部落の遺跡(弥生文化)(図版

所在地 谷山市上福元町不動寺部落の寺址の付近にある。

1

- 2 出土遺物 弥生式土器(壺形、長頭壺形高坏、甕形土器鉢形、坦正土器等を中心とする)
- 3 る。不動寺部落の墓地付近の畑にあり(市役所より西へおよそ一キロメートルぐらい。もとここに不動寺といえる 貞徳氏や山本正夫氏らによっても調査が行なわれている。この遺蹟は谷山市の中央部沖積地の西端小丘の下にあ 概要 この遺蹟と出土遺物については、早くから山崎五十麿氏が考古学雑誌第十巻第一号に紹介され、また、河口

いたものはそれであったかどうかは明らかでない。 等が多数出土したが、ほとんどこの付近の小川の中に捨てたと付近の人びとは伝えている。前述した川底に散乱して たさいその埋立てに使用する土を不動寺部落の後方の丘を切りくずして採土したことがあった。その折に土器の破片 田遺跡等があるように思える。去る昭和十七、八年のころか現在の農事試験場の場所に旧田辺航空機工場が建設され かでない。農事試験場内やあるいは不動寺部落の東側水田(県農事試験場と不動寺部落との間)の地下およそ一メー 流れる小川に多数の彌生式土器が散乱しているのを見たものである。これは流出してきたものか捨てられたかは明ら トルくらいの地点から彌生式の大形の壺や小さな高坏等が出土したことがあるが、これから考えるとこの周辺にも水 墓石下に彌生期に属する甕形土器の出土が伝えられており、筆者が昭和二十四、五年ごろ調査したときは、付近を

この不動寺遺跡については明らかにされたものはないが早く山崎五十麿氏が大正八年に考古学雑誌第十巻第一号、

にこの遺蹟について記述されているので紹介しておきたい。

-弥生式土器遺蹟と墳墓との関係」という題下に「谷山村大字上福元字不動寺の周囲を流るる川底に無数の弥生式

土器破片の散布せるをもって付近を採集せしも他に無く小川近傍に限り有るをもって………

ば奇形の石と共に発見する旨をつげたれば同所に至り調査せしに近年同山麓を開墾して畑および宅地を拓きしにその 土地の人にその一片を示しどこに多く発見するやを問うにそこより約一丁山麓に往時の寺の跡ありとそこを発掘せ

畑中より発掘したるものなりとて十数基あり………

弥生式土器の破片散列せるを見る古老の言によれば昔時不動寺ありし所なりと言えり、地方誌に不動寺に関する記

録なきも地名より推して古代の寺跡なりしは口碑に残るところなり………

骨は共に埋葬せしものと推定するに難からずと思う」と仙田遺跡の参考をする上で使用された遺跡として明らかにさ 宿郡頴娃村仙田の遺跡より発見せらるるものと同様なること、谷山村不動寺においては石器等の発見なきも、墓石の る土器は全然褐色の素焼土器にして刷毛目あり、いわゆる弥生式土器なること、しかも墓石の形式においてはかの揖 高杯、花瓶形土器ありて腐食せる骨らしきものも完全に骨類と認むるものもなし」と。「また墓石下より発掘せらる 墓石はいずれも地上に露出せず地下二尺余りの所に埋没しありて大形土器等の発見は無きも、墓石の下には必ず壺 土器の関係よりして仙田遺跡は不動寺の遺跡と共に古代民族の居住のあとにあらずして墓域なりしことはかの人

これ等不動寺出土の遺物については現在その所在は明らかでないが、昭和二十四年頃鹿児島市制六十周年記念展が

れたものである。

先史時代

たき石)とがあった。壺は肩部と胴部にそれぞれ一条の凸帯をめぐらしており、胴部の一か所に穴があいていた。坩 行なわれた時、玉竜高校所蔵として出品された弥生式土器中に褐色の壺形土器と、小形の坩形土器および石弾 (丸いた)

形土器は上部がやや皿形で頸部がしまり胴部は下方で角がついて底部にまがっている。この他に昭和二十一年ごろ山

頸の底部が丸く不安定張の土器である。重孤文土器は完形ではないが、一般に見られるように長頸であろう。 本正夫氏が所有されていたものに注目すべきものがある。(附図写真参照)その一つは重孤文土器であり、今一つは長 胴部の

ふくらみを帯びながら張っており底部は丸味をもって不安定である。この重孤文土器は谷山ではここのみに見られる 下半部には五条ないし六条の同心円的重孤が施されていて、上半部の一部には三条の平行線が見られる。胴部は少し

く見られる土器である。また底の丸い不安定な口縁部が少し外反した筒状の土器や、小形の鉢形土器などがあった。 ものである。今一つはれも長頸で下部は胴部が扁乎で不安定な特殊な土器である。この形式の土器は指宿を中心によ

県考古学会紀要第三号の中で、寺師見国氏が「水俣市初野貝塚、附九州における重孤文土器の波及」の中で、その出界者古学会紀要第三号の中で、寺師見国氏が「水俣市初野貝塚、附九州における重孤文土器の波及」の中で、 土状態からして「実用の器具と言うよりはむしろ古墳時代の祭器として使用されたもの」ではないかと考えられてい 以上がその出土した状態と遺物であるが特に注目したいのは重孤文土器で、これについては昭和二十八年の鹿児島

る。その点から不動寺出土のものも祭器のように考えられてよいのではなかろうか。

註1玉竜高校に所蔵のものは最近その大部分のものが県立博物 註2重孤文土器というのは、腹部に重孤文の使用を特色とする

ているかとも思う。 館に移管されているのであるいは現在は博物館保管となっ るものである。器形は円筒形の長いくびと、上腹部と下腹

林行雄「図解考古学辞典」四三五頁)時には鋸歯文も見られるといわれている。(水野清一、小時には鋸歯文も見られるといわれている。(水野清一、小る。熊本県の免田町の土器はその文様が変化にとんでいるこの土器の特徴は上半部に平行線を多数めぐらし、下半部部との境にはっきりと稜が見られ底は丸底などであるが、

桜島村武、川内、指宿、阿多などに出土していると述べてにおける推移」で、大口、羽月、栗野、重富、加治木、西鹿児島県出土のものは、寺師見国氏が「重孤文土器の九州

頁以下) 土器の波及について」鹿児島県考古学会紀要第三号二十一土器の波及について」鹿児島県考古学会紀要第三号二十一る。(寺師見国「水俣市初野貝塚、付九州における重孤文おられ、その中で重孤文土器について考察を加えておられ

市出土と伝えられるものがあり、また摺ケ浜出土のものも註3長頸の筒形状の土器は、県立指宿高等学校所蔵の中に指宿

註4寺師見国、前揭論文二八頁参照

ある。

十一 北麓遺跡(弥生文化) (図版 参照)

1

所在地、谷山市上福元町四九九九番地松元清二宅地内および同市上福元町四九八八番地、平田宗治氏宅地内

2 台地は永田川と木下川との間にあって海岸近くまで広がり谷山市街を形成する台地である。 一般には 麓 とよばれ、 近から南の方を南麓、北の方を北麓とよんでいる台地である。周辺の水田地帯より二メートル~三メートルくらい 谷山小学校付近を中心に(もとこの付近に仮屋の跡があったと伝えられる)、海岸に近いところを東麓、市役所付 んど砂層である。それより少し北によった、教育委員会や、電信電話局の付近の地層を見ると次のようになってい 現状と出土遺物 台地の下はほとんど砂層状である。麓台地で最も高い所は現在谷山小学校であるが一メートルほど下はほと 現地は谷山市役所の北西数百メートルにあたる。いずれも谷山小学校西隣りに接続する麓の

第一章 先史時代

る。

地表

(からおよそ七〇センチない

ì

八〇セ

ンチは黒色の層であ

ŋ,

次の第

二層は軽石のまじったおよそ六○センチ

(重信重話局敷地内地層斷面略図) 70 cm 黑色層 5 80cm 600m 黄色层 5 65 Cm (軽なびりの層). うずでのみり屋 (兴砂火秀主5九3 87 黄色の砂層 In 以下砂層が更に続き黄色がまけれる Fir bluc 従って 石楽が多くまじって行く。

行くに従って礫がまじって行く。位の層である。その下からすべて砂層であるが下部

な状態である。 この地層は谷山小学校付近においてもほぼ行くに従って礫がまじって行く。

同

そ六〇 であ 平 ŋ, 由 セ 氏 の宅地 ンチほど下に掘り下 病室を増築のため基礎工事をするため 内 から 出土したのは ゖ゙ た時、 昭 彌 和 生式 三十 0 Ħ. 壺 É 年 形 . お Ė ょ 月 +:

たも 丹塗の 器 土したことは疑 \mathcal{O} 定 のである。 長頸の壺形土器などと共に多量の破片が出 形品数個と甕形土器、 出土状況は明らかでないが いく ない。 壺形土器は大きいのでおよそ 小 形 Ď 鉢 形土器、 括し それ て出 土

側にはたてに条痕を施し、 ŋ 0 ゖ たものである。 甕形土器は口径二○センチほどの大形の 内部には横に綾すぎ状の条痕が見られるも もので \mathcal{O}

の様

高さ三○センチほどでい

. ずれも弥生後期に属するも

底 である。 部は平底で口 丹塗の長頸土器は底部 縁部が外反し、 が П 縁部 部破損し の 外 てい るが高さが二十二センチほどの もので、 1 わゆる重孤文土器

褐色をし

そ

おり

胴部に

繩

状凸带

を

条は

上の黒色層の下部であろうと考えている。多量に定形品を出土したところから考えて、何らかの遺構があったと考 氏の宅地内の出土地点も黒色層で、その下は砂層であることは前述の断面図と略同じようである。おそらく砂層直 に胴部がはり出して上方部と下方部との境に稜線が見られるものである。土器以外には遺物は見られないが、 宅地入口の脇庭を掘り下げたさい軽石の円板状のものが出土したことがある様に伝えられている。平田

七月ごろ、畑地の一部に家屋を建てるさいに、そのわきを地表からおよそ一メートルほど掘り下げた黒色層に土器 また、松元清二氏宅地は、平田氏の病室より西北数十メートルの地点にあって同一地続きである。 昭和四十年の

えられよう。

のうす褐色の土器で口縁が外反し底部は丸底であって、胴部に三角状の凸帯を一本めぐらしている。 いことはわかっていない。黒色層の下には砂層は見られなかったという。壺形土器は高さ三三センチほどのやや細長 形の坏状の土器等が出土したという。ここでも、石器は伴っていなかった。またその出土の状況も之以上にくわし の破片が多数出土し、それにまじって、完形の壺形土器、壺形土器小形の台付の鉢形土器と脚部はないが上部が皿

坏であるかはわからない。 あるが、 部の下に三角凸帯を一条めぐらしている。之と類似のものは平川町伍位野園田石油店のところから出土したものが 口径が約二十六センチ皿形の坏の部分の高さが浅くおよそ六センチぐらいである。脚部がないので、どのような高 松元氏の畑地より出土したものよりか浅いものである。脚部のない坏形の土器は褐色で上部の皿形の坏の 小高の台付の鉢形土器は高さが九センチの完形品である。これらの土器はいずれも弥生

蓋形土器は、口径三十八センチ、高さ一・五センチほどの口縁部が外反し、底部は丸く不安定なものである。

七八

式後期から末期の土器であると考えられる。

も考えられる。この二つの出土地の西側はしだいに低くなり水田低地にいたるが、その接線部はまた、表層や、三 その性格は断定できないが、周辺に水田をつくる低地があるところから住居址などの一部があったのではないかと とと、同じ地域内であるという点などから、同一遺跡に属するものであると考えてよい。どのような遺跡であるか. このように、この二つの地点はまとまった完形の土器が出土する点から、また同じ時期の形式に属するというこ

○センチほどの深さの地層から弥生式土器の破片が出土したり、散布したりすることは常に伝えられているところ

十二 慈眼寺包含地 (弥生文化)

である

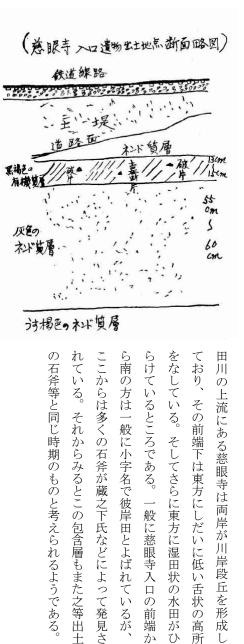
1 所在地、谷山市下福元慈眼寺入口横の鉄道路線(指宿線)土提下にある。

2 五十五センチから六○センチぐらいの厚さの灰色の粘土質の層があり、さらに、うす褐色の粘土質の層と続いてい 褐色の層が見える。土器の小破片や丸い凹石などの遺物は、この黒褐色の層から出土したものである。その下は約 ているために明らかでないが、路上からかなり厚い粘土質の層があり、その下におよそ十五センチほどの厚さの黒 る。鉄道線路に併行した道路下であるが、道路はやや南北に傾斜している。表面の厚さは鉄道路線の土提が近接し った時に小破片とたた石(中が少し凹んでいるので、あるいは凹石といってよいかとも思う)が出土したものであ 概要と出土遺物、昭和三十二年四月十四日、たまたま市の水道管埋設の工事を行うために、鉄道線路土提下を掘

る。

地層はかく乱はされていないので上部黒褐色の層が包含層と見られるが、その他の遺物は出土していない。

和



それからみるとこの包含層もまた之等出土

一般に慈眼寺入口の前端か

Ĺ

流にある慈眼寺は

両岸が川岸段丘

一を形成

和田玉林遺跡 (弥生文化) (図版

1 所在地、 谷山市和田の玉林城址 一帯の畑地にある。

2 旧社殿跡といわれる場所には、五メートル四方の方形の台が墳状につくられており、 よばれているところで、 の伝承のあるところで、今もなお数個の石祠が建てられている。文政十一年石垣供養の碑もころがっている。 現状と出土遺物 現地は谷山市街南端の和田名にある伊佐智佐神社の旧社殿跡、 標高およそ三十メートル~四十メートルの東は海に臨む台地である。 一般に玉林城、 現在そこには、 玉林城にちなむ多く または権現ケ城と もと藩政時代 また

第 先史時代

八〇

末この伊佐智佐神社の祉司であった。原口氏の碑が建っているが、碑文はない。

この地一帯は東は鹿児島湾をのぞみ、北は眼下に谷山市街や、永田川流域の平野を一望し、西北に、

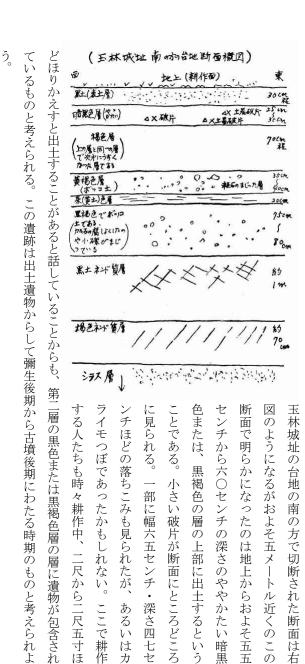
慈眼寺、

本

城

(陣之尾城) 等の台地をのぞむ地でもある。

帯びたものであるが、 弥生式甕形土器の底部と、赤色(丹塗)の高坏の脚部、それに皿形をした土師器の土器類と石器類である。 も見られ、 しても、 分からやや三角状のうすい石器で、長さ六センチ、幅五センチほどのものである。注目すべきは一辺には両刃をつ ばれるものであろう。今一つの小形の石器もその形は一部破損しているためにはっきりとはしないが残っている部 三本の石斧のうち、完形の磨製石斧で、長さおよそ十二センチ、幅四センチ、厚さ二・五センチほどのやや丸味を およそ五センチ、 石皿の破片と摩製石斧および小形の磨製石器である。石皿は破損した部分の長さが二十三センチぐらいで、高さが かは未調査のため不明である。現在出土している遺物和田町中川の蔵之下一氏が所蔵しておられるものに見ると、 「まが玉」も数個出土したということである。蔵之下一氏は和田小学校に以前 この畑地一帯から耕作中常に弥生式土器の破片や石器の出土が伝えられているが、未だどのような遺跡であるの 他の一辺にはゆるやかな斜めの片刃をつけている点である。どのようなものに使用されたかは明らかでないに 一種の耕作用、ことに収穫用具ではなかっただろうかと考えられるものである。その他ここには軽石など 何らかに使用されたと思はれるものも見受けられた。これらの遺物の他には伝えられているところでは 皿の深さはおよそ三センチほどでかなり使用されたあとが見られる。それより注目されるものは 上部の方に幅一センチほどのやや浅い溝をめぐらしているものである。一種の扶入石斧とよ (戦前であろう) は保管してあった話 石器は



あるい

はカ

暗黒

五.

十四 坂ノ上東前遺跡 (弥生式住居趾) (図版 参照)

第

章

先史時代

1 所在地 谷山市下福元町坂之上四四二〇番地、 東前部落にある内山猛氏の所有畑にある。 坂ノ上農業協同組合の

八一

少し南よりバス停留所より道路を上った東側台地である。以前無線電信受信所のあったすぐ南の方である。土地の

小字名は野首とか宇宿城とかがある。 遺跡の概要 この通称無電台地とよばれる台地は標高四○メートルほどの海岸直上のシラス台地であり、

き地下四○センチないし五○センチの表面黒色土の下の赤土層から大きな石斧三本と弥生式土器の破片を発見した の牧之内技手が東前部落の内山猛氏のビニールハウスによる園芸栽培指導のため現地で畑地を掘りかえしていると ら多量の彌生式土器の破片が出土する散布地として知られていた。たまたま昭和三十六年一月中旬ごろ農業委員会 ことによって明らかとなったものである。

メートル、長さ八メートルほどの区劃内につくられ表面の上はかなり掘りかえされてあった。そのため確実には断 遺跡はビニールハウス建設地の中で確認されたものであるが、その全部は明らかでない。ビニールハウスは幅四

定出来ないが、各所に柱穴と思はれる落ちこみがあり、またたて穴住居の壁と思われるものが見られたものである。

地層は場所によって少しちがっているが、西側の方では五○センチぐらいの黒色表土層の下に茶褐色と黒色の混合 したかたい土があった。その下は軽石の風化したものがまじった黄褐色のいわゆる赤ボッコ土といわれる層であ

の層(三〇センチほど)がある。次に明るい黄褐色の風化した軽石のまじったボッコ土があった。 さらにその下にやわらかい黒褐色の層(一ハセンチほど)があり、その下にかたい粘土質状の黒色をまじえた茶褐色 る。中央から東側の方では表土である黒色層およそ二○センチの下にうすい赤土層(一○センチぐらい)があり、

柱穴らしいものビニールハウス建設地内の中央部の高い部分と西側の低い部分で見られたが、中央部の高い部分

ののまわりには軽石が数個見られたりした。西側の低い面では四個がまとまり、他の一個は北側の断面近くに出土 の茶褐色層は一部ほりかえされて確実ではなかったが一部分にかたい面があって、そこで発見した柱穴と思えるも

柱穴と思えるものの大きさは大体 20 センチ× 30 センチ前後で同じくらいの大きさであるが、深さが二十センチか

ら六十センチくらいまでで少し異っている。 之等のすべての穴が柱穴と断定できるかどうかは疑問であるが、西側の一個の穴の中からは弥生式土器の小破片

が入りこんでいるのが見られたところから推定できるものである。

穴を一つ含んだ「たて穴住居」跡と思われるもので、一つは中央部の高い部分で平地に柱穴の見られるもの、今一 たたきしめたようにかたいのも住居跡と考えさせるものである。そして、このすぐ南から三本の石斧が出土したと いずれも22 センチ×28 センチ前後の大きさで、深さも四○センチから五○センチ前後でほぼ一致している。床面は 出土した一辺が三メートル六○センチほどの方形の壁とその中に見られた四個の落ちこみである。落ちこみの穴は つは西南に見られる「たて穴住居」跡と思われるものであった。このうち最も住居跡らしく思われたものは西南に いうことであった。また北側の穴の付近からは三本の溝の入った石塊も出土している。 このような穴を中心に表面をさらえてみると、少くとも三つの住居址状のまとまりが見られた。一つは北側に柱

らない。今後付近の調査によって之を明らかにする必要がある。 以上が「住居址」と思えるもののあらましであるが、すでにかなり掘りかえされているために確実なことはわか

り、 4 後代近の調査によって記を明らかにする必要がある。

八四

3 はりつけたいわゆる薩摩式土器の破片で弥生後期のものである。石斧三本はいずれも大形のたんざく形で長さ二十 出土遺物、 出土した遺物は前記の土器片と石斧三本に、三条の溝の入った石塊であった。土器の破片は繩帯文を

三センチ、幅八センチ前後のものである。

面が平たいか、または、ややまるみをもっていたり、あるいは刃部の方が上部よりも薄くなっていることがわかる。 厚さは三センチ前後で、刃部のみ磨製されている半打製石斧である。注意してみると、不整形ではあるが一方の

このような特徴をもっている大形石斧がどのように使用されたかは明らかでないが、これと同じようなものは錫山

の上場からも二本出土している。

三条の溝を入れた石塊はどんなものであるかはいまのところ明らかでない。

は鉄れたとも考えられないであろうか。形の石斧はたしかな証拠はないが、農耕用具として用いらたられ 用されたのではないかと考えられる。ことにこのような大

「石鍬」水野清一、小林行雄図説考古学辞典四一頁「石斧」日本考古学辞典二九三頁—二九四頁

十五 清泉寺跡洞穴遺跡(古墳文化

- 1 所在地 谷山市下福元草野部落清泉寺跡後方丘陵地上部辺にある。
- 2 る障子川の支流上流と細流にはさまれた台地である。ちょうど「在家菩薩」 現状と出土遺物 洞穴の場所は一見して明らかでない。清泉寺跡の後方西側の丘陵地の東側面に入口をもってい 「妙有大姉」の二つの磨崖像のある丘

の関係伝承はきかない。いつであったか年月のほどははっきりとしないけれども、古老たちの話では、研究者らし 通称「バクチ穴」とよんでおり、昔ここでかくれてバクチをしたのだと伝えている。禁制仏教(一向宗)について 陵地の東側である。下の道路からは灌木の茂みで入口も明らかでないし、また上る道もついていない。古老たちは

い人が訪れてこの洞穴の中から「壺」などの破片を拾得していったということであった。

どある。内部は落盤や土砂流入のため埋まって不整形であり、腰をかがめないとはいれない。内部の幅も奥に行く 深いところで四メートルほどである。入口はちょうど三角状をなし、中央の高いところが二メートル五十センチほ に従ってしだいに狭くなっている。 われるが、 洞穴は凝灰岩状の山腹につくられており落盤や土砂の流入などで入口も挾く、原形は少しくずれているかとも思 入口は東側に向いて開いており、間口およそ二メートル五十センチから三メートル近くあり、奥行きが

片で断定はできない。その他の遺物は出土していない。 出土する。主として皿形の土師器と、祝部土器の破片とである。弥生式土器の破片と考えられるのもある、 出土遺物は完形なものは見あたらないが、奥の方の面で深さ五十センチ~八十センチの地点から土器の小破片が

墳期にかけて占代の人びとが利用したものと考えられる洞穴である。 散布が見られ、 ある。しかも小流をはさんだ東側の台地と支流をはさんだ西側の台地とが、さらに南の方に広がって海岸にいたる。 地形的にみて生活条件としては備わっているし、附近の台地は野屋敷、影原、馬込等いずれも弥生式土器の濃厚な 洞穴の西南下は障子川の支流であり、また南下は「清泉寺」の名称の基となった湧水池の地であって水が豊富で 北東海岸台地には草野貝塚の存在も知られている。 これらのことから、この洞穴は弥生末期から古

八五

第四節 谷山に於ける遺物出土地並に遺跡地名表

5		4	3	2	1	番号
草野貝塚		光山遺跡	上上	三重	塔ノ	遺
		道))	上ノ原遺跡	三重野遺跡	塔ノ原遺跡	跡
						名
"		"	(鳩宿氏畑地)	畑(三重)	谷山市	所
下福记町草野賀呂		下福元町光山	(畑地)	畑地) (三重実安・三重サクラ	(上原 薫所有畑)	在地
	〜				畑開台	
台地	海岸		″	台地	型 地	地形
後期	縄文	後縄 対 文	前縄 ガ 文	後 縄 対 文	早縄	(土器)年
類・獣骨	指宿式·市来式	来式土器片・貝塚地市	土器 哀帝(吉田大)	(唐製)たたき石	破片・へら状石斧	遺
器・骨器貝	式・石斧	·貝塚地市	1代)	日 名斧	石斧	物
河河	三	河河		河	河	調査者又は発見者
野 口	友	野口	"	野	野	者又
治貞	国五郎	河貞		治	治	は発
雄 徳	郎	雄徳		雄	雄	見者
報告書 草野貝塚発掘調査	玉竜高校河野治雄	玉竜高校	谷山北中学校	"	同上	保管場所と文献

第一章 先史時代

ĩ		1	1	1	1		
	11	10	9	8	7	6	番号
	三	三重野	菖蒲口	川口	炭	海ノ	遺
	三重野原	野	口	Н	炭床仁仙山	海ノ上遺跡	跡
	%1.				山山	跡	<i>h</i>
							名
	宮川	校萩 ″	宮 ″	宮 "	仙 ″	"	所
	/ 五ケ別府町三重野	校区) (萩原光盛宅地内)(宮川 〃 五ヶ別府町三重野	(宮川校区) 五ケ別府町菖蒲口	(宮川校区) 五ケ別府町川口	仙山(宮川校区)	平川町海ノ上	在地
	畑台地	畑内宅 地	"	畑地	台地	"	地形
	"	"	"	式弥生	式 弥 生	"	(土器年
	七器破片(散布地) 土器破片(散布地)	土器破片	土器底部(丸底)	石斧(刃部のみ)	石斧(刃部のみ)	(阿高式)・石斧	遺
	蛇紋岩)				,	·岩崎式	物
ľ	河 萩	萩		駒	児	河河	調査者又は発見者
	野 野	野		走	王	口野	者又
	治 光	光		正	諒	貞 治	発
	雄盛	盛		則	子	徳 雄	見者_
	県考古学会記要3	県考古学会記要3	県考古学会記要3	県考古学会記要3	県考古学会記要3	県考古学会記要2	保管場所と文献

では、	県考古学会記要3			土器或部	"	畑地	(中山小学校区)	坂下	18
空	谷山北京					į		Ž	8
本				石皿・石斧	"			辺田	17
本		かきえ		笼	式 弥 生	台地	山山	谷	16
大河内 (宮川校区) 畑 式 石斧(刃部) 大 坪 敏 夫 上海砂片(散布) (宮川校区) 畑 式 石斧・土器破片(散布) 河 野 治 雄 上海砂片(散布) 河 野 治 雄 大河内 (中山小学校区) 四地 、土器破片(散布) 河 野 治 雄 大河内 (中山小学校区) 工斧(刃部) 遠 矢 徹 志 東京 (中山小学校区) (中山小学校区) (中山小学校区) 大 坪 敏 夫					"	"	所裹)(中山小学校区)	札下	15
皇徳寺 " 山田町皇徳寺 畑地 " 土器破片(散布) 大 坪 敏 夫 皇徳寺 (中山小学校区) 畑 式 石斧・土器破片(散布) 河 町 点 雄						"	出	大河内	14
塔ノ原 (宮川校区) 畑 式 石斧・土器破片(散布) 大 坪 敏 夫					"	畑地	(中山小学校区)	皇徳寺	13
				石斧·土器破片(散布)	式 弥生	畑台地	呂川松	塔ノ原	12

第一章 先史時代

24	23В	A ²³	22	21	20	19	番号
 堂 園	薬師堂	薬	高見	湯	— 上 ノ 原	京ノ塚	遺
AX	堂	薬師堂遺跡	高見・波ノ平	湯貫迫遺跡	原	塚	跡
		跡	グ	<u></u> 跡			名
) "	迫 "	~ "		
			平	(谷山	工		所
上福元町堂園	上福元薬師堂	上福元町薬師堂	/ 上福元町高見・波	迫(谷山小学校区)	(中山小学校区)	山田町京ノ塚	在地
畑地沖積	"	地(畑)	畑下台 の地	地扇状	台地	,	地形
式弥生	"	"	"	式 弥 生	"		(土器)年
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	磨製石斧	大・変・軽石製品(石は大・変・軽石製品(石は大)	七器破片底部(散布	土器(壷・高坏・針	土器破片	土器破片	遺
高さ		経 石部 製・	(報)	包高坏			
cm		品(石鉢・	取布地)・	高坏・鉢等)軽			物
井	蔵之下	河 辻	出福上笹貫口徳貫	小河河	河 大		調査者又は発見者
上。	卞	野		松野口	野 坪		者又は
博		治	松さとし夫	尾	治敏		発目
		雄氏			雄 夫		
井		県考古	河	県考古学会 学3号 玉竜高校西	県考古学会記		保管場所と丈献
上博	"	古学会 治	野治	白学合	1 中学		場所と
昭		県考古学会記要2河 野 治 雄	雄	県考古学会記要2 学3号 玉竜高校西日本史	県考古学会記要&谷山北中学校		大献

32	31	30	29	28	27	26	25
馬場)遺跡	農事試験場内	柳ヶ谷	勘場	菊池城址	御所ヶ原	柿木田	惣福
九 " 九	"	"	"	城 " 址	ケ " 原	落 "	"
九九(松元清二宅地內)	上福元町	上福元町柳ケ谷	上福元町勘場	上福元町見寄菊池	上福元町見寄御所	上福元町柿木田部	上福元町惣福
台地	水田	"	地	台地	台地	地沖積	知地沖積
"	"	"	弥生式	"	"	"	"
電形土器・充土器 ・蓋形土器・素 ・蓋形土器・素	・ 高坏(小形)	土器破片	土器破片・石斧	土器破庁(散布地)	土器破片(散布地)	電 形土器	電形(小形)土器
河松松	河		河	河山	河	河	有河
野元元	野	,,	野	野 崎	野		шп
治正清	治	-	治	治五十	治	貞	貞
雄行二	雄		雄	雄磨	雄	徳	氏 徳
河野治雄				念物調査報告(〓)		玉竜高校	有山 玉竜高校

36 B 36 A 番号 38 37 35 34 33 慈眼寺 玉利 大脇原 大脇原 大久保 不動寺址遺跡 遺 IJ 跡 名 動寺址 11 11 " " " 11 " 所 慈眼寺入口鉄道下 下福元町玉利 下福元町大脇原 下福元町大脇原 下福元町大久保 下福元町陣之平不 (平田宗治宅地内) 在 地 台地下 沖積地 (台地) 台地 台地 段丘 河岸 地形 " " (土器)年 式 弥生 " " " " " " 土器破片・たたき石 土器破片(散布地) たたき石・山形石斧 土器破片・底部(丸底)・ 弾 土器破片・石斧(刃部) 磨製石斧五本 電形土器・電形土器・石 長頭

東形上器

・軽石製品 遺 物 調査者又は発見者 河 河 山河河山 河 111 県立博物館 西 河 平 野 野 崎 野 本野口崎 窪 野 田 " 五十磨 治 治 治 大 治 宗 雄 雄 雄 助 雄 治 所蔵 平. 保管場所と献見 県史跡名勝天然記 " " 念物報告書(Ⅱ) 考古学雑誌10の1 玉竜高校 田 宗 治

九一

第一章

先史時代

46	45	44	43	42	41	40	39
東前住居址	(仁光)	坂ノ上西、森園	坂ノ上	若宮社址	玉林城址	慈眼寺上川原田	慈眼寺彼岸田
前部落(内山猛)	(和田小学校区)	森園下福元坂ノ上西、	" "	(和田小学校区)	"	谷山市慈眼寺上川原田	" 慈眼寺村彼岸田
"	台地	台地	"	(畑)	台地	台地下	"
"	弥生式	弥生式	"	"	"	弥生式	"
大型石斧	土器破片	宝 破片(竹管文) 器台(底部)弥脚部	(石匙・石鏃)	五輪石塔数基	土器破片・石斧軽石製品	磨製石斧	磨製石斧・たたき石
河内	河 折	Щ	山	河	河	蔵	蔵
野山	野田	下	崎	野	野	蔵之下	蔵之下
治	治 正	盛	五	治	治	0	0
雄猛	雄昭	吉	一一磨	雄	雄	0	0
谷山教育委員会	2号 県考古学会記	山下	念物調査報告書 (単)	同		同	同
安員会	会記要	盛吉	※ 勝天然記 「II	上		上	上

第二編 谷山の歴史

第一章 先史時代

	52	51	50	49	48	47	番号
影原	 影 原	 向 原	野頭	上床	別府	光山	遺
							跡
							名
	留所付近 "	"	谷山	"	"	"	所
"	7近 影原バス停	向原	谷山市下福元町野頭	(") 上床	(") 笠松	() 光山	在
	ス 停						地
"	"	"	台地	"	"	"	地形
"	"	"	弥生式	"	"		(土器)年
磨製石斧	少される一を製石斧・打製石斧・石一を製石斧・石一を製石斧・石	"	土器破片(散布地)	土器破片(散布地)	工器破片 土器破片	石斧(磨製)	遺物
话形	石		河	河	河 山	河河井	調
蔵之下〇	"	"	野	野	野崎	野口上	調査者又は発見者
0			治	治	治九	治貞博	んは発
0			越	雄	雄 平	雄徳昭	見者
同	○物調查報告書 ○物調查報告書	"	同	河野	河 号 県考古学	玉竜高校 "	管保管場
上	《東 東 東 東 東 の 湖 査 報 告 書 (】)		上	治雄	河野治雄	博昭	管保管場所と献見

九三

60	59	58	57	56	55	54	53
地福山	宇宿	芝元	竹木場	芝野	古屋敷	清泉寺洞くつ	馬込
" " 地福山	" " 宇宿	谷山市下福元町芝元	場(錫山校区)	谷山市下福元町芝野	" " 古屋敷	" " 清泉寺	谷山市下福元町馬込
"	"	"	山地	台地	台地	洞くつ	"
"	"	"	"	弥生式	弥生式	洞くつ古墳期	"
石斧(打製石斧)	"	土器破片	土器破片	土器破片・石斧・石鏃	土器破片	土師器	工製品 工製品
河 矢		河矢	河	河山			
野 上	"	野上	野	野崎	"	"	"
治吉		治吉	治	治五十磨			
雄 久		雄 久	雄	雄磨			
"	"	県考古学会記要	県考古学会記要	報告書(Ⅱ) 報告書(Ⅱ)	"	"	河野治雄

九四

第二編

谷山の歴史

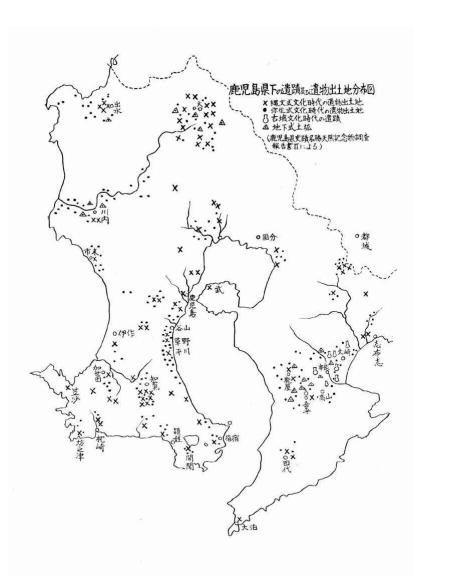
第一章 先史時代

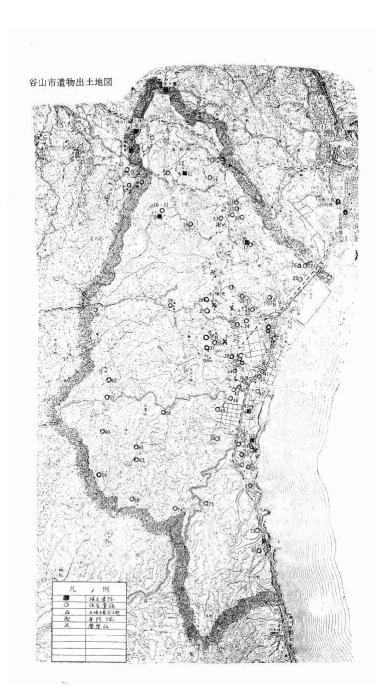
69	68	67	66	65	64	63	62	61	番号
平川高落	— 火の河原	松木場	ヨケン平	を 大き ひら	ぞう 水い	牟田元	西山	奥ケ野	遺
高落	河 原	場	平	平点		元		野	跡
									名
谷山市平川町高落	"	"	"	"	"	"	谷山市	野(錫山校区)	所
半	火の河原	松木場	ョケン平	樫木平	増水	"	下 福	山校区	
凹高落	河原	易	平	平		牟田元	谷山市下福元町西山	野(錫山校区)	在地
台地下	沖 山積 地	"	"	"	"	"	"	畑地	地形
台地下弥生式	"	"	"	"	"	"	"	弥生式	(土器)年
磨製石斧	"	"	"	土器破片・石斧(半打製)	土器破片(散布地)	土器破片・石斧(磨製)	磨製石斧	磨製石斧(小形)	遺物
鶴						-		河 矢	調香
田	"	"	"	"	"	"	"	野上	著又
明孝								治吉雄久	調査者又は発見者
同上	火の河原分校	"	"	"	"	"	"	2号古学会記要 場山小学校	保管場所と文献

77	76	75	74	73	72	71	70
清泉寺洞くつ	笹貫	大迫原	須々原	浜平川	海ノ上	平川各地域	平川豆打
"下福元清泉寺址	谷山市上福元町湯貫迫	// 大迫原	須友原	浜平川	海/上	"	谷山市平川町豆打
台地	沖積地	"	地地	"	"	"	台地
"	古墳	"	"	"	"	"	弥生式
土師器?祝部土器	祝部土器破片	石斧(刃部)	ル・(散布地)住居地? 郷文破片・弥生破片・ 野製石器・穴あき石器・ 打製石器	"石斧	土器破片	たたき石 石錘	磨製石斧
			河 上 伊		河	河 松	河蔵鶴
			野 山 藤	"	野	野元	河蔵鶴野田
			治芳信		治	治軍	治〇明
			雄徳成		雄	雄吉	雄〇孝
			三号 岩 雄		同上	平川小学校	高 田 明 孝

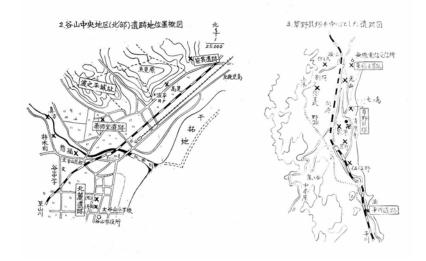
九六

第二編 谷山の歴史











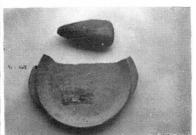
塔ノ原縄文土器出土地



塔ノ原出土縄文土器 (押型文)と石器



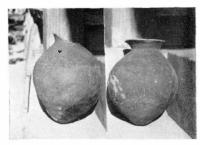
宫川校区出土石器 (宮川小学校蔵)



中山小学校うら(辺田)出土石斧 と滑石製石鍋



谷山北中校区出土石斧 (谷山北中蔵)



大園真方附近出土の弥生式土器

三重野遺跡 (I)



柱穴と思われるもの (A地点)



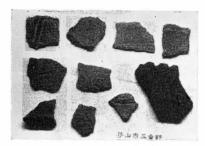
三重野遺跡全景中央部のやや高い 台地が遺物出土地



地層の断面、下方は黄色のコラ層状



路上断面に露出している土器 (B地点)



A地点より出土せる破片一指宿式土器



B地点より出土の土器 (指宿式土器)と石器

三重野遺跡(Ⅱ)



三重野遺跡A.地点に出土したと思 はれる石皿(表面採集)



三重野B地点出土の土器 (指宿式土器)

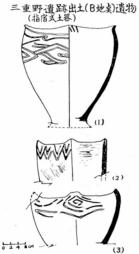


三重野A.地点で表面採集せる石器 (石包丁状石器)



三重野原台地で表面採集せる石器 と土器破片(蕨野光盛氏蔵)







松元清二氏宅庭 (弥生式土器出土)



同左より出土の弥生式土器



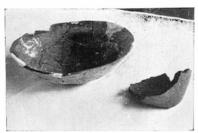
平田耳鼻科病院敷地出土の弥生式土器



同左

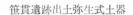


左側 永田川流域 (柿木田) 出土の弥生 式土器 右側 慈眼寺附近出土の弥生式土器



五位野園田石油店敷地出土弥生式 土器







左 同



司

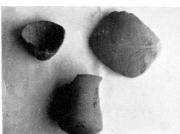




不動寺遺跡出土弥生式土器 (山本氏蔵)



不動寺出土弥生式土器 (山本氏蔵)



同



Æ.

固

左



和田玉林城址遺跡



同左に残っている石祠



同遺跡出土の土師土器破片



同遺跡より出土の石器と土器破片 (左側石皿破片)



下福元野屋敷出土弥 生式土器



坂ノ上地域出土の石器類 (県立博物館蔵)

坂ノ上東前住居址遺蹟



遺跡の全景(後方の鉄塔は無 電受信塔

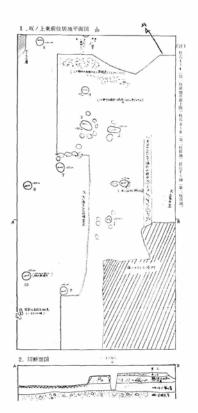


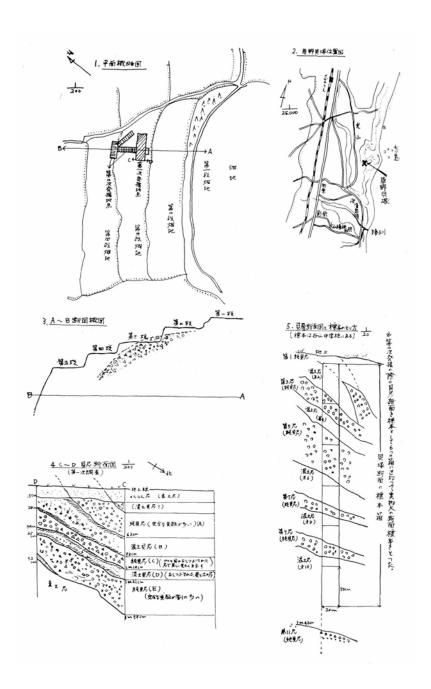
出土した石斧 (三本)





柱穴の址





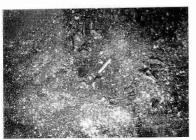
草野貝塚遺跡



遺跡全景



出土した貝殻



遺物出土状況



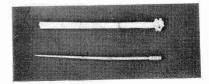
出土した獣骨、魚骨、鹿ノ角



貝層斯面

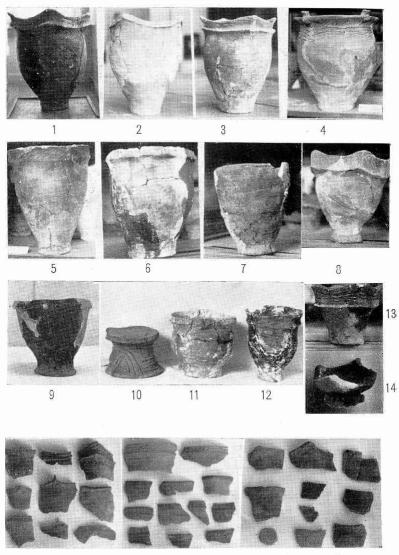


出土 上方貝輪破片、右牙製首飾り 遺物 下方軽石製品、貝器、右端骨器



骨角器のかんざし

草野貝塚出土遺物(土器) (1-3、5、6、8、9、11-13(市来式土器 4、7、(草野式土器) 10、14、台付土器



市来式土器破片(1)

仝 左 (2)

指宿式土器破片 (左下闩板)



平川遺跡 (断面図)



平川遺跡の全景



平川遺跡出土土器破片(指宿式土器)と石器



平川遺跡出土土器破片(指宿式土器片) 右下四ケは円枚土器

平川附近出土の石器 (中央段の右2コは石錘)

谷山市内各地の出土石器



左、たたき石 右方 打製石器

磨製石器 (石斧)



小形の石器(右方上はのみ状、右下 二ケは須々原出土)

厚味のある石谷と右上方特殊石器 (鍬 形石器と軽石製)



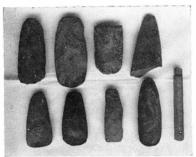
慈眼寺、彼掌田附近出土石器(蔵之下 氏蔵)



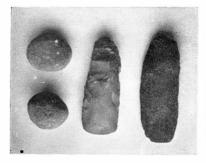
大脇原附近出土の石器 (大脇氏蔵)



錫山地区出土石器1 (錫山小学校蔵)



鍰山地区出土石器2(篋山小学校蔵)



錫山地区鬼燈ケ谷上場出土石器(今村 ***アメダー 栄蔵氏蔵)



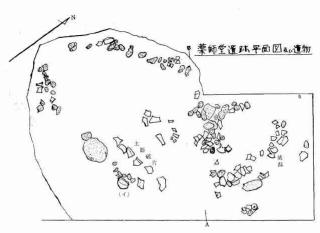
谷山地域出土石器類 (大脇氏蔵)

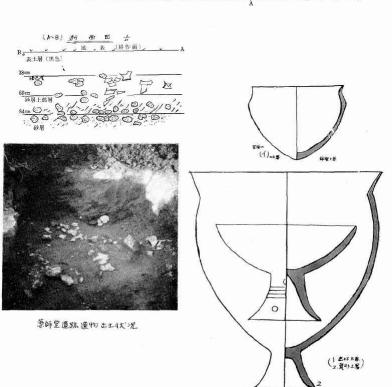


祝部土器(谷山出土と伝えられる) (有山長太郎氏蔵)



祝部土器(谷山出土と伝えられる)(和田妙行寺蔵)





北麓・平田病院敷地内出土弥生式土器 ($\frac{1-3}{6.948148}$ 4.98 ± 1.86 5.16% ± 0.00 1

寺 院 地

6	5	4	3	2	1	番号
見寄板碑	慈眼寺址	清泉寺址	皇立寺址	帝釈寺	皇徳寺址	遺
碑	业	址	址		址	跡名
谷业	"	"	谷山生	"	谷山	所
谷山市見寄	慈眼寺址	下福元町草野部落	谷山市上福元町見寄	中村滝之下	谷山市山田町皇徳寺	在地
台地下	股河溪 丘岸谷		台地下	台地下	小台地	地形
の期南かの北も朝		鎌倉期		南北朝	朝 全倉中南末世北期鎌	(土器)年
り(軽石二基) 梵区あ	磨崖五輪塔あり	板碑・碑文などあり 建長三年の銘あり	伝承 礎石ありしも不明		仁王像·僧侶(俄山)	遺物
斉藤彦松	"	"	"	"	総さん委員会	調査者又は発見者
	2	建長三年の銘あり	皇徳寺の前身	皇徳寺末寺とあり	醛 器 旧記 録 雑 録	保管場所と文献

九七

第一章 先史時代

7 見寄板碑	
谷山市見寄	
伝谷山隆信墓名あり石祠に年号氏名あり	一 対等の種子
,	

第二章 古代社会

9

万田ヶ宇都磨崖

谷山市万田ケ宇都墓地公

室町? · 五輪塔線刻?

齐 河

藤 野

彦 治

松 雄

塔

園入口崖石

8

見寄磨崖種子

種字

意

"

第一節 古代社会のあらまし

を加えている。またこの七世紀のころの持統天皇や、文武天皇、或は八世紀の元正天皇等の葬法が仏教信仰にもとづ 人の墓はその墳丘を造ることを禁止され、上級の官人や王以上のものに対してもその墳墓の規模に対して一定の制限 大化の改新が行なわれた翌年、大化二(六四六年)に朝廷は「薄葬会」を出して一般の人びとはもとより下位の役註1

九八

いて「火葬」されたことが日本書紀や、続日本紀の中に見られるようになってくる。註2

て国内統一へその重点をむかわしめるにいたるようになったのである。聖徳太子は仏教の精神や、儒教の精神をもと そのようなことが遂に六世紀にいたって朝鮮に設置されていた任那日本府の滅亡をきたし、それを境にして朝廷をしてのようなことが遂に六世紀にいたって朝鮮に設置されていた任那日本府の滅亡をきたし、それを境にして朝廷をし 十分にその政治的統一がなされていたのでなく、中央でも、地方でも、豪族集団の争いはたえることがなかった。 仁、阿知使主などの多くの帰化人があったことも「日本書紀」の伝えるところである。しかしこのような社会もまだ では、私領や部民を有した豪族たちに姓を与え、国造や、県主に任命してその支配組織の中に組入れていった。 ことなどを報じてその信任得ようとしていることをのせている。このような大きな勢力をもった大和の政権は、別、ことなどを報じてその信任得ようとしていることをのせている。このような大きな勢力をもった大和の政権は、別 をおくった記事をのせ、その中の武王(雄略天皇とされ、武は雄略天皇の諱大泊瀬稚武の武をとったものといわれる) 王の碑文には遠く朝鮮半島にまで進出していたことがしるされ、中国の宋書倭国伝には五人の倭王がたびたび中国に使 力をつづけて行くがそれは四世紀の末から五世紀にかけてである。朝鮮半島と旧満州の境に建っている高句麗広開土 これが民姓制度である。また、このころの社会や経済生産、或は文化の発展に大きく貢献したものに、弓月君や、王 のごときは宋の順帝に文書をおくって(四七八年)その中で「蝦夷」や「熊襲」を討ち、朝鮮にまでわたって争った ころから七世紀の終りごろまでおよそ四○○年程続いたと考えられている。古墳をその権威をあらわす一つの姿とし て多くの豪族たちが各地に根拠地をもって勢力を競いあい、やがてその中から大和地域を中心として国家の形成に努 こうした社会の中でいわゆる古墳を中心にした古墳時代といわれる社会は終をつげるのであって、それは四世紀の

-00

新によって確立したといってよい。中国大陸の唐の文物制度を学んで律令制による政治、経済、 にして十七条憲法等をつくり古代日本の国家建設に努力をしその基礎をつくったが、その精神は七世紀半ば大化の改 社会体制が成立し、

それ以後この律令体制の上に奈良時代、平安時代と日本の古代社会は発展を続けるのである。

て土地人民の私有を禁じ、都を定め、地方には新たに国郡里の制をしいた。国には国司を任命し、郡には従来の国造 律令制社会は大化改新の時明らかにされた詔によって示されている。従来の豪族を中心とした氏姓制度は打破され

の中からすぐれたものを選んで郡司に任命することをきめている。その他軍事、交通の制や、戸籍、

計帳、

土地、税

制などの諸制度がきめられたのである。

第二節 古代の薩摩

には現在多くの古墳が残されており、この古墳の年代は明らかでないが、この大隅国造の関係があるように考えられるの の記事も見えるがこの真偽の程は断定出来ない。ただ大隅国造は仁徳天皇の代に国造を賜ったとあるがこの大隅の地 ていたことが示されているだけである。また「先代旧事本紀」中の国造本紀には、日向国造、大隅国造、 日向国に属していたらしくまた国造が設置されていた時代には、「古事記」、「日本書紀」や「新撰姓氏録」等には 「隼人」の記事が見られ、大隅、阿多、日向、薩摩隼人等の名が見え、大和朝廷の支配下にあってしばしば関係をもっはやがと このような中でそのころの薩摩半島はどのようにあったかは明らかでない。大化改新以前には薩摩大隅の国は見ず 薩摩国造等

またこの他には続日本書紀などの八世紀ごろの史料に出てくる隼人といはれる豪族には、 大隅直、

岐 直、 と考えられている。この他、隼人と区別して考えられているものに、衣君、肝衢難波、肥君、朝戸君、加士岐県と考えられている。この他、隼人と区別して考えられているものに、衣君、肝衢難波、肥君、朝戸君、加上岐のまがた 加志君、佐須岐君、曽君、阿多君、薩摩君、前君、加志公等があげられる。このうち薩摩君は阿多君の後裔からの皇み、さけきのきみ、その、、あたのきみ、さつまのきみ、さらのよみ、かしのきみ



主等が見えている。このうち阿多氏、 て鹿児島湾に出で、更に姶良地方に移って大隅直の一族となっ 伝え、古事記等の伝承によれば阿多氏の一族が万之瀬川に沿う 大隅氏は尊貴なる家系を

がその由緒伝承の中に、神武天皇が日向の地におられた時、城 谷山上福元の松ヶ原にある柏原神社は神武天皇を祭神とする

たとさえ考えられている。

前に述べた古事記の中にみえる阿多の小埼君の妹阿比良比売の 社地にしばしばとどまられたと伝えられているが、このことは 田の地は帝の媛の里であるとして度々行幸されその際、 現 在

伝承と全く同じものではないだろうか。

大化改新後、

していたが七○二年(大宝二年)の薩摩多褹の隼人の反乱をき

国郡制定の頃は未だに薩隅の地は日向の国に属

っかけとして戸籍法がしかれ役人がおかれるようになり、また国内要害の地には柵をたて戊兵をおくようになってい

j

離創置された薩摩国は律書残篇によるに「薩摩国郡十三、郷二五里六十、去京行程十二日」となっているが「倭名 ったと見てよいであろう。これにたいして大隅国が日向から分離したのは明らかに七一三年(和銅六年)である。分 人」の入朝の記事が見えるからおそらく薩摩国が日向国から分離して創置されたのは多褹国と共に和銅二年前後であ 続いて七〇九年(和銅二年)には「薩摩多禰両国司云々」と見え、翌年十月には「薩摩隼人郡司以下一百八十八

をおさめている。このころ薩摩国の中心はかっての吾田の地域よりも北の方にあったらしく、その国衙は高城郡(今 抄」では「十三郡にして三十五郷」とある。大隅国は初め四郡であったのを後に四郡を加えて八郡となし、三十五郷 の川内市)の地に置かれ、大隅国の国衙は今の国分市の府中に置かれたであろうと思う。

そして大隅、薩摩両国と多樹国はいずれも大宰府の管轄下にあって中国であり、令の規定では、守一人、掾一人、

異民族の帰化のことにもたずさわっている。またその他に郡司が任命され終身職であり、その各郡衙にあって政務を ので地方の古くからの有力者を任用した。したがって管下の人民とは利害を共にし親密な関係をもっていた。しかし 分掌した。農民の撫養、郡下の検察、裁判訴訟などをその任務とする故に直接農民と接する重大な関係をもっていた 目一人、史生三人、国博士、医師各一人が配されており、国司は国衙一切の吏務を統轄し、薩摩大隅の国司は防衛や

相つぎ、風水害や火山噴火に悩まされて、農民の生活が極度に疲弊していたためであろう。班田はその後平安時代、 開拓が行なわれず人民に墾田を奨励するためと述べているが、そればかりでなく中央から遠く離れているために兵乱 ば班田の如きも天平二年(七三〇年)まで行なわれず各自の私有にゆだねられていたことなどは人口が少なく土地の

僻遠の地であったために必ずしも他の国と同じように政令が行なわれたのではなかったらしい。例え

おいては辺遠の地なるが故に前代とかわらない政治が行なわれることが多かったのではないだろうか。註6 延暦十九年(八〇〇年)にはじめて薩・隅両国ともに墾田を収めて行なわれている。いずれにせよ律令体制は薩 隅に

第三節 谷 Щ 郡 \mathcal{O} 設 置

名は見当らず、谷山に関する郡郷名は延喜式民部の条において始めて見ることができるようである。 れているところから、あるいはそれ以前に郡、郷の設定はあったにちがいないが、日本書紀以下の六国史にはその郡計でいるところから、あるいはそれ以前に郡、郷の設定はあったにちがいないが、日本書紀以下の六国史には るため明らかにすることが出来ないが、大化改新後日向国に属していた薩摩国は八世紀の初め日向国から分離創置さ このような状況の中で、そのころの谷山はどうなっていたのであろうか。今、くわしくそれを知る史料を欠いてい

「延喜式」民部省の条に

薩摩国中管出水

高 城 *

薩^{サッ}

甑嶋

日置 伊作

阿ァ 多ヶ

河 辺^

頴ェ 娃ィ

揖^{ィフス}キ

給撃レ

谿タニヤマ 山マ

鹿児島

の十三郡中に「谿山」とのせるのがそれである。

「和名抄」に

薩摩国十三郡

四千八百余町

正公各 八万五千束

第二章

第二編 谷山の歴史

本頴 二十四万二千五百束

雑頴 七万二千五百束

字を使っている。明治以後になって、地誌提要では「谷山」とあり、郡区編制では「谿山」を使っている。 鑑や諸国古写図、 抄、拾芥抄では「谿山」という文字をつかっているが、中世以後のになるとその文字の使い方はいろいろである。東 郷をおさめている。拾芥抄でも倭名抄と同じ郡名と読みを行っている。「谷山」という文字については延喜式、 「谿山」を「多仁也末」(たにやま)と読ませ、その郡内に「久佐郷」谷上郷(但し高山寺本では谷山とある) 薩摩、甑島、伊作、 寛知集、元禄天保国高比較帳郡名考などの諸書をはじめ古文書には「谿山」とか「溪山」などの文 阿多、河辺、 頴娃、揖宿、給黎、谿山、鹿児島とあり、また同じ「和名抄」では

伊佐知佐神社があるが、伊佐知佐は地名であって十八町はこの社田である。今はこの伊佐知佐なる地名は残っていな ワ埼があるが久佐埼の 訛 りであろうと述べている。しかし当時の地域は今の鹿児島市の南部、宇宿などの一部にも及 五ヶ別府などの地域であり、久佐郷は今その地域は明らかでないが、下福元、平川などにあたり、七ヶ島の辺にクス す谷上郷は高山寺本には谷山と見えるから谷山郷の誤りであろうとし、その地域は今の谷山の北部、上福元、中村、 郷の二郷を含んでいる。この二郷が今のどの地域をさすのか明らかでないが、「大日本地名辞書」によると和名抄に示 れる。その領域は今の谷山市全域を含んでいると考えているが、古代においては和名抄に見るように、久佐郷と谷山 んでいたようである。鎌倉時代の建久図田帳には伊作知佐十八町、谷山郡内と見える。今の谷山市街の南部、 以上のことから考えると、谷山郡の設置は、八世紀の初め薩摩国の設置と前後したころではなかったろうかと思は 和田名に

後迫、 草野宮田というところがあって末社の草野宮大明神を祭るという。 どの目録の写しには谷山郡之和田名と見えるが「久佐郷」に類似の地名は見られない。 唯この伊佐智佐神社の南の方に 考には久津輪崎としるされ伊佐智佐神社祭祀の場でもあったようである。同じ神社考の中に見える天文五年の坪付な 史第一巻にも下福元に久須和埼がある故にその付近かとあるが、之を証する史料は残されていない。久須和埼は神社 昔時の谷山郡は之等の地域であったことは間違いはないであろう。唯久佐郷については前述したところであるが、県 とある谷山郡内神田並寺田注文の文書によれば、カシハ原、すみよし、見依如見(見寄の妙見と考えられる)、 で多く見えているが、その大部分が現在の谷山の上福元、山田、中村、五ヶ別府にあたるものであることから考えて いが、神社は少し位置を移して残っている。昔時の久佐郷の内に入るのであろうか。また山田文書の中の文永九年分 黒丸、うすく(宇宿のことか)、薬師堂など、その他今日ではどの地名にあたるのか明らかでない地名などま

上別府村 氏との間に激しい所領争いがおこったことはあまりにも有名であるが、それは谷山郡のうちの北部にあたる山田村と も不明である。なお鎌倉時代の末頃、谷山郡の地頭職を得た山田氏の三代宗久、四代忠能父子と谷山郡司だった谷山 これらのことから久佐郷がどの辺であったのか、今もって明らかでない。然もいつの頃久佐郷の名がなくなったか (今の五カ別府附近かと思う) の支配についてであった。

神武天皇 次に「谿山」の由来についてはこれを知る何んの史料も残されていなくて不明であるが、柏原神社由緒に その後、谷山郡は明治二十八年に新郡区編成の時、北大隅郡とともに鹿児島郡に合併し廃止されてしまったのである。 宮崎ノ地ニ都サレ天下ヲ御治メシ時当社地ハ、夫レ吾田地ハ帝ノ媛ミ出マセル里ニシテ帝ハ屢々茲ニ幸

古代社会 〇 五.

シ玉ヒ、其ノ来往毎ニ舟ヨリ駐マリマセル処ヲ谿ノ山ト称へ其ノ蹤ニ承安交ニ庄之司太掛ヲ草創シテ橿原ノ宮ト号ス トゾ聞キ侍ルニコソ甚モ畏キ神蹤ナリ」とあることから「谿山」という名称がつけられたと云い伝えるが、真偽の程

国に建てられたものである。薩摩国分寺は今の川内市大小路附近に、大隅の国分寺は今の国分市向花の地にあったと 国分寺との関係においても早くあらわれてきている。国分寺は国分尼寺とともに天平十三年聖武天皇の勅によって全 宮神宮を合祀している。このように伊佐知佐社は早くから谷山の地の中心であったように思われる。 うち伊佐知佐社領は谷山郡に十八町あったが、伊佐知佐は谷山郡福本村、今の和田にあって六所権現と云い、熊野本 神社や寺院には当時多くの神社領や寺領があった。社領の最大のものは正八幡宮領で大隅だけでも一、二九六町三段 も高いものは牧聞神社であり、三州中唯一の大社は鹿児島神社である。鹿児島神社は正八幡宮とも称せられていた。 神社、大隅では、 していた。新田八幡宮領、 におよんでいる。この他に新田宮などには府領なるものがあるが、これは大宰府領の意で薩摩国内の五社がこれに属 薩摩、大隅の地は早くから神社の尊敬がなされていたことが知られている。延喜式には薩摩に牧聞神社、 第四節 鹿児島神社、大穴持神社、宮浦神社、韓国宇豆岑神社、益救神社等などである。このうち神階の最 中島宮領、 社寺と社寺領 開聞社領、 伊佐知佐社領、郡本社領で合計七十八町二段が府領であった。この また谷山の地は 加紫久利

していることが知られている。このように谷山郡は早くから国分寺や泰平寺の諸行事に対して奉仕しているのであっ1年10 らの郡院から、粽、酒、競馬、流鏑馬などを奉り鹿 児 島、谷山両郡からは殖女、鼓打、笛吹、苗引、拍子打が奉仕 郡 あって右の各地の外給黎郡、 毎月八日ごとに尼寺薬師講を行う事を載せている。また二月十六日には「泰平寺御霊会御祭ならびに十七社御供」が 山門院、莫称院、伊集院、鹿児島郡、谷山郡、加世田別府から飯、餅、炭、古油、懸餅、松、壁一間仏供などを奉り らびに十七社御供の事を載せ正月十四日の「吉祥御願次第」の第一条に高城郡、薩摩郡、入来院、 考えられる。国分寺文書弘安七年十一月の「天満宮国分寺恒例不退御神事次第」によるに、正月一日以来の天満宮な 特に殖女以下の特殊なる技能者を要請されていることは注目されなければならない。 谷山郡からは特に鼓打、笛吹、拍子打、殖女、苗引、高足などの奉仕があり、五月五日の五月会神事には、これ 指宿郡、日置南郷、知覧院などからも霊供米、騎兵、競馬、相撲などを奉納し、鹿児島

第五章 国政の衰退と荘園の発達

農民たちの生活は山上憶良が大宰府の役人であったころ作ったといわれ、万葉集の中にのせられている貧窮問答歌に よってもその姿を知ることが出来るし、八世紀の頃、孝謙記には諸国の国司たちの悪政によって百姓がようやく労す るが、その繁栄は畿内のそれも都を中心とした一部の貴族の人びとのものでしかなかった。その繁栄を与えた多くの 平城京を唐の長安の都をまねて造営して以来、律令制社会は次第に成長し、咲く花の匂うが如くにさかえたのであない。

谷山の歴史 一 〇 八

といいその結果は 「無知の百姓は争うてみな貸食しその徴収に属りては償うべきものなく、ついには家を売り田を売

りして他郷に浮逃」することになったのである。まして地方のへき遠の地にあってはなおさらのことであったろうと

論であるが、天災、疫病、人口の増加などによることもその一つであった。薩隅の地もまた僻遠の地たるだけでなく 考えられる。このような社会の混乱が律令制度の矛盾によることや、貴族あるいは、国司らの収奪にあったことは勿

積年の天災地変が多くの農民をして貧困ならしめていることをしるのである。

記録によれば八世紀の頃即ち

天平十四年 (八四二年) 十一月 大隅国大いに震動す。

天平宝字八年(七六四年)十二月 大隅、薩摩両国に畑雲晦冥奔電去来して海に三島を化成し民家六十二戸、人、

八十余人埋没す

天平神護二年(七六六年)六月 日・隅・薩三国大風によって桑麻を損じ尽す

等とあり、また九世紀に入っては

弘仁三年(八〇八年)六月 薩摩国いなごの害によりて損害を受け

弘仁一〇年(八一九年)十一月には再び薩摩国に蝗害により田租を免ず

すれば人民が騒ぎたてるだろうという程であったのはやはりこのような社会的原因もあったと考えてよくはないだろ の地は八世紀においてすら「大隅・薩摩両国の百姓未だ班田せず、旧に随って悉く墾田を許す」とあり、 とあり更に承和三年(八三六年)や、同じく一○年には飢饉が発生しているなど数えきれない程である。従って薩隅 班田を強行

律令制社会そのものの衰退を意味するものであった。その原因は、人口の増加と土地の不足、班田手続の煩雑さや地 うか。班田制は律令制社会の重要な中心をなしていた。従ってこの制度がうまく運営されず、 園成立の基礎となるべき三世一身法が出され、更に天平十五年(七四二年)には墾田の永世私有を許可することとな になされたのである。養老六年(七二二年)には良田百万町歩の開墾計画がだされ、翌年には遂に土地私有制即ち荘 であった。こうして班田制崩壊のための対策がたてられなければならず、口分田不足を補うために開墾の奨励が急速 って、遂に公田制が崩れ、土地の私有地が公認されるにいたって荘園の発達を促すことになった。 崩壊、廃絶することは

た武士の発生源でもあったが、それらのあるものが結局私的な武士の手に移った時について封建制の発展が見られる 多くの権利を持っていた。この様な権利を職と称した。 名主 職、作職、下司職、地頭職などその例である。荘園はま 之を管理する者にもなった。そしてそれらのものは荘官とよばれて之を運営する権利や収入を享有することやその他 権や後には不入の権といわれる国家警察権の侵入を排除する権利をもっていたからである。寄進を受けた貴族や寺社 寄進の理由はいろいろとあるが、結果的にはこれらの貴族や社寺の多くが不輸の権といわれる人や土地に対する免税 之等が大部分であるといわれている。殊に貴族や社寺の新立荘園の多くは地方豪族の寄進によるものであった。その は本所とか領家とか呼ばれた。荘園は実際には寄進した者が耕作権や、使用権をもったり、時には本所や領家に代って こうして発達した荘園の系統は、空閑地の開墾田、私有化した口分田、その他買得、寄進、譲与などに分けられ、

円の荘に吸収され、 院郷に勢力をはり、 下地の支配権を握ろうとし許可されたことを知るのである。このような傾向は文治以前に多く、平家の全盛期におい ᆽ ように拡大されてゆく原因は寄郡にある。寄郡とは弘安七年(一二八四年)の関東下地状に「島津庄三個の内本庄とに拡大し、薩・隅・日の図田帳を合計すると本荘が三、四一五町、寄郡は四、九一九町ぐらいになってゆくが、この にいたるのである。このよう歴史的、社会的背景のなかで、島津の荘は成立をして行ったのである。島津の荘の起源註12 ては寄郡がさらに増加したであろうと考えられる。当時薩・隅にあった諸豪族は、郡司、院司、弁済使などとして各 源氏の世となってきわめて不利となったから一円の御荘に寄進して、それによって国家の官吏として、また荘官として に寄郡は租を半ば輸する土地で荘園と国衙とに両属していたものである。文治三年(一一八七年)平重澄の寄進状に の本荘であろう。今の宮崎県の都城付近と思われる。島津の荘は初め「一円荘二千二百十町」とあるがその後、 田帳に「日向島津庄中一円庄」として、三俣院、島津院、北郷、中郷、南中郷等があげられているから、これが島津 ているから、この関係を利用して頼通に寄進して疵護を受けようとしたものであろうといわれる。 に来て無主の地を開発して、宇治関白といわれた藤原頼通に寄進したものである。季基は桓武平氏と推定され、 は平安時代の万寿年中(十一世紀前半)に当時大宰府の大監平季基がその弟平判官良宗と共に日何国諸県郡島津の地 の妹後一条天皇の中宮威子およびその子後冷泉天皇の中宮章子に仕えた出羽弁と近親であったのではないかといわれ 私領と云う、所務は各別である。本庄は領家一円の地であるが、寄郡は半不輸である」と見えるよう あるいは公田の寄郡化が進むにつれて広大な「島津荘」の成立を来たしたのであるが、薩隅の地に 寄郡にしても荘園化したものが多かったにちがいない。こうした在庁官人の半私有的な土地が一 島津の荘は建久図 頼通

は之に対して「正八幡宮の荘」が存在していたのである。

かくて古代末期から中世の封建社会への過期にあって島津荘を中心とする複雑な豪族渡の割拠は次の時代にいたっ

....て守護、地頭との対立抗争をあらわしていくのである。

留学僧によって唐の制度をまねて行なわれたものである。革は唐から帰って来ていた高向玄理僧日文等の留学生や、等を中心に蘇我氏を滅して始まった政治の改革で政治の改註1大化の改新というのは西暦六四五年に中大兄皇子中臣鎌足

3県史第一巻2近藤義郎「古墳とはなにか」日本の考古学Ⅳ古墳時代上

4県史第一巻

7六国史とは日本書紀、続日本紀、日本後記、続日本後記文6郡山良光「薩隅における律令体制」鹿児島史学13号

県史第一巻一六八頁では「谷山上郷」であろうとする徳実録、三代実録の六つの国史をいう

9

8

10 県史第一巻

12 朝河貫一「入来文書」 11 今宮新「上代の土地制度」

本田親虎 「入来町誌」上巻東洋貫一「ノヌブ書」

13 県史第一巻

鹿児島県高校歴史部会編「鹿児島の歴史」

第 三 章 中 世

第一節 中世のあらまし

律令体制の動揺、 藤原摂関政治の腐敗、 さらには地方国司の悪政等によって国政が乱れ、その間げきをついて荘園

三章 中 世

ることを誓い、鎌倉殿からこれの確認の証たる下文を受け、公事番役を勤めた侍」であった。文永十一年(一二七四年)という。 れはまた封建社会の成立でもあった。鎌倉幕府の基礎は、守護職、地頭職、関東御領、関東御分国などの所領、所職にはまた封建社会の成立でもあった。鎌倉幕府の基礎は、守護職、地頭職、関東御領、関東御分国などの所領、所職 勢力も、承久の乱によって滅亡し、ここに執権政治と地頭勢力の伸張による鎌倉幕府体制の完成をみるのであるが、こ誰2 とを絶たず源氏は三代にして倒れ、北条氏にその実権は移るのである。未だ、わずかにその余命を保っていた院政の11年で を強化してゆくのである。その代表が平氏と源氏であった。そして十二世紀半ばにおこった保元、平治の乱を基礎 たくわえ武士化し、更に家子、郎党を結集して武士集団をつくり十一世紀の戦乱をたくみに利しながら政治的権力 之を制することができず、おりから発展してきた武士たちの力をかりなければならなかったことは律令国家の末路を なってくるのは一○世紀半ごろであった。承平、天慶年間における平将門、藤原純友の乱において律令国家はすでに られた主従制に外ならず、御家人とは沙汰未練書に示す「往者以来の開発領主であって、鎌倉殿に対してその家人た と消え去り、 に政権を得た平清盛一門は京都六波羅にその政権の基盤をおくが永続せずその勢力は文治元年、壇ノ浦に春の夜の夢 示すものであった。荘園を地盤に勢力拡げた武士たちは勿論、荘園以外の国衙領に於ても郡司層などの土豪が武力を を基盤として成長した武士たちが古代国家に抵抗しながら次第に社会の中で実力を示し、実権をもちはじめるように の支配権とならんで御家人制度の上におかれていたといわれる。御家人制度というのは鎌倉殿と御家人との間にたて かわって源頼朝が政権を掌握し、鎌倉幕府を開き武家政治をはじめたのである。 しかし幕府の内紛はあ

済的な大きな打撃を与えたものであった。それだけでなく一四世紀に入ると在地領主層の荘園に対する非法の激化、 年)と弘安四年(一二八一年)の蒙古軍の来襲は幕府にとって大きな打撃であったばかりでなく全国の武士たちに経

体制の没落は既に鎌倉から室町を通じて武士たちによって所領の侵奪ということで行なわれるのである。それは新儀 南北両朝は合体し室町幕府の統一は完成したが決して強いものではなかった。その勢力は次第に守護にうつりつつあ かったためでもある。このころは薩・隅・日三国においても島津氏に対して、肝付氏をはじめ、旧郡司、 軍を組織し勢力を恢復しつつあったし、島津、大友、少弐などの諸豪族そのものが容易にその支配下に入ろうとしな はなかった。 護たちはその権限を利して国衛や荘園内に勢力をのばして領国制を展開して大名化していったためその統一は容易で が建武の新政に叛旗をひるがえしたことによってはじまる。北朝を成立させた尊氏は従来の惣領制的な秩序を利用しが建武の新政に叛旗をひるがえしたことによってはじまる。北朝を成立させた尊氏は従来の惣領制的の第16 ずで終ったのである。それはまた南北朝時代の長期にわたる戦乱となった理由ともなった。註5 たためそこに存在する矛盾と在地領主層の領主体制や、悪党的な小領主層の期待したものと相いれず、僅か三年足ら 醐天皇を中心とする反幕府勢力の結集が行なわれ、建武の新政が成立していくが、その目標が復古的律令国家であっ 執権政治の専制化、さらに悪党の蜂起など悪循環をくりかえしながら鎌倉政権は破局に向っていた。この時期、 非法としてしばしば訴えられたが大抵は、캒与といって本所、領家等の古代権力をもったものの後退で解決されてゆ くの諸豪族が南朝に与しながら活動していたのである。こうした戦乱の中に明徳三年 の動揺と分裂をきたしさまざまな矛循や対立ともからみあってその基礎が弱く不安定であった。しかも諸国にある守 つつ足利一族を中心に室町幕府を成立させたが、尊氏の弟直義と尊氏の執事高師直の対立に見られるように幕府内部 った。この戦乱を通じて律令体制以来の朝廷権力は完全に消滅し、 加えて残存する南朝の勢力は各地で抵抗を試み、 九州に於ては菊池一族を中心に懐良親王を奉じて反幕 荘園体制が没落してしまうのであるが、この荘園 (南朝元中九年=一三九二年) 南北朝の争いは足利尊氏 院司系の多

く。それには下地中分といって所領の権利を分割する方法と、請所の制といって武家が本部、 領家の所領の年貢を請

滅してゆくのである。やがて下剋上、群雄割拠という政治過程の中で守護代以下の在地領地領主層が次第に成長し戦 張をめぐって対立をつづけ、遂には応仁文明の大乱にまで発展し、之を境にして室町幕府の歴史的意義は失われ、消 があった。こうして室町時代の末には各地に守護大名が生れ、室町政権を支える柱となるが、彼等は互にその勢力伸 負ったかたちで支配権を確立する方法とがあった。前者には更に中分法と半済法があり、後者には地頭請と守護請と負ったかたちで支配権を確立する方法とがあった。前者には更に中分法と半済法があり、後者には地頭請と

戦国大名へ、そして藩政時代の大大名として生きのび発展していったのである。日本史上戦国争乱をのりこえて生き 薩・隅・日の地においては平安末以来この地に根をおろした島津氏があらゆる困難と障害をのりこえ、守護大名から 国大名となって強大化してゆき、然もこれら戦国大名は絶え間ない争乱をくりかえし変動交替を続けていくが、独り

のびた唯一人の大名であったといえよう。

註1院政というのは白河天皇によりはじめられた太上天皇によ

る政務決裁をいう。院政のはじめられたのは応徳三年(一

う説や輔仁親王の勢力を牽制しようとする説などいろいろ ○八六年)で、その理由は摂関政治を抑えようとしたとい

2執権政治というのは源頼朝の死後北条氏が鎌倉幕府の中で 侍所と、政所の職を合せて幕政を統轄した、それをいう。 ○林屋辰三郎「院政」日本歴史大辞典] 日本文化史大系 ○林屋辰三郎「院

> 3職には二つの意味がある。一つは「つかさ」という国語に という。今一つは中世古文書に散見する公文職、守護職 をあらわすのに用いる。律令の官制では中宮職、 あたるもので今日の官職というのはこれで一つの職務職掌

北条義時の時に樹立した。安田元久「執権政治」日本歴史

するものである。中世の場合古文書に見えるものについて れは職務を示すと共にそれに附随する何らかの権利を意味 地頭職、郷司職、作人職などはその趣がちがっており、そ

り(大番催促)・謀反人・殺害人を自由に処断しうる権利 守護職とは管国の御家人を率いて皇居の警固に勤務させた 他に反別五升の兵糧米を年貢、官物のうちから取得した。 もっている権限で下地管理権・警察権・徴税権三つであり は権益を示したものと考えた方がよい。地頭職とは地頭の 、検断権)である。

5島田次郎「建武の政変」日本歴史講座 4五味克夫「薩摩の御家人について」鹿大史学 新田英治「御家人制度」日本歴史講座東大出版会

6 惣領制とは主として鎌倉時代における領主階級の社会的結 村支配を行った。このような組織制度で鎌倉幕府は之を土 郎党を擁して所領の経営にあたりまたそれを拠点にして農 合形態である。平安末期から見られ武士団内部で先祖伝来 の所領が分割されているのを惣領、庶子等はそれぞれ家子

> 台にして成立した。後惣領と庶子は対立した。松元新八郎 一惣領制度」日本歴史の大辞典

7半済は年貢の半分納入の意味で、室町幕府が南北朝戦乱の 武士に与えたものである。足利尊氏が観応三年に近江、尾 際その軍費をまかなうために荘園本所領の年貢を折半して

に預け守護に管理させたのが最初である

張、美濃の三ケ国についてその年一ケ年だけの年貢を軍勢

8地頭請とは地頭が荘園領主に対し一定額の年貢を請負う制 度、地頭はその職権を利用して実力で年貢の押領を企てる

9守護請とは守護が荘園、 には守護側で契約を実行せずかえって守護に国内の荘園国 国衙領の年貢を請負う制度、 現実

衙領を支配され領主化される根拠を与えた。

第二節 薩摩の豪族と島津の入薩

複雑な性格をもっていた。殊に、大隅・薩摩両国の如きは長く班田は行なわれず墾田のみによって耕作が続けられて いることは前述したところであるが、延暦十九年に班田を行なおうとした時は逆に中央では班田制が崩かいする時期 このような中世の歴史的発展の中で、薩・隅・日の発展はどのようにあったろうか。薩隅の地にあってはきわめて

— 五

が全部荘園となった理由がここにあろうし、早くから正八幡宮と島津庄の二大荘園の対立もまたここに原因があろう しかなく停滞的であった。従って中央から下向した国司や荘官、社寺人を在地土豪化させる条件をそなえていた。こ 薩・隅の地はこのように、原始的、古代的な社会が重複し、中世的なものは中央から流れてくるもので

であったから現実にはどの程度にできたかは疑わしい。むしろ従来の墾田の状態であったろう。平安末期、薩隅の地

とく上で最も注目されなければならないものの一つである。 註1 数世紀にわたって「抗争の停滞」の中に封じこめられていった。この中世の薩隅の特色ある紛乱は薩隅の歴史をひも まして薩・隅・日の地は平氏縁故の地である故、平氏の没落はこの混乱に拍車をかけた。故に薩・隅の歴史的発展は

十二世紀末、平氏が壇浦に滅亡して後、頼朝は、平氏の多くの荘園を没収した。之を没官領という。また義経追捕

こに定着した土豪等は律令国家の圧力がゆるみだすと互に抗争紛乱を続けその止まるところを知らない状態であった。

は早くからこの地の開発にしたがったものや、土着したと思われる豪族が多かったからである。これらの、土着した 鮫島宗家、島津忠久、あとに渋谷氏、二階堂氏、また大隅正八幡宮領地頭職をうけた掃部助入道寂 忍などがいる。 註2 これらのものも下司職や惣地頭職をうけてもそれを遂行するのに多くの困難や抵抗があったことは薩、隅、日の地に の目的を基に設置した守護、地頭によって全国統治への体制を組織化してゆくが、薩・隅の地においても千葉介常胤

官人や郷司などがいた。このうち関係のある二、三のものをあげると131 平季基、伊作平次、長場氏、肝付氏、阿多氏をはじめ、在庁師高、種明家弘、道友などの郡司、名主を兼領した在庁 と思われる豪族たちを建久図田帳、入来院文書、禰寝文書、諸家の系図などによるとつぎのような名前がみえる。

系図には 伊作平次 「九州の総追捕使として薩隅日の三州および肥前国を領す」とある、 薩摩の平姓なる川辺、 頴娃、 給黎、 薩摩、 別府、 揖宿、 知覧、 阿多などの諸氏の祖となっている。 肥前の伊佐氏と類似していることから 諸氏の

阿多氏 阿多氏は平安末期平姓を称しているが伊作氏、河辺氏、別府氏などと同族の鎮西平民の流れをくんでいる。

いろいろと説がある。

保延年中阿多郡司であった阿多平四郎忠景は後に薩摩守に補せられて頗る威を振ったが当地方の平氏の総領であった

ろうといわれる。応保二年の台明寺文書に阿多平権守忠景の名を載せ、入来院文書の寿永二年伴信友の解文にも権門

の荘園などを忠景の弟忠友が押領したことを載せている。吾妻鏡文治三年九月二十二日の条に

平家在世時薩摩国住人阿多平権守忠景依\蒙||勅勘|逐||電于彼島||之間為\追||討之|遺||筑後守家貞|粧||軍 | 雖 及 | ||数度|終不」凌||風波 |空以令||帰洛||云々

とある。知覧町永里の谷山氏系図の中に

忠景 従五位下下野権守 字阿多四郎 薩摩国押領使 久安六年庚午正月廿九日任下野国司、 平治元年乙卯蒙追討

宣言研責順落畢

とあるものと同一人物であろう。後に述べる阿多四郎宣澄は忠景の一族である。

の総地頭職が忠久に分与されている。 さらに建久三年(一一九二年)には阿多四郎宣澄の所領であった谷山郡、註5 司職に補任されたことによる。庄目代と押領使兼帯の内容をもったこの下司職は文治二年には地頭職と改められ頼朝 このような平家の勢力の強かった薩隅の地に島津忠久が入薩したのは元暦二年 (文治元年=一一八五年) 島津荘下

第三章 中 世

一八

郡

護としての任務を与えられているのである。しかし忠久の入薩が行なわれても薩隅の豪族たちの中にはそれにしたが 日置郡南郷、 北郷などの地頭職が与えられ、建久八年(一一九七年)には、大隅、 薩摩両国の総奉行人として守

わないものがあり忠久の地頭職も不安定であったようである。忠久はまた建仁三年(一二〇三年)の比企能員の事件計ないものがあり忠久の地頭職も不安定であったようである。忠久はまた建仁三年(一二〇三年)の比企能員の事件 命されている。 に関係ありとして隅・薩・日の守護職を一時奪われたが建保元年(一二一三年)には再び島津荘薩摩方の地頭職に任 しかしこの時は薩摩のみで大隅、 日向は除かれているが、大隅は建仁三年(一二〇三年) 以後は名越

註 は比企能員の妹丹後局であり母が惟宗広言に嫁したためこ島津忠人の生誕については一般には源朝の庶子といわれ母 二二七年)鎌倉に没したのは年四十九の時であった。

時章が守護職に補せられ、文永九年(一二七二年)以後は千葉氏、さらに後に金沢時直と代っている。

註1川越正則 「鹿児島県史概説

3右同 2 鹿児島県史第一巻 鹿児島県史第一巻

4薩藩旧記雑録前編巻之一

5郡山良光「島津庄薩摩方の支配体系」 鹿児島史学十一号

6鹿児島県史第一巻

の下司職に任命されたのは七才の時であり、安貞元年(一

虎之助) 忠久が生れたのは治承三年(一一七九年)で島津荘

ものであるとのべているのもある。

(荘園史の研究

—西岡

に生れたものであり、比企氏と頼朝の関係から重用された いろいろと説があるがはじめから惟宗氏と比企氏の女の間 こで養育されたため惟宗姓を名乗ったと伝えられている。

第三節 谷山の支配

阿多氏と島津氏

国司や在庁官人の名を載せ各郡郷の郡司、名 主などを兼領していることがみえるが、谷山郡についての記載のあるも 紀の頃には既に国衙の支配下にあったと考えられる。薩藩旧記雑録などにのせる台明寺文書や、薩摩国図田帳などに のは見当らない。谷山郡の支配について文書の上であらわれてくるのは薩藩旧記雑録巻一の権執印文書である。 歓明天皇御代時紀伊国新宮之竹内十郎行実汗将軍「忠節を申上候仍御文を給候所領を被下候下三ヶ国「鹿児島之内武 三十町谷山ニ福本五十五町同薩摩内四十町以上百二十五町を給候彼所領ニハ三年ニー度御進物を送上可被申候 谷山郡の設置がいつの頃であったか明らかでないが、既に延喜式、倭名抄などに谷山郡の名が見えることから八世



竹内兄弟四人

三郎ニ頴娃殿

四郎ニ伊作殿

女子方

第三章 中 世

保元 两子 元年一一五六年八月二十二日

内十郎の忠節がどのようなものであったかも不明である。ただ伊佐知佐神社の由緒に紀伊国熊野より瀬戸山竹之内両 と見えるのが初見かと考えている。平安末期の竹内兄弟とは如何なる人物かは明らかでない。 まして紀伊国新宮の

次に、島津国史の建久三年壬子秋七月十二日の条に

家にて熊野権現を勧請したとあるが関係があるかどうか、之もわかっていない。

山伊作南郷北郷地頭職 幕府収,|薩摩国、住人阿多四郎宣澄所、食谷山郡伊佐郡日置南郷北郷 |宣澄者平氏之党也冬十月二十二日以、公為 |谷

とあって忠久の地頭職補任を載せている。之は、薩藩旧記雑録前編巻之一に

薩摩国住人阿多四郎宣澄所領谷山郡伊佐郡

日置郡南郷同北郷新御領名田等事彼宣澄者平家謀叛之時張本其一也仍令」停止||件職| 畢早可」令||知 行地頭職 者

依」仰執達如」件

建久三年十月二十二日 平 時政在判

民部函在判

月より立券にて一円領の新在に立合せて二百八十五町なり。北郷の郡司下司は平重澄なり、地頭は宣澄なり、 按ずるに阿多四郎は本地頭なり谷山二百町伊作二百町南郷の内にて、外小野十五町北野七十町新御領は文治四年十

止られ忠久地頭となる、合四百八十五町没官領となり忠久の領地となれり。

と載せる。阿多宣澄、平重澄は共に阿多忠景の一族であった故に忠景の貴海島逐電の後平家に従って所領を安堵され

ていたものと見られる。

建久八年薩摩国図田帳によれば

府領社十八町(公領)百八十二町谷山郡二百町内嶋津門御庄寄郡没官御領地頭右衛門兵衛尉

荘園の発達するに及んで寄郡となっており、平安末期にいたり平氏の流れをくむ阿多宣澄の支配していたところであ と見えているものであるが誤りであろう。之等のことから谷山郡は早くから国衙領として国司、 なっている。 った。またこの地の開発にあたった名主、豪族などもいたにちがいないが、保元元年の文書に見える竹内二郎、三郎 し落としたものであろうか。県史第一巻では益山太郎の名をのせている。之は建久八年の薩摩の御家人交名に益山太郎 では府領社五ケ所のうち他の全てに下司の名が見えるのにたいして谷山郡の府領社に見えないのは或はあやまって写 と見え、地頭右衛門兵衛尉(忠久)領有となっている。府領社十八町は同じ図田帳に谷山郡内十八町が伊佐知佐社領と 伊佐知佐は今の和田名にある伊佐知佐神社と考えられる。府領とは太宰府領の意味である。ただ図田帳 郡司の支配をうけ、

世

四郎、 することは極めて困難であったにちがいない。後に述べるように谷山郡司と島津氏とが谷山の領有をめぐって長年に なっていなかった。鎌倉以前よりの旧勢力が確立していた地に新たに地頭に補任された島津氏がこの間に勢力を扶植 地頭職に補任されると共に谷山郡もまたその支配下におかれるようになったのである。然しまだ完全にその領有とは 地を開発していたと考えられる。鎌倉幕府の成立するにおよんで源頼朝の御家人であった島津忠久が薩摩、大隅の総 わたる抗争をくりかえした事実はその典型的な例である。山田文書(四号)貞永二年(一二三二年)の請申谷山郡地 と女子の兄弟の名以外には明らかでないが、後に述べるように忠久が地頭職を得たころは谷山氏の祖先がこの

領検非違所両職同事とあり財久吉なるものの名が見えるが、郡司ではないにしても如何なる人物であろうか。

谷山氏と別府氏

薩隅日三州他家古城主由来記によれば

(一) 谷山城

谷山兵衛尉忠光

得分等の事弘安二年御下文あり。 忠久公の時谷山の城を守る別府五郎忠明が孫子也。 所注進の上は対彼跡子息平五郎左衛門入道隆信相伝当知行の上は重て欲給御牒当郡内山田上別府両村抑留年々地 守護道鑒公の御時谷山退治として波の平に御陣を取り給ふ。 嫡子嫡之介忠良其子谷山郡司五郎入道覚信他界之間其子細守護 谷山郡司太郎忠高守

護の御陣に馳向御合戦あり。中古迄は谷山を知行すと見へたり。

とある。また別府氏のことについて

(二加世田城 別府五郎忠明

忠久公の時加世田別府の城を守る。別府家本は平家より出たり。五郎忠明は川辺平次郎道房が四番目の弟なり、嫡 子太郎道直は次郎弟忠綱が為に討たる忠綱薩摩守信澄が為めにうたれ三男弥平五信忠別府の祖なり。此末より谷山

家出る也、建久八年御教書にも別府五郎忠明とあり、中古迄は別府加世田を知行せしとあり。

府五郎忠明と同一人であり、その子息が建久八年の図田帳に見える郷司弥平五信忠である。山田文書(一〇六番)に見註4 は誤りであることはすでに述べた。この別府五郎忠明は永万元年(一一六五年)の石清水八幡宮寺政所下文に見える別 と見えている。建久八年の御家人交名に別府五郎や益山太郎の名が見えるが、このうち益山太郎を谷山太郎とするの

える元徳二年(一三三〇年)の谷山覚信代教信重申状によれば

(前略)右、当郡々司以下所職所帯等者。為覚信先開発祖領主、 去建仁三年十二月二五日令拝領関東下文以来、代々 🗟 (1 ...) 🖺

無相違之子細、先進状等炳焉也。爰諸三郎丸先陳云、高祖父豊後守忠久拝領之処、信忠 覚信為忠久芳志令

知行之条、忠光覚信延応二年状顕然也、覚信亡父祖代々芳志之跡、捧存外推参之支状 云々 (以下略)

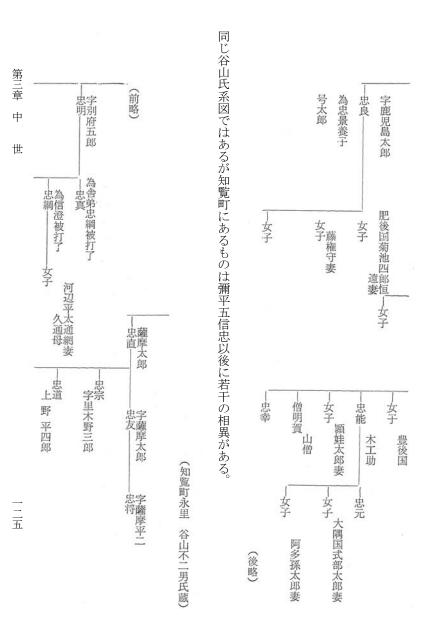
と見るところから谷山氏は加世田別府郷司弥平五信忠から出ていると考えられよう。

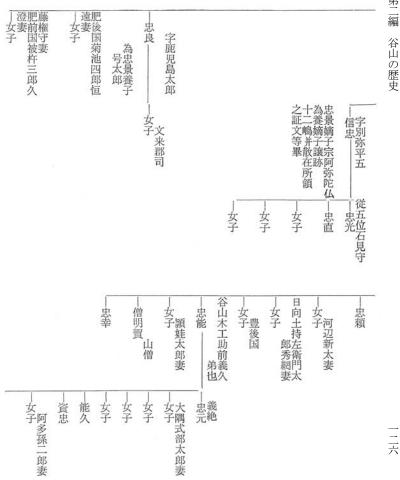
谷山氏系図によれば

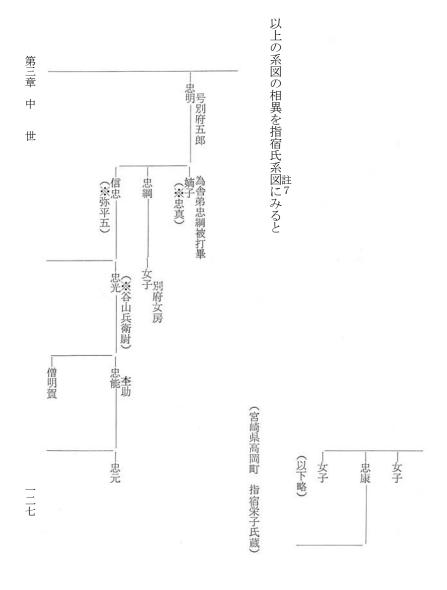
四

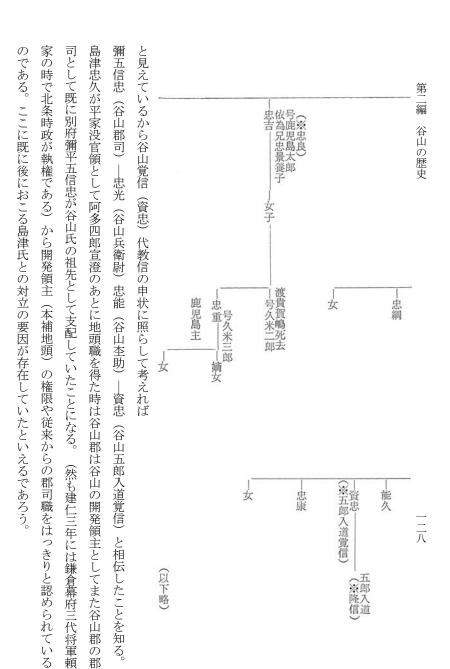
(鹿児島市鴨池町

谷山ハナ氏蔵)









次に薩藩旧記雑録前編巻八に見える正安二年の鎮西下知状に、

一郡司望補傍官上司否事

右如資忠所進九月三日,大波羅状案者兵尉忠光申谷山郡事、折紙劃具。也候任先側成賜請所庁宣可安塔土民 之田歎申侯御計候者可宜侯歟云々、如同所進九月四日権在中弁状者薩摩国谷山郡司兵衛尉忠光申当郡請所事住先例

可計沙汰之由承候畢

とあり承久三年の承久の変後に谷山郡司忠光の名が国司や領家の請所旧として見えている。旧記雑録前編巻五には島

津忠時の地頭代として忠光の名が見える。

山田文書(二七号)弘安二年の関東御教書案には

交名注文には谷山郡に谷山五部入道の名が見えるがこれは谷山資忠即ち覚信のことだろう。 案とともに資忠の名をこのころに見るのである。なお文保元年(一三一七年)の新田宮観樹院文書中の薩摩国御家人 建治三年の状案とともに資忠背地頭催促、不致其沙汰云々甚自由者早可令催之状依仰執達如件とあり建治三年の訴状 走湯山造営用途事、薩摩国谷山郡司資忠背地頭催促、不臨其沙汰云々甚自由者早可令令催勧之状依仰執達如件とあり

薩藩旧記雑録前篇巻十二

島津式部孫五郎入道々慶子息藤原忠能重言上薩摩国谷山郡司五郎入道覚信他界間、 子息息平五郎左衛門入道隆信相伝当知行上者、重欲給御牒当郡内山田上別府両村後留年々地頭得分物等事 其子細守護所注進上者対干彼跡

副進

第三章 中 世

1 111

通 覚信代教信請文 一通 御牒

之、至得分物等者、背覚信請文、猶以下叙用之間、被仰下国司守護所之刻、覚信信去年十二月令地界畢、為亡者之 右、両村地頭職者親父道慶重代相伝之地也、而為全得分物、令契約覚信之処、背契状之間、武家沙汰之時、 道慶預度々下知畢、天下一統之後、捧彼状及上訴、為俊春御奉行、忝賜決断所御牒之処、 於地頭所務者、 就訴申、 雖去渡

建武二年三月日

上者、対于彼跡相伝隆信、被下御牒、為糺賜以前抑留得分物等、恐々完上如件

門入道隆信が相続したことになっている。 じたが覚信はそれを実行しないうちに建武元年十二月に死去しその後を谷山隆信が相伝したので之を実行させるよう 契約に背いて実行をしないで鎌倉幕府に訴えその下知を得ていた。 島津忠能(山田氏)は山田、上別府村の地頭職を父の道慶(宗久)からついでいるが、谷山覚信は得分物についての に下知を得たいと述べているが、この文書によって谷山覚信は建武元年(一三三四年)に死亡しその後を平五郎左衛 て知行相違なきの下知を与えたが覚信は尚得分物等について契約に背いたので守護所に忠能らが知行すべきことを命 建武政府になって雑訴決断所は再び忠能等に対し

しかし島津国史巻五五の建武四年(一三三七年)三月十七日の条に

夏四月二十六日足利直義命孫三郎頼久島津道恵撃大隅助三郎谷山五郎鮫島彦次郎入道

とあるがその中に見える谷山五郎について更に続けて次のようにのべている。

担,伊作家譜出水七兵衛家蔵文書,揖宿興左衛門系図伊佐平次貞時之族有,別府五郎忠明者,忠明玄孫,日資忠島津支

山五郎者当是隆信然自,弘安,以来教書言,覚信事者不,一而足,其名聞,於幕府,蓋己久矣、 流系図山田氏文書谷山郡司資忠自称,,五郎入道覚信,建武元年十二月覚信死子五郎左衛門入道隆信嗣、 而自,,建武元年,至,,於是 則此年云,谷

年,或者京師末」間其死,則谷山五郎仍謂,覚信,亦不,可」知也(以下略)

とは建武四年の時まで京師では聞いていない、だから谷山五郎というのは谷山覚信であるかもしれない、といってい 文書によるに建武元年十二月に覚信が死去して隆信が嗣いでいるからこの谷山五郎というのは険信に当子が然し弘安 即ち足利直義は孫三郎頼久島津道恵に命じて大隅助三郎や谷山五郎、 以来覚信の事は教書に度々出て来てその名は幕府にも久しく知られている。それなのに建武元年に死去したというこ 鮫島入道を攻撃させたが此時の谷山五郎は山 田

殊に系図には何故か覚信以後のことは載せていない。之については後に述べる。 ところで谷山五郎左衛門隆信以後については谷山氏の系図によってもまた他の文書によっても明らかでない点が多く、

三、山田氏

る。

略が記述されているので之を載せたい。同底文によるに 山田氏については最近「山田文書」が鹿児島県史料集(V)として鹿児島県史料刊行会から出版されその底文に概

地頭職を直久が相伝している。宗久を山田氏三代とする。四代忠経は初名を忠能といったが、この宗久、忠能父子の を有したがこの中、谷山郡地頭職は惣領土用熊丸が相伝し、同郡内山田村、上別府村地頭職を宗久が、 「山田氏は本宗島津氏二代忠時の庶長子忠継を初代とし、忠真を二代とする。忠真は薩摩国谷山郡、 牛屎院の地頭職 同郡内宇宿村

世

谷山の歴史

代に谷山郡司谷山覚信(資忠)、隆信との間に所領支配の権限をめぐって激烈な相論を展開する。 以下忠興、久興、

替となり十一代忠時に至る。しかし忠時の代に肝付氏と戦って忠時はじめ一族の戦死する者多く、十二代久武は市成 忠尚、忠広、忠豊、久親、忠時、久武、久通、久貞、久陳、久福と相伝する。七代忠尚は著名な「山田聖栄日記」の 著者であり、他にも多く兵法故実の書を残した文武兼備の名将といわれている。六代久興の代に大隅国市成村に領地

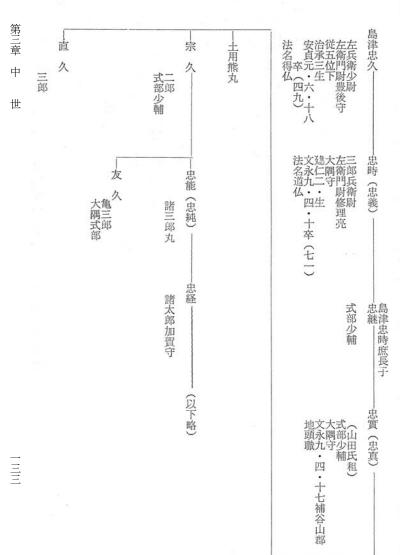
遂に十六代久福代に至って志布志より鹿児島に移居することを許され、以後城下士として荒田八幡に住し無格百石高 り十六代久福に至る。しかし十三代久通以来、城下士としての帰府を由緒の家柄を申立ててしきりに藩当局に請願し

を去って囎唹郡に退き、以後飫肥、綾、帖佐を転々所領が替る。そして庄内の乱後要地志布志の在番士(郷士)とな

を給された。維新後は島津氏の祖廟花尾神社宮司を勤めている。」と述べられている。

以上の中で谷山郡に関係するものは四代の忠経即ち忠能の頃までを中心とする。また右概略の中で五代忠興のところ

れば(山田文書による)同一人物となるから県史の系図は同一人物を二代にわたって使用したといえるだろう。県史 が県史別巻の山田氏系図と異っているように思う。県史に見る山田氏系図中、五代忠経が初名を忠能といったのであ の山田氏系図は



谷山の歴史 三四

山田文書(三番)に見えるのは嘉禄三年(一二二七年)の忠久譲状である。

薩摩国地頭守護職事 左衛門尉惟宗忠義(忠時

伊作庄、かわのへの郡、指宿郡 この三ケ所外ハ可被致沙汰也

高禄三年六月十八日 (二二七) (二二七)

伊作庄、河辺郡、指宿郡の三所を除いた他のものを全て与えている。

文永九年(一二七二年)四日十七日庶長子忠継の子忠實(忠真)に地頭職を譲与した。之が系譜に忠継を以て山田氏

の祖とする所以である

山田文書 (一二号)

みきのちとうしきハ、しきふのたらうたたさねニゆつりあたふる所しち也、

ゆつりわたすさつまのくにたにやまのこをりのちとしきの事

はやくちきやうすべき状如件

山田文書(一五号)は忠實が土用熊丸に譲ったものを示している。

ゆつりわたすさつまのくに谷山のこほりハとよくまさたたるへし、こ大隅の入道殿より給ハる本そうもんをくして

ゆつる所也たのさまたけあるへからす、後日のためにそうもん如件

とよくま殿ニ 文永十二年二月十七日 忠實在判

かさねて申、たたしこのうちむら二所ハ二郎と三郎と二たひ候也、御そんちあるへく候

之は二郎宗久と三郎直久とには二ヶ所の村を与えることをさしている。それは次の文書によって示すことが出来る。 二月十七日

山田文書 (一八号)

りわたすところしち也、こ日のために、 ぜ う もくたんのことし ゆつりわたすたにやまのこほりのうちやまたのむらならひにきたのへふにをきてハ、二郎にえいたいをかきてゆつ

けんち二年九日十三日 忠実在判

これハほんしやうはうのひつをもてかきうつしてふ、この状ハもろ三らうもつへし、山田上別符をちちしきふの太

山田文書 (一九号) ゆつりわたすたにやまのこほりのうちうすくのこうにおきては、三郎にえいたいをかきてゆつりわたすところしち 郎殿たうけいニゆつらせ給状のあん、

。たたしせいちやうのほとは、こけのさたたるへし、よてこ日のたあにそうもんくたんのことし、

けんち二年九月十三日 忠実在判

ゆつり状案文三郎殿 谷山のうすくのむらの事

たにやまのこをり」というのが見えているが一時的であったろう。 職は三郎直久に与えられていることが明らかである。尚文永四年に「ミなミの女はうのふん」として「さつまのくに 以上の譲状から忠實(忠真)以後の谷山郡の総地頭職は土用熊丸に、 山田、 上別符地頭職は二郎宗久に、宇宿村地頭

符村のうち、よこて、こまはしり、くきの、の三ケ所は亀三郎丸に譲渡されているのである。之等を見るにその惣地 さらに正中二年の山田道慶(式部孫五郎宗久)の譲状によれば山田、上別符両村の地頭職は諸三郎丸に、そして上別

頭職が次第に細分化されてゆくのに気がついてくる。之は島津氏の下地支配を目的とする領主化運動にほかならない

た。この前に立ふさがって頑強な抵抗を示したのが郡司系豪族たる谷山氏であった。かくてこの両者は地頭と郡司と と考えられている。段米五升の加徴米の徴収権と検断権並に地頭給田しかもたず下地進止権を有しなかった島津氏がいまり。 いかにかしてこの地の支配権を確立しようとする一つの姿であったといえよう。しかしそれは容易なことではなかっ

えることがなく、その結着は実に南北朝争乱の実力抗争にまでもちこまれるようになったのである。 して相対立し弘安二年の土用熊丸が谷山郡司資忠の伊豆走湯山造営用途の対桿を関東に訴えたのを始めとして爾来絶

頴娃郡のうち府領社二十三町正八幡宮論下司頴娃次郎忠康知覧院のうち府領社九町七段正八幡宮論下司忠答薩摩郡のうち社領一町七段府領五カ社内下司郡司忠友薩摩郡のうち府領社十町下司平太道綱

2 鹿児島県史第一巻

この名が見えない。

右の外に谷山郡のうち府領社十八町とあるが然し

3五味克夫「薩摩の御家人について―その系数と系譜」 鹿大

支学 号

4 五味克夫右同

6谷山氏の系図は鹿児島市鴨池町の谷山ハナ氏、知覧町永里5山田文書(鹿児島県史料集▽)鹿児島県史料刊行会

覧町永里の谷山静男氏のところには写しがある。の谷山不二男氏、神奈川県谷山国広氏の宅にある、また知

7指宿氏系図は宮崎県高岡町の指宿栄子氏蔵による。 覧町永里の谷山静男氏のところには写しがある。

8新田神社文書(鹿児島県史料集Ⅲ)鹿児島県史料刊行会

第四節 谷山郡をめぐる論争

谷山氏と山田氏の争い

論争の内容と経過

の御家人として、また郡司職その他所職所帯等を認可されていた。信忠の後は忠光―忠能―資忠と代々郡司職その他 に述べた。そして谷山郡郡司信忠の時(一二〇三年)建仁三年十二月廿五日の関東の下文を得て開発領主として幕府 谷山郡二百町の地は平安末期の頃からこの地の開発に従事していた谷山氏の祖先別府氏等が支配していたことは既

第三章 中 世

を受け継いでその支配にあたっていたのである。

も谷山氏のものであった。又系図に照らすも資忠の姉(妹か)は忠真(式部太郎三郎)の室となっていて、資忠の頃 ○年)七月には谷山郡地頭島津忠時より地頭職の請所を得ている。又弘安年間の地頭との相論よりするも下地進止権 権右中弁状によって、何れも先例に任せて当郡の請所とする領家、国司両方の請所となって居り、仁治元年(一二四権右中弁状によって、何れも先例に任せて当郡の請所とする領家、国司両方の請所となって居り、仁治元年(一二四 今その関係と経過をたどり乍ら考えてみたい。信忠の子兵衛尉忠光は承久三年(一二二一年)九月の六波羅状案及び 職を譲られたのである。共に鎌倉の御家人の立場でありながら後に大きな対立を来たしていくのは何故であろうか、 た。即ち土用熊丸は惣地頭職を、宗久は谷山郡内山田村と北別府村(上別府と同じか)を、三郎直久には宇宿村地頭 は谷山氏と山田氏は姻戚関係にあったわけである。 真)に之を譲与し、次いで建治二年九月嫡子土用熊丸、二子二郎宗久、三子三郎直久にそれぞれ分譲したことは述べ 一方島津忠久は建久三年平家没官領として、谷山郡、伊作郡、 このような関係の中で、弘安二年の走湯山造営用途対桿についての訴訟を始めとして長い間の相論が展開するわけ 日置南郷同北郷等の地頭職を得、二代忠時は忠実(忠

く命ぜられ、建治三年五・六月中にも同じく御家人役たる将軍家新造御所用途も課せられた。然るに土用熊丸等は三ヶ 吉野朝時代に及んだ。当時走湯山造営用途について弘安元年七月山田氏に対して惣領島津久経の指図に従って上進すべ 「地頭、 郡司の紛争は、 弘安二年土用熊丸が谷山郡司資忠の伊豆走湯山造営用途対桿を関東に訴えたるを始めとして である。今この経過を鹿児島県史第一巻によってみるに

月にわたって之を対桿したので惣領久時は故忠時置文に任せて、土用熊丸の谷山郡地頭職を没収し久時に宛給はらん

ことを請ふた。併し土用熊丸が上進と背ぜざる理田は蓋し所務の実権を握っていた谷山郡司の対桿に依るものであっ註3

. † . .

訴に基づいて土用熊丸に対して、その代官の逃亡を責め、早く久時に之を運上すべきを命じた。しかし資忠は猶之に訴に基づいて土用熊丸に対して、その代官の逃亡を責め、早く久時に之を運上すべきを命じた。 弘安二年五月九日、幕府は土用熊丸の訴によって、谷山郡司資忠に対して御教書を下し、一方において、(「ニモカ年) 久時の

服しなかったと見え、弘安九年六月幕府は三度土用熊丸に対し郡司資忠を催促せしめているのである。(山田文書三

一号

新造御所御持仏堂渡廊用途事、薩摩国谷山郡司資忠対桿云々、早任先例可令催勤之状依似執達如件

弘安九年六月十一日 相権守在判

土用熊殿

陸奥守在判

このように、度々の催促にもかかわらず資忠がその実行を怠っていたのは何故であったか、弘安二年土用熊丸が伊豆走

頭宗久養父大隅五郎太郎久親、法師道知との間に最初の相論が展開されるのである。薩藩旧記雑録前編巻之六頭宗久養父大隅五郎太郎久親、法師法名註5 旧来の郡司層をして地頭得分を請所せしめねばならなかったものであろう。そして遂に弘安三年郡司資忠と山田村地 湯山造営の用途対桿を関東に訴えたのはさきの請所契約によるものであるが いづれにしても在地領主としての郡司 の勢力は強大であり、島津氏が未だ任地にいなかったための地頭請所であったとはいえ、地頭職就任の始めの頃はやはり

中 世 (或は山田文書)に見える弘安十年十月三日の関東下知状はそれに対する裁決を与えたものであるが、それによると相

○ 当郡内地頭屋敷の事、 ○ 地頭代官の事、 ○ 郡司代の殺害、 ◎ 地頭の悪口、 田 苅田狼籍、6

悪口の事、 論の内容は (七) 郡司方別納のことである。その結果十月三日の裁許となったわけであるが大体に於て地頭方に有利なも

のであった。

その後正安二年七月(一三〇〇年)に至ってこの相論は繰返され、その項目は四十一件にわたっており、この種の

訴訟としては例を見ない程多岐にわたっている。薩藩旧記雑録前編巻之八に見える内容は 薩摩国谷山郡山田、上別府両村地頭大隅式部孫五郎宗久与当郡々司谷山五郎資忠相論所務条々

① 弘安十年以後郡司抑留地頭得分由事

② 地頭地所造作時召仕百姓否事 ③ 上別府為永吉地頭令進止下地否事

(4)

(18) 称有罪科取流与一男身代由事 (16) 号長夫日食代被押取同村住人平太郎男馬栗毛事 女号芋盗人押取其身責取巨多用途由事 地頭上時夫駄員数事 水円数目録以下事 悪口事 (9) 当村内神田幷久吉薗事 ⑤ 郡司望補傍官上司否事 (15) 宗久以非拠押取当村百姓半次郎入道幷源次郎男其身以下資財雜物、 (19) 地頭押取郡司方沙汰人紀三郎入道神代二人由事 (2) 上別府住人大藤太号有穏桑答、以不実押取身代四人由事 (10) 野畠地利物事 ⑥ 召府違背事 (7)桑下地利物並直人等得分事 (8)文応二年二月日 (1) 宗久称有穏畠咎、追捕百姓太郎男住宅、押取身代六人由事 (11) 白苧事 (12) 地頭用并地頭代用事 20 山田村住人四郎次郎娘師若 追捕家内苅取作毛由事 (13) 宗久異賊合 (22) 上別府久木

野次郎男号有隠畠咎押取其身以下身代四人幷馬二疋 26 宗久令点定笛吹三郎作芋由事 数日令召仕由事 (24) 〕 藤三郎検校号有悪口咎押取身代由事 (27) 乙彼岸女号盗父半次郎入道稲押取住民等身代四人責取銭十四貫文 捕家内捜取資材物 被責取十六貫文用途由事、②宗久背先 (25) 宗久令押取山田村百姓寂善法師取

郎入道 由事 地、 取寂善養干観音女 人勾引地頭押取身代四人由事 人別三貫文銭貸由事 人同意咎 或他所田畠耕作時 28 宗久無指故令取流住人百姓等牛馬以下資材雑具等由事 責取銭二貫五百文由事 封納彌平太入道家內、押取身代四人幷馬二疋、令点定取方々公物稲由事 **令銭却無謂事** (37) 当村百姓彌平太入道名干次郎太郎男馬二疋銭一貫文地頭責取由事 召仕当村百姓無謂由事 (3) 当郷住人専心号夜討入、点定作田由事 (35) 宗久申付不実於乙太太郎冠者責取銭一貫文由事 30 蕨野五郎検校入道称有打殺自犬答 宗久令責取三貫文用途由事 (3) 駒走藤四郎男称有其疋責取過料由事 (29) 山田村百姓寂善法師従女土与女称有間夫咎 40 夜討入田平三郎末宗搦取時取流又王童 (36) 地頭押取百姓九人身代責取 (32) 宗久背御下知并先例押作下 (3) 藤四郎男称令悪口紀次 (38) 井手田水守又太郎称 (31) 称有馬盗 押

係に喰込んでゆくことや、白苧に対し地頭が郡司側徴収権に干与し刈取に際し沙汰人を派遣することを要求したり、 に見る郡司堀之内、門田に迫る検注の厳しさであり、桑地地利物に関して桑下地利並に桑代得分を越えて旧い領有関 は地頭の百姓に対する不法な人身的収奪に関するものであることは注目される。 等の四十一ヵ条であるが、このうちに(15)の宗久による百姓半次郎入道幷源次郎等を押取り以下の二十六件に付いて の時にも見えるが、之は郡司が地頭の権限外に立って単独に所務、検断等を取行うことで資忠の訴訟の眼目の一つであ った。之等のものを見ると検注権や検断権の濫用、不法としてあらわれてくることが見られる。例えば正安相論の(3) 尚最後の別納については前の七ヵ条

(4) 条々地頭致非拠上者、可預別納御下文由事

下地進止権を持たざる地頭の現地侵略の方法の一場面があらわれているだろう。 いいかえると検注権、 検断権の濫

或は隠畠、

隠田を摘発したりしていることなどをあげることが出来るのである。

第

世

四一

四二

用によって領主権拡大の拠り所としたのである。また更には地頭給拡大などによっても郡司勢力への犯侵が見られる

この相論に対して県史は更に続けて、これに対して鎮西探題は正安二年七月二日、大体に於て双方の言分を折衷し

て、妥協的な裁許を下したが、猶未だ資忠の別納を認めなかった、とある。即ち

のである。

違背分、云非拠之篇、輙難及罪科之間、不及沙汰矣 右、地頭或違背御下知、点定作毛等、或所務幷検断臨非拠之条顕然上者、可給別納御下文之由郡司雖之、云御下如

苦しんだ時期で、経済的に非常に窮迫していたことはかの有名な永仁の徳政令を見ることによっても明らかであるが、 た。ところが、この時期は蒙古の大軍がおしよせた文永、弘安両役の後であって全国の御家人たちが過重なる御家人役に 右の如く地頭側の 所務或は検断についての個々の非拠を認めつつも、たやすくこれを許すべきではないと云うにあっ

地頭山田氏もまた、それ等に苦しんだのかその後谷山氏と妥協しているようである。即ち県史はその後の状況につい

て次のように述べている。

なしたが、十八年を経た後も郡司覚信はこの請所契約を解除せず引続き地頭職を知行したので元享二年(一三二二年) 「この間地頭は種々の過重なる御家人役等に苦しんだ結果か、正安四年より向う十八ヵ年間を限って地頭職を請所と

薩藩旧記雑録前編巻九の元亨二年十一月付の嶋津大隅式部孫五郎入道道慶謹言上とあるので

宗久(道慶)はこのことを探題に訴えた。」

右地頭職者、 当郡司五郎入道覚信非分押領之間、道慶宗5.就訴申子細、云関東云鎮西令拝領度々御下知之間、多年

知行之後、去正安四年為請所、限拾捌カ年所去給覚信也、仍年記過之間、自去年擬致所務之処、覚信構事於縦横、

と覚信の非を訴えている。そこで鎮西探題北条英時は同年の十一月廿五日付で谷山五郎に出頭して対決することを命 及違乱之条無道也、所詮年記違期之上者、早任傍被停止覚信濫妨、 為糺給押領物等、恐々言上如件

じているが、之に対して覚信は元亨四年(一三二六年)六月彼の代理人の俊忠を以て陳状をしている。それによれば

薩藩旧記雑録前編巻一〇

谷山五郎入道覚信代俊忠謹弁申とあるによれば

(前略)

此条希代奸謀甲状也、以去正安五年三月廿四日為銭貨百貫文米捨石代、令入置彼地頭職於本銭返之状、道慶沽券明 而称正安四年十月廿日自身 券状案文、或引上年記或限 拾 力 年沽渡之由掠申之条、無比類謀計也、(八) 云奸訴云

とあり、実は道慶の地頭請所とあるは、正安五年三月廿四日に道慶がこの地頭職を質として銭貨百貫文、米十石を借り 其咎可廻時日哉、就早被経急速御沙汰、任被定置之旨、為被行罪科、粗披陳言上如件

るから、年限以後も知行するのは当然なりというにある。ところがこの対決の結着を見ないうちに正中二年六月一日

契約の期間内に右の負債を償却出来ないときは右地頭職を売却すること、即ち本銭返地として覚信に渡したものであ

地頭と郡司との間に和与が成立した。

世

四三

谷山の歴史

薩藩旧記雑録前編巻之一○の正中二年(一三二五年)十月十日の鎮西下知状によるに註9 四四四

当国伊集院伊作両所之間、以当村百姓可運送之、但自今年 年至于辰年四箇年分来納可被取之由被申之間、致其沙汰 次野畠地利物参石並麦地子壱石五斗,好野畠此外検断以下色々得分等代銭合拾肆貫文、毎年十一月中無未進於当村, 条々訴訟、有限之加徽米斗定,拾五石、但如正安三年取帳目録者、雖為拾肆 石参斗捌升、就和与拾五石之由定之畢条々訴訟、有限之加徽米地頭米 分由事、 致弁、於地頭米者、任光例、於郡司所倉可令勘渡也、次至野畠並麦所当等者、於当村可被直納之、次件得分等者、 村者、去弘安十年十月三日雖裁成関東御下知、就所務相互申子細之間、正安二年七月二日覚信於鎮西重預御裁許畢 村地頭式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道覚信相論当村所務条々沙汰事、一、寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得 薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭大隅弐部五郎法師造慶与谷山五郎資忠法師覚信相論当村所務条々事 而不被糺返被彼御下知之桑算失以下得分等之間、連々雖訴申、以和与之儀一向停止惣地頭綺之由、 同村内宮薗並久吉薗桑代以下地利物、覚信令抑留事、一、同村惣地頭職為本物返否、過請所年紀否相論事、右於両 苦背此状、十一月中令違期者、如本可被知行所務、此上者更不可有改変云々、如道慶状者子細同前者、此上不 就訴陳状、擬有其沙汰之処、今年六月一日両方出和与状訖、爰如覚信状者、和与薩摩国谷山郡内山田上別符両 守彼状、相互可致沙汰之状、依似下知如件 一、道慶令抑留質人並銭貸以下色々損物等由事、一、両村内野畠所当以下地頭得分等覚信令抑留由事、一、 致契約之間、 止

とあり、この和与の内容は

(-) 山田

上別府両村内野畠所当地頭得分の抑留、

□ 同両村内宮薗並びに久吉薗桑代以下

正中二年十月十日

修理亮平朝臣(北条英時)

地利物の抑留、 三地頭職の請所か本物返地なるか、 四 両村内郡司得分の抑留、 田質入並びに銭貸以下の損物の抑留に

関するもので、和与の条件は

分等の代銭合せて十四貫文は、毎年十一月中に郡司方より未進なく、地頭方に支払い、その代り地頭は郡司の所務に ① 地頭の加徽米を十五石 (m 定) と今後一定する。① 野畠地利物三石並びに麦地子一石五斗 (m定) 此外検断以下色々得

また野畠並びに麦所当に至っては当村に於て直納する。 伵 以上の地頭の得分は、伊集院、伊作両所の間に於いて当村 干渉しない、
三右の地頭米に於ては、先例に任せて郡司の所の倉に於て勘合して郡司より地頭へ渡す。

の百姓を以て運送をする。但し之は正中二年より四カ年分を前納とする。若しこの契納に背き十一月中に運送しなか

った時は所務は元の如く地頭が知行する。 註10

というもので鎮西探題 この時の探題は北条英時であった。)によって認知されたのであるが、結局之は郡司の請所を認めたものであって、 (蒙古来襲後に鎌倉幕府が九州地方の行政、軍事、裁判を統轄するためにおいた職名であり、

権限を放棄したような形となったのである。 十一月中に約束を実行しなければ所務は元の通り地頭が知行するという条件はついていても、現実には在地に対する

諸三郎丸に、更にまた、上別符村のうち、よこて(横手)、こまはしり(駒走)、くきのの(久木野)の三ケ所を次 ところが、この和与が成立し両方の契約書が書かれたのは正中二年六月一日付で(谷山覚信の和与状には後証奉行人と して斉藤左衛門三郎と太田孫七能信が加署している)之を鎮西探題が認知したのが同年の十月十日であるが、 (宗久) は之より少し以前、 即ち同年四月十九日付の譲状を以て、谷山郡内山田、 上別符両村地頭職以下を嫡子の 山田道

四五

世

の歴史

男の亀三郎丸に譲渡してしまっているのである。 第二編 谷山の歴史

山田文書 (七二号) (旧記雑録前編巻之一〇)

譲渡、嫡子諸三郎丸所

薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭職以下事

右所領者、

はしり、くきのの、以上三ケ所見取帳図者、次男かめ三郎丸にゆづりたもうところ也、 (以下略)

相副亡父式部太郎忠実譲状並関東御下知以下証文等、限永代譲与諸三郎丸畢、但上別符内よこて、こま

と見えるのがそれである。この時庶子であった彦六は不調の人であり、道慶に対して種々の不忠があったから永久に

山田文書(七四号) (旧記雑録前編巻之一〇)

義絶してしまっている。 然も同じ年の卯月十九日付をもって

うしゃくの所領也、 さつまの国谷山郡内山田別符両村地頭職、但かめ三郎にゆづる分を除て、諸三郎にゆづりあたへ畢、このちハ、わ ゆめゆめわけゆづるへからす、男子壱人にゆつるへし、男子なくハ、かめ三郎知行すべし、

くまもるへし、若いはいするもの出来ハ、かめ三郎かすへすへにいたるまても、おさへ知行すへき也、 わけゆつらんにをいては、道慶かゆつる所壱所も知行すべからす、諸三郎かすへすへにいたるまても、 仍末代のた 此状をかた

めに、せうもんの状如件

として孫子中において分割譲渡してはならないといましめている。そして前述の和与成立後、正中三年二月十九日の

山田文書(八一号)(旧記雑録前編巻之十一)

ゆつりあたうるもろ三郎に

右、山田上べつふのちとうしよむたうけいとかの所のぐんし五郎入道かくしんとわよせしむうるうへは、けいやくて、山田上べつふのちとうしまかに、(彼) (都司) (第一章) (第一章) (製物)さつまの国たにやまのこほりの内山田べつふのちとう米十五石、同ねんくようとうの内十貫文の事でのまの国(谷 山 郡) (別府) (地頭) (単貢用途)

の状にちかハさらんほとは、くだんの米とようとをとるべし、よって後日のふしんあらしために、自筆をもてかきの状にちかハさらんほとは、くだんの米とようとをとるべし、よって後日のふしんあらしために、自筆をもてかき

をくゆづり状如件 たうけい (花押)

として、山田、上別府の地頭米十五石、年貢用途のうち十貫文を譲渡することを自筆を以て書き置いている。之に対 して郡司谷山覚信もまた諸三郎に対して二月廿五日付の書状で契約を守るべきことを書き送っている。

山田文書(八二号)(旧記雑録前編巻之十一)

山田上別符両村惣地頭得分物事、如御状者諸三郎亀三郎仁令譲之候畢、彼得分、任契約状可有御沙汰候云々、可存

其旨候、恐々謹言

二月廿五日

世

一四八

谷山の歴史

上別府両村の地頭職の代替りに伴う安堵を探題に請うたことから、またしても紛争がもちあがってしまったのである。 とあるのが之である。これで事無く終るかにみえたこの論争も、 嘉暦四年(一三二九年)五月に至って諸三郎が山田

薩藩旧記雑録前編巻之十一の

和泉実忠譜中

嘉暦四年己巳五月、大隅式部孫五郎公入道道慶之息諸三郎丸能請襲父地頭職安堵薩州谷山郡山田上別府両村、

に見る通りであるが、之に対して探題北条英時はその知行に実否について和泉実忠、島津三郎兵衛尉に訊問した。

二十三日探題北条英時致実忠書、令以注進其実否及支有無、原文収左

ところが、訊問は実忠だけでなく同じ旧記雑録中に見えるように

和泉忠実譜中

の沙汰あらんことを請うたことは、山田文書(八七号)山田諸三郎丸重申状に見る通りである。探題北条英時は再びそ 鮫島蓮道や智覧郡司忠世にも訊問した。然し右三人は六月に至っても回答しなかったため諸三郎丸は重ねて言上しそ 匪独実忠探題別致鮫島彦次郎入道蓮道、智覧郡司四郎忠世書亦如之、各皆注進、遷延六月諸三郎丸忠能上表復請之

七月廿七日付の鎮西御教書によって明らかである。この間、谷山覚信は山田文書(薩藩旧記雑録前編巻十一)にの の諸三郎丸の当知行の実否を早く答申するように要求したことは、やはり山田文書(八九号)の嘉暦四年(一三二九年)

治定、得分等、 大隅式部孫五郎入道々慶申候郡内山田上別符両村地頭職安堵事、 両方預鎮西御下知候之処、 如所務管領、子息相伝之条存外之次第侯、 御使節之由承及候、 仍御下知並和与状案文進之候 於件地頭職者、 以和与之儀令

七月一日

(嘉曆四年歟)
(谷山五郎資忠法師)
(為世世史等之子細候者為悦存候、恐々謹言

謹上知覧殿

谷山五郎入

題に注進してくれるように依頼しているのである。一方鎮西探題が七月廿七日付で催促したのに対して、九月廿五 道請文諸三郎丸の安堵は正中二年の和与に違背するものとして証人たる知覧忠世に和与状案を提出してその子綱を探

になって島津実忠(道慶の又従兄)は(旧記雑録前編巻十一)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別府両村地頭職安堵事、 丸之条、無異儀候、又無支申仁候、此条若偽申候者、 日本国中仏神御罸於可罷蒙候……… 道慶当知行之間、 譲与諸三郎

と島津実忠(和泉)は諸三郎丸の知行が間違いないことを神仏に誓って答申しているのに反して、知覧郡司忠世は同

年(一三二九年)九月廿七日付を以て(旧記雑録前編巻之十一)

第三章 中 世

四九

谷山の歴史 五〇

去五月廿三日御教書謹拝見候畢、抑谷山五郎入道覚信捧和与状並御下知案文、令申子細候、

仍覚信書状謝令進上候

此条偽申候者、日本国中神祗冥道御罸可罷蒙候………

と谷山郡司の覚信の和与状と正安の下知状を提出して異議あることを神祗に誓って答えている。 た為か、鎮西探題は谷山五郎入道(覚信)に対して元徳二年(一三三〇年)四月廿日(旧記雑録前編巻之十一) 此様な不一致のあっ

之篇云、 大隅式部孫五郎入道々慶子忠諸三郎丸申薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭職安堵事、申状如此、為訴人不終沙汰 所詮来月廿日以前可参決也、 仍執達如件

と、元徳二年五月廿日以前に博多に来て対決せよと命じている。覚信は(旧記雑録前編巻之十一)

郡内山田上別両村惣地頭職安堵事、道慶背御下知並和与状等、掠申御教書候之条、存外三次第候、所詮此等之子細 去五月廿五日御教書案並去月廿八日御催促状謹拝見仕候畢、抑大隅式部孫五郎入道道慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山

在津代官可明申侯、

以此旨可有御抜露候、

恐惶謹言

忠世に続いて、鮫島彦次郎入道蓮道が嘉暦四年七月及び元徳二年閏六月廿五日に谷山郡司の支状を捧げ、又沙弥定圓 認めず、之等の子細については博多にいる代官によって明らかにすることを答申しているのである。ところが知覧郡 と道慶が御下知状や和与状に背いて地頭職安堵の御教書を得んとする不法をなじって、道慶の知行や忠能への譲渡を

あたかも幕府の勢力が漸くおとろえ後醍醐天皇を中心とする反幕勢力が正中、元弘の変と続いて行動をおこしていた 島津実忠が山田氏と同じ地頭系たるに対して、知覧氏、鮫島氏等何れも同じ郡司系領主であるためであろう。 氏の相続に異議ありとする谷山郡司を支持しているのである。(山田文書一○二号─一○四号)こうしてみてくると、 郎入道に相触れたところ請文を得たので此の旨を以て御披露あるべく候と、元徳二年七月五日に請文を出して、山田 なるものも元徳二年閏六月八日には谷山郡司から得た請文を執進した。更に渋谷弥平三入道(沙弥元祐)も鮫島次彦

論争に一つの結着をつけたものである。(この時の覚信代教信の申状はまた谷山氏の系譜を知る一つの手がかりとし と翌正 慶 元 年十二月五日の之に対する鎮西下知状の裁決が之を明らかにしている。この裁決は或意味では長い間の(元弘) る。之については薩藩旧記雑録前編巻之十一と山田文書に見える元徳二年十一月の「谷山五郎入道覚信代教信重言上」 このような情勢を背景として元徳二年(一三三〇年)十一月谷山覚信は在津の代官教信をして事の次第を明らかにせ ても重要なものである)さて、この覚信の代官教信の申状によると、主要な論点は三つ程である。 しめたので、教信は宗久(道慶)及び諸三郎丸の非法を難詰してその地頭職安堵を停止せられるように請うたのであ

薩摩国谷山郡内山田上別符両村惣地頭職安堵所望無謂子細事 欲早召出式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸、自称延応状且被処悪口奸訴罪科、 且任御下知並和与状旨、

と云っている如く、 一つは建応二年の状によって地頭が郡司に対して郡司を地頭側の恩顧仁として悪口をいったもの

世

谷山の歴史 五 三

に対する反駁であり、他の一つは道慶が継承したのは地頭職でなく惣地頭職であること、そして、正中二年の和与の

得分を期限迄に納めようとするのを受取らないということ等である。悪口の事については、諸三郎丸が

高祖父豊後守忠久拝領之地、信忠曽祖為忠久芳志令知行之条、忠光覚信延応二年状顕然也覚信亡 父祖代々芳志之跡(忘) 捧存外推参之支状云々

は甚だ存外のことであるし、また として、覚信の祖先である信忠、忠光等が高祖父忠久の恩顧仁であるのにかかわらず覚信がその立場を忘れて訴えるの

次同陳云覚信者、為外戚縁者之条、無子細諸三郎丸者忠久正流也、不可依年少、為覚信郡司身支申安堵、 可被召得分譲之由載訴状之条自由控参過分云々 止地頭名

張しているのに対して、覚信は次のように反駁するのである。 丸は正流であるから年少なる故に地頭の名字を止めて得分を召さるべきだというのは身の程を知らぬことであると主 覚信が諸三郎とは外戚縁者(前述した如く叔父甥の間柄であったようである)関係というのはその理由なく、 諸三郎

地頭職御進止之間、 此条於国領者以郡司号地頭、 被補御家人、承久以来被定新補率法訖、 至庄園者以下司弥地頭、所謂本補地頭是也、就中右大将家御代、文治年中諸国守護惣 仍本新共以関東御成敗也、覚信或宛給郡司職御下文、

賞としてである。忠久は惣地頭職のみを拝しているのだから一段から五升の加徴米の得分のみを得るべきで、下地(土 率法の地頭を設けたが、共に直接関東の配に属するもので幕府の直接の御家人である。覚信が郡司職を御下文で承認さ るのは、其の咎を招くべきものである。いやしくも外戚たる叔父に対して礼節を守るのは当然であると覚信は主張す 諸三郎丸と身分的には何等差別のないものである。それなのに諸三郎は覚信の主張を自由過分の行為として述べてい 地)に関しては干渉すべきではない。また覚信は開発領主として幕府から本領安堵を受けている御家人であるから、 ア゚ッットでいて地頭と称する本補地頭である。 頼朝が文治年間に諸国に守護惣地頭を設置し御家人を補任し承久以来新補下司を以て地頭と称する本補地頭である。 頼朝が文治年間に諸国に守護惣地頭を設置し御家人を補任し承久以来新補 即ち国領(谷山郡のこと)社に於ては郡司を以て地頭と称する、いいかえると郡司たる谷山氏が地頭であって、花園では 前讓状於諸三郎丸、望申安塔、擬成後日煩之問、支申之条、何可為自由過分推参之儀哉、争可相遁過言奸訴之咎哉 自由過分推参之由書載乎怪詞於陳状之状、招其咎者哉凡不謂內外戚○対干叔父致礼節者尋常法也、 不相綺下地者也、 成預別納御下知、 或別納の下知に預り、郡司職 覚信者為開発領主、預閏東御下知御下文等之上者、何可有差別之儀哉而諸三郎丸覚信為郡司之身 令兼帯両職、 度々抽軍忠、 地頭職や所領を承認されている由来は御家人として度々軍忠をあらわした勲功の 所領勲功賞也、 忠久御令拝領惣地頭職之間、 令取段別五升加徴米之外 道慶書与和与以

忠久守護、 相論関東鎮西御下知和与状皆悉山田上別符両村地頭之由、 地頭両職拝領以来、云一円領知之所々、云郡司名主相交之地、帯地頭職御下文等所知行也、覚信与道慶 被載下畢、依何可載惣地頭詞之由与支申哉云々

世

るのである。また諸三郎丸は

谷山の歴史 五四

覚信と道慶とが相論している時の関東、鎮西の御下文の全ては山田、 として忠久が守護地頭職を拝領して以来一円知行しており、郡司、 名主の相交の地でも地頭職を帯びるものである。 上別符両村地頭職をのせたが、惣地頭の詞など

は載せていない。だから地頭であるのだと主張する。之に対しても覚信は

忠久拝領者惣地頭職也、 非下地領主之処、不載惣字、如下地管領之地頭、 差四至堺於譲状、 可望申安堵之条、

至極也

と反論する。下地領主でないから惣の字はのせないのに、下地管領の地頭の様に四至堺を示し、和与以前のものを以 て地頭職安堵を望むのは奸謀至極であるというのである。 。更に

と和与状以前の惣地頭職であったことを述べ更に地頭の側を批難している。かくて覚信は代理人教信をして 之由、 随而相分当郡惣地頭職之後、忠実道慶等未給安堵御下文之上、一向止惣地頭之綺、定米銭員数、 日御下文、擬破申和与御下知之状造意顕然也、加之不可載惣地頭字之旨令申上者奸曲之至為顕然者哉 就出和与状、被成御下知之間、道慶有限得分物可請取之条、状文分明也、不載惣地頭詞、 於郡司所倉本可請取 申給御外題、 称後

所詮於惣地頭所務者、就和与被成御下知之間、諸三丸郎不可相綺之上者、依何可望申安堵哉、然早為被停止非拠濫訴

重実上如件

重言上如件と所論を結んでいるのである。

かくてこの相論に対し、同年十二月五日、鎮西探題北条英時は以上の所論に対して次のような裁決を与えている。

為郡司之沙汰、 分讓子息等、可配分地頭得分內歟、諸三郎丸号地頭、申安堵之状、無負謂之旨、覚信雖称之、被下知者閣所務相論: 於惣地頭者、 加徵米以下得分管領之仁也、郡司者下地進止之上、可停止地頭綺之由、令和与、預下知之間、 令弁済地頭得分之由、所見也更止地頭之綺、 一円可郡司進止之条無証跡是

として和与状の目的を明らかにすると共に、郡司覚信が地頭は得分のみの惣地頭であるとして、更に地頭の干渉を止め 円郡司の進止とすべきことはその証跡はないとして、郡司の一円道止化への道を進めようとする底意に止めを刺し

次に道慶の和与について

た形である。

由覚信申之処 預下知事者。正中二年十月十日也、諸三郎丸所帯道慶譲状者、為四月十九日歟、 以和与以前状掠給安堵、 擬致違乱之

と覚信が諸三郎は和与以前の譲状によって地頭職安堵を掠め違乱せんとしていると訴えたのに対して鎮西探題は

高祖父忠久跡所領一族等知行之所々、云惣領分、云庶子分、大略郡司相並之地雖在之、 皆以預地頭職御下文訖、

中 世 五五五五

谷山の歴史 五六

地頭与郡司和与所務、雖令契約得分物、 就彼和与支申地頭安堵之条無其例歟就覚信支状、 於被閣安堵所望者、

向後不

可有地頭之号歟、随而譲状前後覚信難綺申之旨、諸三郎丸陳答叶理致歟是二

訴申御沙汰最中也」即ち之は道慶が和与を破らんために得分を請取らないので、訴訟中であると申し述べている。之に 於彼両村地頭職安堵者、覚信所支申不沙汰焉。」との裁許がなされて、覚信は完全に敗北するに至っている。 司職知行所見之間、不足当論証文之上、以得分和与下知、一向擬停止地頭名字之条、覚信造意非無奸曲歟、是五、 三郎丸裁載状之処覚信無重申旨之間、 ないと断し、かえって「覚信為郡司之身、難支申地頭職相伝歟是三」と戒めている。又頴娃郡地頭所務についても諸 を定めたことについて惣地頭の詞を載せていない問題について覚信の申すことにも今更惣地之詞を譲状に書く必要は ある。」と答弁しているのは理に叶っていると裁決を下し、諸三郎丸の地頭職を認め、更に上別符内の三箇所の四至界 て安堵の所望を擱れては向後、 分物を契約したといっても、その和与について地頭の安堵を支申すのはその例無いことであろう。覚信の支状につい と述べ諸三郎丸の答申を支持している。即ち諸三郎丸は、 云い庶子分と云い大略郡司相並ぶの地は皆以て地頭職の御下文を預っている。就中、 「覚信不弁彼得分、 而道慶不請取之由、企逆訴云々」に対して、覚信は「此条道慶為破和与、 地頭の号は有りえないであろう。随って譲状の前後のことは覚信が干渉し難いことで 頗雌伏歟是四」とし、更に所務等の権利を主張したのに対して「彼状皆以為郡 「高祖父忠久の跡の所領の一族等の知行之所々は惣領分と 地頭と郡司と所務を和与し、得 不請取得分之間、 然則

対する裁許状が正慶元年十二月十日に出されているが、それによると

分、道慶及訴訟之時、先立経上裁之由、為遁申也、就彼御教書、覚信奸訴弥令露顕之旨 月以後十二月十一日覚信捧訴状於賦方、同十六年申給御教書訖、 刻覚信為塞後訴訟、 如覚信正中二年六月一日和与状者、云加徵米、云検断以下得分物、毎年十一月中於当村可致沙汰、 如元可被知行所務云々、任彼状十一月中請取件得分物之由、雖相触覚信、不及叙用之間、 以前雖申賜御教書、不終沙汰之篇、経両年之上、薩州与博多行程為十余日之処、元徳元年十一 兼日企奸訴之間、日数不幾歟、是則令抑留地頭得 若背此状、十一 擬訴申之

訴えたので覚信は抑留の意思はない」と反論する。鎮西探題は之に対して 信は「契状によって致弁しようとして道慶に通告したのに道慶は和与を破らんとして請取らずに約月を過ぎたとして 先に上裁を経たといって遁れんためである。覚信の奸訴はっきりと露顕したと」と諸三郎は訴えているのに対し、覚 は兼日に奸訴を企てたので日数が幾らもないのであろう。是れ則ち地頭の得分を抑留して、道慶が訴訟に及んだとき 余日であるが、元徳元年十一月以後十二月十一日に、覚信は訴状を賦方に捧げ、同十六年御教書を申給わった。これ 訟を塞がんために、以前に御教書を申給わったが、沙汰の篇を終らずに両年を過ぎた。一体薩州と博多間の行程は十 分物を納めることを確約したが、覚信が期間中に得分物を納めないので道慶が訴えようとしたところ、覚信は後の訴 この約束を守らず十一月中に実行せざれば所務は地頭自ら知行すると云う、この和与状によって覚信は十一月中に得 「正中二年六月一日の和与状によれば、 加徴来及び得分物等は十一月中に当村に於て沙汰いたすべく、若し

十二月十六日申賜御教書之後、迄于干翌年四月、為訴人、不終沙汰之篇、送両年、 世 道慶訴訟以後始而令出帯訖、

編 谷山の歴史

五八

奸曲為顕然之間、不可依彼御書歟

覚信は十二月十六日以後、翌年四月に至る迄沙汰なく両年を送り、道慶の訴訟後始めて出帯に及んだのであるから、

覚信の奸計は明らかである。だから

得分抑留之時可悔返和与之条勿論歟、然則於彼両村者、任正中下知並覚信契状等、道慶如元可致所務也、 随而契約得分物十一月中不致弁者、如元可被知行所務之由、載覚信契状之上、被引載彼文句於下知状歟 次相論以 覚信地頭

後地頭分物事、同可令糺返矣者、依抑下知如件

十一月中に契約の得分物を納めなければ地頭の所務は元通りと覚信の契約に託載してある通り地頭に返すべきである。

このようにして谷山覚信と、山田氏との論争は一応、政治的にも、法制的にもここに谷山氏の敗北となって終った

わけであるが、然し谷山覚信はこの裁決に従わなかったようである。

北条英時が正慶二年に渋谷新平次入道 (重基)にあてた次の御教書はそれをものがたっている。

(薩藩旧記雑録前編巻之十二、山田文書一一四号)

大隅式部孫五郎入道々慶申薩摩国谷山郡内山田上別符地頭得分物事、重申状如此、 谷山五郎入道背下知状並度々催

促無沙汰云々早相尋実否、載起請之詞、可注申也、仍執達如件

に参加したことは山田文書等に見えるが皮肉なことであった。かくて鎮西探題の権威は失墜した為新たに後醍醐天皇 鎌倉幕府の命運がつきる直前であった。幕府滅亡するや、山田忠能一族は島津貞久に従って鎮西探題北条英時の討伐 の論旨により、谷山郡山田、 上別府両村地頭職を認可されており(薩藩旧記雑録前編巻十二)

島津大隅部諸三郎忠能、 亀三郎丸等知行地、 被聞食了者天気如件悉之、

元弘三年八月 式部少輔(花押)

務を山田氏に返還すべきことを命じ、六月十七日覚信の代人教信は また建武の新政府が成立するや、建武元年六月十三日、雑訴決断所は谷山覚信に対して山田、上別符両村の惣地頭所 (薩藩旧記雑録前編巻之十二)

慶之由被仰下候之条、為代官身難治之由雖相存候、応上裁捧請文候、 月十三日於決断所如被仰出者、 而於和与契約得分物者、 任先例於司所倉、 於惣地頭所務者、可返付道慶云々、次前五カ年惣地頭得分物、 彼両村惣地頭所務如元返付道慶之由、去年十二月十七日捧請文之処、 所詮遂結解地頭得分之内、於用途者、可致九 来九月中可勘渡于道

月中沙汰候、至米分者九月中難治之間、十一月中可勘渡侯(下略)

べく請文(契約書)を提出した。是に依て同廿九日再び雑訴決断所は忠能及び亀三郎丸に山田、 と、契約に係る最後の五カ年分の地頭得分の内用途即ち銭貸は九月中に、得分物即ち米は十一月中に山田氏に交付す 上別符両村の知行を

二章 中 世

谷山の歴史 一六〇

認め、十一月十一日には先きの教信の請文に任せて忠能等の両村を知行すべきことを薩摩国守護所に命じた。

旧記雑録前編巻之十二 山田氏文書 (一三一号)

雑訴決断所牒、薩摩国守護所

嶋津式部孫五郎入道々慶子息並能申当国谷山郡内山田上別符両村所務並得分物事

件両村所務以下事、任谷山五郎入道覚信代教信請文、宣知行之由、令下知之状、 牒送如件 以牒

建武元年十一月十一日(以下略)

と見えるのが之である。

で終らなかった。それは谷山覚信が先に述べた契約の得分物を弁済しないうちに建武元年十二月に歿したからである。 氏の論争も、この雑訴決断所の裁決によってはっきりと山田氏の勝利となって終った。然し不幸なことに問題はこれ このようにして弘安二年(一二七九年)以来建武元年(一三三四年)に至るまで凡そ半世紀にわたる谷山・山田両

即ち(山田文書(一三六号))「島津式部五郎入道々慶子息藤原忠能重言上」状に、即ち(旧記雑録前編巻之十二)「島津式部五郎入道々慶子息藤原忠能重言上」状に、

者、重欲給御牒当郡内山田上別符両村抑留年々地頭得分物等事 薩摩国谷山郡司五郎入道覚信他界間、 其子細守護所注進上者、対于彼跡子息平五郎左衛門入道隆信相伝当知行上

とあり更に

右 両村地頭職首、 親父道慶重代相伝之地也、 而為全得分物、 令契約覚信之処、背契約状之間、 武家沙汰之時、 就

訴申、 渡之、至得分物等者、背覚信請文、猶以不叙用之間、被仰下国司守護所之刻、覚信去年十二月令他界畢、為亡者之 道慶預度々下知軍、天下一統之後、捧彼状及上訴為俊春御奉行、忝賜決断所御牒之処、 於地頭所務者、 雖去

上者、対于彼跡相伝隆信、被下御牒、為糺賜以前抑留得分物等

権限をめぐって論争したのとは異り、折りからの南北朝動乱の混乱期を利しての武力抗争となってあらわれて来たの とあって、覚信が亡者となった上は、その跡を受け継いだ谷山隆信に対し弁済する様に要求しているのである。 る。その結果は後に述べる様に郡司谷山氏は南北朝の活動を最後にしてその姿をけしてゆくようである。 のではないかと考えられるのである。その理由が何れにあったにせよその結着が南北朝期にもちこされたわけであ である。後年谷山氏が終始南朝方に味方したのはむしろ武家方たりし山田氏に対して亡父以来の積年の反感によるも てこの対立は隆信との対決となってあらわれるのである。然しこの後の対立は亡覚信と山田氏とが郡司、 地頭の所務

二、谷山氏と山田氏の論争についての研究

関係における特殊性などからおこる様々な問題をもっていたと考えられるからである。例えば惣地頭職と地頭職の問 設に伴って新しくこの地に勢力化した地頭島津氏との間の領主権の帰すうや確立をめぐっての争いであったが、然 れて来た。谷山氏と山田氏の対立抗争が終局的には谷山郡の開発領主であり、郡司であった谷山氏と、鎌倉幕府の創 し古代律令制国家の解体から中世武家封建社会への発展の中でとらえられる後進地域の律令的行政機構や、或は荘 谷山氏と山田氏のこの論争については今日まで多くの人たちによって、それぞれの立場から研究されまた発表さ

世

|編 谷山の歴史

われた大部分の問題は島津氏の地頭としての古代的遺制の残る薩摩への侵入が如何にして行なわれたかにある。その 題地頭職の分割、 和与に対する解釈の相異、或は荘園における地頭の非法の実態など多くの問題がある。しかし取扱

1 鹿児島県史、第一巻二八八頁荘園の推移(谷山郡

研究されたものをあげると、次のようなものがある。

- 2 鈴木鋭彦 中世における領主権確立をめぐっての一考察 -薩摩国谷山郡の場合(史淵 54 号 昭和 27 12)
- 3 小園公雄 鎌倉末期に於ける谷山郡司と山田、上別府番頭宗久との土地相論について(史創2号 昭 和 35 12
- 南北朝内乱に関する歴史的考察―特に薩摩、大隅地方について

4

水上一久

- (金沢大学法文学部論集3号、 昭 和 30 • 12
- 井ケ田良治 水上一久 中世に於ける人身売買について(北陸史学4号) 南九州における南北朝内乱の性格(日本史研究第十七号)

7

6 5

郡山良光

島津庄薩摩方の支配体系(鹿児島史学 11 号)

史料集Vとして県史料刊行会から出版された)島津家文書(大日本古文書の家わけ文書)等である。 等である。尚この論争を研究するにあたって最も基本的史料となるものは、薩藩旧記雑録、山田文書(最近鹿児島県

論文によるものである。 以上のうち、前述の一、論争の内容と経過の記述は主として県史第一巻、と鈴木鋭彦氏の論文および水上一久氏の

次にこの論争の中で明らかにしたいと思ったのは、論争中に出て来る地名や人名などについてであったが、 現在まで

久木之野、横手、しまめぐり、宮園、なかをの、永吉、墓田、くきのの よこて の北部地域の大字山田並に五ケ別府に属することは疑いない。各々の文書の中の地名に長尾大明神、 十分にその証拠となるべきものを得ていない。論争の中心となる舞台である谷山郡山田、上別符両村は現在の谷山市 西田などであるがこのうち長尾大明神、黒丸権限 黒丸権現、駒走 無

丸神社)については今日もそのあとが明らかであって山田村のうちにある。西田も山田村のうちであろう。

宿である。正安三年の「はかた上りの時の正文目六」に見える上別府の「そ山」というのは現在の五ケ別府村の どの地名と関係がありはしないかと考えている。尚三郎に永代譲られた「うすくのこう」(宇宿)は現在鹿児島の宇 進状の中に、 包含されていたかどうか。四十一ケ条相論中に「避中郡司堀内並門田四至内事」と見えているが、現在の中村の中に ある堀之内の地名が関係があるかどうかは明らかでない。山田文書(二一号)の建治三年十月のしやうくわん田地注 つはきやま一反、きさきた四反廿、 しょうもんもくろく あかいた三反などとあるが現在の中村にある椿山、 木崎田 赤田な

「増山」であろうか。唯、久吉薗とか、永吉薗などの地名は現在のどこにあたるものか明らかでない。

3下地進止権とは下地に対する自由な処分権をいう。下地と 負いそのかわりに荘園支配の全権を委ねられる制度である 全薩藩旧記雑録前編巻五 全薩藩旧記雑録前編巻入○請所というのは荘園に於て地頭、註1薩藩旧記雑録前編巻八○請所というのは荘園に於て地頭、

いうのは中世の土地制度史上多く用いられた用語で上分(下地進止権とは下地に対する自由な処分権をいう。下地と

世

5宗久の養父大隅五郎太郎久親は伊集院一流惣系図によれば 4山田文書(二四号)○薩藩旧記雑録前編巻之六 も強い支配権を有することを意味した。 も強い支配権を有することを意味した。 も強い支配権を有することを意味した。

11

関東の御家人を救済する目的で御家人の売却、入質した土債務の破棄令、永仁五年(一二九七年)に幕府が貧窮した債務の破棄令、永仁五年(一二九七年)に幕府が貧窮した債務の破棄令、永仁五年(一二九七年)に幕府が貧窮したしまった。

12

新補率法地頭は承久の乱以後におかれたもので主として没

8和与というのは中世における法律用語で、原義は無償譲与それ程貧乏していた。

地を無償で取りもどすことを認めたものである。御家人は

の別々の和手犬は司じ日記維祿前扁巻と一つこ記載あり、9大隅式部孫五郎入道々慶(山田氏)と谷山五郎入道覚信と作成する証書を和与状という。作成する証書を和与状という。その時に互の譲歩や話合いによって訴訟を終らせること。その時に互の譲歩や話合いによって訴訟を終らせること。その時に

亦山田文書にもある。の別々の和与状は同じ旧記雑録前編巻之一○に記載あり、

「元の如く」とある故に「地頭が知行する」の誤りではな送せざる時は地頭の所務を郡司が知行する」とあるが之は『県史第一巻二九二頁には和与の条件の四の「十一月中に運

ついだものが多い。

一ついだものが多い。

一ついだものが多い。

一ついだものが多い。

一ついだものが多い。

一ついだものが多い。

一ついだものが多い。

一ついだものが多い。

推斥公央折折よは書弐中興こよって戊立) き書弐折女守り薩藩旧記雑録前編巻之十二、及び山田文書 徴米を得た。また下地 (土地) の進止を禁じた。収した朝廷方の土地に新たに設置した権限と収益は先例に収した朝廷方の土地に新たに設置した権限と収益は先例に

訴訟機関である。特に所領(土地)問題の紛争解決にあっ14 雑訴訟決断所とは建武中興によって成立した建武新政府の13 薩藩旧記雑録前編巻之十二、及び山田文書

第五節 谷山の荘園

える。また別府については「隠岐の別府の条に、按するに別府とは別勅符の義にして古来、府と符、往々相通用せり という地名諸州に多し、御家にやと云へども明確ならず、山谷の避遠の境に其名多く、之を考ふればその郷保の制度 北別府」とよんだ地域である。五ヶ別府郷土誌によると、五ヶ別府の地名について「筑前五箇の条に、按するに五箇紀別 世田別府の如きである。谷山には五ヶ別府というところがある。山田氏と谷山氏がその所領争いをした「上別府とか 呼ばれているが、薩摩の場合においては、院とよばれる特種な名称さえある。 時に、その生産の担い手は農民であったということである。農村は郷とか荘とか或は村、保、などいろいろな名称で 社会における経済的な基礎である。いいかえると、中世の社会は農村の時代であり、社会の中心が農業であったと同 荘園というのは奈良時代(八世紀中頃)から戦国時代(一六世紀)の終りごろまで存在した田地を主体にした私有地のこ のになったものである。この外に別府などとよばれるものがある。谷山郡の郡司の先祖たる弥平五信忠が支配した加 屎院、満家院、伊集院、市来院、知覧院、給黎院などである)。 院はもともと役所のことで、後にそれが荘園を意味するも とであるが、薩、隅、日における荘園(庄園)については建久八年の図田帳が明らかにしている。そして荘園は中世 の以,,五家,為、保(戸令)の五家にて、山中に僅少の人口の栖止して五軒計りの籬落あるをばかく名つくるか」と見 谷山氏と山田氏の所領の論争についてのべたが、それは荘園という中世社会の農村を中心にした問題でもあった。 (山門院、莫禰院、 祁答院、 入来院、牛

幕府から地頭職を与えられて山田氏を名乗り支配するようになったものである。荘官の下には名主(地主)があって耕 ともと谷山郡の郡司であり、この地を開発した領主であり大きな力をもっていた。そこに島津氏の支族が山田の地に には僧侶などを、 預 所 、下司、公文などとよばれる庄官を任命して荘園を管理させたのである。鎌倉時代には幕府には僧侶などを、 預 所 、下司、公文などとよばれる庄官を任命して荘園を管理させたのである。鎌倉時代には幕府 が、荘園の所有者は本所とか領家とかよばれる領主で(貴族や社寺に多い)、それらの領主は在地の武士や豪族、 た上別府ともある、と述べている。中世の古文書に見えるのは前述したように上別符、又は北別符であるが、五ケ別計3 ともいう。今は谷山町の大字名となるが、昔は谿山郡五ケ別府村、又は谷山郷五ケ別府と称したと、古書に見える。 地であった。この別符田も後に田制の敗乱につれて全く荘園私墾と同性同状のものとなり、郷村と並び称せられて地 即ち田制に出てたる名目にして別勅符を以て賜りたる勅旨田、即ち別符田である。之は守護、地頭の支配外即ち不入の と関係をもつ御家人が地頭としてこの荘官を兼ねるものさえあって複雑であった。山田、上別府において谷山氏はも あろうが、中世に於て上別符、山田、宇宿などしかその名は出てこない。荘園はいろいろと複雑な形でなりたっている ると思うが、そうだとすれば谷山郡のうちには、上別符、山田、宇宿村などの他に中村、福元、和田などの村があったで るものである。荘園は私有の領地であるから、広いところもあれば狭いところもあった。普通は大字程度の広さであ もとは国衙領(公領)であって国司郡司の支配下にあったものがいつしか私有地の様な形になってしまったと考えられ 府の名称は見当らない。いつの頃から五ヶ別府という名称が用いられたかは明らかでない。いずれにしても、谷山郡は 名に転換したるものなり」とある。五ケ別府もその意味で僅かの小部落で、その土地は朝廷より別の勅符によりて人 に賜りたる勅旨田、賜田の一つであったろう。五家は五箇、後閑、空閑、皆同意義である。五ケとは五岡の意義である · 時

民が領主の佃の耕作や、池溝の土木工事、年貢の運搬などの労役である。)などがあるが、之等は主として荘園領主 わら、むしろ、漆・桑・瓜・ 苧 ・布・糸・紅花等や海岸地帯にあっては、塩とか魚類等があてられた。)、夫役 (農 有間夫答、押取寂善養子観音女、令沽却無謂事」とあり、それによれば山田村の百姓寂善法師の従女の土与女が間夫 相論の半分近くが農民に対する地頭の非法であることでも理解出来よう。例えば「山田村百姓寂善法師従女土与女称 入などされたことは、幕府がたびたび人身売買や質入の禁止をしたことでも想像出来るのである。山田氏と谷山氏の 下の百姓などであったろう。このような身分の低い農民たちは田畑や道具と同様に財産の一つとして売買、渡譲、質 野五郎 検 校入道久木野次郎などは名主であったろう。それに対して、山田村の百姓半次郎入道とか源次郎、或は馬盗 年の鎮西下知状の中に見える山田宗久の代官馬次郎入道蓮実や平山四郎家直(法名直心)、或は沙汰人紀三郎入道蕨 も名主とそれ以下の者とでは区別があったのである。山田文書に出てくる財久吉や、谷山氏と山田氏の相論の正安二 作に専念しているが、その他に作人とよばれる小農民や、それ以下の身分の低い所従、下人などがいた。同じ百姓で に対するものであるが、農民はその他、地頭に対しても、名主に対しても、国家に対しても負担しなければならなかっ のである。その他、荘園に於て農民を苦しめたのは多種多様な負担である。荘園における負担は年貢(農民が領主に対 をした罪は証人の光吉という者の証言によって明らかであるとして、寂善の養子の観音女をとらえて売却したという 人の新藤三、太郎、与一、四郎次郎、上別符村の大藤太、与一男から椎盗人として訴えられた三郎貫首をはじめ山田 (道慶)がはかた(博多)のぼりの時の目六に見える。こまハシリ(駒走)の清三郎、そ山の太郎入道などは作人以

一六八

頁の内容については山田文書(四号)の財久吉請文に、得分米百弐拾斛、唐綾染端、桑代布壱端苧百五拾両、色革拾 谷山覚信が「忠久者令拝領惣地頭職之間、令取段別五升加徴米之外、不相綺下地者也」とその得分を示している。年 について一町ずつの給田と段別五升の加徴米と、それに加えるに山野や河海からの雑収入等ではっきりとしていた。 されていたが、門田・給田・名田からの租税収入であった。承久の乱以後におかれた新補地頭は荘公田畠十一町 府の力をもっている地頭こそ農民が大きな重圧を感じたものである。地頭の得分は本補地頭では荘園内の慣例にまか た。その割合は一定しないが、大体三割から五割位であったろう。その中で最も農民にとってきびしいものは地頭 への負担であったろう。荘園領主は一般には遠隔地に居り、地頭をしてそれを徴収せしめているから在地の背景に幕

谷山郡内

枚、移花拾枚等が見える。同じ山田文書(三三号)に

注進 山田村上別府粟里目六事

1

山田里参石陸斗(六)

上別符里五石五斗陸升(六)

地頭御分弐石染斗五升都合玖石壱斗陸升 (六) (四) (七) (四) (七) (四)

右目六之状如件

正応元年八月日

があったことも知られる。地頭の館がどこにつくられていたかはわからないが、「堀之内」という地名が残っている た、和与状の中に見られる得分を連送することも夫役の一つであった。次に荘園内には地頭の館や神社、寺院倉庫等 うに思う。例えば、 ことは注目しなければならない。神社は、七尾神社、黒丸神社が現在でも存在している。薬師堂も古くからあったら と見えるから、正応元年(一二八八年)の頃の年貢のあり方が理解出来よう。地頭の夫役もはげしいものがあったよ しく、その名が見える。その他びしゃ門、上立院等が見えるが、どこの辺りであろうか。その他山田文書や薩藩旧記 相論の中に見られる地頭屋敷の地所造作の時の人夫や博多上りの時の夫役等が示されている。

雑録等に残されている多くの文書の中から谷山における荘園の当時の実態を更に研究する必要がある。

ようになって荘園と同じ意味に用いられたもので九州に多 ・ は、 ・ で、 、 で、 ・ で、 ・ で、 、 で 、 、 で 、 、 で 、 、 で 、 、 で 、 、 で 、 、 で 、 で 、 、 で 、 、 で 、 、 で

い」ものである

世

4安田元久「日本荘園史仮説」二二二頁3別府については、鹿児島の歴史(同前)四八頁参たものと伝えられる(宮川小学校所蔵)たものと伝えられる(宮川小学校の校長だった小向氏が書いては、野原郷土誌は戦前に(昭和七年頃)書かれたプリント

第六節 蒙古の襲来と谷山

我国にとってこの戦争に大きな幸いとなったのであった。この弘安の役で薩摩の守護島津久経をはじめ多くの薩隅の 句すること命じているが、それよりも更に力をつくしたのは石築地築造による沿岸防備の強化であった。そうした中 を鎮西に下向せしめ、守護人に従って異国防禦に力を致さしめている。幕府は建治年間に島津久経に対して任国に下 役に動員、更には石塁を今津から名島にいたる要地に築かせたりしたのはそのあらわれである。これよりさき幕府は既 蒙古軍の襲来に備えて防衛体制の強化を図ったのである。博多を中心とする要地に鎮所を設け、御家人を異国警固番 州の御家人たちの奮戦も空しく形勢不利となり、遂に日本軍は水城にまで退き蒙古軍の博多、箱崎侵入を許さざるを得 府内部の事情をよそに文永十一年には蒙古の大軍侵攻し肥前松浦から博多湾に侵入し、小弐、大友、島津をはじめ九 時発布した悪党に対する鎮圧令などはその苦慮や内部矛盾を示したものの一つといえるかもしれない。そのような幕 に弘安四年、蒙古軍は来攻したが、この防塁と御家人たちの活動によって之を拒んだのであるが、折からの暴風が に西国防禦の必要を痛感しており、文永八年九月十三日には薩摩国阿多北方地頭二階堂行久後家に命じて器用の代官 いうことであり、またそのころ各地で広汎に抗争しはじめた悪党をどう鎮圧するかということでもあった。幕府が当 ては大きな危機であった。殊に荘園に於て平素所領争いで反目し合っている武士たちの調和をいかにして図るかと 蒙古軍の来襲は文永十一年(一二七四年)と弘安四年(一二八一年)の二回にわたって行なわれた。鎌倉幕府にとっ 御家人たちの力の弱さでなく、蒙古軍の戦斗方法の威力によるものであった。幕府はこの結果、再度の

地役についても最初の負担はわからないが、修造の必要が生じた際の比志島文書に見ると、その最初の担当に従って 戦せず不忠であるとのべている。然し地頭は幼少のため代官を以て合戦している由をのべているのである。次に石築 戦之旨陳之者、 人異賦合戦忠否事、右郡司則弘安四年宗久為十余歳之処、不致合戦之条、不忠之由訴之地頭亦幼少之間、 に譲り、更に忠実は土用熊丸に譲って居り、郡司資忠(谷山氏)が走湯山造営用途対稈等で次第に山田、谷山両氏の 役に従事した。石築地役は御家人だけでなく一般庄公領にも賦課された。その場所は大体番役と同じ場所で、費用はお 等その覆勘状(守護人の番役勤仕の認知状)に見られる如くである。之等によると、薩摩の御家人は筥崎に於て警固番 十、十一、十二月の三ヵ月ときめられていた。これによって勤仕した人々の名は比志島氏、国分氏、吉富氏、大隅氏 たことはいうまでもない。警固番役については当時の文書によると、警固の結番として薩摩国は大隅、 有重等の勲功賞配分状などからも明らかである。この両役を通じて幕府は更に警固番役と石築地の築造の強化に勉め ちかはたけやまのかくあみたふ」とあるごとく知られている。禱寝清親への蒙古合戦勲功賞配分状や、入来院平四郎註1 諸兵士が奮斗したことは、竹崎五郎季長の蒙古襲来絵詞の中に「ひさなかのをいしきふの三郎のての物いは四郎ひさ とも考えられよう。前節で述べた正安二年の関東下知状(地頭山田宗久と郡司谷山資忠の相論に対する) いが前述せる蒙古襲来絵詞の中に伊集院の「いわや四郎ひさちか(久親)」等が見えていることから、 所領争いの対立がはじまろうとしていたのである。従ってこの両役に参加したか否かの史料を見ないので明らかでな のおの団地一町につき百十四文位であった。この頃の谷山では山田氏の所領は道仏(忠時)が谷山郡の地頭職を忠実 宗久幼少之由陳申之上、今更彼忠否事、不及尋成敗焉」と見えており、郡司は宗久は十余才のため合 日向と共に冬の 或は参加したこ 以代官致合 の中に「宗

課せられた如く、正応六年四月北条兼時から島津忠宗へ宛てた薩摩国の分のうち破損の箇所は 「四丈五尺永利分・三

等と見えている。谷山郡は七丈の割当てであるが、之等が谷山郡内ではどのように割当てられていたかは明らかでな註2 丈五尺甑島分・三丈光富分・八丈八尺伊集院内・二丈荒田正分三丈・頴娃郡分七丈 谷山郡分・一丈 鹿児島東方介」

永 弘安の両役が地頭御家人たちに大きな経済的負担を与えていたことによるものであろう。谷山郡に於ては山田宗 何れにしても、この頃は次第に怠慢を来たし難渋するところが多かったのではないだろうか。それはやはり文

の地頭職を郡司谷山覚信に請所として渡していることがみえている。ところが覚信は年限が過ぎてもいろいろと理由 (道慶)もまた経済的窮乏は甚だしかったと見えて、正安四年(乾元元年にあたる=一三○二年)より十八カ年そ

る。 をつけて地頭職を返さなかったらしく、遂に山田宗久 (薩藩旧雑録前編巻之九 山田文書五四号 (道慶) は覚信の濫妨を停止してほしいと探題に訴えたのであ

島津大隅式部孫五郎入道道慶謹言上

薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭所勢以下事

副進

一通 関東御下知 要段 弘安十年十月三日

一通 手记青沂犬器 同四年十月廿日 一通 鎮西御下知 要段 正安二年七月二

右地頭職者、当郡司五郎入道覚信非分押領之間、道慶平時一通 年記請所状案 『明年三月可為請所由事

就訴申子細、 自去年擬致所務之処、覚信構事於縦横、及違乱之条無道也、 云関東云鎮西、 令拝領度々御下知之間、多年知行之後、去正安四年為請所限拾捌ヶ年所去給覚信也: 所詮年記違期之上者、早任傍例被停止覚信濫妨、為糺

元享二年十一月日

給押領物等、

恐々言上如件

之に対して、覚信は元享四年(一三二四年)六月に覚信の代理人俊忠をして

拾捌ケ年沽渡之由掠申之条、無比類謀計也、云奸カ云謀作、其咎争可廻時日哉、就早被経急速御沙汰、任被定置之 拾石代、令入置彼地頭職於本銭返之条、道慶沽券明鏡也、而称正安四年十月廿日自身沽券状案文、或引上年記或限 年記違期之上者、被停止濫妨、欲糺給押領物云々、此条希代奸謀申状也、以去正安五年三月廿四日為銭貸百貫文米

旨、為被行罪科、粗披陳言上如件

せられたい」と地頭側の謀計奸訴であることを強調しているのである。 註4 案文と称して、年紀を引き上げ、十八ヵ年を限って沽渡の由を申すのは比類のない謀計である。だから早く罪科に処 るから実際上請所契約と実質的に頗る類似し、ただ当事者の間の見解の相異による点が多い。この場合谷山氏は銭百 たようである。この種本銭近質は一種の領有質で、その契約期間中は取質者において知行を行い、或は収納するのであ としたことは質券状(或は売渡状)で明らかである。而るに道慶は正安四年十月廿日の沽券状(質券状或は売渡状)としたことは質券状(或は売渡状)で明らかである。而るに道慶は正安四年十月廿日の沽券状(質券状或は売渡状) と反論をしている。即ち「道慶は去る正安五年三月廿四日に、銭貸百貫文米拾石代として地頭職を入置し、本銭返地 「この請所は実際は本銭返質入に過ぎなかっ

谷山の歴史 一七四

貫文、米拾石で本銭返質として取得したといい、山田氏は単に請所としたに過ぎないと主張した」のである。 註5

田宗久(道慶)の経済状態がいかに苦しかったものであるかがうかがわれるのである。 その後谷山氏と山田氏は正中二年に和与していることは既に述べた。とにかく右の両者の相論を見ると当時地頭山

註1竹崎季長蒙古襲来絵詞

2県史第一巻四〇八頁以下

3山田文書 (四七号)

「本物返仁入置谷山郡内山田上別符両村地頭職事

右用途米等不弁償之様者、一向止地頭之綺、所奉避郡方也 合銭百貫並米拾石者米斗定

但今年中者、不可請之、若又就公私有相違者不日可奉返本

物之状如件

正安五年三月廿四日」

とあるものがそれである。

4鈴木鋭彦「中世に於ける領主権の確定をめぐって一考察」

(史)54号)

5水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察

第七節 南北朝時代の谷山

、建武の新政

来ていた。折から皇統の継承問題に干渉して朝幕間には相反目する空気が次第に広がっていた。この時期後醍醐天皇 は即位されたのであるが、皇太子をめぐる問題から大義名分の宋学の思想の上にたち遂に倒幕を計画されるに至った 蒙古の来寇後は、いよいよ御家人の経済的な窮乏が甚だしく、 加えて幕府の統制も次第に乱れてその勢力が弱って が島津氏に従って出陣したことは既に述べたが、その際(宗久道慶)は置文によって山田上別符の地頭所務の事は 禱寝清成、清有、伊作宗久等にそれぞれの知行や郡司職、地頭職が安堵されている。谷山郷に於ては山田宗久 堵の問題 ろいろの障害があったが、なかでも戦功に対する論功行賞の問題は大きな障害であったと思われる。殊にそれが所領安 のはこのためである。然し新政府の政治は公家、武家の矛盾する二つの組織体であったため思うようにまかせず、い る。島津貞久がこのころ日向、大隅の守護職に任命されたのは更に鎮西警固と日向薩摩を沙汰することを命ぜられた されていた。そして地方には国司を任命し、一方に守護を任命するという矛盾する公武の二重組織をつくったのであ 等は上京し足利高氏の下に着到し討幕の軍に参加している。このようにして幕府は滅亡し、建武の新政が成ったので(等氏) のは十四世紀の初めの頃であった。かくて正中、元弘の変を経て鎌倉幕府は滅亡した。時に元弘三年(一三三三年)初夏 して諸国の人心を安定せしめる必要があった。薩摩においても当然そのことが行なわれたので、渋谷鬼益丸をはじめ あるが、建武新政府は後醍醐天皇を中心に公家、武家等から成り、その役所は記録所、雑訴決断所、 に従ったかどうかは史料を欠くので明らかでない。更に八月中には薩摩の新田宮権執印良暹、指宿忠篤、 の滅亡を知るや、英時討伐の軍を動かした。山田宗久、指宿忠篤、渋谷典重等の諸氏が之に従っている。谷山氏が之 の頃であった。 (従来の領地の所有をめぐって)と関係したことなどから尚更であった。従って新政府は直ちに所領を安堵 九州に於ても菊池、阿蘇両氏の活動により鎮西奉行北条英時への攻撃が行なわれた。 島津氏も亦幕府 武者所から構成 山田宗久

(旧記雑録前編巻十二、山田文書一一七号)

同御下知らの正文ハ、それのははのもとにあるべきなり、しせんの事あらん時ハ、かめ三郎らとよりあひて、 谷山の歴史 七六

わけ

十二月に死歿したことは既に前節で述べたところである。 谷 山覚信(資忠)はこうした中でこの世を去ったらしいので註7 教信の請文にまかせて両村知行のことを薩摩国の守護所に命じており、然も覚信がそれを弁済しないうちに建武元年兼信の請文にまかせて両村知行のことを薩摩国の守護所に命じており、然も覚信がそれを弁済しないうちに建武元年 信は以前の契約による最後の五ケ年分の地頭得分の内、用途印ち銭貨は九月中に、得分物即ち米は十一月中に山田氏 今、月十三日於決断所如被仰出者、於惣地頭所務者可返付道慶云々」と見えている通りである。そして覚信の代官教 られる文書の(旧記雑録前編巻之十二)中に「彼両村惣地頭所務如元可返付道慶之由、去年十二月十七日捧請文之処、註5 地頭所務を山田宗久 両村の知行地を認め、 来亀鏡、薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭職、同国散在名田畠相伝所領等事」として知行を受け、 あるが、その死歿の理由は明らかでない。こうした前後の何らかの事情によったのであろうか。谷山氏の活動はこの に交付することを契約した。そこで同廿九日決断所は再び諸三郎と亀三郎丸に両村の知行を認め、 たい旨の上申を行っている。かくて元弘三年八月五日には、後醍醐天皇の論旨を以て、諸三郎忠能と亀三郎丸に対し わしたいと上申しているのである。また山田諸三郎(忠能)、亀三郎丸兄弟も「欲早任当知行旨、下賜安堵綸旨、 浴恩賞、施弓箭面目、武蔵修理亮英時誅伐合戦勲功事」として英時誅伐の勲功によって恩賞を受け武人の面目をあら治思賞、施弓箭面目、武蔵修理亮英時誅伐合戦勲功事」として英時誅伐の勲功によって恩賞を受け武人の面目をあら として之を諸三郎 (忠能) に与えていっている。七月十日道慶は着到状を奉行所に提出し、更に「欲早被経御奏聞 (道慶) に返還することを命じている。即ち建武元年六月十七日の沙弥覚信代教信請文として見 更に建武元年(一三三四年)六月十三日に至って雑訴決断所は谷山覚信に山田上別符両村の惣 十一月十一日には 将来の誉れとし

に勢力を拡大してゆくようである。宗久(道慶)建武元年(一三三四年)十一月には論旨を以て豊前国草美氏の旧領 ていたのかもしれないのである。それに対し、この時期山田、上別符両村の惣地頭所務を完全に掌中におさめて次第

時期山田氏にくらべてはっきりとしていない。

所領争いに敗れた谷山氏はいささかの時をまってその対抗手段を考え

を与えられ、翌二年二月には諸国一同法によって伊集院氏に質券として入置いた伊集院内の諸田畠を復している。 註8 に上京をしている。この間、谷山氏はどのような状態にあったろうか。建治三年(一二七七年) た同年三月には内裏大番勤務のため山田宗久は渋谷重基、矢上左衛門二郎、知覧忠世、指宿忠篤、 (山田文書二〇号) 比志島義範等と共 ま

「条々内資忠訴状、一、於当郡者、自昔無地頭進退名処、以新儀今年_{三年}始而以上別府、立永吉_姫名為地頭沙汰

為令徵納粟所当、抑取弥藤太検校身代事

建治三年九月日

と、この時その名を出した資忠(覚信)が、次第に侵攻して来る新しい島津氏の勢力と抗し乍ら遂に谷山郡内の山

が継いだのである。このことに関して、島津国史の建武四年四月二十六日の項に「建武元年十二月覚信死子五郎左衛門 畢、為亡者之上者、対于彼跡相伝隆信被下御牒」為糺賜以前抑留得分物等とあることによって明らかで、その後の隆信 述べたところである。建武二年島津忠能申状(山田文書一三六号)に「被仰下国司守護所之刻、覚信去年十二月令他界 田上別府、両村の地頭所務をうばわれ、失意のうちにこの世を去ったのが建武元年(一三三四年)であったことは既に

己久侯、 入道隆信嗣、 而自,]建武元年,至,|於是年,或者京師末」聞,]其死,、則谷山五郎仍謂,|覚信,亦不」可」知也」とあって、 則此年云 |谷山五郎||者当是隆信||然自||弘安||以来教書言||覚信||者不||一而足|、 其名聞||幕府||蓋

世

七八

かくて、覚信の跡は山田忠能と隆信との対立として南北の争をむかえておこるのである。

疑をもっているのである。

三州の混乱は深まっていったのである。建武より延元の頃に至る薩・隅・日三州の南、北両軍の勢力は次の様であっ せしめその統一を行わんとしたが、島津忠直、氏儀、久親の如く島津一門中にすらその命に従わざるものがあって、 亦同じ状態であった。薩・隅・日三州の諸豪族蜂起して島津氏の命に従わず、貞久は、師久、氏久両人に領内を分領 朝に味方し、 あり、北朝に属したが、(一時南朝に降る)足利氏に於ても尊氏、直義、直冬高師直等の一族の間、互に争い、 が、薩・隅・日の三州に於てもこの渦中にまきこまれ、然も従来の所領争いや、嫡庶関係の対立等もまたこの時にそ 定すると称して東下した足利尊氏は直義と共に叛旗をひるがえし、ここに天下を二分し、或は諸国を分け、一族をし 立の当初から中興政治の危機をはらんでいたのである。果たせるかな僅か二年後の建武二年七月、北条時行の叛を鎮 付兼重、 の対決を迫る感があり、 て兄弟垣にせめぐ南北の争乱が起ったのである。かくて朝廷と尊氏は互に全国に檄を飛してその勢力の確保に努めた 「公家と武家水火の争にて元弘三年も暮にけり」(梅松論上)といわれるほどのはげしさで公武の対立は建武新政権成 即ち南軍薩摩には阿蘇惟時を薩摩方守護として渋谷経重、牛屎高元、中村覚純、 国親父子、市来時家、鮫島蓮道、 楡井頼仲、 或は北朝に属する等、諸国の諸豪は競って各自その利益のあるところにつくの有様で、島津氏に於ても 日向に伊東祐広、 混乱を極めるに至ったのである。当時島津氏は五代貞久の頃より師久、氏久元久に至る間で 指宿忠篤、 野池重興等があれば、北軍守護に島津貞久、実忠、 知覧忠世、益山四郎、古木彦五郎、 谷山隆信、 中村秀純、 執印友雄、 頴娃定澄、 矢上高純、 在国司道超 大隅に肝 伊集院忠 渋

. この南北朝以前の郡司系、地頭系豪族の対立でもあったことは中世社会の複雑な性格をより一層明らかにしている。 註11 」 衤FL -FL昇木ラ作 メE貨東 昏日훜顕 伊東褚持等框対してゆずらなかったのである。この対立はまた 谷氏重、 谷山に於ても覚信のあとをついだ郡司隆信は遂に南朝に身を投じ、積年の山田氏との対立をここに解決しようとした 篠原国道、延時忠種、 河田慶喜、二階堂行久、 山田忠能、 薩摩にあって備え、大隅には、 称寝清成、 柿木原

三、山田氏と谷山氏の活動

ことはその立場から当然のことであったかもしれない。

加瀬田城戦斗のことについては三国擾乱記にその時の様子がわかるが、激しい戦斗が三十五日にも及んでいるのであ 日夜捨身命致合戦畢」とあるところから、この年五月六日から六月十日迄大隅百引の加瀬田城に島津道恵に属し之間、就下給御教書、令下国、押寄大隅加世田城、大手大将属于島津左京進入道々恵手、自五月六日迄于六月十日、 隅式部諸三郎忠能申、於多々良潟、今月二日捕頸由事、軍忠之次第、 て押寄せているのである。貞久は此時別に日向中郷の姫木城(都城姫木町)と王子城(志和池村)を攻めさせている。 である。尊氏は次いで同年三月には大隅最強の南党肝付兼重に対処するため貞久(道鑑)を帰国せしめているが、 浜に菊池武敏と相戦ってその軍忠をいたしている。ことは山田文書(一四五号)建武三年の渋谷弥四郎にあてた「大 田忠能も亦之に従っている。 山田宗久は上京以来尊氏と軍中にあり忠能も亦之に従ったらしいが、延之元年(建武三年)には先ず博多の多々良 然し肝付彦太郎兼隆死守せる堅城も遂に六月に入って落城した。肝付兼重はその後日向三俣院高城に根拠をおい 山田文書(一四九号)建武三年六月の山田忠能軍忠状に「忠能薩摩大隅両国凶徒等蜂起 有見知云々」の文書によっても知られるところ

た。この年未だ谷山隆信は動かざるか。北国にあっては金崎城陥ち、都にあって此の延元之年末後醍醐天皇は吉野に

遷御あり、征西将軍宮は讃岐に着いておられる。

町許、 郎左衛門時家、 宿彦次郎忠篤入道成栄等来会応之、於是、大隅助三郎忠国、谷山五郎左衛門入道隆信、鮫島彦次郎入道蓮道、市来太 営也、然宮親入薩未知其拠、遠邦鄙人、観泰季至誤伝為宮、亦未可知也」とあり、谷山にある御所ケ原がその地であろ 方」とあってそれを知ることが出来るが、続けてその営を立てた南方とは「今谷山下福元村有地名御所箇原、 戦局に変化がおこるが、それについて、薩藩旧記雑録編巻之十四の「兼重伝」に「後醍醐帝使三条侍従泰季、 請うている。 うが、いろいろの説があるのは征西将軍を知らない人々が泰季を宮と見誤って伝えたものであろうと述べている。 来薩藩南方募兵、 左近将監高家 しそれを契機として南軍に参集するものが相次いでいるのである。同じく続けて「十七日、河上又次郎家久入道乗、指 延元二年(建武四年)(一三三七年)此年薩摩の戦局に大きな変化が起って来る。この年あくるや正月 (山田)忠能は「欲早任傍例、預安堵御下文、備未代亀鏡、薩摩国谷山郡内山田別府両村地頭職事」の申状に於 有菊池塁、 関東御下文案、忠真壌状、或は関東下知状等を添えて、山田、上別符両村の地頭職を安堵せられんことを 一方南朝側においては懐良親王の先駆として三条泰季が薩摩に来たって兵を募っている。ここに薩摩の (中略) 等、来九州討足利党、以援菊池及兼重等師、 入道道尊、鹿児島郡司矢上左衛門五郎高純、 我党以擾御内云々、又肝属氏所世蔵錦旗、為大塔宮所云、拠此等説、疑此泰季嚮導菊池、 土人相伝為菊池氏奉征西将軍宮、来立営処、又曆応五年七月、道鑑公賜莫禰遠尾書云、称四国宮. 知覧院又四郎忠世、光富五郎心栄、石堂彦次郎入道秋次、 時道鑑公在京師、乃三月、泰季徇地薩摩、 (建武四年) 奉宮来立 率名越 立営南

守護所をおそう風聞があったので、足利直義は直ちに島津孫三郎頼久(川上)や伊作宗久に命じて近隣の地頭御家人を註13 南朝軍の勢力大いに振い有利となったのである。かくて延元二年三月二十二日伊集院忠国、谷山五郎左衛門入道隆信等 募って、伊集院忠国、谷山隆信、鮫島家藤(蓮道)を討たしめている。薩藩旧記雑録前編巻之十四の「頼久譜中」に るのを待っていた谷山隆信は多くの人々と共に南朝に馳せ参じてここにその旗色を明らかにしたのである。と同時に 三位房、益山新次郎、古木三郎入道之属、各以邑応之、兼重兵勢由是復振」と見える。三月十七日に至って遂に、 四月 地頭御家人等、 郎家藤等多応之者、足利直義遙聞之、乃二十六日賜頼久及大隅左京進宗久入道道恵御教書各一通、使共還薩募兵於 公在京師、 以討伐之、 前此三条侍従泰季為南朝立営於薩州南方、徴隣郷兵、大隅助三郎忠国、谷山五郎隆信、鮫島彦次 ・時の来

と見え、四月廿六日に直義は島津頼久と伊作宗久に御教書を送って軍忠すべきことを促しているのである。同じ旧記

作道意と式部亀三郎丸(山田氏)等は攻撃して彦五郎等を滅している。つづいて 之状如件と見えるのが之である。かくて同年六月十一日には益山四郎入道と古木彦五郎入道の拠る伊作庄中原城を伊 薩摩国凶徒大隅助三郎、谷山五郎、鮫島彦次郎入道已下輩誅代事、相催当国地頭御家人等、不日令発向、 可致軍忠

ていることが、旧記雑録前編巻十四の「川上譜頼久伝」や山田文書(一五四号)の「山田亀三郎軍忠状」等に見え 延元二年(建武四年)七月廿一日、阿多郡高橋松原口に於て戦斗が行なわれ、谷山隆信と山田亀三郎とも相対して戦っ

第三章 中 世

一八二

二編 谷山の歴史

「川上譜頼久伝

○建武四年七月廿一日鮫島彦次郎家藤入道蓮道、伊集院助三郎忠国谷山五郎左衛門入道隆信、市来太郎左衛門時家入 位房、益山新次郎、古木三郎入道等来伐高橋多郡、大隅左京進宗久、隠岐七郎行貞等迎戦於松原口斬獲数級宗久家 八月三日、及城主時家戦于戦頸、延時忠能等有功 道道尊、鹿児島郡司矢上左衛門五郎高純、 +七甲 頼久乃率大隅五郎兵衛尉助久氏 、上野四郎太郎、比志嶋孫三郎範経或権、延時彦五郎忠能等、往攻市来城或作二頼久乃率大隅五郎兵衛尉助久町田、上野四郎太郎、比志嶋孫三郎範経或権、延時彦五郎忠能等、往攻市来城 葛部孫四郎久善、 西郷九郎秀範、 知覧院又四郎忠世、光富又五郎友経入道心栄、石堂彦次郎入道秋次、三 山崎右衛門五郎祐範、友久家僮左衛門次郎等奮戦被傷、二十八日

指宿成栄等の援兵にもかかわらず十月に至り遂に市来時家は破れて市来を去ったのである。 来る諸将の中に谷山五郎の名を見出し得ないのは何故であろうか。この戦いは九月未になり三条泰季の肥後より帰 に至るまで会戦数十回にも及んだ激しいものであったことは「旧記雑録抄」の示すところであるが、之等の中に出て とある。高橋松原口の戦斗に引続いて市来城においても戦いが行なわれている。市来城の戦いに山田亀三郎丸が参加 して戦功をいたしたことは亀三郎丸の軍忠状によって明らかである。市来城の戦いは七月二十八日から九月二十七日

延之二年(建之二年建武四年)十一月、市来城の戦斗にその名を見せなかった谷山隆信は、(二三七) 知覧忠世等と共に肝付兼重、 野辺盛忠と連合し数千騎を以て大隅囎唹郡に入り郡田、 清水寺、鼻連山に塁を築いて重 矢上高澄、

久篤兼を橘木城に攻めている。篤兼之を吉水に遜え戦ったが敗れて両軍相対峙したまま翌延元三年にいたり三月再び

(旧記雑録前編巻十四)

戦斗が開かれたのである。

於郡田清水鼻連山、亦応泰季軍、十一月二十九日、同攻橘木城戦於吉水郡 地 十月禰寝清種等、従三俣引去、於是兼重及野辺盛忠、大隅忠国、谷山隆信、矢上高純、平忠世等、 入曽於郡、 立塞

この対立のまま延元三年は暮れ、延元四年に一三三九年暦応二年に入った。尚山田道慶に対し雑訴決断所は建武六年七

敗れて高山の肝付本城に退き、その勢力が衰退して行った様である。 の拠れる給黎院上籠、綱屋の城を攻略し、村田阿闍梨如厳は祁答院湯田城に之を攻めた。この間大隅の雄肝付兼重は月廿一日を以て(暦応二年)山田上別符地頭職安堵の牒を出している。この年の四月伊集院忠国は、島津豊後守実忠

津貞久(道鑑)によって破られたのである。(入来淵上城は清色のそれでなく中村の淵上城であったという)かくて谷山 道蓮道(由緒略)来テ碇山城(平佐城)を攻ム(道鑑公爰ニ在)権執卯三郎二郎俊正(由緒略)援兵ヲ卒シ城ニ入ル六月 州南方(阿多川辺頴娃指宿知覧給黎谷山の七郡を南方という)の賊谷山五郎左衛門入道隆信(由緒略ス)鮫島彦次郎家藤入 田宮の山上より矢声三回聞えて南軍に落ち、ここに南軍は敗走して入来の淵上城に拠ったが六月二十九日には之も島 日守護代酒匂久景の拠る川内碇山城を攻めたのである。「西藩野史」によれば暦応二年己卯(延元四年)「夏六月薩 六月湯田城を抜いた南朝軍はついで、三条泰季の薩南より北上せる軍と薩北の和泉、牛屎の軍と連合して六月二十 渋谷小四郎入道渋谷平四郎(略)大兵ヲ起シテ南軍ヲ援ケ急ニ進テ門ヲ破ル西 刻 ト 云 」然しこの時新

八

世

谷山の歴史 八四

考えられる。即ちこの直後興国三年(一三四二年)懷良親王が薩摩の津に上陸し、谷山に駐輩の所を定められたるこ 隆信は三条泰季の来薩以来山田氏 地に点々と活動をしたがそのかいなく碇山城、淵上城で敗退以後谷山に帰り爾後の戦斗に力を養ったのではないかと (島津氏)と対立を続け谷山の本拠に席を温めるいとまもなく、大隅や北薩南薩の

とを思えば当然のことであろう。

註1正中、元弘の変とは正中元年(一三二四)と元弘一年(一 三三一)の二度にわたって後醍醐天皇を中心に側近の人々

と共に幕府を倒そうとした事件である。

2薩藩旧記雜録前編巻之十二、山田文書 (一二三号)

3同右

4山田文書 (一一八号)

5山田文書 (一二三号)

雖相殆所、応上裁随尋出之且送遣之処非皆済者不可請取之 余石銭七十貫文内半分於京都可沙汰之由、被仰出之条(教) 郡々司所倉可勘渡之由載和与状之処、以前五ケ年分米九十 許為非拠之条決断所御沙汰就而於和与契約得分物者、於当 道々慶可被正中二年和与状之由掠給鎮西下知状之間、 薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭所務事、式部孫五郎入

> 之時者可返与来納分於覚信口、 旨可有御披露候、恐惶謹言 上和与之儀、有限惣地頭所務如元可返付道慶候、 任彼状可被仰下候哉、 但破和与 、以此

右ノロ裏ニ在之 **元弘三年十二月十七日** 建武元五廿三被下之 沙弥覚信代教信清文

本裏

7同*川* 6薩藩旧記雑録前編巻之十二、山田文書(一三一号) 山田文書 (一三六号)

これハさきの教信請文案

但六月十三日被返信了

9鹿児島県史一巻四三六頁

8

山田文書 (一三二号)

10 鹿児島県史一巻四三〇頁

河野直吉「肝付兼重」一八三頁以下

水上久「南北朝内乱に関する歴史的考察」三七頁以下

隆信、鮫島彦次郎家藤入道蓮道、市来太郎左衛門時家入道、 に曰く「是に於いて大隅助三郎忠国、谷山五郎左衛門入道 同右 二二六頁「肝付兼重伝」三条侍従泰季薩摩下向の条

代教信雖申之、以相論阿党及理不尽責之条、難治次第也、

掠所計略術尽畢、被廷日数可弁之旨、覚信

由道慶申之間、

所詮依為遠国不含期之上者、被延日限可致沙汰候、不然者

三月二十二日大隅助三郎忠国兵を率いて守護所(碇山)を

恨す……」とある

15 本田親虎「入来町誌」上巻一一六頁 - 県史第一巻四五三頁

四、懐良親王の薩摩着御と谷山

するにあったろう。菊池、阿蘇氏と連絡をとりつつ五条頼之、良氏父子、中院義定、持房等十余人の僅かの人数を従 三ケ年の星霜を経てようやく九州征途の準備がなろうとする頃でもあった。はじめ後醍醐天皇が懐良親王を征西将軍 攻め更に東福寺城、催馬楽城を攻めて三条泰季の勢力を次第に一掃しつつあった。また、征西将軍懐良親王は忽那島に攻め更に東福寺城、催馬楽城を攻めて三条泰季の勢力を次第に一掃しつつあった。また、征西将軍懐良親王は忽那島に 勢力は碇山城の攻防以来一進一退を保っていたとはいえ、渋谷、市来、伊集院、指宿氏等その地に拠り、未だ優勢にあっ え叡山を出られ大和、高野を経て湯浅、田辺の浦より出帆し途中熊野海賊の援助を受けつつ瀬戸内海を讃岐にわたり の前途を暗示するかのようでもあった。時に島津貞久は興国元年(一三四〇)薩摩に帰国し伊集院一宇治城や市来城を に任命し九州の諸侯に告げたのは延元元年であった。親王の使命はおそらく九州の南朝方を結集してその勢力を挽回 の年八月十六日吉野の後醍醐天皇は玉骨を南山の苔に埋らせ給うたのである。南風競わざるこの時、この悲報は亦南朝 たと考えられる。大隅の肝付兼重またその余勢を挽回しつつあったと思われる。然しこの情勢を暗示するかの様に、こ 延元四年は南、北両軍にとって一つの転機であったかもしれない。薩摩に於て三条泰季を中心に展開した南朝軍の 得能の勧めによって忽那島にわたり、忽那氏一族の保護をうけられて数年を経過したわけである。忽那島を出帆

世

谷山の歴史 一八六

軍の勢力を弱めていったのである。この情勢の中に、懐良親王は興国三年(一三四二年)五月一日薩州津に着御あった 催馬楽城亦おちいり、更に貞久は、伊集院忠国を平城に攻め、進んで阿多の鮫島城も加世田別府の垣本城を抜き南朝 とは出来ない。興国元年(一三四〇年)から同二年の頃まで薩摩においても貞久の勢力におされて既に東福寺陥ち、 画は成功せず、かなりの期間何処かに月日を過されたらしいが、之に対して何の史料もないまま今日までそれを知るこ 日向の九州東海岸の何れかの地に到達していたと見られるであろう。然しここから阿蘇を経て菊池へ入ろうとする計144 位中将あり、 したのは延元四年の末であったろうか。 薩摩には三条侍従泰季が活動していたことは既に述べた。かくて親王は翌延元五年二月の頃には豊後、 (菊池史乗は興国三年頃出発としている)これより先、既に菊池には宮三

征西将軍宮今月一日著御薩州津、御渡海無為、殊以目出度候、就其近日定可有合戦候、其時相構へ可被申後措候、

花押

委細之旨期後信候、 恐々謹言

五月八日

のである。

(阿蘇文書)

阿蘇大宮司殿 到来興国三五廿六

か)県史は山川港であろうかとしている。斯くて親王は先づ谷山隆信の居城に入られ、五月八日には肥後の阿蘇大宮か)県史は山川港であろうかとしている。斯くて親王は先づ谷山隆信の居城に入られ、五月八日には肥後の阿蘇大宮 港にてもあるか、と比定し、「肝付兼重」では指宿港にてあるべきか、大日本地名辞書は高山とする(従って波見浦 命じているのである。今日この薩州の津が何処であるかは諸説まちまちである。「征西将軍官」に於ては揖宿郡の山川 同じ文書は恵良小次郎惟澄にも届けられ、征西将軍の薩摩着御と近く合戦の始められるについて後援さるべきことを

九州征定の最初の征西府が谷山氏の居城(千々輪城、本城)の近くに設けられたわけである。 司や、恵良惟澄に着御の旨を報じ、更に各地の南党各諸氏に令旨の使者は発せられたのであろう。ここに仮とはいえ、

の勢力の挽回すべき時を得た薩・隅二国の諸氏は競ってその令旨に応じたようである。阿蘇文書によれば かくて親王は薩・隅二国の平定早く行って、その後肥後に入らんとする計画を立てられたようである。再び南朝方

也同庄内南郷城島津豊後守実忠代官城也悉追落候了、其外自薩摩山南無残所令退治候、就其山北於于千台道鑑取陳 家久城也、 下百余騎令参候則祗候谷山御所、彼等参候後御敵城当国満家院内島津兵衛三郎久実城、同院内原智城ハ島津平三郎 同日桑波多掃部允宗景、原田又四郎入道経道、光富又五郎入道道恵令参候、今月十四日、頴娃左近大夫定澄一族以 先度進状候参着候哉、抑将軍宮着御之後、去六月廿七日率島津図書助忠国一族若党等百余騎、 同国日置庄内若松彦太郎入道良意城也此城沈落之時、御敵手負死人数輩、同庄内古垣城江田入道良心城 参御方即踏伊集院城

後措候也、若及遅引者、 此度不被合力者、可被期何日候哉、山北合戦始候者、東郷在国司以下縁物共、可参御方之由内通申候、 仍今一両日間可発向彼館候、引合八代、急速率兵船可被燒払泉、山門、水俣以下候也、同今度合戦九州安否候、 七月廿二日(慶永元年) 可為難儀候、 恐々謹言

急速可被申

花押

阿蘇大宮司殿

り直ちに伊集院城に旗をあげ、同日桑波田宗景、原田経道、光富道恵も来り会し七月十四日には頴娃定澄一族以下百 と阿蘇大宮司に書遣わされたごとく、三条待従泰季をはじめ、六月二十七日には伊集院忠国一族百余人を率いて、参

中 世

る。この情勢に驚いた貞久は、直ちに千台に兵を集めて和泉、山門、水俣の地を焼払い、北走する島津軍の通路を絶 いうちに肥後勢の応援を得て挾撃しようとの計画であった。親王は廿四日にも阿蘇氏に宛てて催促状を出している。 註6 たん事を求め、且つ曰く、東郷在国司以下一族も味方するとの内通を送り山熊合戦の準備は全く整っている、こんど て来ているから、速やかに事を運ぶように決意を促している。貞久の南進しない前に貞久を挾撃しようとするのであ 達成しなければいつの日かそれが達成出来るかと、その決意をさえ述べている。東郷の国司は既に準備は整ったといっ よう阿蘇惟時に命じたのである。親王は続けて、この度の合戦は九州の安否にかかることであるから、力を合せて之を を討つべく八代の官軍と兵を合せ、速に兵船を率いて、和泉、山門、水俣(肥後)の地を焼押い北走する退路を断つ 垣城、島津実代代官の南郷城等山南の地は悉く親王の掌中下に属したのである。かくて親王は山北の千台に島津貞久 余騎参候。この勢に乗じて直ちに満家院の島津久実の城をはじめ、家久の原智城、日置若松良意の城、江田入道の古 このような情勢に驚いた島津貞久道鑑は権執印良暹ら国内武家方の諸将に檄をとばして千台に軍勢を集めようとし の合戦は九州の安危にかかるところなれば速に応援せん事を望む、というのである。貞久が千台を発して南進ししな

薩摩国凶徒為退治、 来月十五日可令発向南方、 相催一族、可取向城致用意、 可被打越白羽也、 仍執達如件

曆応五年五月廿六日

(新田文書)

新田宮権執印殿

即ち六月十五日を期して南方に発向すべきことを告げている。 然し諸将逡来して来り会せず、独り莫弥遠矢次郎大夫

入道が之に応じただけである。その為貞久道急ぎ谷山を討つべく再度にわたり軍勢の発向を重久篤兼らに催促した。註7

(旧記雑録前編巻之十五)

薩摩国凶徒退治事、背度々催促不参之条何様事哉、 所詮来月四日以前可被発向、若令違期者可有後悔也、 仍執達如

件

暦応五年八月一日 沙弥花押

重久殿

た南方(宮方)の兵と谷山に戦った。そして十三日には転身して伊集院忠国のたてこもる伊集院の平城を攻撃したの かくて貞久は泰季党を谷山に討つべく八月四日軍を発して伊集院の自在原に陣をとり、五日には谷山に進入、六日に は佐々野木原 (笹貫) に陣を立て、そして同日末刻 (午後二時ごろ) 中尾崎で谷山の軍 (宮方) と交戦、七日にもま

「兼重伝」

である。

(旧記雑録前編巻十五)

八月四日、公親将兵伐泰季党於自在原集院 佐々野木原、 未尅、 保末戦於中手尾崎、七日、南方兵与之戦於谷山、○十三日、又率清種等、於入伊集院、 和泉保末等従有功、五日、進入谷山、称寝清種領兵従之、六日、

郎忠国於平城、立寒之

録の中に見えるので、之等のものが参戦し伊集院の自在原から谷山の佐々野木、 とある。この時の戦斗についてはその他、和泉保末軍忠状、禱寝重種並に清増、 中手尾崎等で激しく戦争が行なわれ 清種や篠原国道の軍忠状等が旧記雑

世 一八九

第三章

中

顕が渋谷重興を率い南下して薩摩の谷山御所を攻撃したのもこのころであり、南朝軍の不安は一層深まるばかりであっ 書をおくられ、その行動を鮮明によびかけられているが、阿蘇氏の動静はつかめがたかった。然も日向にあった畠山直 うか。このような不安な中で肥後進発の容易に出来ない状態を案じおられつつも、親王は常に阿蘇の惟時や、惟澄に 対峙したまま兵を動かさなかったようである。ところで、征西宮懐良親王が谷山に営を建てられてより数年佐々之木 月七日催馬楽城を陥とし矢上高澄をして敗走せしめている。こうしてしばらくの間は小戦斗にあけくれ、南北両軍相 め 郎、知覧忠世を招じて、宮方軍の勢力を弧立化させようと計画をたてている。貞久は更に宮方軍の勢力を弱めるた十二月には伊作宗久に書を送り励まし、翌三月には伊作宗四郎・二階堂行仲の軍功を賞し、さらに四月には渋谷孫次 るところとなって、谷山の宮方軍を次第に包囲しはじめている。それだけでなく、足利直義も康永六年 また暦応五年九月(興国二年)九月には在国司四郎入道(道超)が攻撃されている。伊集院土橋も比志島氏の警固すまた暦応五年九月(興国二年)九月には在国司四郎入道(道超)が攻撃されている。 おり 応四年八月に阿多郡と加世田別府で戦っている。暦応五年の谷山合戦に参加した新田宮権執印代三郎俊正の軍忠状に い。この時の戦斗は一進一退であったろう、むしろ貞久には不利なところが多かったと見えて転身しているのである。註8 これよりさき貞久は薩摩の中央を遮断し更に阿多郡を侵して谷山軍の背後を襲う手段を講じたらしく、 たことは疑いない。県史の中ではこの時牛下でも戦斗が行われていたと述べているが、然し史料の上からは見当らな 「同月阿多郡鮫島城御発行之時、属干御手、致軍忠卒、次加田別世符御発向、同致合戦卒」とあるので、明らかである。 九月十二日には、比志島彦一範平・権執印代子息三郎次郎俊正等の兵を率いて催馬楽場、東福寺を改め、十一 東福寺城等と度々の合戦あるに谷山隆信の名と山田氏の名はあまりあらわれてこないのは何故であろ (興国三年) 前年即ち暦

ところがこの停滯は正平元年並に正平二年(貞和三年=一三四七年)にいたって破られ、 更に東軍は河辺郡高城や東福寺を攻めんとしたが、いずれも失敗して 戦局が動いた様であ 之は征西将軍 (義定) は

の守る東福寺城を攻め、新福寺外城を焼払い、貞久をして苦戦せしめたのである。然し貞久の軍は九日浜崎城を奪回月二十九日中村覚純(矢上氏一族)の内応をきっかけに、浜崎城を攻めおとし、熊野水軍と相呼応して氏久(貞久の子) 連撃する救援の水軍だろうというのである。かくて懐良親王の肥後入御のための陽動作戦が展開されたのである。五進によると、四国、中国の兵船がしきりと日向目井浦から大隅内之浦玉崎を回航しており、それは谷山の宮方の軍と た一将とは三条泰季のことであったろうか、誰であったのか、今日尚明らかでない。時に正平二年(貞和三年=一三た一将とは三条泰季のことであったろうか、誰であったのか、今日尚明らかでない。 註16 肥後路に向かわれたのであるが、その際薩摩に一時を留め、貞久並に他の敵軍に備えられたのである。薩摩に残され め一族の死傷者を残し敗走しなければならなかったのである。かくの如き宮方軍の優勢のうちに征西宮は遂に海路を を破った。之に対し貞久薩、 島津貞久と対決せんとした。貞久また、比志島、 然し正平二年正月新春早々南方の諸兵士数百人、隆信城に入り(隆信は、島津国史によれば谷山隆信とある)大挙して 別軍は谷山城を攻めんとして牛下、紫原に迫った。之を見た宮方の軍は忽ちその通路を遮らんとして城を出て之 隅、 日の武家方の軍勢を結集して最後の決戦を試みたが、貞久軍は貞久の子の負傷を始 重久、野田氏等に来援を求めたが、折しも日向の野辺盛忠からの注

世

四七年)十一月の末頃であった。さて正平二年はじめの牛下、紫原の合戦のことについては西藩野史によるに康永元

年(一三四二年)の頃に次の様に記されている。即ち

「秋八月谷山郡司左衛門尉忠高叛して南朝に属す、道鑑公(貞久)是を討し波平に軍す、忠高迎へ戦う、河辺 別府(略)、渋谷(略)等千余兵を率え来て忠高を助く(トノ月エローローcó戦)忠高、祐玄(忠高弟)をして間道をへて牛 (略)、

(以下略)援兵を卒し牛落(牛下)に至り軍を青屋松原(郡元の海辺)に隠し忠氏単騎にして祐玄を呼ぶ祐玄応し (帝山間) に軍し、道鑑公の後路を絶しむ (率え来て祐玄を助く) 公の軍糧絶て大に窮す、右衛門慰忠氏道鑑公の次第(鹿児島) に軍し、道鑑公の後路を絶しむ (伝云う矢上五郎軍を) 公の軍糧絶て大に窮す、右衛門慰忠氏道鑑公の次第

忠氏波平に至て道鑑公に見ゆ」とある。

て出づ共に勇悍の名あり、忠氏精神を励し祐玄を捕て首を斬る。青屋軍すすんで牛落を攻破る敵披靡して遁れ去る

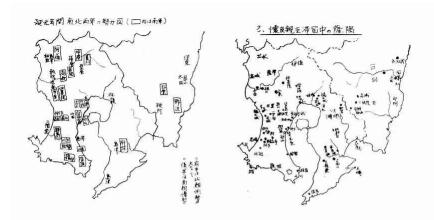
崎はあっても、牛下は見えない。之は貞和三年のことであろう。 この康永元年の年月が誤りであることは既に述べた。島津国史の道鑑公康永元年のところにも佐々野木原、中手尾

薩藩旧記雑録巻之十七に

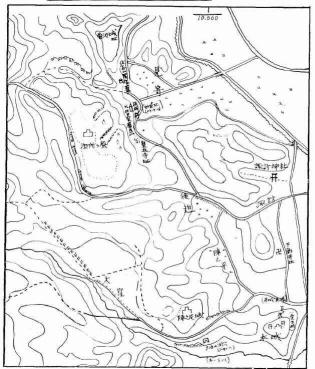
合戦死畢、 且亦忠高廻絝策、鹿児島之内以称 牛 落 之地構一陳、使弟祐玄武者致警固、塞道路下、(牛下) 川辺、 欲自和泉至谷山、 別府亦忠高之味方也、即忠高発出軍勢寄于守護之陳、致合戦、于時篠原刑部丞、多胡宗七等令 然而不得通、 於茲忠直使従軍屯青屋松原、単騎忽然進寄陳下、 呼出祐玄、己与伏 此時和泉右門兵

谷山郡司平忠高為守護之冠者久矣、殊更鹿児島近所也、敢不可猶予、是以道鑑引率軍勢、令進発、

切頸、 且一時之間、攻破件陣、至于波平之陳、其悦勝言乎、委曲在忠直譜中也



御所方原(懷度親王滞留地)此附近图



当年中年 神子 及本語上性語金数件下如今体 刑可政府指官員 仍官籍之例不以就本事是其十二年之 なられるようでは、大きのないのでは 本部自北方各軍可根外大部門等 おおでままない 山村 丁金山中 とはれ 古林司則把強分一有信料二周任何文 一种热量 作りてきて何なと意味を見ないのか 由罪見之常此次俱至五年之代此後那 直衛会十六以北京都有全角軍人名 百分類教育的 衛女 经各种 人姓义 东南北西南京京日日 物であった。 林於日本以後在下今日至北西村 堂子工主を近れた住室のはどれ 化平地打造的主要的各种中央信 村兵村田建立る世代三名後を かんとう かいかんない かんない はんしょう かん 的名词名性使物医此礼的 国家 省外實 相之山中之然就养病公室有多名五八百 行政學可是也是學者就是我們中我也時 1 化多类地种 Siddle make by 19年後日日本日本日本日本日本日本日 例婚録之於者馬等罪完入之者 それがある なるからのかん 四日日本 日本日本日本日本の日本 學是一本仍可以外外可以是一個人 用いわける大百人のではした風景 を必要を合いて、大きなのであるとはあると 大学 はないのはないのはないのできる のとのゆうこの現不は日本見相水をはり面的し **のからのはないというないのからない。 松7**施 1 お野谷芸な幸信は他人間ぞんがはた 医骨骨 电影響 有的现在分词 在我有多外相相等有全分人并拿之 できるないないないないないというなから or word displayed by the state of

(本会はは本本を含むが) 今年後後年前十年前人の記入山上 有此限数官等官權家(更知事的身 高村けべん三年文人は金身科教の事と 祖仍不不好答之,劉人大在大事者犯 与山川科門司工門公安村一百分不實 人之由許申之為東土高月久祖不公然不 監察之余無神二者也被令故名祖事 故害地倒不人父籍大男子為軍同姓 母と人間不然致を事不事といるな 言いたいれたでまるかれておれれ 不人樣本計明辛此樣分歲條仍争在問到 花成大成立智力唯十二十四日我致在汉朝 致官事事 一人并倒得失 引入者不今村 内田供する町子は官 知道あ合不可信之一者が位本者代で一 致化法性支不子痛い 事 古書を使ける 新林樓 丰田商兴神田小松至面花 三年三月日前下地状在下清江本地明公中 察刑則官之中之名從其然并也至人 ころりくび不明まるの名はんとくこ 在贫泉思則罪 表几件下如状态的数据论证 1 Similar 明中北を大河北の北部は存在な上がと 并接近教主自及各位家庭北坡之外的司 要例の前は同二年では打れてきるので 那具追索無相論快多处數有其其充為 3、看他附在教事人就经中于納代工作有 是等之至無是教育属于河北部門 北韓一人名竹一郎 之時事 忠武分替子 2.一大與中在我日本軍者 二年九分可待在我由今中之宋己初 是数者恐惧高疑礼法婦女年而母 多粉後寶是則然不敢看那日田出死門 五月往边放并形在边仍快具十多年五月 石物交等京先衛子的門部一十二月 一个中心也能是我一个 五年大計人能法師課初始去し 文外惠 看到于最上的无人常之間 もかのから山田町本の打が強大震火車 若沒要獨掛家人各山都司本即出來



等事於祖本所奉送其官人本在祖司司司官

其五十人通過魔五分山本門人是其衛衛衛衛衛

おりのは、ないれるとはいれるとはなるとは、

和内容价格的证金

الإسل

一九日五二十年五枚行罪并北成院 至果親任息更新南於任被 引去其作主谷多有 四所日本 の信申之係を北朝課計して行 元享四年谷山覚信代彼忠申状 上年代成復俗制力车往處之 十月十年 月身治各体家文林川 直度各小別風也与指手四十 入自从於韓國的不受追之你 勇舜侵傷實文本指五代令 於大外是是不是有人一日本四日 不然和公司的基本的工程中 連門之一直就在 監持 林代松 なんなとのなると (山田文書) 行を全上の名を行るの中の 用放弃在本典等時間的 人生的治學者也不知此 各利該的部下石之間非直度 絕處,於下野豆果都可愛等情 新申二十四大開東公司西今州 是是信非分科問之間直察此 石如道度直衛代倉山司馬 一題一直在京大皇皇皇一月十二日 - 1941 - 1 EV 3日一型在场打打打器 罪奸慈愛風谷山我內

えりの年一六月

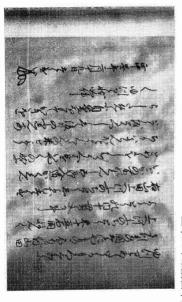
(too

24年中一

人道, 龙玉的被行作行前,

致中就作工文部外之門

多五北人道東京南大俊忠



正中二年の鎮西下知状(山田文書

in contrained なりかい金はあるの Esper M- truther 見初のしゆるのしなまし 中學的一個本門都不会中 なるないのからいろう 地外衛をいれるとは今日 经出行的代表的 The District of the というない

エナートリー 经分割子处介证 化林体下加林 (本) 我於此一者免害者改聚之後上 北水工月中不造朝者如本可拉門 被犯之之由故中人間故其所以等者可 上のなる 事をあるとうなると 九年代本の一門文本の村の世界理なる。 打了位盖細之次外以本本本面的 からうべきなのか サールのかかんから 行也因本者住也例於我自然食力 母子工具中國共工作者以 大外衛衛小と、はいる大松合物は古皇 此利的夫方并是此十上五名在本州門部 即外就和小说在石土中生之中光明自 本二年八大衛のはまる民民の大は大石を十十 できるないが、大きのでは、 俸工我施強減三百位幹衛之衛上衛、 はなるといいいいかのからないの ト 而不經親生性裁政器下和主文事事中 七月二日本堂的於衛南官院衛大部計事 する紀代を物か中子知る国立安と お金を監禁されてきるない を 一日 ままなる 是主持一位文件的中华的经历注意 中国 本語 からなかから おおなか 次·曹 拉的李田 医阿内氏 為所 三代本書 一直をかれる関合社 為此為今所以東京東京 在前 明明 《明命 的 四日 日本 日本 中 日本 中 れば親大郎は中華人国で最大な出席 · 多数型中国上面的工具工作品的 大山西南南北北南北北南南南南北 右衛門後代在有其例以之後令年 言れ内容は一書 新年 12 日本 是中华电光器大器的 公司是一個人一個一個人

谷山土的人道大学大 三月秋季江十九十七十五日 久德三年土月日 言人が年り 分子 小花衣放子名在門上即衛者前門 先此等後大物紀代於郡林東京都名其京野 次文中本地二全本依衛之子的第二先衛 とゆる我本指和論院状と今上の位代 今上書のりものめんすなれなきなる 九十四村後将山村之村山門千年中本港 不替者本一放行行道處以此受益土項 物目公住本の主産がある主義力 你刑職は有文本之中北韓衛山衛之至五 不及後天之同中村後之傳教書等不丁 松治内放言而年本村之中書き、朝付文 不清取信之同就許予許於最中也沒 不能取出心全人所以此全用天皇國本者 大きなない かんかんかんかん ないるかは主き川不一般れた方はす 循係と行名地の印刷のなる名は、は、 東伏中心性各山兵属佛元孫以此李 **从虚别并全相世事尤领的补经费代** 下十人家非永代七十五日祖中上書於益五 有家政惠将未免侵以仍任保政權政力 与状态一心的想光限之行、定来我相当是可 与人以整合型的将令、建大并建立和。 由こを高強致者打火山村事即永八和 生かと本本地ではよとら今中上五大 後の門下又然成中れる所下を主要と考典 久合用也不敢 松光仍的中 的河外 銀柱 下八二回也是有此情事的可以不言以 品の全下前取る北上北北大路 Add 100mを行行合めます我自動かれ 北州州之北北省北京山东平大学工作的 北地人全村村里也也随后相个各种意 如中代·本代本金多大流大平 644 但我也明不知道主人家不敢母子

はまるなどからく いんかいりょう たん 中国中国的中国中国中国中国 中国をからなる かかりのちゅう 第二年中央 (B) (B) (B) からなるのでは大大大きかりゃんとき 如5.4年三年中今至5.春心地为1.3mg 衛衛 北軍者民政政犯官之上之 と からかん はかなは ない とうかん さなみを公司の後のサルドしょから 特许多人未会更加的特别的对 **公司の出土を行っている。** 2.46年1月20日的中央中央1.24 の一年中間のないないないのであるからい からの中央なるないできる日本ではないで 中心致死 未於 到 表 日 我 以 以 以 以 以 以 to design and drawn of 大きまり上車をかられているよう おぞんがのから大力をある日 14位社会企业企业企业企业企业 行るので、大きる本のおいは、中のは、 まること、上書きるわけりなりした 私人に言意相性と言います 一本本人的社会 人名阿拉克斯 をようなのがどをできるから これの こうちゅうとう これで うはころかいまれるかない 中国\$P\$\$P\$中共中共1976年·16 古中一部一部一个一个正正正中心中 2014年10日の開発の出版を行って おうちょう 大田田子でき 社会を - ***8+2** **多引起的多数数据的编制性的** 1.1. 产业/引展信息全部选择1. を発生している。 一年 一日人中から 北大子でもな



谷山氏系図(知覧町谷山不二夫氏蔵)



足利直義の軍勢催促状 (旧記雑録)



阿多高橋の戦斗 (旧記雑録)



御感論旨所望の輩交名中谷山氏一族の氏名(谷山文書) 鹿児島市谷山八十氏蔵



谷山氏本城及び右側 陣之尾城



陣之尾城址の碑



御所ケ原



波ノ平城より御所ケ原を望む



見寄板碑(1) (調査するは斉 藤彦松氏)



見寄板碑(2)手前は軽石製



懷良親王御陵墓 (八代宅地)



懷良親王御陵墓(福岡県八女郡星野村大円寺)



懷良親王御所地 (八代高田)



菊地の征西府(内裏尾)



懐良親王書写の梵綱経 (末尾) (名越高道氏写)

注16 上旬にさつまよりこのへんに人のこえて候しかは、さつまにうしかきと申所に、御かたのりいて候なる、是はけうと上旬にさつまよりこのへんに人のこえて候しかは、さつまにうしかきと申所に、御かたのりいて候なる、是はけうと阿蘇の恵良惟澄(えらのこし郎)にあてた薩摩の戦況を報告した六月十三日付のものがあるが、その中に「さては今月 されている渋谷重興軍忠状写に見えるところである。 とある。尚最後の忠直が譜中にあるとは、源姓和泉氏嫡流系図の写の中に見える。また、阿蘇文書中の中院義定から のとをり候みちを……」とあるのがそれである。この時の紫原合戦のことを貞和三年と明らかなのは清色亀鑑に収載

○名目起語のこれ

鮫島彦次郎安厳入道、権執印三郎次郎俊正、渋谷孫次郎、同小四郎入道、同平次郎平氏市来太郎左衛門時家、伊集院助三郎忠 三四七)隆信城と一ケ所見るのみで、その他あまり史料に見ることがない。或はもう少しさかのぼって見るに、建武五年(一三三八年) ここで名前をあらわした「谷山忠高」のことであるが、谷山隆信、その人といい、或は隆信の子であるともいう。谷山隆信の名は11112で名前をあらわした「谷山忠高」のことであるが、谷山隆信、その人といい、或は隆信の子であるともいう。谷山隆信の名は その宮方の交名ばかりは是枝が注し送りし文に随てここに細書す。谷山五郎左衛門入道隆信祖谷山はその支族 肝付三俣八郎兼重 知れさることはいと口惜し、是も田中元勝が説に十一月十六日参議某の仰状にある大将宮三位の中将なるへしといへり。さもあるへ 宮薩州渡御のことより其後度々の合戦の次第申送られて、又年紀未詳といへとも、将軍宮其堺渡御就其者可供奉候之処当処之御敵 の碇山攻撃後見られないようである。隆信、忠高はどのような関係にあるのか。「阿蘇家伝」(勤王下五)による「五月八日征西 建武元年十二月覚信他界の後をついでからしばしば見えるが、征西将軍宮薩摩着御の興国三年 (一三四二年)からこの正平二年 (一 由いへりさ者あるべけれ、又谷山に菊池陣所といひ伝へし処もありとぞ、さらば菊池も参りしにや何も今考う可らさる事のみなり。 未退散之間当国難被捨候間留置申候やとある書翰を送られし人こそ終始此事に専念せられし人とはみゆれど、花押のみにて其名の しこれせめてもの事なりかし、後に薩摩の是枝某か説をきくに、当時薩摩に谷山肝つきといへる宮方ありて此輩より宮を申請せりし

第三編 谷山の歴史

一九四

児島に押よせ……」と見える。忠高の法名が仏心であることは大体之で理解出来るが、忠高=隆信となるか。同一だとすると、忠高は 国、矢上左衛門五郎高純、谷山郡司左衛門尉忠高、弟祐玄かかる人々もありて、山入道覚禅仏心なと道鑑公らの御敵と成此一族共鹿 馬助平忠高の法名なりとする。次に島津家所蔵の「諸家大概」(寛文九年藩命に依り御記録奉行所調査)の中に「一、谷山氏元弘 司右馬之介忠高入道仏心」と見えるから、隆信とは別人に扱っていると思える。三国名勝図会でも、仏心大禅伯とあり、仏心は谷山右 同じ島津家郎蔵にかかる「諸家系図文書」(御記録奉行書調査)による宮をも申請し奉りかかる軍もありしなるべし云々」とあり、 また谷山五郎左衛門とある。この谷山五郎左衛門は入道隆信であるから、隆信=忠隆(忠高)となるべきであろうか。然しさきと 俗名で隆信は法名かということになる。山田文書(七九号)の中に正中二年七月十三日(一三二五年)の「山田忠隆請文案」には 建武之比杯別而致||繁栄||就中| ここでは谷山隆信と忠高、祐玄を別人に扱っている。また、薩、隅、日地理纂考に見える貞享元年の皇徳寺由緒記中に「谷山の郡

谷山氏系図には、

資忠 谷山郡司 五郎入道覚信 隆信 平五郎左衛門尉 忠高 太郎左衛門尉

○**御所ケ原(見寄ケ原)の址と記念碑**(巻頭ロ)とある。はっきり別人としている。

やや北斜めに東西に広く、南北にせまい台地である。標高八〇米位で広さは東西に凡そ二百米程、南北に広い所で百米程の台上が 御所ヶ原の地は市の大字上福元高尾原六九四五、六九四六番地で通称見寄ケ原とよんでいる。伊作街道に沿う山地帯前端の台地でには、また。

やや不整形であるが平坦な畑地である。周囲は自然に浸蝕された涯をつくり堀となっている。台地は正面北の方に開け東西の袖の なき能はす。後醍醐天皇の時不幸否運に属し乱離相踵き皇子皇孫咸な事に労し或は軀を以て皇猷に殉せらるるに至る。征西将軍懐 飲にして宇内に冠絶するものは則ち我が国体なり。此の大本や万古動揺することなし但た運に泰否あり時に治乱あり天歩艱難の事 様になって前端を包む。東の方に懐良親王勧請と伝える諏訪神社があり、西北には菊池城址と伝承される台地が谷を相へだててあ 九州勤王首倡の遺跡たり。誰か来て観感興起せざる者ぞ。有志為に相謀て碑を谷山福元に建て後人をして長へに芳躅を仰かしむと し給へり。親王尚年少文武の講習も嬉戯も亦此の地に於てせらる。親王在天の霊永く斯土を思慕したまふや知るべし。乃ち谷山 良親王の九州に於ける亦何そ終生労勤の甚しきや。初め親王の欽派せらるるや谷山隆信感奮して先ず斯地に奉戴し駐留六星霜を閲 もちいている。高さ頂上まで凡そ六米である。碑文は松方正義公爵の撰である。即ち「神聖遠く国を肇め統を垂れ万世一系金甌無 る。大正十二年一月二十六日懐良親王の事蹟を記念してここに記念碑を建立した。石材は河頭石と額石は山口県徳山産の御影石を ころがあり、後に述べる南北期にまでさかのぼり得ると思考される板碑がある。また谷山隆信の墓塔と伝承される板碑も残されてい - 台地下は見寄とよぶ部落で中世寺田注文等の文書に見える「見依妙見」はここにあたるかと思う。今尚妙見址と伝えられると

大正十一年十二月 大勲位公爵松方正義撰」とある。現在は如何なる理由によるものか市の火葬場が建ち、訪れる人も少なくな

っている。

云ふ。

中納言御子左為道の女、中宮宣、(後三位局)であり、生註1征西将軍懐良親王は後醒醐天皇の第九皇子である。御母は

第三章

中

世

大覚寺統の流れを汲まれる。征西将軍に任命されたのは誕の時期は元徳元年ごろから元弘元年ごろの間と見られる。

延元元年ごろであろう

一九五

九六

3藤田明「征西将軍宮」六一頁 2鹿児島県史第一巻四五五頁

平之亟民から聞承した資料として栗島神社の縁起をもとに して大分県海部郡米水津村小浦に渡海されたと可能性を強

名越高道民が研究された中に大分県佐伯市の山田

調されている

5日野氏系図(姶良郡加治木町)によれば「邦光の項に…正 安庚寅奉勅発大和芳野、下降九州奉守護征西将軍宮、在薩

摩五年、当時将軍宮同国御座指宿郡谷山隣国風属官軍、邦

吉田東伍大日本地名辞書「高山城址」の条、参照 光同国川辺郡鹿籠官軍威大震」とある

高山町「四十九所神社旧記

6阿蘇文書(二九号)藤田明「征西将軍官」五八五頁

7薩藩旧記雑録前編巻十五

8 五味克夫「紫原雑感」史創7号

(鹿大歴史学研究会)

9薩藩旧記雑録前編巻十五

同右

薩藩旧記雑録前編巻十六

11 10

藤田明

「征西将軍宮」県史第一巻

12

13 同右

同右

県史第一巻四六八頁

16 15 14 同右 阿蘇神社荘「阿蘇家伝」勤王下五(本文中にあり)

17 七月十八日付のものもある

18 河野直吉「肝付兼重」四〇四頁

五、懐良親王の肥後入御

日滞留したようである。ここでおそらく肥後入御の最後の打合せがなされたであろう。郡浦、 し十二月一日には阿蘇惟澄ら肥後南朝方に奉迎の勢を召し、十四日に水俣に達し、途中八代、高田の中院義定の館に数 三角をまわって正平三

正平二年十一月二十七日前後に谷山在住約六年のあとをふりかえりつつ征西宮は谷山から出られ、

山川港から出帆

をうけ、阿蘇領、 - (一三四八年) 正月二日、菊池武光、宇土道光らに迎えられて宇土津に上陸、御船に至り、 菊池領を通り、菊池城に至ったものと考えられる。叡山を出発以来十三年目にして最初の目的の地 阿蘇惟時、 惟澄の出迎

であった菊池に征西府をおき、九州の征定事業がはじまったと見るべきであろう。親王時に二十歳ごろであったろうと

推定される。

時と場所は今日では、弘和三年三月に福岡県の矢部村であろうといわれている。 床・豊後日田の西高瀬村の普聞寺・筑後山本部草野村の千光寺・益城郡水越村等にも伝説地がある。 塔が安置されている。生母霊照院の供養のために建てられたと伝えられる。尚この地に豊前中津町の東寒宿の雲雀の ておらず、葬ったところもどこであるか明らかでないと伝えられている。現在親王の陵墓は八代市妙見士居のうち、石 年)南北朝合一と共に終りをつげるのである。然も懐良親王はこの南風競わざるところにあってその死地さえ定まっ 母親の二十八回忌に供養のために筆写された梵綱経がある。 の内玉垣の中に西向きにつくられた小田墳である。この陵墓のそばには自筆の碑文をもった(天授七年の銘)宝篋印 いだのである。 である。またこの間にあって文中三年までは懐良親王が征西将軍の職を行うが、之以後は次の良成親王がその後を継 である。正平三年頃は肥後の菊池にあり、正平十六年筑前大宰府、文中元年筑後高良山、文中三年再び菊池と変るの 内義弘をはじめ多くの豪族たちの割拠するところであれば思うにまかせず、常に戦斗にあけくれた有様である。一時 大宰府を中心に九州を平定したかに見えたが、谷山の地を去ってからの征西府の位置は転々として移動していたよう かくて菊池武光、 弘和元年肥後のたけ、元中三年には宇土、七年には八代の高田の御所と転々と、文中九年(一三九二 武朝、 阿蘇惟武らの援助を受けつ、征西府の事業は続けられて行ったが、少弐頼尚、今川貞世、大 (絵図参照 尚肥前の田手村の東妙寺には親王が 尚 薨去された 日

|、藤田明「征西将軍宮」熊本日日新聞社「熊本の歴史3」を参照

世

附記 城塁一覧

城		址		場所	事項
全本	(千々輪城)	城		本城 谷山市上福元町	年(一四一七)伊集院頼久反して之による、第八代の大守久豊公(義大公)親ら軍を率「千々輪城ともいう。周回り八丁半ばかり高さ二十間谷山郡司谷山氏の居城。応永二十四
					いて之をかこむ。頼久降る。大永七年(一五二七)六月藤川家実久判し谷山を奪い禰寝播
					磨をして当城を守らしむ。十二年の後天丈八年(一五三九)三月十三日第十五代の大守
					貴久公(大中公)親ら攻めて之を抜く。
弓	場	勿	城	上福元町本城	本城より西の方にある。本城の出張陳所という。
陣	1	尾	城	上福元町本城	弓場城道越引続両の方堀切有り一下の方を陣ノ平という。本城の出張陳所という。
茶	臼	ケ	城	下福元町	東西拾三間南北九間、城主ははっきりしない。地頭仮屋より申の方廿町ばかり、本城よ
					り南の方四、五町程にある。
洩	水	ケ	城	下福元町	横拾壱間流拾五間、茶臼ケ城より西の方壱町ほど。
御	所	ケ	原	上福元町	南北六十間東西百間ばかり、古名見寄原という。正慶年中後醒醐帝の皇子懐良親王征西
					将軍に任ぜられ、当国に下向され、見寄原に仮館を設け居住したという。
菊	池	₹ILL	城	上福元町見寄	御所ノ原の北一町ばかりにあり東西八十間許、南北四十間ばかり。菊池武光の塁址とい
					う。武光公征西将軍懐良親王に従い此所にあり。国中大半服せし時があつたという。
苦	辛	+	城	山田町皇徳寺	大永七年(一五二七)島津実久当邑を掠め取り、平田宗秀をして当城を守らした。天文八

第三章	大	宇			玉	Ш	栫	城	椿	波	牧
	蛸	宿			林	П		ケ	Ш	1	田
	211	ケ								平	塁
中	山	城			城	城	城	原	城	城	址
世	平川町	和田町			和田町	五ケ別府町	中町	上福元町	上 福 元 町	上福元町	山 田 町
一九九	貴久公下大隅の征伐の時この山に陣し、といわる。(伊地知談氏)	上壇弐町ほど、玉林城に引続双方二丈ばかり之堀落土手有り。	文八年十二月其家臣谷山駿河守、伊集院山城守等をして神前城を守らしむ。大永の頃出水の城主島津実久谷山、川辺、加世田、高尾野、阿久根、水引等と領し、天に居り、貴久公に降る。	七拾壱間流百五拾間根廻拾尋ほど、地頭後屋より午の方拾八町ほど。島津駿河守忠悟之	神前城ともいう。伊佐智佐神社の地で北を大手口と称す。東は海に臨む、高サ三拾三尋横	伊集院頼久の居城といわれる	椿山城の出張陣所といわれる。	波ノ平城へ北ノ方数拾町、作地有り上壇横廿六間流廿八間	高の党之を逆襲し帰路を絶つ、公苦戦す。公の姪出永の城主和泉忠直急を開き、昼夜兼高の党之を逆襲し帰路を絶つ、公苦戦す。公の姪出永の城主和泉忠直急を開き、昼夜兼がけで通融なく、東の方より中の方迄折廻武者溜り上段より弐拾門間戌の方より丑の方迄がけで通融なく、東の方より申の方迄折廻武者溜り上段より弐拾門間戌の方より丑の方迄がけで通融なく、東の方より申の方迄折廻武者溜り上段より弐拾門間ほど。 「四一七)義天公当邑本城を攻めた時も此城に陣す。 「四一七)義天公当邑本城を攻めた時も此城に陣す。 「四一七)義天公当邑本城を攻めた時も此城に陣す。 「四一七)義天公当邑本城を攻めた時も此城に陣す。 「四一七)義天公当邑本城を攻めるとき此城に兵を進む。 「四一七)義天公当邑本城を攻めた時も此城に陣す。	興国三年(一三四二)貞久公谷山郡司谷山忠高を千々輪城に撃んとして此所に陣す。忠	辛苦城の東、岡上の平地にある。年(一五三九)宗秀、大中公に降る。

第四章 近世

第一節 農民の生活

、藩政時代の社会制度

と外城とに分けられ、家中は城下士の居所、外城は外城衆中すなわち郷士の居所である。その区別を明らかに立てた、 城下士または鹿児島士と呼び、これら士民の社会を家中と称した。すなわち、鹿児島藩は軍事上よりその領域を家中 う意で、これを外城と言うのは一国の防ぎょ軍である人垣をもって領土の外囲を二重三重に堅めたわけである。 有余の外城の領主であって、鹿児島市は此の領主の居城をもつ全藩の首都を成していた。首都に住む藩主直属の士を しかも外城とは言うもののなんら城壁または砦塁の構えがあるわけではない。藩領の外衙に任ずる武人の屯所とい 島津氏は慶長以来徳川幕府に忠誠を誓った諸侯の一つであったが、自藩内にあっては薩隅日三州にまたがる百二十

城の組織者としてまったく農民と同列に置かれていた。 に若干の穢多非人の賤民があった。また海辺漁業の行なわれる地は浦浜と称せられ、城下に対する関係においては外に若干の穢多非人の賤民があった。また海辺漁業の行なわれる地は浦浜と称せられ、城下に対する関係においては外 郷士は外城である武装弁村の組識者中最高の地位を占めその下に農民があった、農民の下に工商があり、工商の下

城下士と外城在任の郷士との問に若干尊卑の区別がある一方において、外城内における住民中の最上級者である郷

級者としての尊敬を払いかつこれに付随して種々な負担にもたえなければならなかった。 け他は百姓としてはるか低下の地位に置かれたことによって、前者の後者に対する圧迫ははなはだしかった。がいし せられる。しかしながら、郷士と農民とは外城を組織する二大要素でありながら、ひとつは武士として特殊の待遇を受 てその威を示すありさまであった。彼らがその階級的特権を傘に着て在住の百姓を威服しようとした虚勢のほどは察 下の礼儀を尽くさなければならなかった。もしそうでなかったら郷士のきげんをそこねて、士はたちどころに抜刀し て農民は藩主に対して領民たる義務を尽くすを強制せらるるばかりでなく、隣人たる郷士に対してもまた朝夕特権階 士と農民または工商の輩との社会的境遇ははなはだしくかけ離れていた。たとえば、農民で途上郷士にあへば低頭卑

立の村落を形成していた。郷士階級の住居する府城という意である。かように郷士はおおむね麓にその居を占めてい たが、特別の事情あるものは百姓の部落に居を移し、百姓と相伍して農耕に従っていた。 郷士と農民とは相よりて住むも雑然と混在するのではなく、おおむね郷士の住居地は 麓 または府下と称され郷内特

1 郷の行政組織

年寄があった。これを噯と言う、噯の名称は天明三年に郷士年寄と改められたが、後ふたたび旧称を復して噯と呼ぶ ようになり、さらにまた郷士年寄と旧に復した。郷士年寄は藩庁から任命し麓内の政務を見た。郷士年寄のほかに横 もと外城に在住せしめていたが、寛永以後は藩庁より派遣駐在せしむることになった。麓を治むるため麓ごとに郷士 郷村の政治はいかにして行なわれたかと言うに、最高行政官吏としては藩庁より地頭なるものを任命した。地頭は

近

世

は耕作者としては独立の人格を与えられず、必ず門を組織し、門の長たる名頭により代表せられた。 年寄)、横目、組頭をもって麓の三役という。村に庄屋がある。庄屋に直属する者はすなはち農民であったが、農民 目がある。 翁とも言い、門内の名子の主長で数戸の上に立つ、名頭と庄屋との間の連絡は小触と称する使丁によって保たれた。 郷村の巡察監視の役に任じた。また麓を数組に分かち、組ごとに組頭を置き自治に任じた。この噯(郷士 名頭は乙名又は

門は主として農民に対する租税賦課の方便のために設けられた農民の小団体であった。

る。 目と百姓の指導とを兼ねた吏員で、杉挿奉行は山林の増殖、さらに薪または伐採のことを司る一種の林業技術員であ 右の外郷村の吏員としては郡 見 廻 及び杉挿 奉行があった。郡見廻は絶えず農村を巡視して農民の事情を監察する役者の外郷村の吏員としては郡 見 廻 及び杉挿奉行があった。郡見廻は絶えず農村を巡視して農民の事情を監察する役

2 門の義務

である。各門の名子が夫役として労働を徴せらるるもので二個の場合がある。その一は庄屋の給地を耕作する場合と、 納入を命ぜられた。すべて租税の未納者があれば名頭の名において門の責任を負わされた。第二の義務は夫役の出勤 税として水田には米をもってし、畑地には大豆をもってした。また各門は武士階級の家庭において使用する日用品の らるるもので一種の強制耕作法であった。この強制耕作に伴って起こり来る第一義務は租税の負担である。 算において自分の利益のためにすると言うよりは、むしろ藩主より土地を割り当てられ、その配当地の耕作を強要せ 門の負う重要な義務は土地の耕作と租税納付および夫役の出務であった。門の名子が土地を耕作するのは自分の計 租税は正

毎月十五日間自家の耕作において労役し、残り十五日は出でて庄屋の土地を耕作し公用労役に就いたという。当時に 作せねばならぬ上に、他方には庄屋の給地を耕作し、加うるに公用夫役に服せねばならず、谿山村においては農民は その二は土木工事等のために召集せらるる夫役出務である。門を組織する農民は一方には自己の配給地を入念に耕 おける名子および門の負担の苛重であったことがわかる。 (板井氏坂田氏調)

鹿児島島新置の節取調書」によれば一門の年中納物は次の通りである。

一、高三十石ノ門壱ツニ付年中納物ノ定、正月ノ納物

、茅莚三枚(代銀二匁)。一、萩二束(代銀弐十匁)。一薪四束(代銀七十匁)。一、芋三升(代銀三十匁)。

(代銀二匁)。一、災弐俵三斗入。一、箸木(代銀十五文)。一、山ノ芋。一、若木弐束(代銀三十五匁)。一、 一、キネニツ(代銀二十匁)。一、オヤシ五合漬(代銀三十六匁)。一、モロムキ壱枚。一、タラ。一、節木四束

イツリ葉(近所ヨリ)。一、柳。一、門松。

こ月三日、五月五日ノ納物

一、蓬一、マキカヤ一、菖蒲

右従五里内現物ニテ其色々ニ相納、五里ヨリ外ハ代物タルベシ。

、物干竿弐本一、右台四本

七月盆ノ糾

一、トモシ松弐束(長サ一尺五寸廻二尺)一、津萩並水子用ノ茶(代銀卅六文)

第四章 近 世

風構納

一、カワフリ壱本但シ無用ノ人ハ長木五本ヅツー、長木五本(代銀弐匁)。一、ワラ莚四枚(代銀壱匁ヅツ)。

、半繩拾房但卅尋(代銀四十文)。一、小縄三房五十尋(代銀十五匁)。一、畳表コモ弐帖但六帖重(代銀弐

弐人宛可召仕事万治二年亥八月朔日右衛門 文六分)。一、右カラクリ糸並縁付糸壱匁(代銀壱匁)。一夫仕、十五才ヨリ六十才迄ノ者面付一人ニ付年中拾 筑前

3 村における門の数

板井申生氏によれば、谿山郷の門数は次の通りである。

一村内において門の数はその寛郷と狭郷とによって差がある。大正十一年二月官命を帯びて調査された農商務省員

下福元时	上福元村	中村	村名	谿山郷
			門	畑 (藩政時
八四	0 -	八二個	数	-五百町歩計で 一五百町歩計で
=;	Ξ,	=	高	一一
1、四〇〇	三、五〇〇	二、五〇〇石	数	七百五十町歩)
二四四	DIO	三五石	一門ノ高	

平川村	和田村	五家村	山田村
一八	六	八	五三
不詳	不詳	五.〇〇	一、五〇〇
六	不詳	不詳	不詳

増水屋敷、 寺田門、 田平門、 上俵木門、 明治七年谿山郷山田村役所の調べで山田村門名、 中間門、 井原園門、 南門、 脇屋敷、 塚田門、 寺脇門、 八反田門、徳田門、一丁田門、丸鹿倉門、山之口門、 西屋敷、 松元門、 川畑門、 以上四十一で前掲板井氏調査より数が少ない、 川原門、 福留門、 山田門 山之内門、山口門、 田中門、 屋敷名があげられているのでそれを列記しておく。 西田門、 堀田門、坂元門、鳩宿門、 兼徳門、 内門、 その他の村落の門は調査未完のため略す 大坪門、松久保門、脇黒丸門、 東門、大川内門、堂満門、 脇元門、上ノ門、 大城戸門、 上川原門 諸平門、

一 勧農仰出書

る。

人より不涌様委曲申渡仰渡候通取行勧農の詮相立往々究通候様申渡郷役々へ任かせ置き取締引請候筋無之候では始終 付先年被仰渡置候個条の内猶又分々申渡其外御国中何方郷にても取行可相調個条取調申渡候様被仰付候条郷々請込の 気候寒暖に依り仕付手入等の遅速は可有之事に候へ共勧農の大筋相弁候様無之候ては後年に至り不究通筈の事に候に 去る子の年(明和五年一七六八)勧農方被出諸郷へ六年鹿児島近在迄七年郡奉行廻勤被仰付農作の下知有之郷々の

<u>二</u> 五

第四章

近

世

編 谷山の歴史

請下知相勤候事 様可相考も難計候間相違無之様委しく申渡すべき旨山田弥九郎殿御取次を以て此節被仰渡候個条の

の

趣左に申渡候 御国の百姓は農事方不働相見得候由去る子年被仰渡置候に付耕作方折角致出精候様稠敷可申渡旨被仰渡候間各所廻

郷役々無断致下知候はば自ら諸事可相直旨被仰渡置候に付役々大形無之仰渡候通立直り候様屹度可申渡候

り無油断可被致下知候

帳面に記し置無拠入用有之召仕候節は地方検者並に役所々承届相渡帳面員数相下げ候筋可有之候尤村々囲俵数挙げよ 凶年の節不及難儀様年々申渡囲方可申渡旨に被仰渡候に付上納残り籾囲方申付去年の通地方検者的会人々の俵数相改 百姓共作得を見当稼方致大形仕散らし候故凶年の助不相成由被仰渡置候に付上納米外者不召仕貯籾格護候程工面 第

り相立所中総合挙げ致拙者迄可被申出候

渡候間所役々其旨を奉承知随分耕作方為致出精費えの儀も無之取続候様可被致下知候 事に候尤も郷割部下りの地は別て御不益の事に候に付可成程願不申出様其手当致候て取続の致方も可有之の由被仰 候時は自御救有之事の様見当に致候由被仰渡置候に付御救被仰付候郷の儀は一層入念御救候詮相立候様出 百姓相労かれ郷割部下り等重て御救被似付候ても御恩の程も不存御救可潤ひ立つ処に其詮有之耕方不致出精相労れ 可有之

の品は都て囲置農具牛馬等相求め候か病用のキには不召仕様申渡朝夕雑穀野菜類を取交致食物少しも費無之様可取 は余計有之候へば後々勘弁も不致不相応の衣食等相用ひ候由相聞え甚だ不埓の至に候間随分其心得可致左候て作得 余国の百姓は縦令相応の貯有之候ても至て粗食を用ひ少しも費無之様心掛地方振随分叮嚀に取計候由御国百姓 での儀

計候尤も何ぞ無憚儀に付召仕候節は時々役々承届追て郡方へ申出候様可申渡旨被仰渡候間前条帳相下げ候員数銘

名前相記可被申出候 之至て不宣風俗の由被仰渡候立見に就ては夫仕へも多く田方苅り上げも相後くれ百姓の為には不宣事に候由に候 前方は作職に精を出し定代外出来増候分は作得相成候に付立見等下逢様心掛候処近年は立見逢候儀を好聞得候様有

百姓の内万端正道相守耕作精を入れ心掛宣しきは被仰付様可有之候不埓の百姓は御仕向の妨に相成候に付御咎可被

共立見を好み候処も有之由如何の事に候間万一作毛不熟の村有之時は細密吟味致不宣風俗も無之候様可申

渡被仰

渡

候間各細密に吟味致風俗宣しからざるもの有之候はば相改め候様可申渡候

仰付旨被仰渡候間役々気を付け男女に限らず善悪共に精敷相調べ可被申出候

其所にて免や角可相済事も他所御加勢夫立申出事有之諸郷相互に右の仕向に相成夫費多く乃困窮に候

由 E 夫 仕

. の 儀

は

郡見舞請持の事にて大切の事に候間他所御加勢夫等不願出様可心掛旨被仰渡候間仰渡通違背有之間敷候諸

百姓共公役と申候へば外の事より麁末に致し何様に心得候者か事々大儀がり助夫を取り骨折薄き様取計候ては 別 け

奉公に出候時一人にて相済むべきの仕事も自分一人骨折の様に心得働方致大形自然と余計の夫立相成候由被仰渡候

て不宣事に候右體の儀無之様精敷可被申付候

程に及び候段算用相究翌月初其村百姓中へ申聞候様庄屋へ申渡緩々無之様取締可有之候耕作の外御仕立方被仰候品 所中にて表向にも不相知釜々 の費の夫仕有之候か又々無筋出銭米等申付候も致間敷旨被仰渡候尤も月

第四章

近

世

谷山の歴史

々猶以出候増候様可心掛旨被仰渡候間櫨楮其外御仕立の品々入念麁末無之可被致下知候

諸奉公人差入の節軽き吸物焼酎差出間敷其外軽き音物とても一切無用可致旨被仰渡置候に付時々申渡置候へ共猶又

郷士何ぞにて鹿児島へ差越候節音物等百姓へ相掛滞在中人夫相勤めの為又は交代致させ候事有之由被仰候間百姓迷 堅固に相守り究め通り候様可被致候

惑に及ばぬ様取計ひ自然右様の儀も候はば郡見廻より可差留候

末々に至るまで私を差捨て万端正道に可相勉候若し私慾がましく聞えも候はば可及御沙汰旨被仰渡候間右の趣時 Þ

無滞様下知致候様可申渡旨被仰渡候間所役々申談し勧農方掛外役も村々受込相究何某受込何村と相記横折帳相 郷士年寄組頭郡見廻壱人又は弐人宛勧農方御用掛被仰付置候右掛の外の人は勧農方大形想得候も有之由に候其郷 御奉公に候処に脇門の下知相劣り諸事不行届事も有之候ては残念の事に候右三役は勿論外役にも村々受込相究置 中

被差出候

日を定め先年以来の仰渡は勿論請込郡奉行より申渡侯事行届侯様存じ寄の儀残らず心底申談じ御趣法の通諸事立て 可有之候事に候間役々気を付け前広種子手当致し無滞蒔入候様可被致下知候勧農方御用為申談月 田方仕付時分は勿論其外苅り揚げ等の節は役々請込有場所へ差入毎時不立様下知可有之候相労候者共種子不持合も Þ 地 短頭仮屋

勧農の御趣法被召建候に就ては所中の御奉公に候故役々励み合ひ諸事行届候様出精可有之事に候依之郷士年寄は勿 直し候様に無之候ては不叶事に候間一ヵ月に寄合日幾度と各申談相究何日と相究候通可被書出候

論役々請込の村 勤之節星帳可見届候奉行頭人は勿論検査等差入の節は無遅滞出席致諸事無滞様首尾可有之候時差有之候節は 々へ差入り候人は星帳相調べ記し置候様可申渡旨被仰候間星帳の儀は郷士年寄方へ格護 可 有之候我

限半時前罷出追て夫々の勤方承合星帳の究有之べく候間無故刻限延引の人は其訳星帳へ可被記置候

之由 りの勤は八つ七つ時にも漸く出席致す処も有之由其外何篇仰渡事に付奉行頭人より申渡候儀延々に相成儀も段々有 田 舎の に候畢竟風俗等相直候様にと被仰渡事に候処に右体の儀御用筋は不及申事に甚不埓の至に候間延引無之様相 風俗物毎に不埓明事のみにて刻限後れに相成縦令ば朝四つ時罷出る筈の事も九つ八つ時分とも相成昼時分よ 守

り御用筋の書付は受取候人にて引受早速より収附無滞究相済候様被仰渡候間間違無之候様可被相守候

公人へ麁礼無之様申渡候由に候へ共間には其通無之由に候間猶又大形無之候様可申渡旨被仰渡候間人々 百姓共御奉公人と見受候はば慇懃相片付麁礼不致様是又郷士の無力にて作職に出で候節は百姓同前の事に候間御 (申教 奉 大

形無之様可有之候尤其外の者へは支配頭より可被申渡候

ては農作に出精致と申し難き筈に候右の下知専ら庄屋請前の事にて下知し甲乙に依て善悪可有之候事に候間早朝 百姓共早朝より農事方に取掛候儀肝要の事に候処に大形の所も有之由聞得の趣に候多年緩々致来り候癖が 不 相 直 Ï

り耕作に出候様可申渡旨被仰渡候間一通の申渡す迄にては不埓の者も可有之候間先年申渡置候通り起し貝を吹き立

候か又は拍子木を打ち候か相究め未明より起し立て村中励み合出精致候様可被致下知候

総員受込郡奉行 夜は縄又は草履類の品毎夜相調其外牛馬の道具等事不欠様無油断可相調徒らの夜咄無用可致申渡夜仕事の員数月 申出候様被仰渡候間折角出精致徒に不罷居様被申渡夜仕事の員数月々総付書を以て可被申出候

一

第四章

沂

世

編 谷山の歴史

女子供に至る迄右に応じ夫々似合の仕事申付曽て無油断出精可致旨被仰渡侯間愚昧の者共故申渡したる迄にては不

心得の者も可有之候間所役々より何々の仕業何様可致との儀は細々申教候趣我々可承届候

百姓屋敷内へ残りなく焼灰所を作調小屋々々溜を掘り往還筋其外にも不差障処へは幾所へもこやし溜を掘り候様先

年申渡置候通無相違樣可被致下知候

こやし入れ用の小屋不致所持者は作調雨溜等無之様先年申渡置候通可被致下知候

男女共に何ぞの仕業仕掛居候節無拠訳にて余人頼の趣有之仕業相逃れ暫の間格別仕業の手戻りに相成儀も可有之候

間右様の節は隙替等手行無費様兼て可申談旨可申渡候

田作の稗草残り無く引取焼捨候様可被申候候方々に捨置候に付田作へ種子洗ひ込み生出の由に候間無大形様可被申

渡候

麦の中打随分精を入れ幾度も打候様可成程草取り候様可被致下知候

栗作の儀無油断草を取麁末無之様可被致下知候

応じ相 名主小触耕作見廻最寄を以て時ならぬ差入百姓共昼夜の仕事出来物品見届耕作に遅れて罷出大形者も候はば時宜に 呵り又は申教へ出精致候様可致下知旨可被申渡候百姓共他所は勿論所中にても馬に乗り候儀又は馬追掛け 候

儀一切不致様精敷可被致申渡候

百姓の妻娘間々足袋を履き候者有之由に候右式の体にては耕作にも不罷出様に成立農業大形可致者案の定の事なり 百姓に不相応に候間病人の外は無用に可致旨精敷可被申渡候

稲 の ĺΚ 跡 落籾有之候田の件は早速打込候様可被申渡候籾生立候では其田地位劣りに相成作職 宜しか らぬ 由に候間

無油断 可被申渡候

年々田人普請罷出候郷士勤方大形の所も有之候由聞得の趣に候間無用捨致下知候様可被申渡候

水に不足不致様手当可有之候当今は水不足無之候ても後年何様の事可有之候も難叶候間折角差入方有之候様申渡右 出水掛りの田地漸次水少き所も有之由に候に付右体の場所は杉差入候様先年被仰渡置候に付猶以て杉差入置後年用

右体用水杉差入候場所へ抱地有之自然松仕立有之候は後年猶以水少く相成筈に候間相糺松有之候分は伐除杉差替候

用水杉の儀は後年に至り伐除かざる様被仰付様可有之候銘々字名付致し差杉木数我々方へ可被申出度候

様可申渡候間郷々に於て吟味致し可被申出候

百姓家のいらか壁等相損じ馬屋其外別けて見苦しき処有之候はば相応に取繕方申渡労者にて難相調者には親類又は 茅家葺候節他所の者不相頼折角家葺習候様心掛其他何かと所中の者にて事済ませ他所の者不相頼様可被申渡候

与中より加勢致候様可被申渡候

候間無間違可被申出候 事に候間無大形御用筋連続致候様申渡勤め年数筈合又は何ぞに付代り合ひの節は前以請込郡奉行へ申出候様被仰 渡

郡見舞庄屋の儀折々代り合ひ有之事に候勧農方取締の次第新役へ次渡し連続致す事に候哉右両役の儀

は地方引請

 \mathcal{O}

に候処不相応の致方に候間随分事軽く取計候様可被申渡候現地又は百姓屋敷内 百姓共葬事方に付殊の外物入致し米銭等不持合分は脇方より借入候筋相肝煎の由相聞へ候葬事弔事等軽く被仰付事 墓を建つ事前より御禁止の事に 候

第四章 近 世

谷山の歴史

間不取違樣委敷可申渡候

百姓共少々の貯有之候へば家作を好み其上大工共色々手を組み候事共致候由に候間右體の儀差留め大工共へも彼是

差支候節も有之べき事に候右體の節は貯物にて救方可申渡事に候へ共不足を致すと見積に及候節は前広其の吟味を 現銭米取り遣り高利を不取様先年被仰渡置節々申渡候間不都合の儀無之様可被申渡候田畠作職不熟致し朝夕の飯料

致し郷土、 々配分致し返済方の儀迄引請取究有之候様取計右様の手当も致さず難儀に及び候時は飢餓借米申出事の様相考へ大 町、浜、 寺門前、 中宿等余計有之候分は一帳書留置難儀に及ぶべき者は役々受込にて借入見合を以て時

旨被仰渡候仰渡通相違無之樣可有之候 形の所も有之由に候間所中にて互に救合ひ其上ながら手に及ばざる事も候はば訴訟可申出事に候間不取違様可申渡

田弥九郎殿御取次を以て被仰渡候間諸事不洩様申談じ可被致下知候被仰渡候個条の内郷に依り行ひ難き儀も候はば役 右は勧農御趣法に付去る子年より被仰渡候趣を以て請込郡奉行廻勤にて下知致置候処此節又々申渡仰渡通究通候様山 々委しく吟味致し書付を以て河野仲太夫拙者まで可被差出候各写置郷次に時付を以て相廻末より拙者廻勤先へ返納有

但勧農方請込地方検査方へは本文承知致候様写を以て各より通達可有之候

之べく候 (以上)

申十月六日 郡奉行 三原仲左衛門

川辺、 田田 加世田、 久 志、 秋貝、 坊泊、 頴娃、 山川 指宿、 谷山、 伊作、 田布施、 阿多、 伊集院、 郡山

話所、郷士年寄、組頭、郡見廻御中

右回文爰許平山村御詰にて彼所より申刻付を以て決来り申刻付をにて山田へ次越候処平山状持は仕番を以て差立候事

地方御検査には写差上候事 労者共田方の仕付かしき入方存じの儘不相調も可有之事に候間村々受込の人下知致田方一畝何程と賦立不足なき様 去申十月勧農方の儀箇条書を以て被仰渡候御箇条の内申渡残り左の通此節申渡侯間写帳一冊に相纒め取締 に召入候筋下知有之べく候右の外耕作方も労者は外々の加勢を以て諸事不相調候ては不叶筈に候間其下知有之候様 可有之候

枝間数等承届置候様可有之候 田地掛の溝筋は勿論枝溝までも日当り宣敷様無油断不伐仏候へば草葉生茂り水下暖候間大形無之様可被申渡候尤溝

労者救方の手当無之候ては寒中肌薄く及難儀者又は病人等薬用も不相調者致方も無之筈に候(本文労者救方の吟味 置左候て以後は作人より無油断時々伐除候様申渡自然大形の所も候はば作人名前申出候様可被申渡候 田畠の作障折角伐除き廻り廻り迄も風吹通候様無之候ては実入不宣虫入等も有之由に候間是又夫々伐払間数は承届

致拙者方へ可被申出候) 立帰り候様手当無之候ては用夫相減ずる筈に候間所中にて御料物に相成事吟味致其銭米等地頭仮屋に格護致置何ぞ 牛馬も才覚不相調農具不持も有之候ては何様申渡候ても作毛不作可致事に候年季者も漸 Þ

田方かしき入方郷々より多少仕馴の程合も可有之事に候沢山入候方宣敷由に候間相糺反畝の賦に応じかしき束賦を

にて救方召仕候はば其届時々郡奉行方へ申出候様可被取計候

第四章 沂 世

以て伐届置其村受込の役々見届候上入方致候様可被申渡候手広田地の事候により時節後に可相成も難計候間不後立

小触小作主へ其外の役目にても見届可相済事に候間無相違様可有之候) 様可被取計候(本文田方かしき入方見届候儀は其村受込の役々差引致在役方限を以て見届候筋可被取計候名主其外

段申渡候条各見届宿次時付を以て順々次渡末より返納可有之候以上 文を以て申渡候間申の十月申渡候書留一帳に相圓め写置取締無油断可被申渡候尤吟味致被申出儀は時々可被申出候此

右者申十月個条を以て被仰渡候内拙者廻勤の筋直に申渡宜しかるべしと同席中申談相残置候当春も廻勤不相知候間廻

子正月十日 郡奉行見習三原仲左衛門

谷山より郡山まで二十一ヶ所

詰所地方検査、郷士年寄、興頭、役人、郡見廻御中

右知覧より丑刻次来卯下刻山田へ次渡候事

勤農仰出書終

天保三年(一八三二)十月一日すすべの油田地害虫駆除の為に余程功能可有之事に付召用ふべき様達せられ弘化元

年(一八四四)三月達せられたる事項は左の通り。 百姓へ銭貸付質地請取居候はば早速可相返事

百姓極貧者へ貸付銭元金時節を以て請取候様尤人々より利銭休みの願申出候様被仰渡候に付罷出断り申出候はば 可承置事但世帯方相応の者何ぞ続替候為め借入候者は是迄の通元利首尾合事尚三月迄は是迄の通り一割六分とし

以後は一割利付候事

百姓へ此以後銭貸付一割にて貸付候事

掛銭一往御差留候事、但郷士町人寺門前の儀は無御構事

弘化三年(一八四六)五月二十五日の日帳には、

づ。

元治元年(一八六四)一月三日一般農民に行事を定めて達示す。

鯨油申請尚又手抜なき様可仕候云々と見ゆ、同年六月宮溜池の泥上げ工事をなしたる旨郡奉行内田仲左衛門殿に届出

田地油入虫取方無油断為仕申候処病損の場所は無御座候へ共追々

一、茅下し 正月廿日限

田地打起 正月廿五日限

田人普請 正月十五日限

田地一番打起

二月廿九日限

田地二番打起 三月二十日限

田地三番打起

四月十日限

同種子おろし 三月二十日限

山払溝払 三月十日限

田麦中打 第四章 近 二月朔日限 世

牟田鍬入 四月朔日限

同年五月二十三日更に達示す。

、田地仕付 五月晦日限

、二番草かき 一番草かき 六月廿日限 六月十日限

、三番草かき 六月廿九日限

一、五番草かき 四番草かき 七月廿日限 七月十日限

、六番草かき 七月晦日限

山払溝払 五月十五日限

稗抜

七月晦日限

慶応四年(一八六八)六月二十五日申渡 不実直成極外高料に有之当分に至り一体不融其上一昨年以来米穀高料の直段押通し諸人別て難渋の向被聞召上容易 去秋大風匆々其災殃に付御領国中のみならず諸国一統の違作にて米穀至て

に就ては前条の通諸人難渋の儀被聞召上右の通被仰出候条難有可奉承知候 の儀は十四貫に沽り候直成に売渡し諸廻とても同断の事にて下料に売買致し屹度心得違の儀ども無之様可申渡候右 ならざる儀に付別段の御訳御当地御蔵米の内二千石丈先払一石に付十一貫五百匁直成を以て米屋中へ申受申付小売

右之趣諸郷私領へ可申渡候

六月 豊後

(大正六年発行川辺村郷土誌引用)

三、水俣門名主長兵衛の日帳

まぜて書いてある。当時の農民生活の一端をうかがうことができる。次はその日帳である。 る。およそ百七、八十年前の農民が洪水に悩まされて砂入や洗はきの処置あるいは上見等のことを主に、公事私事織り 天明六年から寛政亨和まで十八年間谷山中村(現在の中町)水俣門の長兵衛が大事なことを書きしるした日帳があ

一、従是北除之尾境より山田村境迄弐拾六町五拾間有之

一、田畠三拾五町弐反弐畦三歩 砂入

夫弐万弐千八拾五人見賦元但三割引ニ而払方有之候

内畠六反九畦廿五歩田地三拾四町反弐畦八歩

田畠坪数四百拾六坪 但中村中江

右六月朔日洪水ニ付砂入洗はき□□掛リ

其坪数相改台帳ニシテ地方御検者平野次郎八殿御方見賦元ニ差出し申候

惣合砂入夫迄無納高

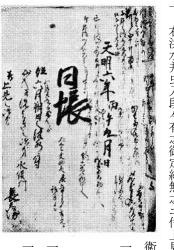
高ニシテ八百拾九石六斗三升九合三勺壱才

第四章 近 世

二七

一、当午八月廿八日之ばん大風仕申候

右洪水并虫入段々有之御定納無之ニ付上見之願申上候処ニ御免有之候ニ付内見打立蒔見岩崎伊右エ門殿柏木十兵



衛筆算平山筑兵衛殿御頼申上候事 一、九月七日谷山中内見打立ニ付御願申候蒔見筆算名主両人和田村差越

、田高弐拾石五斗壱升弐合六才・水俣門、内見九月十日より打立日数廿日はかり相かかり申候分ハ引六ツ之掛ニ相きわめ置事なり其内に見様口伝有

見ならし有之候事上見掛之次第はたとへば九ツ掛ニ毛上なれは三ツ壱

見分代壱斗壱升四合三才(当数二三三三五わりに口入)御頭方より御一・「FF前才ストストラット」

、田高弐拾六石八斗壱升三合五勺四才屋敷門幷代壱斗壱升弐合証文九勺六才三五一四八わり壱勺五才下り 玉利喜左工門殿持、田高拾石八斗三升八合弐才 東門

証同断外ニロ入諸改書有之但当数崩右之代掛預リ置候

正見御証文通分代壱斗弐升四合弐勺九才 三二八八

河野外記殿持、田高壱石三斗五升五合弐勺壱才(右同門)

正幷代壱斗三升六合四勺四才 三六三四

一、島津若さ殿持、田高八斗八升四合三勺七才 東門之内

正幷代壱斗壱升弐合九勺七才内壱勺七才上り 三五一七

、町田堅物殿持、田高三石六斗壱升壱合四勺壱才 右同門

三九三

幷代七升五合五勺七才

、貴島八郎次殿持、田高四石九斗三升五合四勺弐才 右同門

幷代四升五勺七才証文ニ而壱升三勺八才下リ 三九三

、相良権太夫殿持、田高壱石二斗六升七合七勺壱才 右同門

幷代八升九合弐勺八才証文ニ而四勺弐才上リ 三五三壱

、帖佐御蔵入、田高五升四合六勺七才 東門之内

幷代壱斗壱升六合四勺四才証文ニ而四勺四才下リ

、田高壱千三拾石余 中時中上見高

、上見御見分外出七日はかりに御仕廻被成候午之秋書直成しも壱石ニ付代分拾三貫五百文な金壱石代分拾弐貫五百

文

、谷山内夫飯な金百四拾九石余

現夫壱人前ニな金五合被下候但相済候後名主共ニも米被下候事。但夫壱人四日ツツ無飯仕申候

午十二月廿三日より打立未二月廿九日頃迄相掛申候中村請区地方御検者川上三左エ門殿宮原弥兵衛殿郷士年寄名代

橋口清左工門殿郡見廻寄名代平山筑兵衛殿庄屋折田仲左工門殿

第四章

近

世

二九

、名主森善工門三十五才 長左エ門 権現三工門 市左工門五十四五才 上屋敷市十年四十才 大工門彦七年五十

八才 水俣門長兵衛年五十四才

、未六月ハ志金壱歩ニ付代分弐貫八百文ツツ

、同七月ぼん前ニハ壱歩ニ付代分弐貫九百七拾七文ツツ仕候

、当損引之儀ハ高三拾石ニ損高弐石分ニ及候得ハ当損御免有之候高壱石ニ付籾六升四合ニ廻ル、損高壱石ニ付高六 升六合六勺六才ニ而御座候

、天明八年申五月五日ニ洪水致段々砂入有之揚方仕候

、同月五月十六日洪水致段々砂入有之揚方仕候

同月廿四日ニ洪水

右同断

同六月廿一日二大洪水致砂入段々大事ニ而有之水上りなど有之候

、天明八年申十二月廿六日砂入揚有之御検者衆柴山七兵衛殿小川八左エ門殿郷士年寄折田甚左エ門殿郡見廻衆高田 寛政元年酉六月十五日ニ洪水ニ而水喰筋ニ砂入有之同十七日ばんより同日十八迄大洪水真方井手破損仕候 ノ甚兵衛川畑 伝内殿御勤ニ而酉正月四日より砂揚有之候同酉ノ二月四日迄砂揚之分御仕まい山田村江御うつり被遊候名主中塚田 ノ四郎左エ門上屋敷ノ市十大園ノ山右エ門水俣ノ長兵衛 覚 若殿様酉閏六月朔日ニ鹿児島御着被遊侯

永田土橋洗落し御作事方掛調有之候

上使様酉閏六月朔日ニ谷山休ニ而喜入迄御通リ被成候而喜入江酉閏六月朔日之ばんより同廿日迄泊リ(一番上使

様小笠原主善殿二番土屋仲次郎殿三番竹田吉次郎殿) 泊リ喜入ニ而御口被成候而酉七月八日御引返し被成谷山江御泊リ被成候而大川内道筋ニ而伊集院之様ニ御通被成候 廿日二二番三番上使ハ山川ニ被成御越と壱番上使様喜入江御

但道作リ検者衆小笹与左エ門殿御勤ニ而大事ニ而御座候

、寛政元年酉十二月廿五日より地方御検者衆肥田早左エ門殿助御検者衆大久保市助殿郡見廻衆古垣武衛門殿御差入

被成

寛政二年戊正月三日より砂揚御打立被成四日ハ御取やめニ而五日より同正月十七日迄御揚被成十八日上在之様宿移 り被成真方井手ニ御取附被成候事正月三日より郡見廻衆相良源内殿郷士年寄衆折田甚左エ門殿

一、戊二月七日より樋之口落打立有之候同二月十七日迄相済申候

郷士年寄吉利治右工門殿郡見廻有高軍助殿御検者衆肥田早左工門殿大久保市助殿二月廿三日御仕廻被成侯事 私名主役寛政二年戊二月廿四日御断書差出申候処二同三月朔日二又々相勤候様申来候

士踊戊二月廿五日有之候見ぶつとして長四郎釜助私差越

一、寛政二年戊十二月中孫共ほうそ仕申候

相良源内殿御越被成同正月十六日ニ下在之様ニ御移リ被成候事 寛政三年亥正月八日より御検者衆松山八左エ門殿園田清八殿郷士年寄平山孝左エ門殿掛ニ而御勤被成候郡見廻衆

中村庄屋殿代リ合寛政四年子正月廿日頃ニ而御座侯尤亥ノ十二月代合筈之処ニ子正月御成申侯

一、掛橋筋上在境より涼松山田村境迄百五拾弐間有之候

第四章

近

#

谷山の歴史

除之尾上在境より山田境迄弐拾六町五拾間従是北

、脇田御達場より中村役所迄三千二十間町ニシテ壱里拾四町弐拾間子十二月三日なわ引致候

中村本屋敷橋ノ元より境橋之元迄百四十壱竿壱間間ニシテ百八十三間境橋より坂登上り迄廿七間

寛政四年子ノ二月より小森道普請有之候

寬政五年丑年春普請檢者柴山七兵衛殿差越被成候

寛政五年丑八月廿六日晩七ツ時よりやけ出し下町不残月出シより大門口迄やけ候

寛政五年丑八月始より十日頃迄小白貝脇田ノ下より町下迄大火事ニ而

同丑ノ秋取納究検者松沢十左エ門殿七月十一日上在江御差入有之候

寛政五年丑十一月廿二日より白山権現之鳥居立ニ打立中村中上二才より分八貫文下二才より九貫文くわんヲ以在

役中請区を以立方仕申候其残り中村中人別壱人ニ付分七文ツツニ而立方仕候又ゑのぐハべんがらじう壱斤こふん壱

斤入壱籠ゑこの油壱盃墨代分百四十八文

、寛政六年寅正月十三日より御納方江御差入永作直竿御郡奉行黒田嘉兵衛殿書役衆浅谷市六殿同正月十七日御差入 被成候同十八日ニは上在之様ニ御移リ被成候

、寛政六年寅二月十九日より道付ニ打立廿日は今園門の家ふき共参り候指宿之や根ふき休作孫兵衛新左エ門仲右エ 、寛政五年丑十二月十二日より爰元役所ふきかヘニ打立同廿日頃迄ニ相済申候同廿二日御光越有之候

門善右エ門六人ニ而人数三十八人ニ而仕候ちん分壱人前壱日ニ百二十四文相払申候外ニ分八百文人別分ニ相払申候

中ちん分之内三貫くわんおん講より差出申候

一、当寅春地方検者吉井八之進殿是枝嘉兵衛殿両人相勤候

寛政六年寅三月十三日長兵衛名主代合之代役きん味有之候而同廿一日代役森元ノ長右エ門江仰候事

、寛政六年寅閨一月四日之ばん五日六日大雪ふりとをし七日之日も又々ふり通深さ里之畠弐尺三寸有之候山道は四 尺も有之五尺も有之候同十一日迄もきゑす其時帝釈寺小伝次殿松ニこもつ留之橋の柱ニきれ申候上方下目附前田与

四郎殿私所ニ御宿ニ候

寛政六年寅六月城川内伊地知甚兵衛殿抱地杯代分三貫文受取候卯九月頃迄代り仕廻申候

一、寛政七年卯十月之頃白水事羽月より鹿児島被罷帰候事

一、寛政八年辰三月三日より長市ほうそ仕申候事

、寛政八年辰五月十六日大洪水ニ而段々はそん所有之上樋ノ田東ノ前田土手打田洗はき仕候五月十四日迄植付相仕

見廻候所ニ前田どう入洗はれいたみ申候

御山奉行所当役村田利右エ門様五月二日より同廿一日迄御宿被成候事廿一日伊作之様ニ差越被成候

寛政九年己正月十日より砂揚有之候地方検者衆阿久根善助殿検者衆大山休之丞殿私所ニ御宿被成候事 寛政八年辰十一月十八日より郡奉行四元喜兵衛殿当役川俣喜右エ門殿当損引ニ御差入被成候而当検永損被成候事

寛政九年己七月十四日こぞよう相きめ候処ニ七月十六日紫木原入来原ニ初生植付候事

辰六月七日頃文助殿相移方有之候

加章 近

世

谷山の歴史

寛政十年つちのえ十一月十二日より家作ニ打立同十一月廿三日立方四日にふき大工衆池田仲蔵殿国分六右エ門大

寛政十一年未九月池田弥四郎ニ而ぞ作仕申候寛政十二年申正月四日より四郎左エ門事出しニ参り候事

工三十六七人ニ而立候

一、寛政十三年酉正月享和元年酉七月御神事踊長市事入子打入候事

享和元年酉七月十一日ニ平吉殿相はて候事享和元年酉九月六日ニ□□之鶴泉よめ入社候同六日ニ町之助左エ門そ礼

荒平之伊集院伝兵衛殿抱地郡奉行仲左エ門殿山御奉行立合ニ而酉九月十日より引渡方有之候

、享和三年亥閨正月廿三日暁七ツ時分より鹿児島下町やさい町之下びん付屋より焼出し同廿三日四ツ時分迄ニ下町 不残やけしまい申候其内ニ月出し之長崎武右エ門南林寺門前之くや相残り申候

、享和三年亥五月朔日大洪水仕水喰筋其外段々砂入併ニ洗はき十一面ん大浦村水あがり爰元屋敷馬家之前迄水参り 申候事同五日晩洪水仕候あまり大水ニ而ハ無御座候中水

四、農民と櫨

殿」で、昔からこのへんに櫨の実をしぼって蠟燭を作る人が住んでいた。この家は遠い昔懐良親王が薩摩入御のさい 谷山上福元町見寄の皇立寺のあった附近に、俗に「どそっどん」というところがある。よくただしてみると「蠟燭

に入っておられたという。 島に櫨の植え付けをすすめたら、桜島は枦の名所になった。殿様は紅葉のころ磯邸でいながら桜島の枦をながめて悦 励したのではなかろうか。 は百五十本と二百本と年二回櫨の植付けをしたとみえている。川辺に限らず藩政時代薩隅日くまなく櫨の植付けを奨 はないが、おもしろい話である。今から二八五年前の天和二年に並木櫨の実の採集方を申し渡し、櫨の実二石四升俵 家のあった所を蠟燭殿と呼ぶようになったと口碑に伝えられる。 親王につれられてきた上方の蠟燭作りの職人の家で、代々この地にいついて、もっぱら家業をつづけた。いつしかこの で十俵を得たと「川辺村郷土誌」に見えているが、これも蠟燭の材料と思われる。同じく川辺では正徳年間のある年に ある郷土史家の話によると、島津の某殿様は櫨紅葉をながめられる上に実がとれるので桜 (見寄川畑助次郎氏談) このことについて何も文献

城、高隈から根占、大根占、佐多などすばらしい。北薩出水方面も多いし、県下いたる所と言ってよいようである。 に多くみられる。吹上、金峯、頴娃、 櫨で有名なのは福岡県で、特に久留米などが多い。品種も改良されて樹幹が高くならず枝がひろがり、実が小枝のさき も最近はこの新種を福岡から移入している由である。さて薩摩半島をまわれば、昔の名ごりの櫨が畑や人家のまわり に密生する新種になっている。昔の櫨のようにやたらに高木で実のつきのわるい木は少なくなっている。鹿児島の櫨 山川、開聞の町村は、とりわけ多いようである。大隅方面でも牛根、垂水、新

かましかった。谷山には郷士年寄の吉利治右衛門用行に、文久元年十二月に「櫨、 楮 、 槣 掛 」を命じた辞令書がある 藩政時代には農民に櫨の植付けを土地の面積に応じて割り当てたもののようである。また櫨役人の取り締まりもや

この櫨の植込みは歴史が古いのだと思われる。

近

世



は枦をわが子のように大事に育てた。植え付けた土地柄がわるいとよい場所に植え換え ちゅうなどわいろをつかって「今度だけはお目こぼしを」と哀願したという。農民たち ある。あやまって枝を折った場合罰が重い、罰をうけぬ前に枦役人ににわとりやしょう 意したり、 枝を折らず小枝のさきを痛めず実をちぎるのはなみたいていではない。高い足つぎを用 が、この吉利氏も枦役人のひとりといえよう。枦の実のちぎり方がやかましいもので、 ハシゴを持ち出すなどして苦労した。木に登ってちぎるなどもってのほかで

る は非常に重要で、中世史の「山田文書」に出てくる地名と対照して研究する資料でもあ

あるが、あるいは枦役人への届書かもしれない。

なおこの帳面に見える五ヶ別府の字名

薗木何本と仕分けている。

た。寒深や湿地の枦は「枦不相熟」と届け出た。木の本数の調べ方も古木何本若木何本

別紙谷山五ヶ別府の枦改数の帳面は、

まじめな農民の

調査で

蠟所」 枦の実は農民の納めたものを枦役人が受け取り、これを枦倉に納める。枦蔵から「垂ホヒトム (普通には垂蠟所とよぶ)へ移して蠟をしぼる、

なっていた。 **枦倉や垂蠟所は一郷に一、二か所は置かれていたようである。**

その製品を藩庁に納める順序に

枦の木は容易に腐らぬ木で湿地に強い。農家で馬屋の掘立柱に使用したり、 門柱に使ったりして、今日これを諸所に

見うける。

別記

谷山五ヶ別府枦木数改坪付帳

1
三重野門
壱反ハ付壱本三合廻
2
西川口門
西川口門 壱反ニ付三本九合廻

7 宮園門 **久木野門** 東川口門 右同四本七合廻 8 6 福永門

但四本壱合廻 右同四本廻 4 蕨野門 湯之元門 右同三本八合廻 右同四本壱合廻

10 茂頭門 右同四本五合廻 右同四本五合廻

下屋敷三十一間 三反壱畦

11 9

右同三本弐合廻

右同四本弐合廻

三重野門 浮免 駒走門

下屋敷十 五 間

九畦八歩

下々屋敷三十六間半 壱反弐畦四歩 下屋敷十九間 壱反七畦廿二歩

小平、山畑七 間壱畦廿六歩

第四章

近

世

三八

同所、山畑五 間 半 壱畦廿歩

前島、下々畠七間半弐畦

同所、中畠五 間三畦枦木壱本薗木

西ノ迫、下畠三十二間 壱反九畦六歩大豆壱表枦木八本但古弐本若三本薗三本

宮ヶ迫、下々畠四十四間 壱反六畦四歩遠地大豆壱表六升壱合 龍左エ門 まがり迫、 山畑九 間 壱反弐畦廿七歩遠地大豆壱斗六升五合 仁左エ門

同町、 ちんが迫、 山畑 七九間 田七間半 山畑十 六 間 六畦四歩大豆壱斗枦木三本古木壱本若弐本 七畦八歩枦木四本古木込大豆九升三合 伝右エ門 権右工門

宇都、下々畠二 間 半 壱畦十八歩将本三本木豆三升二合 藤兵衛たり門、山畑六 間 半 四畦十歩大豆五升六合 仙之助

久保園、山畑十 | 間 三畦弐拾歩大豆四升六合枦木三本但古壱本薗木弐本 仁兵衛

災床、山畑二 十 間 壱反壱畦拾歩大豆壱斗五升五合 長左エ門

合畠屋敷壱町五反四畦廿五歩

永迫、 ,山畑十 八 間 四畦六歩大豆五升四合枦木弐本但古木壱本薗木壱本 諸左エ門

差引残而五反九歩

但弐畦三歩

田障リ 三畦七歩

人居

弐反九畦壱歩

遠地

七反五歩

屋敷

枦木弐拾壱本 但壱反ニ付四本壱合九勺廻リ 外ニ将三本

2 西川口門

下々屋敷 | 十五間半 壱反五畦拾五歩大豆壱表弐斗五升七合 藤兵衛

同所下々畠九 間 半 弐畦廿八歩人居大豆五升壱合 園畠、下々畠十 一 間 四畦壱歩大豆壱斗三合山添ニ而植場無之 同人 同人

外園、下々畠十 、下々畠十 六 間 四畦人居大豆壱斗九合 惣右エ門、下々畠十 間 四畦廿八歩人居大豆壱斗三升五合、下々畠八 間 四畦廿八歩人居大豆壱斗三升五合 千之助

第四章 近 世

同所、

下々畠 二 十 間 三畦大豆六升八合山添ニ而植場無之(七之烝)

藤園、 下々畠九 間 六畦拾四歩大豆壱斗八升八合枦木弐本但古木壱本薗壱本 長右エ門

慶右エ門

横枕、下々畠六 間 五畦拾八歩大豆壱斗四升三合枦木三本薗込 市右エ門

西ヶ谷、下々畠 | 十 | 門 | 八畦弐拾七歩大豆弐斗三升五合枦木四本但古弐本、若壱本薗壱本

勘兵衛

迫、下々畠十二間 九畦拾八歩大豆弐斗九升八合枦木三本但古木弐本薗木壱本 右衛門

道ヶ迫、下々畠十 七 間 五畦弐拾歩大豆壱斗七升深迫ニ而枦木不相熟 左衛門

同所下々畠十 二 間 六畦廿四歩大豆壱斗三升六合枦木貳本但古木壱本薗壹本

かくれ迫、山畑七 間 半六畦八歩大豆八升深迫ニテ枦不相熟 半左衛門

路ヶ迫、山畑三 山 畑 十二 間間拾弐歩 間 壱畦大豆壱升三合深迫ニ而枦不相熟 長右衛門

大豆壱升枦壱本

正左衛門

同所

同所山、下々畠 士 四 間 弐畦拾七歩大豆五升四合枦木弐本 新兵衛

西ノ迫、下々畠十一間半 三畦弐歩大豆七升枦木弐本但若木壱本薗木壱本 権左衛門

尾杉山畑十

六 間 四畦八歩大豆五升五合枦木弐本若木込

正右

工門

外園山畑十 二 間 壱畦六歩田障リ大豆弐升 七兵衛

かふこ迫、

山畑 廿 六 間 壱反壱畦八歩大豆弐斗三升六合枦木三本

森右工門

後迫、 下々畠十 八 間 八畦三歩大豆壱表壱升九合枦木弐本但古木壱本薗壱本 慶右エ門

平原、 下々畠 十 八 間 八畦拾弐歩大豆三斗六升枦木五本但古木三本若一本薗一本 弥七左エ門

同所、 永迫、 下々畠壱反壱畦大豆三斗弐升枦木三本但古木弐本薗木壱本 下々畠十二間 弐反弐畦大豆壱表弐斗九升壱合 慶右 二 門 同人

災床、 下々畠十 四 間 壱反拾五歩大豆三斗壱升六合枦木四本但古壱本若壱本薗弐本

喜之助

迫 下々畠十 二 間 八畦拾弐歩大豆弐斗壱升九合枦木四本但古木三本薗木壱本 為兵衛

第四章 近 世

谷山の歴史

ほとけ谷、下々畠 廿 四 間 第 編 七畦六歩大豆壱斗三升四合枦木三本但古壱本若弐本 惣惣エ門

災床、下々畠 廿五間半 七畦弐拾歩大豆壱斗五升四合枦木三本但古木壱本薗木弐本 市右エ門

宇岩境、山畑十 八 間 弐畦廿壱歩人居大豆五升四合 七郎兵衛

猿喰、 もみの木ヶ迫、 山畑二 十 間 四畦大豆五升五合枦木三本但古木弐本薗木壱本 山畑廿 三 閒 五畦拾五歩大豆七升六合枦木三本但古木壱本薗木弐本 勘兵衛 平左工門

黒土田、山畑十二間 弐拾四歩田障リ大豆壱升五合 甚兵衛

内園、 山 畑 十三 間 壱畦大豆壱升四合枦木壱本 同人

合畠屋敷壱町九反拾九歩

内弐畦 差引残而壱町四反六畦拾歩 田障リ 一反三畦廿六歩 人居 壱反弐畦廿八歩 深迫二而枦木不相熟壱反五畦拾五歩

屋敷

枦木五拾七本但壱反ニ付三本九合廻り。

下々屋敷 二十一間 壱反五歩大豆三斗壱升五合 長右エ門

下々屋敷 十六間半

八畦八歩大豆弐斗七升八合

弥七郎

二八 十間 間 五畦拾歩大豆八升七合

五兵衛

下々屋敷

下々屋敷 卅八間 門半 八畦七歩大豆弐斗弐升五合 勘兵衛

下々屋敷 廿六間 間 七畦廿四歩大豆弐斗六升九合 伊右 門

下々畠 八間 四畦弐拾歩大豆壱斗四合枦木弐本若木込 仁兵衛

弐畦廿歩大豆七升四合屋敷添二而枦植場無之

園兵衛

外園、

下々畠 七間半

中野、 下々畠 十五間 壱反大豆壱表四升壱合枦木四本但古木壱本若木二本薗木壱本 甚之烝

下々畠 十三間

六畦弐歩大豆弐斗七升壱合枦木三本但古木弐本薗木壱本

清右

工 門

同所、

長ヶ迫、 山畑八間 壱反六畦拾六歩大豆三斗三升壱合枦木八本但古木六本薗木弐本 十左工門

炭床、 山畑 十七間 第四章 近 九畦拾九歩大豆弐斗弐升枦木四本但古木壱本若木弐本薗木壱本 世 七郎兵衛

第二編 谷山の歴史 三四

登立、下々畠十三間 下々畠十二間 四畦拾弐歩大豆壱斗四升八合枦木弐本古木 七畦廿四歩大豆弐斗弐升枦木四本但古木三本薗木壱本 森右エ門 次右エ門

炭床、 同所、 山畑 十四間 下々畠七間 壱反壱畦四歩大豆壱斗七升七合枦木四本薗三本 弐畦拾七歩大豆七升枦木壱本薗 仲兵衛 慶右エ門

ちんヶ迫、山畑四間 同所、 赤ヶ迫、山畑九間半(六畦弐拾歩大豆壱斗三合) 山畑 弐畦三歩大豆三升壱合小畦ニ而枦植場無之 壱畦拾八歩大豆弐升右同断 藤左エ門 仁左衛門 同人

同所、下々畠八間 三畦六歩大豆七升三合枦木弐本但古木壱本薗壱本 七左衛門

ちんが迫、下々畠六間半 三畦拾五歩大豆八升八合枦木弐本但古木壱本薗木壱本 徳右エ門

山畑十五間 山畑十五間 五畦大豆六升八合枦木弐本但古木壱本薗木壱本 半右工門

五畦拾五歩大豆壱斗壱升枦木三本但古木壱本薗木弐本

長左エ門

横手、

炭床、 山 畑 九間間 弐畦三歩大豆三升六合寒深迫ニ而枦不相熟 六兵衛

迫、下畠廿二間 壱反壱畦廿弐歩大豆壱表壱斗八升四合枦木四本但古弐本若壱本薗木壱本 米兵衛

かふこう迫、下々畠十五間 四畦廿三歩大豆壱斗八升七合枦木弐本但古木壱本若木壱本 太郎兵衛

永迫、 下々畠十二間(弐反弐畦大豆壱表弐斗九升壱合) 慶左エ門

同所、 下々畠 壱反壱畦大豆三斗弐升壱合枦木三本薗 同人

炭床、 山畑二十五間 壱反弐畦三歩大豆壱斗六升六合枦木六本但古木若木弐本薗木壱本山畑十四間半 藤兵衛

後原、 **久木野前畠**、 山畑二十三間 六畦拾六歩大豆壱斗七升三合枦木六本但古四本若壱本薗壱本山畑八間半 、 山畑三間 壱畦拾八歩大豆弐升七合枦木弐本古 半左衛門 伝右衛門

宮之前、 ほきの口、 山畑廿九間半 五畦廿七歩大豆壱斗弐升四合枦木四本但壱本古三本若弐畦田障リトシテ弐間引山畑六間 山畑八間 三畦六歩大豆五升三合丑壬正月廿七日将見合 同人

同人

炭床、 下々畠八間 四畦拾弐歩大豆壱斗弐升寒深ニ而枦不相熟 半兵衛

近 世 三五

第四章

第 谷山の歴史 二三六

さう谷、山畑十八間 弐畦拾弐歩大豆四升四合但弐畦田障リ拾間六間引残拾七歩 伝右エ門

横枕、 山畑三間 拾五歩大豆壱升枦木壱本古 市兵衛

西ノ迫、下々畠十二間 六畦拾弐歩大豆弐斗弐升七合枦木壱本古 竜左エ門

、山畑六間半

弐拾壱歩大豆壱升田障リ

与兵衛

竜ノ上、

合畠屋敷弐町壱反拾六歩

差引残而壱町五反四畦弐拾六歩

内六畦五歩

田障リ。六畦拾五歩

寒深二而枦不相熟。三畦六歩

槣見合。三反九畦廿四歩

屋敷

枦木七拾本 但壱反ニ付四本七合ニ廻リ

蕨野門

4

下屋敷十四間半 壱反壱畦拾三歩大豆壱表壱斗七升壱合慶左エ門

下屋敷十三間 永谷、下々畠十三間 七畦廿四歩大豆三斗七升弐合 十左エ門 七畦廿四歩大豆弐斗弐升八合人居 仲兵衛

永迫、 山畑十六間 五畦廿四歩大豆八升右畠江植付有之候枦木脇畠江相直 慶右工門

十左エ門

大園、 中畠十三間(七畦五歩大豆壱表六升壱合枦木壱本古)

永迫、 横地、 下々畠十三間 下々畠十四間 壱反壱畦八歩大豆壱表七合枦木三本但古木弐本薗木一本 七畦拾四歩大豆三斗六合枦木弐本但古壱本若壱本三方畠一方有木 十左 門 七兵衛

登立、下々畠十二間 炭床、下々畠 十三間半 七畦廿歩大豆弐斗四升四合枦木三本但壱本古薗木三本但壱本直 九畦六歩大豆弐斗六升八合枦木五本古木三本薗木弐本 半右工門 五郎兵衛

同所、 川畑八間間 山畑 十四間 五畦拾八歩大豆七升壱合枦木四本但古木三本若木壱本 権右工門

三畦廿弐歩大豆六升壱合枦木弐本古

森右衛門

梅ヶ迫、

小谷、 下々畠九間 三畦拾八歩湿地大豆壱斗八合 仙右 工門

同所、 下々畠十間 四畦拾五歩右同断大豆壱斗三合 権左エ門

同所、 下々畠十二間 山畑六間半 壱畦九歩 四畦六歩湿地大豆八升四合 小畦ニ而植場無之 大豆壱升八合 七兵衛 仙之助

第四章 近 世 二三七

第二編 谷山の歴史 三八

同所、 山畑二間半 壱畦弐拾歩大豆弐升三合 山添ニ而植場無之 弥七

大園、下畠十四間半 久保山、下々畠廿五間半 八畦拾壱歩 大豆壱斗四升壱合 九畦廿歩 大豆壱表壱斗壱升三合 枦木弐本但若壱本薗壱本 枦木四本但古木三本若木壱本 渡左衛門 藤兵衛

炭床、 ほうケ谷、下々畠十五間 山畑十七間 壱反拾歩 壱反八歩 大豆三斗壱升八合 大豆之儀不相熟候事 長左エ門 枦木五本但古木四本薗木壱本 七郎衛

同所、 山畑 壱畦廿五歩大豆弐升五合壱勺四才 枦木弐本但古木壱本薗木壱本 同人

桜ヶ迫、山畑十二間半 壱反拾丁歩 大豆弐斗壱升八合 枦木五本但古木弐本薗木三本 戸左エ門

上ノ段、 山畑十八間間 七畦六訟 遠地 大豆壱斗八升壱合 六左エ門

けい 四畦 遠地 大豆三升八合 覚兵衛上ノ段、山畑十八間 四畦 遠地 大豆三升八合 覚兵衛

宇がり、 山畑古間間 六畦拾弐歩 寒深ニ而枦不相熟 大豆七升六合 十左エ門

石穴、山畑半十間 四畦廿八歩 右同断 大豆八升壱合 同人五穴、山畑廿九間 四畦廿八歩 右同断 大豆八升壱合 同人

たり門、山畑世四間半 八畦 大豆壱斗弐升壱合 枦木三本薗 五兵衛

宇都、 、 山畑 三間間 四畦弐歩 人居 大豆五升弐合 戸右衛門

桜枕、 . 下々畠十二間 壱畦六歩 大豆三升 枦木壱本古 諸左工門

合畠屋敷壱町八反三畦弐拾三歩 桜手、下々畠十二間半 七畦六歩 大豆壱斗七升 枦木四本但古木壱本薗木三本 七左工門

内壱反壱畦廿六歩 人居 壱反弐畦九歩 湿地 壱反壱畦拾歩 寒深ニ而枦不相熟 壱反六歩 遠地 壱反九畦七歩

屋敷

差引残而壱町壱反八畦弐拾五歩

枦木四拾六本 但壱反ニ付三本八合ニ廻リ

5 久木野門

下々屋敷十二間半 七畦九歩 大豆弐斗三升四合 次右エ門

下々屋敷七間 六畦六歩 大豆壱斗八升七合 甚右エ門

桑鶴、下々畠三間半 三畦八歩 大豆八升六合 枦木壱本古 次右工門

第四章

近

世

第二編 谷山の歴史 二四〇

大豆五升五合

松右工門

下々屋敷八間 三畦八歩

下々屋敷四間 壱畦拾八歩 大豆三升六合 治右工門

下々屋敷五間 三畦五歩 大豆六升九合 仲兵衛

宇都、 下々畠七間 三畦拾五歩 人居 大豆七升 周兵衛

中野、下々畠十三間

壱反五畦拾八歩

大豆壱表壱斗六升壱合 枦木七本但古木三本若木四本

六左エ門

桜ヶ迫、下々畠廿五間半 壱反四畦拾四歩 大豆壱表六合 枦木六本但古木四本薗木弐本 長左 三門

炭床、下々畠廿二間半 壱反壱畦廿四歩 寒深二而枦不相熟 大豆三斗三升 山之助

小久木野、下々畠十五間 六畦八歩 大豆壱斗九升九合 枦木壱本古 清太郎

迫 山畑十一間半 七畦九歩 大豆壱斗弐升七合 枦木四本但古木三本若木壱本

猿喰、 下々畠 二十間 八畦拾歩 大豆壱斗九升七合 枦木弐本但古木壱本薗木壱本 長左エ門

宮ん迫、下々畠二十九間 壱反五歩

大豆壱斗五升四合

枦木三本古

仙右工門

立迫、 山畑十間 八畦拾歩 大豆壱斗五升弐合 枦木七本但古木三本薗木四本 七郎右エ門

藤圓、 下々畠四間半 三畦 大豆六升八合 枦木壱本若 長左エ門

宮前、 山畑二間半 壱畦 小畦 大豆壱升 慶右エ門

同所、

山畑三間半

三畦廿六歩

人居

大豆五升七合

同

人

後ノ迫、 山畑 九間半 五畦拾弐歩 大豆六升九合 枦木三本但古木弐本薗木壱本 仲兵衛

後迫、 宇都、 山畑十九間 十九間 山 畑 六 間 間 中畠十五間半 壱反拾歩 六畦十歩 壱畦六歩 大豆壱表三斗三升 大豆壱斗四合 屋敷添二而枦植場無之 枦木三本但古木壱本若木弐本 枦木壱本若 大豆壱升四合 伊右エ門 喜兵衛 森右工門

炭床、下々畠+間・壱反五畦 大豆三斗三升弐合 枦木三本但若木弐本薗木壱本 伊右 工 門

ほうけ谷、下々畠十三間

壱反弐畦拾七歩 大豆三斗三升四合

枦木五本但古木四本薗木壱本

藤兵衛

山畑十間 壱反廿歩 大豆弐斗弐升三合 枦木五本古木弐本薗木三本 清三郎

四四

迫

第四章

近

世

道ケ迫、下々畠+間 六畦拾歩 大豆壱斗六升壱合 新兵衛

第

編

谷山の歴史

同所、 同所、 下々畠十四間 下々畠 壱畦弐拾四歩 五畦四歩 大豆四升五合五勺 大豆壱斗五升四合 枦木壱本 枦木三本但古壱本若壱本薗壱本 同人 同人

中野、 山畑 三十間 間 八畦 大豆壱斗弐升四合 枦木四本但古木三本若木壱本 正右エ門 作右工門

同所、 大園 山畑一門間 山畑三間半 五畦拾壱歩 壱畦拾八歩 大豆三升弐合 大豆九升六合 枦木壱本若 枦木五本但古木弐本若木弐本薗木壱本 市兵衛

たり門、山畑二十間 四畦拾歩 大豆五升六合 千之助

山畑 壱畦三歩 人居 大豆壱升四合三勺 同人

合畠屋敷弐町三壱弐拾八歩 内弐畦四歩 田障 八畦拾四歩 人居 弐反六畦廿四歩 寒深枦不相熟

弐反弐畦拾六歩

屋敷

但壱反ニ付四本五合八勺ニ廻リ 外ニ虧拾三本

福永門(詳細は略す)

6

合畠屋敷壱町七反六畦四歩

内四畦三歩

田障リ 三反四畦四歩

枦不相熟

四畦壱歩

湿地

弐反壱畦拾弐歩

遠地

壱反八畦廿歩

屋敷

差引残而九反三畦弐拾四歩

枦木三拾七本 但壱反ニ付三本九合六勺ニ廻リ 外ニ樹木六本有之

7 宮園屋敷(詳細は略す)

合畠屋敷壱町三反三畦弐拾四歩

差引残而壱町八畦

内壱畦廿五歩

田障リ

壱反壱歩

屋敷

壱反三畦廿八歩

湿地

枦木四拾三本 但壱反ニ付三本九合八勺ニ廻リ 外ニ廿八本有之

湯之元門(詳細は略す)

8

合畠屋敷壱町五反三畦拾歩

内弐畦八歩 田障リ 弐反七畦六歩 寒深二而枦不相熟 壱反四畦廿歩 遠地 壱反拾三歩 屋敷

差引九反八畦廿六歩

枦四拾五本 枦木壱本若但壱反ニ付四本五合ニ廻リ

第四章

近

世

第 編 谷山の歴史 四四四

9 駒走門 (詳細は略す)

合畠屋敷弐町弐畦壱歩 歩 屋敷 内壱反五畦拾八歩 枦不相熟。 壱反六畦拾八歩 湿地。 壱反九畦六歩 遠地。 弐反五畦拾弐

差引残而壱町弐反四畦拾七歩 枦木五拾三本。但壱反ニ付四本弐合ニ廻リ

10 茂頭門 (詳細は略す)

合畠屋敷三町壱畦三歩

内三畦四歩

田障リ。二畦拾歩

差引残而壱町七反九畦廿六歩 枦木八拾三本。但壱反ニ付四本六合八勺ニ廻リ

人居。七反弐畦拾九歩

枦不相熟。三畦六歩

遠地。三反九畦廿八歩

屋敷。

11 浮 免 (詳細は略す)

合畠屋敷弐町五反壱畦弐拾五歩

内壱反壱畦弐拾五歩 差引残而壱町九反弐畦拾四歩 田障り。 枦木五拾本 弐反八畦弐拾八歩 但壱反ニ付三本弐合ニ廻り 人居。 壱反三畦拾八歩 枦不相熟。 五畦 屋敷。

(駒走門万助の子孫鹿児島市田上町中村良逸氏資料)

五 藩政時代の人移

どったことが見えている。 内の下人として登録された。守屋家文書によると、明治の初年には人配方民事奉行が置かれて、人配のことをつかさ 明等に広大な私的保有地の経営をやっていたので受け入れ、「札子」的な奉子人となった者も多い。 を移して開発に当らせた。藩政時代の後期文化年間より天保のころになると、郷士の抱地の仕組みが盛んになったの で、郷士の作人として受けられた。また高山でも西目から来た人が多い。上級郷士は高山の後田部落、 薩藩では、人口過剰で耕地の少ない西目(薩摩半島)から人口の少ない広大な原野をもつ東目(大隅半島)に百姓 札子は主家の戸籍 川上本城、 有

藩政末期より明治初年にかけて「伝手」を頼った者が多い。以前移住していた者が西目の同郷知人を呼び寄せた者

後田校区 (高山の西部地区)

「谷山迫、永和田、鳥越、本城、野崎」は西目からの移住者が多い。

谷山から後田に移住した人は、

前下、四元、今原、松元、谷山、白石、 福脇、 徳永、竹下、見寄、 福徳、 柊原、茂利、 岩元、 田中、 前田、

瀬戸口、吉野等である。

なお、 高山町にある「高山町古文書」の中の「寛文六年十二月十一日高山衆中与分軍役帳 一番」によるに、 T

石五斗 東浦行司 谷山市兵衛」なる者の名が見えている。

第四章

近

世

谷山の歴史 二四六

.山町五社馬場の守屋雄次郎氏所蔵の「明和八年八月の高山衆中高極帳」によるに、無屋敷谷山亀之烝、谷山源之進

等の名が見える。 また、「文化二年八月高山郷士高極帳」に無屋敷谷山亀之烝の名が見える。

右のうち谷山亀之烝は明和八年から文化二年頃まで生存していたことになる。

郷士誌編纂委員会からの教示によるものである。 二階堂家所蔵寛永十年高山衆中軍役帳には谷山よりの転入の郷士は見当たらない。以上のことについては、高山町

ついては、次のような事情が理解された。すなわち 「谷山迫」なる部落が吾平町との境付近にある。高山町役場の松元博氏の話によると「谷山迫」

谷山迫という部落は、現在戸数は三十八戸人口はおよそ二百人であるが、部落は昭和二十五年ごろ事情があって本

谷山姓を名のるものは協和部落に一戸、谷山迫に一戸しかない。協和部落の方は現在谷山親雄氏 来の谷山迫と新しく協和という部落に分かれていった。協和部落はおよそ二十戸くらいである。この二つの部落に (四〇歳くらい)が

おり、谷山迫の方は谷山義夫氏(六○歳くらい)がおられるとのことである。

たという。しかしそのころの生活は非常に貧しく、曽祖父たちの仕事はいっこうにはかどらなかったという。曽祖父 力をのばすために高山の地に移されたのであって、その後この地に移り住んだ曽祖父たちは、この地の開拓に努力し 松元博氏の家の曽祖母の伝によれば、松元氏の祖先は谷山の上福元から島津氏の時代肝付の勢力のところへその勢

持って行くことができずに、竹の筒の中に「おかい」を入れて持って行った由で、しかも休みの時間にそれを食べる が話していたという話の中に、そのころ「だしごろ」をつかって木をきり出す作業に山に行くとき、昼の「めし」を

れて来ない者は背を向けて竹筒をならしながら食べているまねさえしてその悲しい現実を人に見せまいとしたという しいものがいてお互にそれを見ないため、また見られないためであったという。貧しい者で竹筒の中に「おかい」を入 時は、お互いに背を向けて別々に食べたのだという。それは「おかい」さえその竹筒の中に入れることのできない貧

ことであった。

川畑、谷山等の姓があるが、やはり松元姓が一番多いということであった。これらの部落の墓地は一か所にある。 し、よくわからないが江戸時代より古い墓はないということであった。(これは現地において確かめていないのでわ 谷山迫の部落には次のような姓が現在もある。松元、中村、白石、渡辺、谷山等であり、協和部落では松元、松岡

をもって順番に回りながら信仰の行事を行なっている。虫供養とかお彼岸の時などにそれをやっているという。 年中行事で別に変わっているものはないが、正月には門松は立てるが「しめ繩」ははらない。その理由はわからない。 部落の氏神や神社は別にない。部落には「法恩講」なる信仰の団体があり、部落の人たちがこれに入って「ヅシ」

谷山より大隅町に移住した「谷山」姓

○炭 床 五 松 田 一 立 馬 三 ○荒 谷 二 ○段坂元 三 榎木段 三 丁 数 部落名 戸 数 部落名 戸 数
五 松 田 一 立 馬 三 三 一 数 部落名 戸 数 部落名 戸 数 部落名 戸 数
松田 一 立馬 三 野町 二 6 4 一 計 一 計 二 計
松田 一 立馬 三 Bb 正 優木段 三 財 二 十 数 部落名 戸数
一三二 数 部落名 戸 数 計
立履和第名
立馬三三計
三三一 数
計
戸数

第四章 近 世

着なし

岩川郷ができるさいに、ここらの人が岩川に多く移って行った。岩川にゆけば士族にとりたてる。このままこの地にお ○印の一六戸は四代五代前、谷山から移住してきたということがはっきりしている。 次に述べるのは、谷山市中町白山の古老国料国盛氏の話である。谷山では白山、滝ノ下は伊勢家の家来であった。 (大隅町教育長宇都重義氏教示)

けば平民になるということであった。それで残った人はみな平民になったのである。

伊勢家の家来は白山、滝ノ下、柿木田、水喰部落それに平川方面にもいた。水喰に大保、坂口等の姓があるが、こ

岩川にゆかずに残ったくみである。岩永姓はほとんど全部岩川へ移った。また谷山の漁夫部落は小松原塩屋、 は谷山の「中村」日置郡田布施の「尾下」は名うての米どころで生活は豊かであったので、滝ノ下の上村姓の人々はは谷山の「中村」日置郡田布施の「尾下」は名うての米どころで生活は豊かであったので、滝ノ下の上村姓の人々は の大保坂口等の一部の人は岩川にいったのである。白山、滝ノ下等は皆農業で、しかも米のよくとれる所である。

れられるが、岩川へ行くと士族にするということであったので岩川へ行った。また錫鉱山のある錫山に行った人たち 家の家来に関係ある所である。伊勢家の家来が岩川へ行ったのは、当時私領の家来はそのまま地元におれば平民に入 谷山北麓入佐清之丞氏によると、谷山市の穴馬場(東馬場部落)辺田、白山、滝ノ下、平川方面それに錫山は伊勢 新屋敷などがあるが、これら漁夫の中からもそうとう数岩川へ移ったと思う。

に居住していたのではない。 同じ理由で錫山に行けば士族にするということであった由である。それゆえ錫山の伊勢家の家来は従来からそこ

の初めそれらの人たちは士分としては足軽より下位であったので、この土地におれば平民になることになっていたが、 この入佐氏の話と同じようなことを国料氏も語っておる。すなわち、白山と滝ノ下には伊勢家の家来が居った。明治

た。白山、 岩川に行くと士族にするということで岩川に移ったのである。辺田は足軽部落で、ここには伊勢家の家来はいなかっ 滝ノ下の伊勢家の家来は普通の人たちと入り混じって居住していたので、このあたり全体が伊勢家の領地

白山部落には白山神社があり、その鳥居の見える所から中山小学校の方に向かってまっすぐ行ってちょっと左へ曲

がる所までが通常「白山馬場」といわれるところである。

東は上西部落に同名がある。さきの坂口家の屋敷あとには現在山之内家が居住している。以上。上入来盛氏の話 人は白山にはないが、水喰部落に坂口家が一軒あるから一族かも知れない。大保家も今白山になく水喰に同名があり、 白山部落から岩川へ移った人たちは、坂口、大保、竹下、東などと言われているが、坂口家は岩川に移って残った

伊勢家と谷山の関係は、調査の結果から考えると、私領としての領地というものはなく家来があちこちに散在して

居住していたというふうに考えられる。

あろう。 あった人たちばかりでなく、百姓や漁夫等も行っているので、そうした好条件はそれらの人たちまで与えられたので それに加えて伊勢氏の家来には屋敷も与え家も造ってくれる、耕地もくれるということであったろう。それは家来で 谷山の家来が岩川に行ったのは、谷山で聞いたのは士族になるためと言われているが、それも理由の一つであろう。

部分谷山から移住して来た人たちの子孫である。郷田にもとからおったという家は赤池が一戸で、坂口、岩永、竹下 囎唹郡大隅町郷田部落は、岩川の松田の上から下りて神掛へ行く途中にある部落であるが、戸数およそ十余戸、大

近

世

敷を与えたことをさしているのであるが、郷田に来た人たちに麓付近では生活がしにくいので、農耕に適した現在の 行けと伊勢どんから言われて、伊勢どんについて来たと話を聞いていると、古老は話した。岩川郷建設に中園に士族屋 大保の姓を持つ家はすべて伊勢家の家来であった。明治二年岩川郷の建設にあたって、屋敷土地をくれるから岩川に

所を選んで郷田へ来たということである。

ので川床に移って行ったという。現在その東という家が川床にある。 谷山からいっしょに来た人で東という人は、一向宗信者で武術の先生でもあったが、かくれていた方がよいという

岩永家の墓については、風早という人に若干の田畑をくれて墓の管理を依頼してあったそうだが、後年北海道に移住 していることがわかった。このことから考えると、二三男が移住したのではなく、一家をあげて移住したものであろ 墓と刻まれているという。もっとほかにもあったらしいが、土地が崩壊してしまい墓石も散逸しているそうである。 郷田の岩永氏は言う、現在の谷山の中町滝ノ下の墓地に岩永家の墓が二基残っている、その一つには岩永庄兵衛之

う。

上段は大きな墓の基礎の墓石が五六基なかば埋まっている。下段は面積四十坪ばかり、ここには巨大な墓碑が九基ほ 寺山は小高い丘で墓地を含めて寺山という。丘の中腹に観音堂があったと伝えられるが、その跡に石祠がたてられて いる。この丘のすそが墓地で、とても荒廃して足の踏み場もないほどである。墓地は上段下段の二区になっている。 谷山中町滝ノ下に古刹帝釈寺があった。その寺跡を調査した際、寺山のすそに僧俗共同の墓地があるのを見つけた

どあるが極度に荒廃、

碑面を写し得るもの左の通り。

我覚本不生無心居士享保七丁酉二月三日。中島喜右衛門平利光

心無幻童子 享保三年五月十四日。岩永権太郎

心鉄岩光念居士 享保六丁亥七月十一日。岩永八兵衛重貞実名

心権大僧都良学大徳 正徳二壬辰九月初八日。岩永氏

ている。それも同じく巨大なものばかりである。年代の古い、しかも巨大な墓はそのままにしたものであろう。 以上であるが、とても堂々の巨大なものである。また五輪塔の墓も多かったらしく、五輪の各部がいくつも散在し

明治初年の岩川郷建設のころ、だいぶ谷山から曽於の岩川へ移って行った。その中に通称黒葛原七という人がいた。 谷山から岩川へ移った黒葛原七のこと。谷山中村の白山、山之園、滝の下などには、伊勢家の家来が多かったが、

七はその名七右衛門を略していったのである。

辺りは百姓が多かったものだから、百姓が柔をやるのを麓の兵児たちは嫌って、おのずから同調の気がうすく、中村 兵児たちにも負けないようになった。麓ではよく剣道はやっていたが、やわらは余りけいこしなかった。それに中村へこ 谷山の中村あたりは、柔の盛んなところで、このあたりの若いものはよく柔のけいこをした。そのため、後には麓の

で百姓が柔をやれば麓の仁才衆はよくなぐり込みをやった。だから中村の方ではそれを防ぐため、所所に陥し穴を掘

ったり、辻々に番人をおいてけいこをするものだった。

に向かっても眠りこけることが多かった。七の父親は夜ふかしをして遊んでいるからだとおこって、七を引っ叩、こ 黒葛原七は柔道のけいこに夜通った。昼間働いて夜道場に行き、夜ふけまでけいこをするので、 朝になって飯膳

世

第四章

近

たのだという。 の目を見はって、これほどまでにやわらのけいこをしているのならしかたはないと言って、それからはけいこを許し

七は少年のころ馬をひいてよく鹿児島に出て行った。当時清水町あたりに柔道の道場があったが、七はそこへ行っ

になった。兵児たちの方では、はじめてからからかい半分だったろうが、七はもともと好きでたまらないので、けいこ わらでもとってみたいのだろう、一つけいこをさしてやろうかということになり、七は道場に入れてもらえるよう て、馬は庭先につないだまま道場をのぞいていた。毎日のように熱心にのぞき込むのを見た兵児たちは、あの子はや

はぐんぐん進んで行く。後には上達して一番弟子をやっつけるくらいの巧者になった。 うことになった。高弟らは師匠の前に出て「七を私たちに下さい」と、執ように願うものだから師匠もしかたなく、 いことには、道場の一番弟子をあれに譲らねばならないことになるというわけで評議は一決、師匠にたのんで七を貰 「それほどに言うなら、そしてもし君たちが七を討ち取ることができるようだったら、くれてやろう」と承諾した。 七は成人するにつれてそうとうに名も知られてくるようになったから、高弟たちの間で、あの七を何とか片付けな

七が師匠宅の玄関から入って、障子の間のあたりに頭を下げるのを見はからい、サッと障子を閉め七の首をはさんだ ある年の初め、七が師匠のところへ年始回りに行ったところを、討ち取ろうということに話がまとまった。つまり

だが、高弟たちがいろいろと企らんで協議したが、なかなか七にはかないそうもないのだった。

ところで、討ち取ろうという計画であった。その正月何も知らない七は、年頭のあいさつのため師匠の家の玄関には

営んでいる。 機として故郷の山之園部落を出て岩川にうつり、飛山に住みついてしまった。今に同地にはその子孫が住んで農業を た。岩川に行った者は士族にするというのである。谷山からも多くの人たちが岩川へ移って行ったが、七もこれを好 タリととまって動かない。七はこんなこともあろうかと、用心深く障子のみぞに扇子を置いてあいさつしたのである。 出して年始の辞を述べようとしたとき、障子がサッと七の首に向かって走った。しかしその障子、七の首の手前でピ である曽於の岩川に岩川郷を創設することになり、谷山や国分その他の領地の家来たちに、岩川へ転佐を勧誘してい いった。高弟たちはこの一挙と、かたずをのんで障子の陰にかくれていた。七はいつものように、 こんなことがあったりして、七は自分に危険が迫ってきていることを感じとった。ちょうどそのころ伊勢家では領地 障子の間から頭を

があった話は今に残っている。(末吉町高木秀吉氏資料より) 岩川に来た七は、弟子たちに柔を教えた。久木山の谷川三四郎はじめ、その弟子の牧瀬文四郎などいう柔道の名人

第二節 武士の生活

中村辺田の武士団

二日小西行長有馬晴信ら兵船七百余を率いて釜山浦に入港している。これが文禄役の始まりであった。 文禄元年(一五九二)一月五日豊臣秀吉は征明の軍を編成し、三月廿五日京都から肥前の名護屋に向かった。四月十 同二年四月行

第四章 近 世

谷山の歴史 二五四

長等と沈惟敬の和議がなって、我軍は京城を撤退したのである。

大勝を博して引き上げた。 慶長二年(一五九七)秀吉は諸将に朝鮮再征を命じた。同三年十月一日島津義弘らは明将菫一元を泗川に撃破して この慶長の役に谷山、 中村、 辺田の武士が義弘公に従軍して以来御譜代与力あるいは足軽

として御兵具方に付属し、 明治二年已(一八六九)十二月十二日、急士方の廃せられるまでおよそ三百五十年の長年

いまここに「川畑文書」別名「辺田文書」によってこの武士団の内容にふれてみる。

月勤務した武士団である。

御取縮ニ付

御兵具方足軽昼飯等減方ニ被仰渡物頭衆より吟味之調写

此節御所帯方御差廻ニ付格別之御検約被仰出御兵具方御譜代足軽昼飯減方並御雇足軽人数減少之儀被仰渡吟味之趣左

二申上候

御道具士と被名付知行拾弐石ヅツ被成下候此足軽家部被召立候始ニ而其時人体三百人余四百人位有之候半右被成下 定御切米被成下候先年御検約之節三石六斗に被減候へども古来より之足軽共之御取分以四石之名目ニ而現米拾 候高地ニ而者凶損之年取納米引人難取続候ニ付右引被替御切米四石ッッ被成下候様奉願候処願之通リ被仰付四石宛 御譜代足軽之儀朝鮮御渡海之砌士之二男三男出候内より御兵具為御持被遊御渡海於高麗御用ニ付相立御帰朝之上 八俵

入当分ニ而者御譜代家部ニ罷成申候又其以後重御雇と申候而百七拾人余被召入候此者専外城郷士より被仰付候筋ニ 取ニ被仰付候其以後足軽被及御不足ニ候哉右御譜代足軽二男三男とも御雇足軽と唱へ御切米拾八俵取ニ被相立被召

賄料被下候上ニ昼飯ニ而殊ニー身之事ニ候へハ御当地之趣とハ訳相変候 新御雇足軽之儀ハ郷士二男三男之内より召仕事ニ候以前者御譜代ニ而江戸京大坂御国元共ニ相達来処連々御 者右式急変之御用場茂相勤兼可申上候得者何れにも昼飯米御減少被仰付候方ニハ難申上候尤江戸詰之者共之儀 之砌軽キ身分之者ニ者候 者大方他借方へ相はめ置わづか昼飯迄ニ而漸日勤茂致志而己候へは右昼飯御減少被仰付候而 節ハ不及伺物頭見計を以申付候古例ニ而御座候尤御切米取之人数者御規模帳を茂訖与被載置候右人数之内二男三男 置候御切米ニ 年丑年以前之仕方より差引候へハ凡六万三千人余之御仕重ニ候右足軽之儀御兵具方迄ニ而召仕事ニ而無之専諸御役 及其外昼飯迄も相込候へハ過分石高ニ及候且足軽仕之員数壱ヵ年相調候御国元迄之仕方大数拾六万九千人余天明元 新御雇足軽之重人数弐百九拾人余程ニ罷成右江被成下候壱人前三石六斗宛之御切米年分相総候 手広ニ罷成候処より右足軽迄ニ而ハ難相達故ヲ以天明元年より新御雇足軽召仕候様罷成其後連々新御雇も も被仰付当分わづか四合五勺五才ニ罷成居候殊ニ御当地並諸郷足軽其後近年極々相労被成下候三石六斗之御扶持米 被成下候昼飯減少之儀候吟致候様致承知候へとも先年御倹約之砌弐合五勺者被相減其其上酉年御検約より五 番代等明間無之無御切米之者ハ昼飯迄相渡召仕申事ニ而当分御譜代足軽と申人数右通御座候然処ニ右者供応勤日数 右之通之人数ニ相成候右被成下候御切米合而三千七百四石四斗右分者御兵具方足軽中江知行同前ニ頭ニ而: 相見得当分ニ而 而前文拾弐石高地引替ニ而被成下候御切米同前ニ罷成居候夫故足軽中江時有而番代其外配当差繰致候 者右も御譜代家部ニ相立合而御譜代足軽千五拾七人罷在朝鮮御帰朝以来享保年鑑迄ニ追 くとも身命をも捨候而御奉公相勤事候へバ兎哉角渡世致候様ニ者御扶持米不被仰付置候而 ハ則より不相調且急用 者凡現米千石余 々相 相重当分 差分ケ被 肝場御 当引を ハ御

二五五

第四章

近

世

第 二五六

場ニ相掛候而 仕方為相重答ニ而畢竟近年御用場御手広罷成候より右ニ準シ足軽仕為相重事ニ候此節格外之御看略被

仰付候ニ付而諸向御用場被相看新御雇足軽之儀ハ都而御引取被仰付度儀と奉存候左候ヘハ則より昼飯者外にして千 石以上之御出目ニ相見得申候乍然是迄多年外向不相馴足軽勤迄仕来之者共候へ者被相減候而者右者共礑与御扶持ニ

仕候而難相済様ニ罷成最通間敷候間先本々御吟味有之諸御用場御減少候者足軽者自然と不用ニ可罷成候何れニも今 右様近年臨時ニ被相重候儀不看候而者御所帯御立直之期有御座間敷候乍然御用場難被相達所より又々本之通不被召 相放迷惑ニ者可及不便之事御座候得者御当地御譜代足軽と者相違山野作等ニ而茂致兎や角飢ニ者及間敷哉何れにも

右之通吟味仕申上候前条ニ茂申上候通夫々御用場御取縮於被仰付者夫長可相減事ニ候向

形ニ而御減少被仰付可然方ニ者難申上候

被仰付方ニ者難申上候尤同役中江も申談此段申上候 仕置候而不叶人数之分江者当分之通御切米昼飯迄も無御減少不被下置候而者日勤も不相調事ニ付何れ昼飯等御引取 々江吟味被仰仕度乍然不召

但足軽御仕方引払書壱通為御見合相添差上申候

御検約掛り。

御鑓奉行

岩

下

佐八郎

御弓奉行 面 高 源之烝

御鉄砲奉行 原 彦左衛門

文化巳年二月廿七日被差出候

諸所御蔵入給地不依古田新田井手溝川除道橋修甫之儀所中方限を以衆中在郷人内之者寺社門前町浜其外耕作仕者不

残罷出其所噯郡見廻を以差引毎年正月始より取附普請可渡候

但道橋之儀者作人ニ而無之者も罷出普請可相調事

享保十三年十二月十五日御家老衆連名

右之通被仰渡置候処谷山之儀過分之足軽共致居住皆其田畑致作職居候処ニ春普請ニ付罷出候者無之候ニ付此節より

田地井手溝橋普請等二付而者罷出候様被仰渡度事 巳九月

右之通御趣方より已九月十日倉山作太夫殿御承知ニ而候 右天保四年己九月之事也

古田新田井手川除道橋修甫之儀所中方限ヲ以衆中在郷寺町浜其外其所江耕作いたし候ものハ不残罷出普請可致旨享 無遅滞罷出普請可致候以上 保十三年申十二月御家老衆御連印を以被仰渡置候付右普請ニ付而者諸地方検者又ハ所役々より時々可致通達候ニ付 但其身難罷出名代等差出又者入具用雑木等差出諸出鈖差出候儀ハ所役々相談之上何様

とも都合よろしき様可取計候

九月十五日

谷山受持郡奉行 有川 七郎

谷山居住御兵具方 足軽中

急事方被掛置西田同様ニ相勤候様被仰付置候ニ付御番外ニ御吟味且之勤又ハ不時之勤毎々有之且時ニより而者早 御用申来何も不取敢罷出候儀も御座候事

ż

非番之節者御鷹場見締被仰付置鳥之越有之場所杯其外方々見締相勤申候事

世 二五七

第四章

近

三五八

田畠作職雇人杯ニ而仕候者間々御座候是ハ百姓相対御定代上納者勿論外ニ揚ヶ米又ハ揚米代銭百姓方へ相渡作職仕

候ニ付田畠掛井手溝又ハ作道普請ハ百姓より仕筈候へとも右作人より銘々雇人等差出在江加勢仕候事

上野之原作道土瀬戸有之長キ坂道故一雨降候へ者直ニあらひ崩候場所ニ而則通路無之候故年ニ両三度又は四、

五度

通り申候と百姓とも一礼申候而罷通り申儀毎々御座候且又此道筋入口之辺坏用水之小溝幾筋も有之候故小石橋等在 ニも相及在江ハ無構辺田方限之足軽中人数ニ而時々修甫仕来申候妥者専在より之作道ニ御座侯間御蔭ニて能き道を

洪水等之節者辺田方限近辺之田地掛之堤等急遣之場へ者銘々罷出ふせき方仕在江加勢仕候事

二無構辺田方限足軽中より掛合置申候事

不依何事不時ニ致到来候節ハ銘々罷出在江加勢仕者ニ御座候当已五月も洪水ニ而山之昔之川上堤打切田地砂入之場

所有之苗植付ニ差掛り急々之事故地方検者衆より加勢差出候様御問合有之候ニ付則雇人等仕丈之者共ハ雇人仕加勢

辺田方限人数中一涯申請風俗も律儀ニ相成御奉公方気ヲ入レ往々御用立候者出来申候様ニ才子共立折角心掛銘々相 江差出申候以後とてもケ様成節者与所ニ打過罷居申筈毛頭無御座候事

辺田之儀ハ難有稽古所をも被立置候場ニ御座候間方限人数中一統申談候而以来猶々出精仕往々御用立候者出来候様

銭六拾七貫九百三拾弐文 精々尽吟味懈怠無之様仕可申候事

文政三年辰十二月稽古所作書之節賦書御兵具所江願出候処右之通相下り候事

同拾壱貫百弐拾文

天保五年午四月ふき替之節右之通願出候処相下り候事

戍十一月朔日掟

肝煎 森山小平次殿

物頭 谷川休次郎様 町橋彦九郎様 上野藤馬様 伊十院半之烝様 書役三人

右者以来捕手御見分之節者栗飯ニ庭鳥之汁迄ニ而為相済候様天保九年戊十一月朔日物頭衆より致承知候以来酒焼酎

肴等取調侯儀堅無用ニ候此段記置也

0

天保十一年子六月

稽古所手挾ニ有之開修甫物頭衆より御内沙汰有之願書左之通

口上覚

稽古所壱軒

半二而手挾ニ有之諸術稽古方調兼怪我人迄も御座候ニ付甚以込入申候間御時節柄恐多奉存候得共開御修甫ニ而 此節

右者谷山居住御兵具方与力足軽武術稽古所召建被下置候諸所相損シ申候然たるに是迄召建被下置候稽古所四敷四間

者本間五敷五間半横江壱間日差取込ミ仕卸射場弓術迄両方兼帯之御見分所仕附作御修甫奉頭候左様御座候ハハ何辺

第四章 近 世 二五九 統相励稽古方出精可仕候尤入目賦方為仕申候処別紙大工賦合代銭百六拾八貫九百三拾弐文之請負ニ而御座候間

相

二六〇

添差上申候此段谷山居住与力足軽申談奉願申侯間被仰上可被下儀奉願候以上

谷山居住御兵具方一代与力 上野源左衛門

子六月 右同 足 軽 御兵具方 永井七郎右衛門

肝煎衆中

覚

四匁玉鉄炮弐挺

稽古用として定成借物被仰付度左候而二八月谷山辺田村稽古所捕手御見分之節御改方として差出可申候間出入借物 右者谷山居住御兵具方与力足軽兼而鉄炮打方稽古方仕事御座候得共皆共極貧者共ニ而行筒等持合も無御座候間何卒

天保十二閏正月七日

被仰付被下様被仰上可被下儀奉願候以上

本文願之通定借物被仰付候 御兵具方与力 森喜平太 右同一代与力 上野源左衛門

 \bigcirc

写

此節砂揚方御加勢夫立所中一統被仰付候右ニ付支配中居住足軽等之儀も同断之儀ニ而候間頭衆ニ而いたし人名前村

々三五人ツツ承届早々可被書出候此旨申達候間無滞被決越留より返納可有之以上

寅正月廿四日 郷士年寄 名越玄五左衛門

中町諸所五ヶ迄 庄屋衆中

捕手人数弐拾七人

鈖 弐貫五百文 但諸入目

右者物頭衆分鮫島市左衛門殿承知ニ而捕手見分之節諸入目書出様被致承知候ニ付此節御見分ニ付右之通諸入目并、

捕手人数有之候二付後々為見合印置候以上

弘化二年己九月朔日

覚

家部 何百何軒

内男何百何十人 但六拾才より拾五才迄

候ニ付御方坏申請早々取調拙者方江銘々右之通書付を以来月朔日限可被申出候

右当村居住与力并御兵具方足軽御座敷足軽右者急成御用ニ付委敷相糺早々書付を以申出候様御郡奉行衆より被仰渡

此段申渡候以上

午正月廿七日 (弘化三年) 中村庄屋

永井竜右衛門殿、玉利金兵衛殿、上野十蔵殿

第四章 近

世

谷山の歴史 二 六 二

覚

第

編

一家部数 五拾壱軒

人数 七拾五人 但六拾才より拾五才迄 内五拾壱人当分旅

右之通中村居住ニ而御座候以上

午二月

御兵具方

足軽

谷山急事方

合現人数百弐拾八人、四人死人

御譜代足軽百三拾二人

内 六拾壱人旅、六拾七人在国

右之通御座候以上

午二月十一日

仰出候付而ハ組中之面々一統御趣意之程汲請訖与励令可致出精候依之稽古等之儀向後左之通被仰付候 御流儀砲術之儀者海岸御手当向肝要之事柄ニ付深以思召被召建御城下諸郷迄追々御入門被仰付殊更御備組惣鉄炮被

稽古日之儀者一番組より六番組迄繰廻順々隔日一組ツツ罷出可致稽古候左而一隊小組之儀者組中急火管免許以上之 面々より相勤自然一組之内右人柄無之候者外組より差寄可相勤候

一諸大身分丼小番新番之儀居所方限中之御小姓与江打込可被致稽古候

毎組稽古八ツ後より相始訖与星帳取仕立諸大身分小番新番御小姓与拾五歳より三拾才迄之面々不残名前書載置三拾 才以上拾五才以下ニ而も罷出候者ハ其通ニ而何れも当日其組御小姓与番頭出席何篇可致指揮候条罷出候面々互ニ礼 譲を守リ一切猥ヶ間敷儀共有之間敷候尤星合ニ付而者夫々当日話合之御小姓与番頭検使ニ而六組触役所書役致星合

右帳面月末御用部屋江可差出候

但進達掛之儀兼而請持之組中稿古日当日可致出席候

一毎日八ツ時迄之間ハ当日順番無之外組之者ニ而も罷出致稽古候儀不苦候

御流儀砲術書籍方江被掛置候面々ハ毎日罷出稽古方者勿論稽古所取始扶何篇ロヲ付御道具挽物其外取付候儀者不差 置掛之御役々江可申出候

正月 豊後 筑後 石見 将曹 近江右之通被仰付候条向々江不洩様可致通達候

取次 嶋津隼人

0

証文

御兵具足軽 何かし 印 何かし 印 何かし 印

右者従前々切支丹宗門幷一 向宗御大禁之旨被仰渡趣奉承知候依之私共家内相改申候処不審成者無御座候若自今以後

第四章 近 世 二六三

編 谷山の歴史

右宗旨之者入来申候者早速言上可仕候仕御触差出如斯御座候以上

嘉永三年戊六月十日

昌寿庵

但旅之人代印ニ而差出候

右之通中村庄屋役所より書出候様申来候ニ付此段印置候事

但本文先年之通証文差出置候事 嘉永四年亥六月十一日

昌寿奄だいしや修寺

右之通安政四年卯十月廿九日申来候事

文政二年卯正月鴨越取締辺田居住之足軽中江弐拾余人被仰付其節之人数取しらべ可被申出候

衛殿岸良彦兵衛殿和田村旅宿ニ而肥田幸之烝満留仲蔵殿致承知候以後為見合記置候事

但御場取締之儀是迄者一統取締いたし来候得共此以後ハ中村鴨越迄取締いたし候様已十月廿九日御鳥見讃良休兵

於御鷹場内鉄炮並台弓又者わき越網□□而諸鳥□□いたし右道具取扱候人者科料分三貫分組合之人者由断銀壱人ニ 右之通致承知候段御兵具所江御伺申上候処下取締之事ニ付而者御鳥見役頭之事候ニ付差図通致取締候様致承知候事

付三百文ツツ差出候様相きわめ但御免射場鉄炮稽古之儀者不苦候若本文不相守及三度背約候人者急事方組可相除候

其外諸鳥□□いたし候儀一切不相成候

事

萬延二年酉三月十三日於西田稽古所柴田流捕手御見分八ッ後有之候事

酉三月廿九日稽古所惣寄有之候事

来ル十八日砲術調練御家老衆御見分有之候ニ付備相勤候人数取しらべ名前明日四ツ時差引人より可持参候此段申

文久元酉四月十日也

遠候以上

但不馴之人者書出ニ不及候 砲術掛

谷山急事方 肝煎 触差引人中

右之通申来候ニ付十日惣人数稽古所江打寄吟味いたし名前左之通取しらべ翌十一日差引人羽月直次郎より差出候

合人数六拾壱人 (名前略ス)

右之通申出候

右人数申出候処備人数不足ニ付再調いたし弐拾人計り名前可申出旨御頭衆より御沙汰之由ニ付肝煎衆より致承知

左之通申出候 安藤利助(外四名略ス)

致廻船候様申渡置候処吟味之訳有之已来之儀者大砲打候儀先張是迄之通リニ而古江より沖小島辺迄者大砲弐発ツツ 御船天祐丸山川より前之浜迄廻舟之節者為相図山川沖ニ而大砲十発連発いたし夫より間ヲ置追々弐発ツツ打候而

二六五

第四章

近

世

第二編 谷山の歴史 二六六

打方之上打上壱発ツツ都合打揚四発沖小島より前之浜着船迄之間是又大砲同断ニ而打揚三発打方いたし左候而中柱

其外可承知向々江も可申渡候 之上黒白之吹貫ヲ立廻船之筈候条其通可相心得候此旨遠見御番人江御申渡候旨大番頭御小姓与番頭江申渡御船奉行

摂津

四月

別紙之通被仰渡候間此段致通達候条銘々承知名前引札ヲ以可被申出候 肝付兵部

右之通被仰渡候間此段申達候以上

文久元年酉四月廿三日 川路正右衛門

谷山急事方 触差引人中

慶応弐年寅二月廿二日御兵具奉行衆捕手為御見分被差越候

御兵具奉行 益満新之丞殿 三原伝左衛門殿

書役衆二人 別府甚左衛門殿 村山源七殿

肝煎 川路正之進殿

鈖九貫四百四拾八文

但辺田阿手貫家部六拾三 壱家部ニ付分百四拾八文ツツ

右中村大橋掛替ニ付為入目差出候様中村庄屋役所より申来本行之通寅六月三日差出候事 (慶応二年)

巳十二月廿日急事方被廃候右之内五人急事方五拾人之内旅行代りとして被仰付候 0

但急事方人数五拾人限二被仰付候

每年正月十三日朝兵具所方捕手初有之来候得共以来被廃候間此段申達候

明治二年已十二月十二日 兵具所奉行

別紙之通被仰港候間此段通達候以上

谷山急事方 已十二月十二日 兵器方附士長

中途飛脚不苦候事

付役其外卑劣之筋不相成候間決議相成居候得共軍事付役以不苦段再議候事

川口庄太郎事午年中帰国不相成候ハハ五列共同方可相除候処親類中より歎願之趣有之当三月迄日延之事

右四ケ条未正月六日惣寄之節決議相成候事

代鹿児島士族

第四章

近

世

二六七

谷山の歴史

但卒より被召出候分 惣名 代々卒、惣名

右己来鹿児島士族与称し家禄等別段申渡通可相心得事

但居住当分之通可為勝手事

壬申 十月 鹿児鳥

右明治五年事也

とにつき次のように書いている。 大正五年三月辺田出身の郷土史家久留宗一は「辺田及辺田学舎沿革史」を著述した。その書の中に辺田武士団のこ

えたなお二百五十名を御雇と称して郷士の二男三男より抜き、各郷に御免地という一定の屋敷を給与して之を配置し 百五十名が選抜せられ従軍したもので、がいせん後はこれに御道具師という名称を附し、それぞれ拾弐石の石高を与 わが辺田郷中の祖先は、もと城下武士の二男三男中朝鮮征伐の折りときの藩主忠恒公(家久) の旗本護衛として二

治安監督の任を附帯せしめたという。しかし御免地を有したものは単に城下武士の二男三男のみで、いわゆる御雇は

扶持米とし、さらにこれを卒族に編入した。 その恩典に浴しなかったもののようである。藩政の方針として御道具士の増加につれ、ついにその石高を単に四石の しかも、徳川家にこびるため南泉院を創立する際経済上の理由として三

他藩の卒族があるいは中 間よりあるいは馬夫より出身したのに比し、わが藩のものは純粋の薩摩武士の血統で他藩 石六斗に減ぜられたのである。辺田武士は卒族に甘んずることになったが、他藩の卒族とはその起源を異にしている。

と比ぶべくもなかった。すなわち制裁あり規律あり手腕ありで、わが辺田出身は薩英戦争のさい英艦へ斬り込み隊員

恥ずかしめず居住従前の通りたるべし、これを城下武士に編入するとの布告をして郷士の上に位せしめた。 として六人の参加をみ、戊辰の役には奇兵隊の勇名を奥州の地に知らしめた。よって明治五年にはその祖先の系統を

吾々の祖先が朝鮮征伐に従軍したことは、文献(辺田文書)にも各家の口碑にも証拠だてられる。 川畑、川口、白石の祖先は朝鮮征伐のがいせんの時、あたかも除夜にさいし家人みな喜んでこれを迎えるため 口碑の伝えに、

えて今日にいたっている。われらの祖先が征戦幾年の苦辛をなめてきた昔を推察することができる。今一つ伝えるも に元日の供物の準備をなす時を失った。ゆえに、あるいは門松に代ふるに椎の枝をもってし、あるいは単に松の小枝 のみをもってす。祝い物の如きは早朝これを備えつくる例をつくり、また門飾りの繩を略し葉を廃するなど、みな伝

のに「北斗北辰の巻」を保存する家が辺田に幾軒もある。この巻物は祖先が朝鮮征伐のさい身より離さなかった所謂 「お守り」である。家宝として保存されるゆえんである。 おもうに辺田郷中の祖先は白石、永谷、川畑、 前田、上野、 池田、玉利、永井、川口、深瀬、手島、手塚などの数

風が長い伝統の上に築かれたものであろう」としている。 いようである。 辺田郷中を歴史的に追究する時はほとんど血族的関係で結ばれている。こうして情誼や制裁団結の美

姓を本幹として他はみなこの数姓の支族に過ぎないようである。そして御免地なるものの数もまた拾数ヵ所に過ぎな

浜田甚八と辺田士風

た。これを目撃した同輩が嘉右衛門を問責したが、すでに時機を失してどうにもならない。彼はそれ以来悶々の日を 藤崎嘉右衛門は天保十二年(一八四一)辺田に生れた。二十歳前後のころ江戸詰の時一夷人にある侮辱を加えられ

た。帰国した彼は烏帽子嶽神社に御願 触 の御礼にお参りして、やっと一人前の士になれたような明るい気分になった。帰国した彼は烏帽子嶽神社に御願 触 の御礼にお参りして、やっと一人前の士になれたような明るい気分になっ 夷人と行逢った。波ノ平の業物にものをゆわせて彼は首尾よく目的を達した。夷人といえども之を殺して赦される法 恥辱を与えた彼の夷人を切殺するか、いずれかを選べと殺気だった。時は攘夷論のはげしいさなか、辺田はかねて武 八の行為を高く評価すべきである、と久留宗一は著述の中にのべている。浜田甚八の墓は辺田墓地にある。 は記録にはない。今からみれば野蛮な行為とみられぬでもないが、武士の時代のこととして辺田士風をみる上では甚 た。浜田甚八は薩英戦争や戊辰の役に出陣して見事な働きをした。それらは記録に残されているが、この夷人一件 はない。江戸詰御家老に届出た彼に殿様が憐愍を垂れて、彼に浜田甚八の変名を与え、ひそかに江戸を立ち去らしめ かり、大きのこが古木に生えていたという。彼は悦び勇んで下山し、やがて急ぎ上京した。神の御加護か、ほどなく彼の の望みを果たさせ給え」と祈願したのである。満願の瞬間彼ははげしく飢を感じた。不思議やそれを食えといわぬば 期するものがあった。烏帽子嶽神社に参籠した、恐らく一七日の参籠であろう。「彼の無礼の夷人にめぐり合せて拙者 道に精進し士魂を練りあげて絶頂のころである。嘉右衛門への制裁のきびしさはあたりまえであろう。彼は堅く心に 過ごしやがて帰国した。帰れば辺田郷中は彼を学舎へ呼び出し、辺田武士の名折れである切腹して郷中に謝罪するか、

二、斉彬公上覧砲術

弘化三年丙午(一八四六)八月二十八日谷山村中塩屋において、御流儀(洋式)炮術の演習があり、斉彬公が上覧

明治四十三年十一月二十一日亡享年七十歳とある。居宅趾は玉利勇氏の隣りであるが、遺族は東京に転住している。

された。場所は現在ラサール高等学校敷地附近海岸砂浜地帯である。大仕掛の演習で、太守公の前で真夏の炎天下に

記している。翌二十九日演習のことにつき斉彬公より数条の質問書が下り、成田正右衛門が御答申書を出している。 たが、総指揮役の御流儀師範役成田正右衛門はまたひとしお緊張したのである。当日上覧の目録は木脇権一兵衛が手 砂浜での炮車は容易に廻らず、多人数で炮車を押して移動させるなど、さながら実戦を思わしめる大張り切りであっ

この問答書を「島津斉彬文書」上巻五十二頁より六十二頁まで借用してここに掲げる。

八月二十九日御流儀炮術問答書

御流儀炮術

少将様(斉彬)被遊御上覧、翌日御問条被相下御書之写、左之通御座候、

、野戦筒早打幷調練等之節ゲスイント(早道火)及シュンドロス (點火用練薬) 如何之訳ニ而不相用、 火縄口薬ニ

同断之節戦筒打方声掛候儀不相聞得、小音ニテ不聞候哉、 又者掛声無之候哉

而打方致候哉

マルス及ヒル之掛声短ク低キ故、今少高ク引ノバシ掛声ニ而者如何

一、調練之節、小頭麾ニモ可有之処、如何之訳ニ而候哉

一、小頭銃卒引連出候時、先工進ミ可行之処附添之如ク相見得如何

、右之節、笛相用候儀、イマタ習受不申候哉

手太鼓モ、不相用候哉

第四章

近

世

二七一

谷山の歴史 二七二

野戦筒打候節者、足取習受候通ヨリ多クハ無之候哉

ホーイッスル打候節モ、 野戦筒同様相揃ニ而打方致候而者如何

不構、筒口ヲ見当ニ致、ゲスイント持候者、幷シュンドロスニ而火ヲ付候者、躵ヲ定候者、玉行ヲ見候様ニ致シ、 野戦筒打候節、玉竿持候モ、玉薬持候者、 打ツ度ニ玉行見候様ニ相見得、 夫故手後レ相成候、 右両人者、 玉行者

小頭之者ハ万事ニ気ヲ付、声掛打方為致候事ニ而者無之哉、其処昨日之様子ニ而者見留兼候間、

弥其通致候哉、又

野戦筒丼ホーイッスル打方調練之手続書、委敷相知居候哉

野戦筒持運之儀、遠キ所者持行候節者、

如何致、

洩行心得ニ候哉

者如何致候哉

ホーイッスル等之玉目、大成車台之筒、 昨日ホーイッスル取扱候所ニ而、急ニ進退六カ敷候、是又備打等相用ヒ

車炮之類ニ、玉薬車取付持行候節者、 如何致持行心得ニテ候哉 如何之取扱ニ而持行候哉

剣筒調練之儀昨日致候ヨリ外ニモ、進退又者丸形一行ニ相成候業、調練致稽古有之候哉 遠丁薬賦之儀、

八町目印之節ヨリ、

車炮之車輪外之方エソリ侯所、 本式ヨリ者ソリ様少キ様ニ相見得候、又ネヂ之塩梅モ違候様ニ見得候、

何町者薬何程卜云儀委敷書付有之候哉

通候哉

車炮之寸法、其外台之寸法寸幷大筒寸法町賦之薬、 幷道之寸法、 野戦筒ホーイッスル進退調練之手続等之分者

委敷委書物ニ相分リ居候、不相分者、何々不相知ト申事書出シ候ハハ、其外之書物相下ケ可申事

一、備打之節足幷不揃者、右者太鼓ニ而も打揃而者如何

、野戦筒打候節、馬上之者有之儀習受居他哉

右ニ相附候御答書

右条々、細々致勘考、

以書附可被申出事

打不仕、静ニ火繩ニ而打方為仕、五百目七百目鉄盒弾三発之分、シュンドロスニ而打方為仕申候 仕候、兼而稽古序破急之打方之節者、シュンドロス相用申候得共、未熟之者ニ而、 御本文奉承知候、目録ニ口薬ト書認申候得共、口薬者近来相用不申、此節御覧之節モ、都而ゲスイントニ而打方 御覧之節ハ念遣敷御座候付、

、御本文掛声之儀高島 当分者ヒュールト掛声ニ而打方仕候、御前ニテ奉恐入小音ニテ差図仕候 (秋帆、 四郎太夫、砲術家)ヨリ伝授仕候者、打方之節躵役ヨリヨシト申声ニテ打方仕候、

御本文、長崎二而者小頭麾二而差図仕候得共無拠相用不用候、子細者口達二而奉申上候 御本文掛声、御沙汰之通リ短ク低ク御座候処、別而奉恐入候、高ク引ノバシ掛声仕候方、 実用之儀ト奉存候

御本文、御尤之御沙汰ニ御座候得共備等ノ人数別而未熟之者モ御座候故、御前之儀御座候ニ付、万一筒取扱等不

御本文、長崎ニ而者太鼓、 笛、ラッパ相用申候得共、御当国ニ而者、未右様之器械相備り不申候

小頭野戦筒方ト兼帯ニテ付添居申候

行届儀モ念遣敷御座候間、

御本文通奉恐入候、習受候足取者一足モ引取候方ニ御座候得共、 何分未熟ニ而御目ニ相立候儀、 被為在候半ト奉

存候

第四章 近 世

谷山の歴史 二七四

御本文奉恐入候、未人数モ相揃不申、全ク野戦筒同様、相揃候処吟味行届不申候間、以来右之処御沙汰次第承知

、御本文打方調練之手続キ、一通高島ヨリ習受仕候迄ニ而、外ニ書附等無御座候、 、御本文奉恐入候、御沙汰通卜奉存候、何分未熟ニ御座候間、以来御沙汰之通仕度奉存候 仕度奉存候 就中ホーイッスル打方手続之儀

、御本文持運候儀、火薬車ニ括リ付、馬ニ而曳行候様、高島ヨリ承置申候得共、未火薬車製作モ相分リ不申候間!

者、全ク相知不申候

、御本文御尤之御沙汰ニ御座候、谷山中之塩屋浜辺沙原ニ而、車ノ進退至テ不便利ニ御座候、 何分右様之儀、伝授被仰付被下度奉存候 夫故無拠多人数相掛

リ取扱仕候、地面宜敷候得者、少人数ニ而自在ニ進退仕候、併実用ニ運送候処、未相分リ不申候間、

是又御伝受被

、御本文劒筒調練者、丸備一行等、兼而者稽古仕候得共、此節者未熟之者モ多人数有之、御前之儀ニ仕、仕損シ無 御本分、前ニ申上候通リ、火薬身ノ製作モ相知不申候間、何様可仕候哉何分御沙汰承知仕度奉存候

、御本文八町目印迄者、高島方ニ而打方仕候得共、場所柄不宜、実之経験是迄相調不申候、就中遠丁等之儀、全ク

之様打方為仕候

仰付被下度奉存候

書付等無御座、右様之儀折角心掛居候得共、高島方之手便モ相絶相困罷居候間、乍恐何卒御伝授被仰付被下度候

、御本文車輪之処、雛形ト絵図ニ而製作仕候、本式之処、全ク存不申候、ネヂ等之儀モ漸ク此節絵図ニ而出来仕候 御国器之事ニ御座候間、 何卒本式之所相承申度奉存候、是又乍恐御沙汰承知仕度奉存候

一、御本文之条々、全相知不申候

仕候処御書物等御下ケ被成下段、何共恐入難有奉存候、左様御座候ハハ、私者勿論、御門人中一統難有拝見為仕、 古仕申候得共、 御本文之条々、 中々西洋炮術者、大抵之事ニテハ会得不仕、折角書物等探索仕度奉存候得共、 何共難有奉恐入候、全ク精微ニ相知不申候、高島ヨリ相伝申候一通之儀者、古法之書付等ヨリ稽 其儀モ相叶不申心痛

御用立候様修行仕度奉存候

相備リ不申候 御本文御沙汰之通ニ奉存候、長崎ニ而モ太鼓相用申候得者、 足並能ク相揃申候得共、 前ニ申上候処イヤタ太鼓モ

、御本文長崎ニ而モ馬上之打方仕、手続キ之儀モ、凡習受居申候付折角馬上打方仕度奉存候得共、私式ニ者乗馬等 モ飼方難相調、 而ニモ被召下、稽古方被仰付被下候ハハ、御門人共エ打方為仕度奉存候 借馬ニ而打方仕候儀念遣敷奉存候付、是迄稽古方熟練不仕、筒掛道具等モ御座候付、何卒御厩御馬

、此節カルロンナーテ十二ポンド位之筒′ 鋳調方仕候様奉承知候付切形等仕度奉存候得共′ 御下ニ相成侯図形者大形 右条々、貴公様迄申上候間、 之寸尺、台製作等之儀、乍恐御伝授被仰付被下、其上切形差上、尚又御覧之上、思召ニ相叶候処ニ而鋳調方仕度奉存候 之筒ト相見得申候、格別、成御道具ニ付、能ク寸尺割合等精微ニ相分不申候而者、実用ニ相叶不申候間、何卒右様大筒 何卒御不都合不相成様御取成被仰上被下度奉願上候以上

成田正右衛門(正之)

八月二十八日木脇権一兵衛手記

第四章 近 世

二七五

少将様 (斉彬) 編 谷山の歴史 御覧ニ付

備打 内劒銃 但壱銃拾弐発位 三百銭炮 但壱炮三拾五発位 百五拾銭炮但右同

但壱銃五六発位

劒銃玉打

目録

+ 五ドイムホーイッスル 日 炮 六発、内ボンベン三発 鉄籠焼弾 三発、 内一 発ハ小榴弾入ル

鉄籠焼弾二発右同弾一発 右同弾一発 擲 炮 拾壱発 右同弾一発 但スピーケル附遠丁 但遠丁 但八丁標幟

葡萄弾二発

鉄盒弾大小三発(大ハーポンドノ玉三拾四 右二種 射的 小ハ六ロードノ玉百)

野戦炮備付 但七百銭炮 五.発 五百銭炮右同 三百銭炮右同 右同炮 右同 百五拾銭炮右同

備打之続キ 七百銭炮玉打拾五発 右同

五百銭炮玉打 野戦炮鉄玉弾 右同 六発 内七百銭炮 三発但壱弾 五ロード之玉四拾壱五百銭炮 三発 但壱弾三ロード之玉四

拾壱

右弘化三年丙午八月廿八日

少将公為 御内覧、谷山村中之塩方屋打方有之候

二 清見寺の煙硝倉

煙硝倉の番人は火神水神山神稲荷神等の祠を大事に祭ったよしだが、みんな煙硝倉に関係深い神であると思われる。 方はすごかったので五○○メートルも離れた波平刀工の橋口家や近所の川原部落の民家などみな類焼の災にあった。 なが泳いでいた、また池には橋もかかっていた。藩政時代の末から明治の初め頃まで最後の支配人役は西加世田赤生 木出身の郷士仁礼源五左衛門で、厳格な士であった。西南戦争の際煙硝倉は官軍のために焼きはらわれたが、この焼け にあたるところに煙硝倉見締役人の番屋があった。この番屋の付近に 瓢 箪 形のかなり大きな池があり、 間に高い杉や松の大木がたっていた。四町七反といわれる地域にはだれでも踏みこめなかった。今の白鶴温泉の裏側 れる。煙硝倉の周囲はカラタチの木で囲まれそれに隣接して棕梠の木が二メートルくらいの間隔で植えてあり、その あるし、谷山平川浜で煙硝製造材料を多く集めた資料は出ているので、それらの煙硝を舟で運んで格護したものと思わ れている。 この墓地のへんから北への通路を境にして谷山農協倉庫のへんに至る矩形をなした地域で、面積は四町七反歩といわ 電停の付近一 清見寺は地名で、だいたい今の北清見である。ここに藩の煙硝倉があった。この煙硝倉の置かれた区域は今の谷山 確かな文献に因るのでなく、多くの古老が語る伝承である。煙硝は磯島津邸内猫神の裏山で製造した由で 帯から清見橋を境にして永田川沿いに下流の塩屋橋に至りこの橋から東して小松原墓地のへんに達し、 池にはこいふ

近

世

t

期のころまでは永田川口は港で、ここから谷山の米やかわらやわらなどが積み出されて桜島や大隅の方へと運ばれ、 今も昔のあとに大きな祠が残って祭られており、祠から三○メートル程離れた川添いには舟魂様の祠もある。明治中 骨粉製造所がその跡だといわれる。前述した平川浜に煙硝材料を集積し、平川から滝之下へ送って煙硝を製造したの 塩硝合製所御召建之模様にて御見分有之由に候」の記事がある、 を終えた。煙硝倉の礎石や石垣に用いられ頑 丈な角石など数個残っている、また番屋の井戸も昔のまま残っている。 古はそうとう多かった。煙硝倉が焼けて荒廃したもとの番屋のあとに仁礼老人は家屋を建てて暮らし、その家で生涯 となり商家繁昌のところとなったのは明治二十年ごろ以降のことで、それ以前の西南戦争のころのことなど知った老 桜島の魚や大根が谷山へ運ばれたところ煙硝もこの港を利用したものと考えられる。このへんが今のような密集地帯 仁礼源五左衛門の孫は谷山駅前の仁礼時義氏である。名越高朗日記文久三年二月晦日の条に「今日中村滝之下え、 この塩硝合製所は現在滝之下の、 大滝の付近にある

がつくられているが、谷山清見寺の煙硝倉がそのさきがけをなし、指導的な役割りを果したとみられる。 明治初年ごろから清見寺の地名が呼称された。さて薩藩海軍史には谷山作硝局は丘廠三十軒、作土仕込み成熟採製相 成候西洋人が硝石試験を行ない、他藩より伝習人も滞在したと記録されている。その後薩藩各地で硝石工場、 の煙硝倉のことである。当時はこのあたりも中塩屋である。中塩屋の墓地附近に「清見寺」という禅寺があったので 薩藩海軍史によると、安政五年(一八五八)斉彬公谷山の中塩屋に硝石場を建設したとある。これが、この清見寺 であろう。

四、関狩と山神祭、御場

島津氏の藩政時代谷山市下福元勘場の地方は伊作境の柳ヶ谷、三窪のへんにかけていわゆる狩倉の地であった。狩

倉とは藩公の特に定められた狩猟区で、一般人民の狩猟を禁ぜられた所である。

の建立が慶長○年で慶長十年よりも前である。十年後ではない、慶長○年の○の処はわずかに一字くらいの間隔があ 京都に帰られたのは慶長元年である。近衛公の時関狩が谷山であったことは玉里島津家に史料があるし、 の中に入れてある石碑を精細に調べたところ、 との由、木藤彦五郎氏の伝承である。この猪狩は前に述べた近衛公御臨場の関狩の時と思われる。先年山の神の石祠 地を欲しいと申され、その通り土地をもらわれた。木藤氏は甲 冑 一領をもらわれ、梶原氏は太刀一振をちょうだいした した。願の通り大猪が出た、 で木藤氏は山之神に祈願をこめて誓うには「家に飼われている白駒の子をあげますから猪が取れる様にと」願がけを 郷の木藤氏や佐藤氏は殿様の重なる家来で関狩に参加した。関狩は猪狩が主である。この日、猪がいっこう出ないの れた。これは土史の大家池田米男氏が、玉里邸の史料によりそのこと確めたという。この時の関狩であったか谷山 禄十六年にもあったが、それは近衛信輔公が鹿児島へ下向されていた時分で、藩主は近衛公を伴い谷山方面で関狩をさ 演習みたいなものであった。 狭と同じで城下の士はもちろん各地方の郷士や又人夫までも召集して藩公自ら臨場指揮せられたもので、元陸軍の大 島津藩公においては、士気を奮起せしめんとてしばしば関狩と称するものを催された。関狩とは源頼朝の富士の巻 殿様は大喜びでほうび望みにまかせるとの仰せ、佐藤氏は福には片目で見えるだけの土 関狩の催をされたところは松元町春山、 慶長何年の文字がかすかに見えた。竜山公近衛左大臣が赦免せられて 鹿児島付近の吉野原、 肝付郡地方であった。 この山之神

近

世

納二氏、辺田の川畑亭介氏など皆之を知って昔から参詣しておられる。 右エ門ではないかと云われたことがある。木藤氏が建てたことは昔から認められ、親類筋の谷山の木藤彦五郎氏同喜 ろ谷山の福本の地にも領地を賜わっていた。平治河内(勘場)の山之神を祭りきたって決して粗末にしてはならぬと るのみである。 田新之丞氏も語られている。この山之神の石祠は木藤のだれが建てたかはじゆうぶんに分明しないが、父良の話に この言い伝えは、谷山木藤彦五郎氏方にもあり、見寄住の佐藤氏にも伝わっておると、の麓の佐藤清諒氏の後迫の浜 の先祖の遺言を受け継いできた。曽祖父木藤与助、祖父万助、父木藤良と毎年御幣を新たにして祭祀を怠らなかった。 木藤氏が島津氏に仕えてもっとも重んぜられたころは家系を調べれば島津義久公のころよりで其のこ

に相談して昭和五年一月参道を作った。(郷土史家故木藤長の作を要約したのである) 昭和四年十二月鹿児島営林署浦屋魁氏の時この山之神の参道の修理を請い、 山林主事小城喜与志氏と今藤金四郎氏

行与公行石

され鶴の膏が痘に効験がある由を聞にし召され、しからば飼育の鶴を膏にして病人を救えと御命じになりその通り致 りてくるところだった由、安庭氏の先祖も御場の係を勤めた。谷山には外にも御場はあったが、ここの御場は捕獲し したら大きに効験があった。殿様の御仁慈は深いという感謝のことが書かれてあるが、実は碑面が痛みすらすら読め て鶴を集育していた。文久三年には痘瘡が流行して死する者が多かった。たまたま藩主公(忠義公)が谷山を巡回 センチ程、安政万延文久のころ今の安庭氏の屋敷はおよそ五反歩で御場であった。あたりは沼田であった故、 上福元町薬師堂一三○四番地安庭トミ子氏の宅地内に古碑が建っている。高さおよそ一米二○センチ幅三○~三三

要は右の通りである。

碑の他の面には次の通り刻まれている。

子正月(元治二年甲子)御鳥見頭格御鳥見勤清水宗之撰

之十。右同万太郎。網差見習平次郎。右同次郎。右同次郎助。右同次郎兵衛。田布施網差見習加藤次左衛門。右同 数右衛門。右同平山新太郎。 御場預郷士年寄。鬼丸八左衛門。右同組頭平山直左衛門。右同横目大脇仲右衛門。 御場預郡見廻竹之内祐左衛門。網差甚右衛門。右同平助。右同権左衛門。 野廻平田甚五左衛門。 右同見廻岩 右同山下

まりをつづけていたなど多く記録が残されている。鶴の膏で痘を治療したことは興味があり、この記念碑は珍しい。 以上であるが、御場のことは「名越高朗日記」にも数多く出ているし、「川畑文書」には辺田の与力足軽が御場見締

網差辰次郎。

加世田網差見習伊早次。

村家には御場で着用する鹿皮製の羽織で殿様から頂いた品が保存されている。 野廻の平田氏は、 り、組頭の平山氏の子孫は東麓の平山宗正氏、横目の大脇氏は諱為孝で、其の曽孫は為之で未亡人大脇良さんがいる。 百年後の子孫たちはどうなっているか、ちょっと調べてみると、郷士年寄の鬼丸氏の曽孫は南麓の鬼丸静男氏であ 北麓の平田宗治氏が子孫である。網差見廻の岩之十には大園の本村一夫氏が子孫であるし、この本 網差の次郎、次郎助、 次郎兵衛は安庭

五 新刀時代の波ノ平刀エ

氏の先祖で、三人は親子兄弟である。昔とのつながりにも興味がわく。

波ノ平刀工系譜に五十六代目としてある橋口安張は、波ノ平刀工家において中興の名匠、もしくは新刀波ノ平の祖

世 二八一

近

二八二

鍛治でなかったことは、つぎの領地目録が雄弁に物語っている。

として特筆にあたいする存在である。安張は五十五代安宗の長男で石見守を受領し、のち寿安と号した。彼がただの

薩州阿多之内領地目録

一、坂之門 六反弐畦 神宮領 曽る見迫

三反壱畦廿九歩 希まへ

壱反五畦廿六歩 榎木の本

六畦 以上壱町壱反五畦廿歩 外松崎

畠方八反九畦三歩、此内三反山畑

浮免

三反七畦廿弐歩 上宮山領先シト

壱反五畦 上宮先七反田

田畠合弐町五反九畦五歩

六畦弐拾歩

同外松崎

天正二十年霜月九日 町田出羽守久倍判 橋口岩見守殿

この領地目録は安張が単に経済的に恵まれていたことを示すだけでなく、背後に大事件が隠されているようである。

八日君命によって歳久を龍ヶ水において激戦のすえ討取ったのが町田出羽守久倍であった。よって想像をたくましゆ というのは、天正二十年は薩摩藩主島津義久の弟戚久が豊臣秀吉の怒りにふれて死を命ぜられた年である。同年七月十

説)とにかく、歳久追討に谷山の武士が多く参加し、事実谷山武士原田某が歳久の首を討ちとったと歳久系譜に明記さ

うすれば歳久追討に加わった戦功として、上掲のように阿多の地を与えられたとも解釈される。

(この項福永酔剣氏

れている。この事件から数年後には、さらに鍛治分として一作というところを与えられている。

薩州谷山福本村内

一作 高五石 但鍛治分谷山橋口岩見守殿

文禄五年二月九日 幸 侃(判

ここに幸侃とあるのは、 島津の家老伊集院忠棟が入道後の名である。これから三ヶ月後につぎのような文書が出さ

れている。

橋口岩見守就御細工之儀急に上洛被申侯、 言被申候。 偖て各意儀候間、 早々彼石州へ可有納事肝要に候 然処彼人五斗出物之返地被下候得共、今に作人手前より収納無之由、 以上

佗

文禄五年 本田六右工門正親 (判)

五月晦 伊集院肥前入道元巣

判

谷山福本持合衆

第四章 近 世

谷山の歴史 二八四

御細工の儀につき急に上洛したとは一体何を意味するものであろうか。朝鮮に外征していた島津義弘は秀吉の召命

ると安張を上洛せしめたのは島津家の命ではなくて、秀吉ではあるまいか。(福永氏説)安張が朝鮮役に従軍したこと によって前年八月から薩摩に帰っていたし、義弘の兄義久は大隅に隠退していた。家久のみは朝鮮の陣にあった。す

今度此表兵船浮出通用難相成故、他之手之船一艘も無渡海之処、抛身命参陳侯儀、甚深被思召御感知行五石可被下

は刀剣書にも見えているが、それは慶長の役の時であった。そのため安張はつぎのような感状を授けている。

之旨被仰出候仍状如件

慶長二年二月廿九日 伊集院下野入道(判)

橋口岩見守殿

この感状が実質的に実を結んだのは、それから三年後の関ヶ原の戦の直前のことであった。

薩州谷山福元村 浮免

かねさこ 上畠四反五畦

五石四斗

右於高麗国御約東之加増として被宛行候者也

慶長五年七月九日 鎌田出雲守政近 平田太郎左エ門増宗 判 比志島紀伊守国貞 判 図書頭忠長 判

朝鮮の陣中で鍛刀する時は番子打も揃わなかったので、出征の家臣を使ったとか、柄巻師もいないので、中心を 橋口岩見守殿

れている。在鮮中一千本を鍛えたなど、文献にみえている。 焼いて松の小枝にさしこみ柄の代用にしたとか、或は渡海の舟中でも荒鍛えをしたなど、幾多のエピソードが伝えら

っている。 翌六年になると、それまで一作とかねさこの二ヵ所の領地を東影原(福平小学校の付近)の一カ所にまとめてもら

薩州谷山郡福本村東影原脇孫左エ門屋敷

右知行吉野福本之為返地被宛行者也 高拾斛 以上

慶長六年二月三日

比志島紀伊守国貞

平田太郎左工門増宗

判

図書頭忠長

判

鎌田出雲守政近 判

橋口岩見守殿

その屋敷跡から赤さびた鉄滓が鍬先にふれて出る。宅跡の東端の一隅に寿安松がそびえている。その松影の落ちると 安張は壮年のころ(年月不詳)波ノ平の南方五粁の下福元村坂之上に移住した。その宅跡は字上小原、川口で今も

ころに、寿安松の由来をきざんだ碑が建っている。

新樹寿庵松記(原文は漢文)

にいる。刀剣を造るをもって業と為す、上古の正国はその鼻祖なり、中古の安行は其の養子なり。 寿庵壮歳にして松

二八五

第四章

近

世

ば乃寿庵の英名竟に千万世に朽ちざる者 哉 ものならんや 半ば朽ち今茲九月の大風遂に之を折る所と為る。六世の孫四郎左衛開行周其の朽根を剪除し復一稚松を樹えん せしなり、辞避するに 遑 あらず、 記 て以て之を与う。鳴呼二百年の後又朽折有らば則子孫亦復継樹し以て之を 新 にせ ずるを皆恐るるなり。その事を石に勒せんと欲す、実意余の盧に之を請う、余壮なる寿庵の心その名の朽ちざるを欲 ことを官に請う、山知事新納実 意 適その事を 邑 長大脇為随等に督す、後の人松 形の少好なるを以て之が 疑 の生っとを官に請う、山知事新納実 意 適その事を 邑 長大脇為随等に督す、後の人松 形の少好なるを以て之が 気をある とき手づから一稚松をその屋後に樹えて曰く丈夫、役に必死を期す如吾死すと聞かば 径 に此を 表 して以て吾が墓と為 先栄の側に葬る。人その松下を過ぎる猶その言を奉じて寿庵松と称し、礼を以てす。之れ今を距ること二百余年禎幹 すべし。而して凱旋す、竟に寿を以て歿す、実に寛永十九年壬午七月二十六日なり。法名は心翁寿庵居士、之を其の

文化四年丁卯冬 本府 向 章 記 児玉貞皎書

形の墓で、中には石の仏像が置いてある。妻の墓には文字を見出し得ないが、安張の墓には次のように刻んである。 水が崖下の井戸から湧いている。安張夫妻の墓は宅跡と神之井の中間の射場之墓に現存する。夫妻とも屋根のある家 安張らが焼刃渡しに用いた水は宅跡の北方約百メートルの山裾に湧いている神之井を汲んだものであった。今も家

²立 大和守安行

奉翁寿安居士寛永十九壬午七月廿六日

行年は不明であるけれども、天正二十年にすでに石見守を受領している。その時を仮に三十歳とすれば丁度八十歳で

死んだことになる。寿庵の名にふさわしく、相当長寿を保った人のようである。



た。四男安国が父と共に居て本家と称した。この安堀の橋口家の祖となり、三男は出家して白道と称し休は嫡家として坂之上に留め、二男安正は分家して休は嫡家として坂之上に留め、二男安正は分家して五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっ五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっ五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっ五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっ五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっ五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっ五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になった。

和たのである。

張安行安国の時代が新刀前期の黄金時代を築きあげ

竹屋源七郎延安という刀工が薩摩に下ってきたのでその人から相州伝を学んだという。安行は生れてまもなく父を二 十三歳で祖父も失ったので、鍛法もまだよく会得していなかったかもしれない。それで正房の門に入ったとも考えら だという。正房はもともと美濃系であるけれども、 久の命によって伊豆安正房の門に入り相州伝を学ん 五十七代安行は波ノ平刀工系譜によれば、 藩主家

め多くの古文書は今次大戦の兵火にかかり一片の煙に化した。しかし末永博士の撮影したものが昭和二年六月号の「刀 安行は三部郎兵衛と称し、寛文五年に大和大椽を受領している。その時口宣案は次の通りであるが、この口宣案を初 れるが、とに角伝統の波ノ平の流れに相州伝が合流したことは波ノ平刀工史上特筆に価するものである。

第四章 近 世

二八八

谷山の歴史

剣と歴史」の口絵に出ているのでその面影はしのぶことができる。

上郷権大納言

寛文五年十二月十四日宣旨

平安行

宣任大和大掾 奉 蔵人左少弁藤原方長

に松林寺があって明治二年に廃寺になったが、その松林寺墓地内に安行妻の墓があった。筆者がそれを撮影している。 口宣案には大和大掾とあれども、自らは大和守と称している。後に大和守に叙せられたものであろう。谷山市上福元

風雨にさらされた墓石ながらも文字がはっきりしていた。

関示了機庵主 元禄八乙亥年七月廿三日

橋口三部郎兵衛 号大和守波平安行。寿命七十六歳卒

大和守を受領している。ただし口宣案は次の通り大和大掾である。 五十八代安国は父と同じく三郎兵衛と称したが、父の名は三部郎兵衛で「部」が一字多いだけで訓は同じである。

上郷久我大納言

宝永五年十月七日宣旨

平. 安国

宣任大和大掾 奉。 蔵人右中弁藤原益光

宝永七年五月幕府から安国に対して鍛刀の命が下った。それは家宣が六代将軍になったのを祝して朝鮮から派遣し

前忠吉など計二十四名であった。安国も幕府の御用というので感激に身をふるわせながら太刀と薙刀各一振を打ちあ てくる入貢使に賜うものであった。その選に入った名誉の刀工は安国のほか和泉守金道、栗田口忠綱、 水田国重、

薙刀は刃長二尺という長物であったからであろう。安国の作品が島津氏の手を通じて幕府に納めてからのことはつ

げた。そして押形をとり、つぎのように奥書きした。(奥書きは略す)ここに大成道具とあるのは太刀は刃長三尺、

ぎの記録が説明してくれる。

今度来聘之朝鮮人御用之御道具御腰物部屋江相納候儀ニ付被仰渡趣。

御腰物部屋江相納候太刀長刀之儀ニ付申談事有之候間明後十一日四時、 御城江可有御出候

四月九日 萩原近江守

松平薩摩守様留守居衆

様より被仰渡候者、朝鮮人箇用太刀相調之儀、 候、御銀者御納戸江参リ候而可申請之旨是又被仰渡候 右之通被仰渡侯ニ付今日御城江罷出侯処於檜之間本多弾正少弼様、 波平江被仰付候処、 此間相納候、 仙石丹波守様、 依之右之値箇書付之通被下之旨承 萩原近江守様御列座ニ而近江守

太刀一腰 銀七枚。長刀一振銀五枚

右之通被下候

右之御書付以御納戸江罷出、 御銀十二枚申請候、 私印判御帳に押候、 御納戸衆萩原市左ヱ門殿被詰居候、 其下役よ

第四章 近 世 二八九

り御銀相受取候、右之通私御城江罷出相勤申候、右之太刀長刀御腰物部屋江相納候節、 本阿弥光通致持参候、 旁後

年為御見合書付申進申候以上

宝永八年卯四月十一日 若松彦兵衛(判)

橋口三郎兵衛殿

正徳二年正月に本阿弥光通の依頼により、安国は波ノ平系図を送っている。波ノ平刀工系譜の安国以前の記述はもっ

ぱらそれによるものである。 本阿弥光通より依頼の件はつぎの記録に見えている。

其方家筋之由緒書可被差越之由、本阿弥光通より申越此節江戸江被差越候間、

加判形渡置候、

向後無相違可致家伝

由可申渡旨、 依御下知如件

正徳二年壬辰正月廿八日 御記録所 印

川上平右ヱ門久儔花押。 肥後仁右ヱ門盛雄花押。市来早左ヱ門親意花押

橋口三郎兵衛

安国は享保五年すなわち浜御殿の鍛刀の正月に歿している。基は父安行と同じく松林寺墓地にあった。この墓地で

成心宗仍大居士 享保五年庚子正月廿五日。 橋口家の全盛をうかがわせる思いがある。碑名は、

番大きな墓で刻字もすぐれたものである。

号大和守波平安国橋口三郎兵衛墓

文化十一年刊行の称名墓志に安行安国の墓が松林寺墓地にあることを詳して載せている。

五十九代安常は安国の長男で八郎兵衛と称した。初め安和と称した。新刀押象所載の裏銘で明和七年までは生存し

ているが歿年や墓などは分らない。

六十代安行は安常の弟で勘之丞と称し初め安氏と銘した。享和二年に安行に改めた。藩主斉宣が鷹狩と小鳥撃ちに

谷山に見えた時安行は嫡家波ノ平行周と共に享和元年十二月十七日鍛刀の実況を上覧に供した。その時役割は次の通

りであった。

金焼並に火の前 行周四郎右ヱ門

行光助次郎

同火つくろい

勘助

金鍛火の前 安行勘之丞

鞴差

助次郎

番子

勘助。 同 助右ヱ門。同 鉄之助。同 十蔵。同 甚次郎。

以上の面々で脇差一振を鍛えて献上した。行周はこの場合主任役で助次郎鉄之助十蔵甚次郎の四人の子供を参加さ

せている。安行は勘助、助右エ門の二人の子を加えている。嫡家と本家合同であった。褒美として行周には金子五百疋は で坂之上羽子田に寿庵松の碑をたてた人、墓は堂々としたものが射場墓にある。安行のものは松林寺墓地に と芭蕉布二反、安行には芭蕉布一反を賜わった上、一同は酒肴の御馳走までいただいた。行周は有名な寿安六世の孫

白庭浄清居士 文化五年戊辰五月十日

第四章

近

世

二九一

谷山の歴史

俗名橋口勘之丞 薩州波平安行

の大和守安国夫妻其他明治十五年四月二十五日に歿した六十三代行安等著名な波平刀工一族の墓が十基ほどもあった として建っている。歿年は三国名勝図会によれば六十六歳となっている。松林寺墓地には前記の大和守安行夫妻、こ

が、昭和三十九年頃万田ヶ宇都墓地公園新設のため墓地廃止となって取除かれてしまった。

以上述べたように近世新刀期時代波平刀工には名工がつぎつぎにあらわれて全国的に声価を高からしめた。谷山の

誇り高い歴史の一こまをつくりあげたのである。

六、谷山郷士の武術鍛練

庭ではこの平山家のように大形は武を励んだもののようである。それらの物語がいくつも伝えられている。 目に「武道を知らなければ時に到って身の破害におよぶことがある。分限相応に心掛けよ」と戒めている。 安永三年(一七七四)谷山郷士平山貞右衛門武真は十八か条を書きしたためて、子孫への遺訓としたが、その二条 幕末のこ 武士の家

吉利治右衛門、槍と剣術の長野善蔵仝祐通親子、大脇為政などは達人として名高く、

修業の逸話等も残されている。

とであるが弓の西村次郎兵衛、

よくわかる。郷では練習する日を決めて式日として怠らなかった。毎月五日は鏡智流槍術、 文久三年から慶応四年まで六か年にわたる「名越高朗日記」によれば、谷山郷士の武術の練磨にいそしんだことが 十五日は天真流剣術である。もし欠席の場合は理由を具して届出ねばならない。式日以外臨時に練磨する 十日は調練日、 十四日は

こともたびたびあった。今日射場の跡、 こともあったし、藩主忠義公が試合二組を上覧されて金千五百疋を下賜されたこともあった。また一陳調練という大 、調練場の跡というのが幾か所もある。調練御見分として御軍賦役衆の臨場する

仕掛けの演習もあった。 「名越高朗日記」を引用してそのことをのべる。

元治二年乙丑二月

、六日雨 五ツ半時分より仮屋江出勤此節頴娃於大牧ニー陳調練被仰渡今日内調練いたし七ツ過帰宅

九日雨 五ツ半時分より仮屋江出勤九ツ時分帰宅今日物主衆爰許江御越有之追鐘時分より彼旅宿横町之助左衛門

所江出張夜入候而帰宅

、十日天気能罷成今日出軍当番二組之人数繰出頴娃陳宿別府村之内折尾と申所江出張我々ニ者物主衆共々列立差越 追鐘時分陳宿江着、尤荒平越と申所道あしきよし昨日差越候兵糧方平井仁右衛門殿被申越候ニ付喜入牧越ニ而差越

候是以打続く雨ニ而道悪敷有之候

、十一日晴(今日四ツ時分より物主衆幷二我々昇預リ什長壱人列立惣物主町田内膳殿陳屋新牧惣人数着揃之届とし

て差越昼時分帰宿

、十二日晴 今日□□調練にて五ツ時繰出して差越昼時分相済帰陳也

、十三日晴 太郎殿陳場江着即人数繰出調練至極之上都合ニ而相済皆々陳宿江罷帰リ候尤調練備立之次第 今日一陳調練見分六ツ時分折尾繰出五ツ前陳場江着四ツ過御軍役奉行折田平八殿御軍役方書役市来彦

5前、御軍役奉行衆惣物主陳屋

近 世

二九四

指宿惣物主町田内膳組 第 編 谷山の歴史 頴娃物主田中清左衛門組

谷山物主平田善太夫組 谷山物主市来清十郎組

川辺物主地頭三原伝左衛門組 山田物主島津織部組

(組移動展門隊形図はここに省いた)

十四日雨五ツ時分折尾出立七ツ時分帰宇無程我々組物主平田善太夫殿旅宿横町之助左衛門所江差越追鐘時分平田

十五日雨 四ツ時分より仮屋江出勤今日天真流式日ニ而出張八ツ時分帰宅

氏被致帰宅候それより市来清十郎殿旅宿江差越夜入候而帰宅

十六日雨 早朝より出府頴娃於大牧ニー陳調練首尾能相済物主平田善太夫殿方江一礼として佐藤市兵衛殿同道ニ

而差越七ツ時分帰宅

長野善蔵に伝授された免書

稲留砲術極秘書内一巻

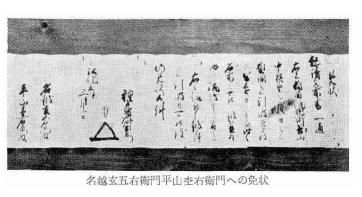
射構之事 矢台之事 口伝

諸台之事

口伝

、後之位之事

右者 稲留流砲術雖為極秘伝 其方事当流之稽古別而熱心ニ而深切心掛 無閑断出精衣為有之比節当流伝来之内右



而秘事之伝授等茂可致候依而伝来免書

忘却相守一涯心掛出精有之度候尤其方江伝書相渡右通令免許口伝迄茂相伝殊

今月今日伝授候就而者古来より里之射方之一筋

ケ条丼極秘書伝奥書之通

方迄茂致免許候リ付聊不取捨練熟有之候而門弟中ニ茂引立指南方可有之候重 二起証文前書等茂相渡置ニ付而者心付候儀申談此度よ里其許門弟中江者指南

如件

万延元年 郷原 転

庚申四月三日吉祥 久寛

真心影流の川上家 谷山市山田町谷の川上家は先祖以来武道の家で、馬術の方では鞍馬流師範家、

犬追物に関する貴重な文書が現に数通残されていた。 剣術の方では直心影流の師範家で近世ではこの剣術が有名であった。 川上四

犬追物では検見の役を仰せ付けられるなど斯道に光彩を放っていた。馬術や

郎兵衛宝山は文政十一年に生れ明治四十年八十歳で歿したが(墓は慈眼寺公園

指導した。宝山の嫡子四郎兵衛翁介は(川上矢吉氏の父)明治六年酉五月島津久光公が拾四ヶ条の御建白につき上京

彼は幕末から明治の初期にかけて特に多くの門弟を

川上どん山の山頂にある)

第四章

近

世

二九五

の際、 彼は二十歳であったがすでに剣豪として名高く、 谷山の歴史 選ばれて公に随行しその身辺護衛を勤めた。 翁介の正心堂道



木村彦介、

気旺盛な若い門弟でにぎわった。

(樋之口町いまの甲東中学校のところ) にはいつも元

正心堂入門名簿帳

西郷寅太郎、

迫田幸吉、

鎌田助熊、

奥原熊、

肥後直熊、 肝付正太郎、 鎌田政仁、 相良愛之助、 肝付弥

二郎、相良栄介、郷田諸右エ門、永吉丈助、 平川亀次郎

集院栄太郎、山口幸四郎、 郎、 堀武常、木場佐吉、 木村彦五郎、平吉彦、 小田十助、 児玉猪之助、 小田十次郎、 新納三平、 竹崎三五郎、 森岡英熊、永各 伊集院新三 伊

永野幸吉、永田長太郎、川上彦助、古川虎熊、辺見勇彦、菱川応吉、坂元周介、浅江勇吉、浅 土持平一郎、 山本栄之助、 鎌田寅之助、 荒武真左エ門、平英吉、

綱熊、

市来武次郎、

徳田盛顕、

上村操、児玉利介、

江三次、町田二袈裟、 平豊彦、伊集院兼清、

仁礼太司

真心影流は今日影が薄いようであるが、すぐれた点をもつ流派でぜひ復興せねばならぬと有志が吹聴している由で、 以上五十名のうちには西郷寅太郎や辺見勇彦のような有名人もいる。またこの帳簿に見えない門弟も多いとのこと。

鹿児島上之園町倉内翁などが発起者のひとりであるらしい。

七、谷山郷士平山貞右衛門の家訓

書」としてあり、明らかに家訓と受けとられる。内容には明治の教育勒語を思わせるところが多分にあるようである。 これは用紙西ノロ十枚綴一冊に認められたものであるが、表紙には「安永三年午三月、平山家子孫代々身持可嗜遺

子孫代々身持可嗜遺書之条々

- 、文道を不知者事之是非意味深長分リ兼候事に候間学問一通は稽古可有之事
- 一、武道を不知は到時身之破害に可及是又分限相応に可心掛事
- 一、忠孝は身の分限に応じ一生不可忘事
- 相叶候様に不致候而は孝養の理筋可遠哉と存寄候事

、父母孝養の儀浅知之者は諸養物備立候得ば孝養と覚候様子に候得共強々夫迄には限申間敷第一は父母の存念に

- 一、兄弟の 睦 万事親しく兄よりは弟を愛憐し弟よりは兄上江昼夜敬礼之儀不可忘候事
- 夫婦の交り互に無大形、妻よりは夫に敬礼篤く又者たりとて粗儀不礼の言行共疎略有之間敷事
- 一、家中に召使候下女下人理外之仕方有之間敷憐愍慈悲可相加事
- 親類中江兼て親敷相交り音信贈答無懈怠尤祝言慶来有之事候も其節は互に打寄時之宜敷可任事
- 一、隣家互の交リ是又無疎略入魂申談儀可為専一事
- 、不肖之身なれ共役儀共被仰付、役の高卑に不限御用筋に付而者少も大形仕間敷同役有之役儀候はは勤方同役三部
- の二ほどは可勤増事

第四章 近

世

谷山の歴史

役儀に付而披霧可承事善悪吟味も間には有之事に候其節は高役より口始しめ有之も有之亦は下役より次第を以吟 味有之事有之候事候、其砌は高役又は年の老若を見合善悪に付ては兼而別懇心易く見合候人たり共贔負無偏破理味有之事有之候事候、其砌は高役又は年の老若を見合善悪に付ては兼而別懇心易く見合候人たり共贔負無偏破理

役儀に付而は百姓町人の身之上迄取計致事有之其節は随分自分無慾心、下々江気を附諸人の気振潤立候様に可取りの場合に対している。これでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは

筋の一通申出其詮雖無之候押て其理筋申立るには及間敷事

一生の身持、 利慾之甘味に喰附、 父母より受得置候無取替身体を滅亡に及儀過半有之、此私慾頭発を能々押付無いの場合のである。

諸人親類朋友などに至迄自然差障り無之儀に付ては家筋富類盛長見立も有之事に候随分心掛盛長建立可有之事 由断名聞利慾可為大敵事

家の衰微を不顧徒に年月を送り酒宴遊興色慾等を好み或は分限不相応の物数寄有之、軍役高共相払器物等相求其 者は遠流可為事 外費成身持懦弱之仕方有之人は早速親類差寄意行を加へ乍不相用面々は親類吟味之上、年長候者は隠居、年若き

家之嫡庶互之交り慇懃可有之嫡家は甥、庶家は叔父に至共叔父之方より敬礼を可用侯、 而万事宜敷様に可取直候、 落着不致候共納得有之迄は顔色宜敷を見合異見可申通候事 甥之儀も疎略及間敷事

雖為父母間には取違え家領地可及損亡無了簡物数寄有之事も候其節は子共和気用之意見仕、

尤親類中にも申談候

古来渡来り候高を二男三男分地之儀可為無用、夫共其身相求候高は其身了簡も可有之、無寄附高分地候而は行末

は無高体案じ申不宜候間自分以後は二男三男江は其身一代所務を見合遣置子共代に相成候節は其儀に及間敷候事

は毎物義理等に疎く暗眛候間其分は心掛可有之候、右之意趣無益成る事共と間には可存方も有之候半然共高きに登 右条々後代一生無懈怠可被相勤候、箇条之内にも相見得候学文之儀四書古文等素読被致一通之字限は得心無之候得

り遠きに可行一助共可成哉と相考候而箇条如件

安永三年午三月 平山貞右工門印

平山孝左エ門殿

同姓 筑兵衛殿

右同

子孫衆中

谷山郷士平山貞右衛門家の家財

の間有為な人物出て、資産家としても名ある家である。貞右衛門の書き記した「財宝次渡改帳」 この平山家は谷山郷士中、上級の家であったと思う。貞右衛門以来およそ二百年、家系連綿として今日に至り、そ (用紙西ノロ八

枚綴一冊)によれば、ほぼ谷山郷士の家計や財産調度品などが察せられるので、ここにこの次渡帳の全文を掲げる。

なおさきの家訓とこの次渡帳の二冊は平山宗正氏所蔵の文書である。

、五敷五間三尺 茅家 壱軒。

平山家古来財宝次渡改帳

但床有 表居所 通口舞良戸立附有 居所 東方より前側西之方迄

雨戸構有

四敷三間三尺 但妻住居 南雨戸構有 右同断台所

門屋有 中門有

第四章

近

世

11100

一、高五拾石余有。

右之内

一、高四拾石余 門付高

一、高拾石余 浮免持留高

一百打石乡,沒乡打量市

一、刀 大小一腰 刀 月山銘有 脇差左文字銘なし。 一、御筆掛物 一幅。一、鉄砲 壱丁 三匁筒。 右現高之内五石分出米相除所務二男一代分地代米此己前は古来渡高代々分地故及困窮候故此方代より右之通究置候

、酒樽 壱丁。一、鎧、壱両 大破物。一、鑓弐本 右同。一鑓、朱椀 壱束 但はん茶五斤入。一、重紙箱 壱ツ 但外会皮有、硯箱幷石迄入。一、半鑓 壱丁。一、鈴切立 壱ツ。一、鈴 但坪相附。一、茶壺 壱ツ

鉢 壱ツ一、盃 壱ツ 但朱ぬり。一、押鉢 壱ツ 但唐物

右品物古来渡品物

一、同

壱幅福禄寿 壱幅子生立鶴

、刀大小壱 腰刀銘なし脇差波平銘有。一、刀 大堂羅 壱本。一、脇差 弐本。一、掛物 不尽絵壱幅。

壱束。一、しゅんかん茶椀 壱東一、奈良茶椀 九 ツ 一、押鉢 弐ツ 壱ツ青塗焼 壱ツ散し形付

弐幅。一、寿老神 壱幅。一、鉄砲

壱丁 壱匁五分筒。

一、椀 平湯次食

一、茶皿 九ツ一、小皿 壱東 一、盃台 切立ため塗 壱ツ 一、同 壱ツ 一、盃 失塗箱入 三ツ

右亡父平山孝右工門寄附品物

一、刀銘なく堂羅 壱本 一、脇指 平物 壱本 一、文字掛物 弐幅 一、折覧き 手指木、色取 弐拾枚

同 下之物春慶途 壱束 一、夜食盆 絵入 壱東 椀 弐束 吸物椀 壱束 奈良茶こ椀

壱束 一、酒樽 壱ツ 一、醬油樽 壱ツ 一、半鎚 壱ツ

右平山貞右衛門寄附品物

之儀者禁止無用候我々精力を以相求候高者格別夫者心次第も可有之候先此等之遺書宝物次渡如斯御座候 之節先祖渡之品物破損物は外書に相記し亦者面々寄附之品物は箇条書を以可次渡候且又先祖次渡高之内 右者尊父代迄者家財宝帳面次渡者無之候得共後代に相成見合にも可相成哉と此方存寄帳面ニ書記し置候、 安永三年午三月 平山貞右エ門 (EII) 一男江分地 受取次渡

平山孝左衛門殿

八、郷士の農業経営

績をあげた等といくつも伝えられている。藩政時代の終りごろのことであるが谷山麓郷士の名越家の農業経営はすぐ 力した者もあった。いわゆる下男下女を使用しまたは牛馬を飼育し堆肥を増産して肥料として農耕を進めて収穫の実 郷士の農業経営はいかようなものであったか詳しく知ることはできないが、一般の百姓同様あるいはそれ以上に努

れたものとして評判が高い。

ながら、自家の農業経営には百姓以上の努力を払っている。彼は明治四年四十四歳で死亡したが、死ぬるまで公職を 大事にして公用の記録も書きしるした「名越高朗日記」がそれで六年間の記録一冊がある。また元治元年より明治九 嘉永安政文久元治慶応の年代に谷山麓の組頭や郷士年寄など勤めて名の高い名越源左衛門高朗は多くの役職をもち

<u>=</u>,

第四章

近

世

谷山の歴史 <u>=</u> O -

年まで十三年間分の農耕記録 「耕作万之覚」は明治三年春ごろまでの分は高朗自筆の記録であると思う。この記録を

調査研究された 芳 即 正 氏の調査のまとめによれば(以下同氏の記録を引用す)「耕作万覚」帳は現在谷山市名越



を残した名越源左衛門その人であると思われる。大体元治元年(一 述者は明記はないが別に「名越高朗日記」「武蔵国江覊旅日記」等 高業氏の所有にかかる同家は旧鹿児島藩時代谷山郷士で本覚帳の記

覚、下人覚、および馬買入覚の記述は正式に保存されているが他は 類して掲げたごとく数項目にわたる。形式は大福帳式のもので作付 八六四)より明治九年(一八七六)までの農耕関係の資料を含み分

部あるいは全部がすでにこれらを記述する用紙として利用されて

筆蹟墨色等によるに適当の間隔をあけて作業の終わるたびに要項を累加記録して行ったものと思われる。時にその時 た。就中作付覚が本覚帳の中心をなすもので例年田畠各耕作地別しかも耕作物種頭別に項を設けて記述されている。 いるもので多くの部分が墨丸や墨線で抹 消 されておる。しぜん順序は出入が多いが本文のごとく整理することができ

相知れず……」ということになっている。予定した紙面で記述があふれる時には、付せんが用いられたのである。 記帳ができず明治五年(甲)坂之上余地道の方の藍葉のごとく「右植付三日後より書異候間相知れず肥之儀も委くは

が浸種月日浸種量植付月日雇入労力肥料種類および施用量、 作付覚中田地は慶応元年より明治四年まで、畠地は同じく慶応元年より明治九年におよんでいる。時に脱落はある 施用月日(追肥共)収穫月日その植付よりの期間収穫高

まとまったものは外に多くを見出し得ないであろう。ことに肥料については基肥追肥共にその施用の要領を記し当時 籾粟の品種等について簡明に記している。近世末期の薩摩藩農耕技術の一端を知らしめる資料としておそらくこれ程

の肥料技術の段階を伺わしめる数箇の資料で本覚中でも最も貴重な部類である。

中唐苧芋大根木綿等は作付覚に公然と記述を見ず他に作物の作付記録の間にまたは「高朗日記」加勢雇人覚等にみえ は別表のごとくである。さらに耕作物は米麦粟を主として国分大根かぶ藍葉麻苧葢麦唐苧大豆木綿葉におよび、この 肥料施用についてはあらゆる努力が払われ本覚書中に見える肥料種類は二十四種類におよび連年の施用状況 一覧表

て耕作確実と考えられるものである。

かくて籾平均収量は約四石五合摺にして米二石となり田地によっては平均二石三斗余となり当時の技術水準をはるか 十歩、明治三四年頃の畠地七十塚五反八畝十歩となり、田畠合計九反一畝二十歩即ち九反余を耕作したわけである。 または三十歩という。考証は略するが各種の事情から一塚二十五歩が妥当と考えられ田地三箇処四十塚は約三反三畝 耕作地の面積は明治三四年に塚数で記されている以外不明である。一塚の広さは県下まちまちで谷山でも二十五歩

すなわち一升一合入ということである。俵の容量は籾一合のり三斗五升入が標準と思われ慶応三年八斗三升入は金ば に凌駕している。なお田地二箇所は米麦の二毛作一箇所は明治三年末からかぶの二毛作以外一毛作しかも実植である。 本文で気づくことは枡に二通りを用いていることである。金ばんおよび一合のりで内壱合のりとは壱合余計に乗る

下人は年末交替で時に二三年つづいて奉公する者も居り、身代金はきわめて安く慶応年間のそれを米価にて換算す

んか、入で枡は不明、明治元年のみ金ばん三斗五升入となっている。

第四章 近 世

かもその身代金は年々激増し明治四年には前年の三二貫文から四百文へと激騰しこの年下人が六月にも交替して何か ると米二斗くらいにならない位である。それでも当時の農家の子弟の働き口としてはよい収入だったのであろう。し

賃金問題にからむかのごとき臭を存している。

最後にこれは昭和二十五年六月の去る日面高正俊氏と共に名越家を訪い以来当主高業氏の嗣子高道氏の御好意により ずさわり源左衛門も文久三年郷士年寄助、文久四年(元治元年)郷士年寄、明治二年常備隊編成の折、 抱地の松山の入札一件などがありこれからある程度の内容は推測できるが正確にはわからない。 る。時に抱地の林野関係たとえば「松山跡焼方として抱地江差越」「抱地江松山之中竹伐方として差越」などまたは 述に「○○日抱地に差越六ツ半時分帰宅」のごとき抱地に出向いた記事が多いがどのような用件かまったく不明であ されている。しぜん日記にもそのような公務に関することが主に記された。たとえば仮屋出勤が日常の記述で、ただかか る公務の間に符録に示したごとく主人みずから耕作に従っている。この外耕作となんらの関係をもつかと思われる記 最後に高朗日記について一言すれば、名越家が谷山郷士中でも中流以上で代々郷士年寄等をつとめ郷政の一端にた (以下略す) ただし 小隊長に任命

にすぐれた篤農家のいたことにまた驚かされたのである。ここにその覚帳の記事の一部を載せることにする。 らるるにあたって資料として印刷配布されるに至ったので世間一般もこの覚帳の内容の豊富なことに驚きまたは当代 「耕作万覚」は芳氏の調査研究により記録の内容が明らかにされた。たまたま鹿児島県農地改革史編纂の業が進 借覧して書写研究を行ったと 芳即正氏は記しておる。

午歳(註、

明治三年一八七〇)

三月廿日土用より四日目也

籾種子二斗一升内加世田万石一斗五升森之元惣福之前上へ、赤餅六升惣福之前下蒔入廿七日、かしかたより八日目

批

四月十六日口黒一斗二升慈眼寺寺之前

、前田実植四月廿一日四月中日也、焼酎粕交へて馬糞肥二駄砂廿四角馬骨一斗七升、雇人中村より三人、馬の鼻取

一人並下人、追肥白灰一表半入十三表

刈方九月廿日植付より百四十七日目、

口黒十三表と二斗七升合一ツ

符箋、廿四年砂十二年砂交へ用、 大根種子と合ながら、但賞払候節大根本数九千二百本位ニ而候 肥一駄馬骨一斗三升五合〆而二斗一升一塚ニ付而一升ト合三ツヅツ、雇人三人

、惣傾之前田植

五月廿一日五月中五日前入梅より五日目也肥六駄焼酎粕十駄雇人五人内三人女、馬之鼻取ニ者下女差遣下人込ニ而 人数七人早目ニ相済也、刈方九月廿五日より、植付より早二十二日目也加世田万石六表ト三斗四升餅七表ト一斗四

升〆拾四表一斗三升

、原之敷北之方大根植

六月廿二日土用入国分大根本数九千二百本位也畠二而五百貫文ニ売渡侯

第四章 近 世 三〇五

谷山の歴史

ニ相済候

五月廿七日五月中より四日目入梅より十一日目也、肥焼酎粕交十駄雇人五人内一人女、馬之鼻取下女込而六人早目 森之元田植

合五勺 刈方九月廿六日より、植付より百十八日目加世田万石十三表二斗六升、かふさ籾二斗七升惣〆四拾弐表二斗三升二 但枡壱合乗り

、坂之上余地糞植

砂篇一ツヅツ油粕二升ヅツニして道端四塚一升五合ヅツ相用候尤中二塚者賦之通り二升ヅツ也 六月廿六日土用入より五日目也立秋十六日前也彼岸五十九日前也、焼酎粕交へ之ニ馬糞一塚二篇二ツヅツ肥交へニ

刈方十月十五日より、植付より百三十七日目メ取実九斗四升七合五勺

、原之敷粟植

九塚植、栗杖つき、外二拾弐、大根芋

右同日、 馬糞並砂肥同様油粕一塚二升ヅツ押ならし相用候雇人三人内一人女

刈方十月十日より、植付より百三日目也取実五斗八升七合五勺

、郷原粟植 三塚葉かぶり、三塚植餅粟

六月廿七日土用入より七日目立秋十四日前彼岸五十七日前也、 焼酎粕交へ之ニ馬糞一塚二篇一ツ半ヅツ唐芋床土笋

葉かぶり刈方十月十一日より、植付より百二日目、取実餅粟三斗四升三合外にかぶせ一斗九升同葉かぶり二斗六 半分ヅツ肥交へ之ニ砂一ツヅツ油粕二升ヅツ、坂之上仁次郎一人頼入、刈方十月四日より、植付より九十九日目也、

升五合メ六斗八合惣メニ石三斗三升三合

一、前田かぶ植 拾五塚切上方男六人

三人之数也、 十月廿一日植付塵溜ニ桶肥丹後一ツ半位交へ候を笄四十五、人数下人込男三人下女一人但下人者肥運方ニ付右之通 取実二斗五升

、堂敷畠小麦植ノ蒔方之儀者二升五合十月廿九日冬至三十一日前也肥交へ之馬糞十六年一塚ニ四勺ツツ但十月中三 日也、掛肥三駄小便半交へ十一月三十日大寒入也取実三斗五升打落

一、郷原大麦植(合一ツ或合一ヶ切

閏十月三日冬至より廿八日前也肥交へ之馬糞拾二**阵**塵溜十二**떶**一塚ニ四ツヅツ、午十二月廿九日掛肥小便半交三駄

、惣福之前、田大麦

節分より十六日目也、

取実四斗四升打落

て五合ゾツ下畦町モ右同断掛肥小便ニ油粕交へ置候而節分より七日目午十二月二十日、取実五表ト四升但打落 ほい方いたし雇人四人内女一人都合六人、牛一疋右人数ニ而よき蒔仝相済、但麦種子者二蛙町或タテ三升ニもいた 閏十月九日冬至より廿二日前也砂交之肥二駄油粕一塚ニー升五合ジツ廛溜之萩之子交(年四ツジツ当日朝下人下女共

世 三〇七

九、豊臣秀頼の薩摩落

谷山市下福元町木之下部落に豊臣秀頼の墓と称するものがある。多宝塔で、塔身は円筒形、高さおよそ二メートル

円筒の直径六十二センチメートルである。

処、老人参候て六左衛門へ相尋申候は私には故ある者にて御座候、秀頼公は薩州へ御下被成候由承居申候、いつ頃御 顕貴の相あり、邑人疑て秀頼ならんといふ。子孫あり農民たり、此ところ称して木下門という。」と書いて秀頼の亡 由、返答にて候と也、六左衛門殿右の老人へ、御方はいかなる御人いつれに御座候やと相尋被申候へ共、只故ある者 死去被成侯やと無拠懇望に相尋申侯、六左衛門被申侯は、秀頼公は於大坂御生害被成と承及侯、薩州には御下り無之 命説をとりあげている。有馬温泉の会話と題して「寬陽院様有馬御湯治に御越被遊候節、色紙六左衛門も御供にて候 にて御座候と計為申由にて、何たる者とも不相知候由」、これは薩藩奮伝集補遺に載っている。亡命否定説である。 し亡命して薩陳の間に匿ると、故に来りてこれを求む。或説云時に薩州谷山に来り居る者あり、背高くして色白し、 西藩野史には「秀頼の臣堀内大学助藤原右京亮竊に隅州加治木に来り密に人に語て日、聞く秀頼君偽て大坂城に死

「薩摩風土記」上中下二巻のうち下巻にも秀頼のことを載せてあるが、「異本薩摩風土記全」には絵図を二か所へ

入れて、次のように記してある。

をあはれあるくとゆふ殿より仰渡されハ此御人に一切無札のなきよふにとの御触にて人々其なまよいを見候へハにけ 石碑というをしらす。大坂の人々此辺に住浪人姿にて世を送るとみへるなり。俗にいいつたへには、秀頼たいてう中町 谷山の町はつれに木下角という処あり、赤松の大木の下に五輪の塔あり、両面に公家束帯の像あり、こけむして誰の

出す、是も大坂人の品者といふ。又下町の上方問屋に長門守跡系図存といふ木村権兵衛と云人有り、是木村、下町納屋通 朝夕回向を仕たる地蔵とも云なり。上町右地蔵堂の裏に池の権現とゆふ石墓あり、八ヶ年跡より京絵図人のこつをほり り、あへハとちうにても無心をゆいかけこまるといふ事なり。上町の地蔵堂は秀頼公乳母子老母とあとをとむらひ堂立 るとこ云れ秀頼公なるへしと云。今に谷山よいくらゐにはかなわぬといふハ武家にもよらぬやうに、にけかくれするな

れハはるか末に召出し扶持せしものとみへるなり。」と。絵図の一は千地蔵堂を画き、説明は大坂秀頼の古碑上町地蔵町 上に山口氏の八百屋あり真田の末と云う、紋六文銭を付すなり。同所仲丁にかつさや有なり、秀頼の書物ありという。後 古石碑がある。絵図の二は大坂人の塚なりというと説明して、現在の称秀頼墓によく似て描かれ、塚の本に松の大木が の角に地蔵堂あり、秀頼石碑祭と俗にいう。いずれこの地に人々おち下り、身をひそめていたものと思われ、谷山にも 真田の跡武家にて大侍にあり、紋所も其儘されしといづれを本非といふをしられつ、入にききてもわからす、こ

塚木松壱本目通壱丈三尺廻り

福元村木ノ下門名頭屋敷内

かかれている。

「谿山諸記」には次の記事がある。

右塚木ハ天保七申六月大風ニテ倒木ニ相成諸人申受取除トカヤ、右松ハ往昔木下藤吉持来候ト云々 右松下ニ古キ墓アリ。道清禅定門ト銘アリ。

右同村福留門名頭屋敷内

高サ八尺五寸午方仏像子方衣冠之像彫刻有之文字不相知霜崩アリ。

第四章 近 世:

谷山の歴史

孫九郎殿御廻勤之節塔下深サ壱丈程御改有之候得共誌無之勿論墳墓之躰ニ茂不相見得為何訳モ不相分候故弥以申伝 右ノ塚木松ヨリ壱町半程東方ニ地ノ神ト申伝へ霜月一度ツツ祭来由緒不詳候処寛政十二年庚申六月御記録奉行本田

候通地之神ト得心待自然由緒相尋候人モ有之候ハバ右之趣相答可申旨可申置与被仰渡置候

下福元村慈眼寺寺内

、正八幡宮

以上であるが、正八幡宮は「三国名勝図会」を見ると社殿も鳥居もりっぱなものである。現在は石祠だけになって 但由緒相知不申候下福元村之内木之下門江窂人罷居相果候以後百姓共ヨリ建立為仕由申伝候

谷山亡命を肯定しており、当時の伊集院家の屋敷は現在の南麓長野家で、広い屋敷をめぐらした石垣は秀頼在世のこ 谷山南麓伊集院家は目代という役目で、鹿児島から秀頼監視のため派遣した格の高い家柄という理由で秀頼の

まい、のち、木之下へ移ったと伝え、「天下山」という地名もあり、昔より木之下姓も五、六軒あると伝えている。 ろのままであるとのこと。又下福元古屋敷は秀頼が薩摩落ちの際、障子川口より舟で古屋敷に上陸し、ここに暫時住

田絃二郎は谷山を訪れ、秀頼の墓だけに参り、記念に伊地知栄二村長、有山長太郎父子、佐多峯太郎校長とともに撮 谷山を訪れる観光客は秀頼の墓をたずねることにしているようである。昭和十年ごろ、谷山を訪れた紀行文の大家吉 「我が旅の記」の著書の中に、 秀頼の谷山亡命を肯定して、名文を一節載せている。その時までは石塔に衣冠

の像が刻まれてあると記している。

谷山市の隣村吹上町中原の旧家宇都家に伝わる木盃ならびに茶碗は、谷山木之下に住んだと伝えられる豊臣秀頼が

用いられたもののようであるといわれ、その品の由来書が谷山に寄せられた。ここに紹介する。

木杯並茶碗ノ由来

杯及茶碗アリ、嘗テ老祖母ノ言ニ此ハ之レ上国ヨリ高貴ノ人難ヲ遁レ此里ニ隠栖シ給ヒ朝夕此器ヲ用ヒラレタリト、 相伝フ予カ八代ノ遠祖善兵衛君(天和貞享元禄ノ頃)常ニ遊猟ヲ事トシ近郷ノ山野到ラサル処無シト、 又当時此家ノ祖先ナル者親道シ、時トシテハ此茅屋ニ来臨セラレタリト、或ハ云フ拝受セシ物ナリト、又云フ高貴 元村木下門某ナル者、尤獣猟ヲ好ム屢会合シテ遂ニ交際親密ナリ、一日木下門ニ宿ス、某告テ云フ、家ニ珍蔵スル木 当時谷山郷福

フニ譲与センコトヲ以テス、某マタ意トセス輙ク与ヘタリト云フ、前述ノ由来アルニ由リ毎歳盂蘭盆会ニハ、遠祖ノ 人ニ供シタルニ由リ忽緒ニ付ス可ラス啻ニ秘スルノミ、君ノ一覧ニ備ヘン、之ヲ見レバ真ニ稀世ノ逸品ナラシ、某請

クハ高貴ノ人トハ公ナランカ、今ヤ筥裡ニ蔵メテ後昆ニ伝ルニ至ル、然リト雖モ其ノ由来ヲ詳記セサレバ或ハ後世瓦 スルノミ、世俗ニ伝へ云フ、豊臣秋頼公難ヲ大阪ニ遁レ、同所ニ隠遁シ給ヘルニヨリ今ニ木ノ下門ノ名称アリト、恐 霊前ニ供スル此器ヲ用フルヲ例トセリ、明治初年神祭トナリ、他器ヲ備ルニ至レリ、木杯ハ家ノ重大ナル祝日ニ供用

礫視スルアラン乎、故ニ口碑ニ伝フル所ヲ叙テ後世ニ伝フルコト如此

明治三庚午歳七月吉辰善兵衛君八世ノ孫為儀謹識

等アリ、又世俗ニ伝へ云フ野猪百頭ヲ銃斃スル者ハ仏ニ供養ヲ築クトノコトアル故ニ遠祖ハ九十九頭ヲ獲テ猪獵ヲ止 然浪動キ千鳥飛ブガ如シ裏ニ瓢簟ノ模様アリ塗ハ朱ノ土黒キ色ナリ、茶碗ハ壺茶碗ナリ響焼キニシテ延べ金ニテ牧絵 附記木杯ハ亘リ五寸ニシテ高サー寸六分中ニ五七ノ桐ニ唐草ノ金絵アリ中ニ浪ト千鳥ノ模様アリ酒ヲ盛ルトキハ宛

世

第四章

近

谷山の歴史

メラレシト今現ニ伝フル所ノ和銃ハ名工田代半助ノ製造即チ之レナリ。

昭和三十六年五月十六日

吹上町中原 為儀翁嫡孫宇都為秀提供

〇、赤松氏と舟石

る。居宅の近くに舟型の巨石があるのでこの字石ができたもののようである。巨石はドルメンであるとの説もあるが 決は斉宣の家老を勤めた出色の親子がいる。特に則決は長く谷山地頭も勤めている。さて川上氏居所の面積は何程あ るか知らないが居所のある山城のような森林と周辺の田畑を合せて周回一里程あるという。小字は舟石といわれてい れも旧家で友人同志といわれている。赤松氏は遠い先祖はさておいて近代では則正が島津重豪の家老を勤めその子則 山田町谷の川上氏の屋敷は藩政時代赤松氏の領地であった。明治初年赤松主水が川上宝山に譲渡したもので、いづ



御堂の跡を忘れることはできない。赤松氏の居宅跡は竹林と杉林になってのみを残す一畝歩程の荒れた敷地である。字名は「阿弥陀が迫」である。このように人里はなれて誰でも通わぬような処を、昔の人はもっとる。この舟石の処から狭谷も行きつめた山あいに阿弥陀堂があった。礎の祠は古い形式のものであると城の研究者鳥羽正雄博士が言われたといの祠は古い形式のものであると城の研究者鳥羽正雄博士が言われたとい

専門の学者がみていないようで確定的ではない。巨石の前にある山之神

ているが、屋敷の面影はとどめている。そこに赤松氏の建てた功農神霊祠記碑がある。

彫りで赤松氏の親族鎌田二藤太七十二歳作で棟札に由来を書いてある。なお赤松氏の子孫は姶良郡姶良町帖佐に居住 谷山市塩屋町日の出の宮原長吉氏の宅には、赤松主水やその母が尊信し祈願した道祖神像一軀が祭られている。木

赤松家(薩陽武鑑)

している。

村上天皇御七御子具平親王六代従三位季房末葉中将師季九代赤松入道円心三男

貝毎	」 造酒若年寄	安永四御家老	U.E. 患右衛門	第79	避 肥前守		彦	則被	律
田氏祠 和田氏嗣 藤太 東戸 大目付若年寄 男 化		家老	甚右衛門造酒明和七大目付格寄合		· 基本 喜太郎宮内左衛門	不肯後日向国住松山	郎父最之時受遺命走伊勢国国司	義則	師播磨国守護職 上総介
	J 内蔵蔵人主水	大目付若年寄御家老	央	(男 次郎左衛門	左衛門 新之烝	貝罗	沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙沙	温 被 陰謀顕し為山	5 左京太夫摂播
	,,,	老		見	- 支 上一省門	貝ョ	リ 重 肥前守	為山名将監被徽	左京太夫摂播因作備前五期ケ国主

第四章

近

世

三四

力農霊申

第二編

播磨之木山城来居於日向州之松山伝三世至肥前義季始仕 前守貞範季即律師君也範資貞範各消州郡而律師君襲円心公封領摂等六州最為強宗伝三世至雅楽助教康嘉吉天年教康自 為一軸蔵於堂内又書其事於石而立諸側其文日赤松氏之先播磨州人其尤顕世者日円心公円心公主三子長信濃守範資次筑 政六年甲寅歳六月創建祠堂於谷山郷山田村舟石之別荘安置画像扁日功農霊神祠因請同僚山田甲晦描写亦敬所賜宜命装 吾家旧蔵始祖赤松律師君画像一幅尺而祝之而曽祖父則春請神祇道管領長正三位侍従卜部朝臣兼敬賜号為功農霊神茲寛

竜伯公賜封色由是世為本藩人伝四世至於

病卒法名自天宝林寺殿播磨州赤松宝林寺蔵其木像而則春又写其貌造木像一軀蔵於高野山之赤松院云 師君諱則祐号妙善律師応安四年辛亥十一月二十九日 余遡而数之至於律師君実十有一世矣今也始構此堂祠律師君為百世不祧之宗因記其事於斯碑後之人知水木本原之義焉律

本藩大監察赤松則方謹誌

第三節 事変と谷山

、薩英戦争と谷山

生麦事件の結果薩英戦争がぼっ発することになったが、 ぼっ発前鹿児島では英艦の来攻に備えて全藩をあげて防衛

朗は三十七歳の壮年、この難局によく処して草野遠見番所の設置、伊作田布施阿多川辺川辺郡山田の五ケ郷陣宿の割 準備に忙殺した。当時谷山では組頭異国船掛の名越高朗は、 文久三年三月九日郷士年寄助に仰せ付けられている。 高

り当て、または神瀬並燃崎台場普請等最善の勤めに励んだ。

視されて、強固な態度を示された。ここには「名越高朗日記」の一部を引用してこの戦争の状況を知ることにした 士気を鼓舞し方策をねられた。さらに江戸在府の子弟姫様方を国許へ引き戻され二百年余以来の幕府の制度慣行も無 藩主忠義公当時二十四歳、英姿さつ爽御遠馬にて谷山加世田伊集院等と馳け廻られ、武術の御覗き試合の臨場など

V

文久三発亥歳

元旦 晴

天津日のひかりをやがて君が代の はるは長閑くあらたまる哉

ことしの初のは津音なりけ礼

千代とよ婦田鶴の声こそ新玉の

、元日例年之通於地頭仮屋御条書拝聞並年始之祝儀致見舞等なり

一、二日晴早朝読書始幷諸武術始之出会昼時分帰宅

、三日晴 見分ニ而首尾能相済用達衆之引合地頭所より御頼物主村橋左膳殿所之名札ヲ以御礼参上いたし帰宅ニ而右調練今日 此節御備御改革ニ付旧冬十二月廿一日より出府ニ而致調練同廿五日於天保山ニ現筒打惣奉行花岡屋敷御

於仮屋ニ稽古いたし相済帰宅

第四章 近 世

三 五

谷山の歴史

、十五日晴 此節攘夷之策略御領国中一統存寄之者共申上候様「昨十三日之御廻文今日承知いたし候昨夕方佐多竹

之浦と申所之異国船壱艘碇をおろし居候由ニ而今日九ツ時分佐多より之早打有之

一、十六日 異国船咋日出帆之由今日承候

、廿二日 朝之間少々雨今日七ツ時曄姫様寧姫様御安着あそばされ候右者去戊閏八月廿二日公義より仰渡条々之内

候ケ様之仰出ニ而 、此表之差置候妻子之儀者国邑之引取候共勝手次第可被致候子弟輩形勢見知之為在府為致候儀是又可為勝手次第 御姫様方御国元え御引取之儀二百年余以来め津らしき大幸ニ奉存候

一、咋廿一日之御廻達此節作人共作得之籾御買入之段直成者其所之相場より直増ニ御買入被下候旨尤御差図之事ニ

廿五日此節雨 御姫様御安着ニ付御祝儀として年寄衆竹之下蘇右衛門殿同道ニ而出府首尾能相済帰宅 而近々見分役衆御差入之様承知仕候

、廿八日(七ツ谷郷士部一山え杉穂差入杉植付方として差越七ツ時分より雨ニ而不相済候得共罷帰り柿木田之長助

所え立寄山之神祭いたし帰宅也

一、廿九日晴 此節勅書之写等頭地所より相渡候ニ付今朝拝見いたし候

上

、三日晴 今日 太守様爰許え被遊御遠馬候段咋日七ツ時分被仰渡候ニ付即仮屋え出勤九ツ時分御入あそばさ礼八

何扁首尾能相済餅田楽幷ニ密柑御金弐両弐歩御前より被下前代未聞之難有大幸ニ奉存候尤我々儀者表三本仕候稽古 ツ前時ニ鏡智流鎗術被遊御覗候段被仰渡候七ツ前より稽古方表幷ニ試合相初リ候尤試合ニ組御臨も有之入面茂有之

人数名書等之儀者委細年寄衆方御光越帳面幷ニ組頭方日帳え後年為見合相記有之候

四日 咋日 上様より御金被成下候ニ付七ツ時分より平山直右衛門殿宅え出張右御金ニ而酒肴等取入皆々頂戴候

八日 太守様御筆之御書付幷ニ御家老衆より之御添書拝見仕候

十日 夜前より雪二而今朝少し積りたれハとりあへす

散りはてし花や雪みとおしまれて 青葉の上に津もる雪哉

廿五日 御軍賦役大山格之助殿書役橋口助左エ門殿御差入ニて於川原ニ調練御見分有之其外諸武術御見分仮屋ニ

、廿六日 此節爰許幷喜入今和泉迄も遠見番所被召建筈ニ付御軍賦役衆場所御見分有之黒木屋敷拘地之内七ツ島の

而有之首尾能相済候

上かご山と申所え場所被相定候

晦日此節御筆之仰出弐通幷ニ御家老衆御添書相下り候ニ付出府

今日中村之滝之下え塩硝合製所箇召建之模様ニて御見分為有之由ニ候

異国船前之浜え乗入候節者伊作田布施阿多川辺川辺郡山田爰許え出張被仰付賦ニ付寺院者勿論陣宿定置候様地頭所

町田内膳殿指定地頭入付之由ニ而御通行有之候

より御差図有之候

朔月 此節抜米御取締ニ付被仰付締方横目衆岩切新左エ門殿諸役舘ニ而御受誓詞今日いたし候

第四章 近 世

一、九日 御地頭所より麻袴御用有之罷出候処郷士年寄助被仰付候

一、十日 入来院恰殿於宅ニ誓詞被仰付首尾能相済候

四月

、 二 目 砂官等召呼賦方いたし候 此節爰許之内七ツ島上之御内用斗ヲ以遠見番所急々造立被仰渡絵図面並賦書差上候様昨日御廻文相届大工

三月 遠見番所絵図面幷賦書御軍役方え致持参候処成就之上諸入目料被下候ニ付即より造立ニ取付候様被仰渡候

一、八日の御地頭所より御筆仰出相下り候

一、四日

今日より遠見番所造立取付ニて候

五月(石土豆)、「石金石七

一、九日 義より幷上様御筆御家老衆御添書昨晚御地頭所より相下り今朝拝見仕候 此節異舶掃攘五月十日御決定之仰出并右異舶掃攘として市橋中納言殿四月廿二日関東え御下向え御書付公

、十八日(爰許え)上様被遊御遠馬候御小納戸鈴木宇左衛門より天心流剣術被遊御覧候段被仰出八ツ半過より稽古 有之人数三拾六人内試合人数拾六人首尾能相済金子千五百疋頂戴被仰付誠ニ以難有仕合嬉しさ之程筆紙ニ難尽尤御 前向式礼御小姓衆市木勘四郎殿同門ニ而被方より何扁差図を得候外ニ御小姓衆三人是又同門之由ニ而差引として稽

十九日 昨日上様より金子頂戴被仰付候ニ付酒肴等取人稽古人数集会いたし嬉しさ之余り皆々半酔より相過帰宅

古場え被出張候

ニ而候

六月

、廿一日 明廿二日

通行御帰殿廿三日伊集院筋にて首尾能安心いたし候 上様加世田え御乗切被遊候段被仰渡川辺筋御光越え賦ニ而道普請等夜内差急大取込ニ而候得共御都合能早朝被遊御

、廿七日 軍賦役衆坂元彦五郎殿書役衆亀山甚助殿乗切ニ而爰許え被差入彼異船え乗付何方之船ニ而何方え乗越候哉之段可承 之場所え相掛り候ニ付両貝吹立人数召寄夜四ツ時分三組之人数為警固浜鉄砲射場え繰出跡三組者仮屋え控居候処御 知いたし竹之下蘇右衛門殿同船ニ而丸木船より差越候処夜中之事ニ而候哉船中所々ニ燈火ヲあかし彼船え乗せつけ 七ツ時分より異国船七艘前之浜え乗入沖小島近キ所より乗戻し当所和田え浜沖より障子川沖拾四五尋立

所え山下市郎殿共々乗切ニ而差越出張御軍賦役衆え差出罷帰り候尤帰着者廿八日五ツ時分ニ而候 是非罷帰り候尤二艘者此方より近寄候時空発壱発つつ筒先高ニ打出え候仮屋之様帰り御軍賦役衆手紙ヲ以下町下会

す此方より尋掛候事ニ者返答らしき事も不申早々帰れとの様手様までニ而候某より外え船漕掛候処是又同様ニ付無

、廿八日 讃州者之由ニ而日本人弐人彼異船江乗込居侯段蘇右エ門諸兵衛慥ニ見届られ侯四ツ過より御城下え様乗込侯 下ヶ是より乗との手様ニ而皆々乗せ付所々見物いたさ勢候由尤七艘共イギリスニ而城下江是非差越候段申たるよし 坂元彦五郎殿亀山甚助殿竹之下蘇右衛門殿前田諸兵衛殿彼異船江被差越候処今日者此方船近寄候て綱を

、廿九日 伊作田布施阿多川辺川辺郡山田此五ケ郷物主有馬舎人殿島津蔵人殿吉岡相馬殿川上正十郎殿伊集院忠二

第四章

近

#

殿惣物主鎌田要人談合役野村彦兵衛殿御目付東郷宗次郎殿兵粮支配衆三人爰許江差入有之郷々之人数も相集候七ツ 谷山の歴史

時分より異船重富方より国分辺まで諸所廻船暮方又々御城下沖江相掛侯

七月

朔日 今晩九ツ時分当番壱組之人数御城下江繰出大目付座江頭役より届申出候様御達有之即繰出ニ而候

る由要人殿より承候漸々砲声のしげく市中火燃立追鐘時分より御城下江張出之人数召連候下人共追々逃帰り主人見 彼方江者御城下より注進有之候ニ付五ケ郷人数被召連御城下之様御繰出之段尤今朝御船天祐丸などハ異人共奪収た 大風雨八ツ時分より大砲響立戦争相始り候様子相見得候ニ付五ケ郷惣物主鎌田要人殿方江形行申出候処早

失ひたる段申出中々混雑ニ而候爰許之人数者祗園之洲警固ニ而彼場所別矢玉しけき所ニ而御地頭ニ茂少し御怪我な き礼二階堂源太夫殿代り物主被相勤候由

三月 異船御城下沖乗出沖小島幷桜島台場互ニ大砲打争出帆候と存候処又々和田之浜下より障子沖江相掛候

、四日 廻候様御差図にて差廻候 七ツ時分異国船爰許出帆いたし候処草野番所下江異物品々打寄取揚地頭所江届申出候処彼品物御城下江形

五日 相かかり左之足桃実表之皮少々相残りいつれも鉄砲疵と相見候胸元より腋下まてたちわり跡縫方いたし有之候出帆 方江申出候処御城下江差廻候様御差図ニ而才領付ヲ以差廻候彼死躰異人ニ無相違右之乳より腋下江通疵有之腕まで 八ツ時分和田之浜下江異人と相見得死躰打寄候段町横目より申出締方横目衆江其届申出御地頭所并御軍役

之異船六艘者出帆にて候得共壱艘者根占沖江掛リ居リ候段承候

、七目 方又々異船渡来之由就而者御地頭所御機嫌伺之儀も不相叶直ニ引返し候追鐘時分之早打と承候処六日夜半時分残リ 此節異国船渡来の儀ニ付御地頭所江御機嫌として脇田迄差越候処指宿より早打之注進有之承候処昨六日夕

居候船渡来之船共々出帆之由ニ而候

、八日 場相固候人数申談如何様にも思ふ様に取仕立候様被仰渡難有事と伊地知氏御咄ニ而候某より帰りに祗園洲江差越諸 段此節之一条俄之事にて皆々心配いたしたる筈候得共まつ一たんの事ニ而治リ候ニ付一統安心と御沙汰之趣承知い 右祗園洲於台場ニ粉骨之働して戦死税所清太 射損しられ台場人数手便尽此上者上陸を待切込まんとて用意候得共上陸も無之日暮異船引取候由祗園洲御台場ニ付 候様被仰渡たる由ニ而引取ニ相成候我々共ニも仮屋之様罷帰リ帰陳之さかつき汲かわし皆々帰宅ニ而我々ニも帰宅 所見廻爰許より張出之人数陳宿下町山田卯平次所江立寄惣人数無事之一礼賀し問屋江帰リ居候処只今御暇ニ而引取 而者多賀の山幷潮音院之鼻江助台場御取仕立無之候而者ふせぎがたき段此節台場相固候衆より申出相成候処右御台 く必死と相究候処幸帰陳ニ而加具存命候との御咄承も泪うき立候此場所ニ而税所清太殿戦死終ニ五丁之大砲筒并台 たし候用達伊地知剛次郎殿江差越候処留守ニ而子息江面会いたし候彼方等者此節祇園洲御台場固之人数之由二日之 条承候処異船五艘ニ而繰打いたし且壱艘之大船潮音院之下より横矢ニ射掛候を五丁之大砲ニ而者中々ふせぎかた 御地頭所江罷出御機嫌何仕候処恐入たる事ニ而皆々江宜敷申候様旦御地所御怪我之儀も浅疵ニ而最早宜敷

右場所ニ而流失疵負後日死去重久何某右場所ニ而即死川上氏家来とか壱人

第四章 近 世

谷山の歴史

南林寺於寺内人流失二阿多衆弐人即死

其外諸所ニ而疵負候段々有之候由承候得共いまだ姓名等委敷不承候

十月 御軍賦役衆指宿山川佐多小根占江御用筋有之御通行之由桜島江も異人之死躰打寄候段御軍賦役衆御咄之由

一、十一日 抱地江差越候

、十二日 死躰打寄候とも長崎より之一左右異人百六拾人余り戦死ともいまだ実正不分明ニ而候小根占沖江残り居候壱艘之異 夜前佐藤源太左衛門殿死去ニ付終日彼宅江差越居候尤二日戦争之一条とりどりの咄城下沖之村江も異人

砲少々相掛爰許沖江掛居候段異船ニも余程相損候ニ者相違有之間敷候乗入砌爰許江相掛候儀戦争之時機ニより彼等 大砲相損候故不打出異船より打出ス大砲の之にて上町者過分焼払候然るに翌三日焼残せる下町を焼す出帆がけに大 船水船ニ相成居あか汲とさし居候段右二日戦争之一条能々相考候処異船にも余種相損し候半鐘時分よりハ此方ニ者

御廻文ヲ以御老衆より被仰渡且国分之文字国府と以来御改之段も御家老衆より被仰渡今日拝見仕候

此節英夷来舶之一条ニ付上書可仕段御筆ニ而被仰渡今日拝聞仕候尤一応国府江御住居あそばされ候段も

、十六日

引揚ニ定置たるに無相違相見得候

、廿一日雨 此節神瀬并燃崎江御台場御普請ニ付爰許よりも選夫六拾人年寄郡見廻より召列郡奉行衆方江届申出候

院郡見廻衆より承候処彼地江熊本家中弐拾八人筑前家中五六人此節夷船一条ニ付加勢として参候肥後衆ニ者幕類持 様致承知竹之内祐右衛門同道ニ而致出府出張郡奉行猿渡彦左衛門殿方江届申出夫方之者共為致乗船罷帰る也尤伊集

参居候由鹿児島よりも御用人衆其外御差入有之賄方等被下候段承候

帳仕込祝有之追鐘時分より仮屋江又々出張夜入候而帰宅 廿二月 此節一応国府江被遊御住居候段被仰渡置候処此涯御延引相成候殿御廻文ヲ以被仰渡今日拝見仕候今日高

世三月 此節英艦前之浜江渡来二而及戦白ニ候処被為在御褒勅今朝改服ニ而仮屋江致出仕拝聞仕候 (以下略す)

附、名越高朗の墓は多福庵墓地にある。

平朝臣名越高朗墓

幼名平八郎称源左衛門玄五右衛門高福之嫡子而児玉氏之出也文政十丁亥十月十七日生明治三庚午九月十日歿享年四

献燈(記名五十七人)

十有四

長野 祐兼 平井 政善 古垣 兼包 大脇 為政 吉井

仲繩

木原 定理 平田 盛大 平田 盛昌 平井 政美 長野 祐之

岩崎 田中 上 綱徳 信篤 鬼丸 上 竹ノ下旧邦 兼武 貞信 鬼丸 佐藤 平井 貞操 清照 佐藤 竹ノ下旧徳 武成 清志 平井 佐藤 上 政徳 清明

平山 吉井 伊集院兼和 大脇 岩崎 片 延寿 兼一 浜田 佐藤 平田 長善 盛楽 清操 池田 児玉 佐藤 利行 清廉 児玉 猪俣 利謙 元常 重実

近

世

三四

伊地知季盛 前田 兼行 新原 景季 伊地 和季次 上 兼正

第二編

谷山の歴史

名越 高大 為伸 為敬 松元 武清 岩崎 信復

入佐 俊傑 木原 定理

是枝

頼福

浜田 松田

長常

鬼丸 大脇

貞職

永井

実美

前田

兼能

明治三庚午十一月日

異賊降伏隠敵退散の祈禱

薩英戦争の際、 谷山郷平川村烏帽子嶽神社に於て異賊降伏隠敵退散の御祈禱が執行された。 同社所蔵の 「神社に対

する諸公用書綴」の文書中に事の次第が左のようにみえている。 英国軍艦七艘我鹿児島前浜へ艦致文久三年亥六月廿七日午後四時頃同日五時我々モ兼而兵隊ニテ五番隊ニ付屯兵隊

付ヲ以右者烏帽子嶽大明神ニ於テ此節異賊降伏隠敵退散之御祈禱相勤候様承知仕直様隊より帰宅則ニ我嶽へ参籠仝 我隊へ入兵致居候処仝七月二日迄谷山江報告候処愈々談判ノ末終ニ二日未明ヨリ戦争ニ及其処寺社奉行所ヨリ御書 八日迄一七日間我祈禱仕候尤も異船ハ翌三日直様退散致候事 口上覚

烏帽子嶽大明神

谷山

祈禱修行仕候間此段我届申上候 右者此節異賊降伏隠敵退散之御祈禱相勤侯様被仰渡趣承知仕候依て去ル二日ヨリ八日迄ノ問日新一七日右於神前我

烏帽子嶽大明神社司 鶴田左京 印

亥七月廿二日

寺社御奉行所 但御守札差上候事

も隊長平山直左衛門殿右之次第申出帰宅ノ上御神楽相勤メ直様帰隊致候事

六月廿八日ニハ御家老小松帯刀殿ヨリ御嶽代参ニ而此節ノ事ニ付御国家御安全且敵船退散ノ御神楽被仰付候拙者ニ

中村辺田の急事方へ達書

、祗園洲並大門口並場内遠見番所より大砲並打揚五発宛

桜島之内横山並沖小島遠見番所より火立並大砲五発宛

右之通前之浜江夷国船渡来之節為相図致放発候様被仰付候条向江不洩様可申渡候

申十一月

筑

後

右銘々承知の名前腰書ニ可被記置候以上

申十一月九日 取次肝付兵部

別紙之通被仰渡候間急事方中可被致通達置此段申達候以上

当番肝煎 急事方触

玉利 川畑藤右衛門 中村辺田武士の薩英戦争従軍者(二〇名) 十一月十日 岩助 川畑 深瀬藤左衛門 甚助 深瀬庄次郎 山下半右衛門 差引中 川畑吉次郎 白石猪太郎

第四章

近

#

三五

川畑 玉利

半助 喜助

谷山の歴史

浜田 甚助 坂元 直治 川 口 秀発 川畑 清賢 川畑 亭介

川口庄太郎 白石 秀実 上野 正 永井 実行

英船斬込隊に選抜された者(六名)

川畑要平清賢 白石慶之烝秀実 川畑半助 川口正太郎秀正 川口周吉秀発 浜田甚八

野屋敷境谷遠見番所

よばれた。高地で見はらしがよく海岸も近く遠見番所の位置にはかっこうの場所である。平素は三郷から詰番がで この番所の所在地は谷山平川町野屋敷で小字は門ノロ、谷山喜入知覧三郷の境にあたるところから通称 「境 谷」と

ていた。 薩英戦争当時この遠見番所には野屋敷の郷士鬼丸氏(旧姓木山氏)が主宰して草野番所や谷山御仮屋と連絡をとっ 「知覧どん仮屋跡」には現在加藤義行氏宅があるが、知覧郷詰番の役宅跡だという。

で殉職した。四男助六は境谷の番所に詰めた。 ていた。野屋敷の鬼丸伊兵衛の長男勘右エ門は山川の番所に勤めており、三男源之助は内之浦番所に勤めて彼の番所

の鬼丸静彦氏である。 祝いのとき訪門して直接この長寿者から番所のことや西南戦争の話をきいた。この人の長男は現在谷山市教育委員長 助六の長男才蔵は文久元年十二月廿五日に生まれ昭和三十九年三月三日百三才で没したが、筆者はこの人の百歳の 山川番所に勤めた勘右エ門は寺子屋で多くの子弟を教えた。そして剣の達人であったが西南役

英艦渡来に付き七十九翁重信源右衛門の覚書

に吉野で戦死した。

沖小島台場と数発打合ひして、又和田の沖に七艘の中一艘は祗園の前に痛みて掛り一艘は鹿之屋の沖に掛り、 数馬氏には馬上より甲胃にて、弓矢を持ちて此所には玉がくるに付草牟田新照院の方へ控え居る様申され候、 支無之、夫より川辺には桝形まで控え候様承り、廿九日の午後四時ごろには上町の方は火掛りて大焼と相成り、 寒く相成軍艦より大破の玉武の田圃に落ち、 廿九日には雨風にて大破の音致し候に付、 児島の行夫より、 共聞入これなく、皆々追々として野崎村鶴田のころ迄行申候処、明松とぼしたる人三人に行合、相尋ね候処私共には 雨風に付人家の土手にて夜を明し、七月一日には晴天と相成イギリス軍より花火大砲打揚げ、 羽織を取り見方仕り申候処、 見物仕り候弥々白壁軍艦七艘にて御座候、夫より川辺には和田へひかへ居候との事にて、其の夜は和田へ一泊仕り、 谷山より飛脚にて川辺仮屋まで、イギリス白壁軍艦七艘和田の前へ掛り居候段承り、六月二十八日夜明時分には、 合御種子田幾右衛門氏と皆々相揃ひ申候間、 年亥六月二十七日九ツ時分(今の午後十二時) の玉参り、 川辺郷士には 池田正兵衛頴娃より帰られ承候処、イギリス軍艦七艘、 阿多士族三名中りて即死、 一番組、二番組、三番組と三番組有之候、 川辺には物主島津蔵人氏へ差越候処折角仕舞中に付川辺問屋の方へ参り居候事にて問屋の前に行、 羽織表には他人の骨と身ばかりにて、骨白く身は赤くしてぬり付、 阿多の談合役鮫島七郎右衛門私へも玉中りたるに付、 川辺には天保山土手へ、伏兵致候て火繩に火付け罷居候処雨風にひたぬれ 私共には早々出張仕り度相談仕候処、今一談次第に出張致し度承り候へ 川辺兵は南林寺の長屋へ罷居り候処、廿九日の七ツ時分にかま屋へ大破 野戦大砲を発砲幷に貝吹き立て合図有之候に付、 私には一番組にて百名仕出張仕候事と覚え居申候、 頴娃の沖より山川の方へ行候段承知仕候、 私へ見てくれる様申され 右七郎右衛門氏は差 早々地頭仮屋へ出張 一日午後には出帆 夫より談 其夜は 一日の 諏訪

世

谷山の歴史

り見物仕候処腹中を割りあとは絲にて結び付け足一本には玉中りて皮少しかかり此人は島津家の方へお送り相成り候 夜には谷山横町へ一泊二日の午前には川辺兵は又々和田へ出張り候、昼時分に屍体数々上り、夫よりイギリス人一名上 ットに中り即死に付右の錨には鈴を付け切り置き候由、晴天には海の底にはチリンチリンと鳴り此錨後日イギリスへ イギリス軍艦大将はウルモットと云ふ者にて、横山台場より打たる玉にて七艘の大将相談中のところへ大将ウルモ

旦島津家とイギリスとは天下(徳川家)の仲入にて、過分島津家の方より金円御差出し相成候段承り申候。

御渡相成候由

太刀一本づつ差し斬込する筈にて行かれ候へ共、イギリス船より小銃ためつけ乗ること出来ずして前の浜海岸に右のだち 右イギリス船へ、奈良原喜左衛門、大山格之助外八名許小舟に乗り、西瓜売人として行きしに其西瓜はとらず長

二、戊辰戦争と谷山

船をつけて夜を明し相成候由(川辺郷土誌より)

じするに至った。たまたま江戸薩邱の焼き討ちの報が伝わり形勢は急転直下、京摂の地はたちまち戦雲に包まれた。 が、この問題をめぐって事態は容易ならぬ形勢となり、大坂の会桑二藩の旧幕府側勢力と、京都の薩長芸藩兵とが対 忠義が、参与に岩下西郷大久保の三人が任ぜられた。同夜小御所会議において慶喜の辞官納地の問題が決定せられた 慶応三年丁卯十二月九日王政復古の大号令は渙発され、新たに総裁議定参与が設けられた。薩藩からは議定に藩主

明治元年(一八六八)一月会桑二藩の兵約一万五千は鳥羽、伏見両街道から京都に迫った。薩藩の兵約三千、長州藩

北陸奥羽の各地に転戦した。 撃を待機した。 水戸にちっ居したが、旧幕臣の一部は江戸を脱出して関東各地に蜂起したので、薩藩諸隊も官軍の中堅として、 大総督府参謀に任ぜられた。薩藩の諸隊は東海・東山の両道を進軍し、官軍総勢は江戸に達して三月十五日江戸総攻 壊走し、慶喜は大坂城を棄てて海路江戸へ走った。やがて慶喜追討の朝命はくだり、東征大総督は熾仁親王、西郷 は千余であった。戦端は鳥羽口から開かれ伏見方面でも開戦となり、 西郷・勝両雄の歴史的会見によって総攻撃は延期、四月十一日慶喜は江戸城を官軍に引き渡して即日 榎本武揚が箱館の五稜廓に降伏したのが明治二年(一八六九)五月十八日でこれで戊辰 錦旗のもと薩長両藩兵の奮戦によって徳川方は 関東

鳥羽伏見で六二、関東奥羽で一四六、北越出羽で二六三、箱館で八、合計四七九(但士分四二五、夫卒五四) 分二八、夫卒一六、軍艦にて焼死八、江戸藩邱闘死士二五、夫卒一四、総計五七○(士分四八六夫卒八四)となって 薩藩の出軍総兵数は戦兵四千五百士分以下千五百合計六千ばかりであろう。戦死者は明治十七年調査発表によれば 病死士

正月以来の国内の戦乱に終止符が打たれた。

いる。

木のやぶかげに堂々たる墓が捨てられているのである。田中藤左衛門、藤原国俊の墓で、戊辰役の際、 三十九年夏五ヶ別府町の某氏に頼まれて山深い場所の墓調査に行ったところ、茂頭部落の珍ヶ迫の高い山の頂上の雑 村 には戦死者四名従軍者三十五名計三十九名の名前が刻まれているがこれは役後まもなく建てたものであるし、また中 わが谷山からの従軍者は確数は不明であるが、およそ五十名位であろう。谷山護国神社境内にたつ戊辰戦役記念碑 Ш Ŧi. ヶ別府の出軍者など洩れているようである。現に墓碑など調査した筆者はその感を深くしている。 出羽国で戦死 昭和

三九

第四章

近

世

どかの国俊が用いたらしい武器をみごとに彫刻してあった。後で茂

した旨彫り込んで、たちやわき差し、さてはピストルや弾丸入れな



田中国俊の墓 頭部落の古老たちにきくと、茂頭に明治三十年ごろまで田中姓の武

いであったかと思う。また夫卒は辻之堂出身の二階四郎が墓碑に書いてあるのではっきりしているが、その他は分か ていないので、さきにも言ったようにおそらく出征者は五十人ぐら の田中氏はみえないのである。また辺田あたりの人もひとりもみえ あるのかもしれない。同じ谷山人でありながら戊辰役記念碑にはこ 士の家が一軒あったというのである。あるいはこの田中家と関係が

らない。家来を連れて行った者もあるのである。

もいる三十代の人々が喜んで出征しているようである。 もむくので一種の誇りがあった。また討幕の主役がわが薩藩にあるので肩身の広い思いがして、子供のふたりも三人 と従軍日記などに見えている。とにかく戊辰の役は何よりありがたい太守公のお供をしてあこがれの上方や江戸へお 行けなかったのである。藩費で出軍するのでなく、米代も小使い銭も自弁であった。月に一度か二度酒こう料とかわ らじ代などの名目で金が下がったのでもらった日の晩方は酒屋に出かけたりそば屋に行ったり、銭湯に出かけたなど 戊辰役の出軍者は伝えるところによると石高五十石ないしそれ以上の郷士から選抜したものだという。誰でもは

官祭谷山招魂社人名由緒等(大正八年六月記録)

- ○平山直左衛門武揚三拾七、戊辰七月二十五日長岡ノ役ニ創ヲ被リ八月十八日死
- ○山下正右エ門二拾八、戊辰八月二日曲淵村ノ戦ニ創ヲ被リ八月十三日死ス
- ○松田英之助為美二十二、戊辰七月廿八日箇場村ノ戦ニ創ヲ被リ八月十日死ス ○伊地知彦治二十、戊辰八月二日曲淵村ノ激戦中頭ニ鉄砲玉命中死ス松元武輔目撃確認
- ○隈元仙太郎年齢不詳、戊辰九月羽州村山郡島村ニ戦死ス
- ○鬼丸甚右エ門三十二、戊辰五月十一日函館亀田村桔梗野ニ戦死ス

○島田市次郎二十三、戊辰三月廿五日陸奥国南部領桑ヶ崎ニ戦死ス

- ○安楽金太郎二十一、戊辰九月十六日羽州関川ノ戦ニ創ヲ被リ十一月廿九日死ス
- ○木原藤一郎安政二十一、戊辰八月廿一日奥州会津城攻撃之節於ボナイ峠戦死

○山下惣右衛門房泰年齢不詳、慶応二年丁卯十二月廿五日江戸土佐屋舗戦死

戊辰戦後の戦死者には遺族のために恩賞として四十俵三十年限給せられた。今の扶助料にあたる。軍功として米八石

があって年々家禄賞典をいただくので、戦死者の墓はどの墓も透き垣などをめぐらす堂々たる墓ばかりである。 出して私学校創設の資にあてがわれた。この軍功賞の下賜は十年間位つづいたそうで、中絶したが遺族の嘆願によっ て昭和十七年に一時金三百円の下賜で終りをつげたという。戊辰戦役戦死者には、はじめ葬祭料として五十金の下賜 生存者には米五石の家禄賞典がついた。金鵄勲章にあたるのである。西郷先生などは、この家禄賞典のすべてを投げ

近 世 もねんごろを極めたらしい。ここには谷山麓出身の戦死者平山武揚の祭祀について述べる。

薩州平山直左エ門武揚神霊 慶応四年戊辰七月廿五日 享年三十七歳

(小掛軸として)

永久可致勤仕候事

如是認置吾家代之廟舎尓奉拝月々廿五日毎尓御酒御饌奉饗将年々某ノ月日正当霊祭可勤行御酒御饌餅魚御榊奉備弖如是認置吾家代之廟舎尓奉拝月々廿五日毎年御神の 越後国古志郡長岡城戦死

但永々為霊祭料金四百疋被附之掌握仕候因茲為後証文如件

薩州御藩池田竜潜殿

慶応四辰年

越後国頸城郡高田

正一位日吉神社

猪俣修理小野吉

右日吉神社の証文が平山家(当主平山宗正氏)に所蔵されている。宛名の池田竜潜は平山氏の戦友でこの人は凱旋

している。おそらく池田氏が平山氏の霊を日吉神社に祭ることを頼んだものではなかろうか。

建立して、戦死者を祭った。これが今日の谷山護国神社の前身である。西村政辰は翌五年壬申六月二十五日享年三十 谷山では明治四年二月八日戊辰戦役の生存者西村正辰を筆頭に外十八名の同志が謀って上福元常楽寺境内に小社を

二歳で歿した。有名な谷山の弓の名人西村次郎兵衛正言の三男であった。

戦死者の遺族は何回か出軍明細の御届を官に提出しなければならなかった。平山家にその控えが一通ある。

戊辰兵役出軍明細御届

、番兵二番小隊ニ而出兵但小頭相勤候一等軍功賞典八石

、慶応三年卯八月国許出発京師 軍同二月十五日復上京同六月五日北越江出兵被仰付長岡江進軍総攻撃中同月廿五日長岡於町口ニ致戦死候事 ノ守衛相勤候同四年辰正月京師戦争ノ節ハ奉守護禁廷同月八日大坂へ追討トシテ進

明治十一年四月八日

第四大区一小区谷山郷上福元村士族父亡平山直左衛門長男代理 平山武次

まで進んだ。この人には相当の戦功もあったろうが、それよりすばらしい逸話があるのでそれを書くことにする。 平井平左衛門政一は、天保六年谷山麓に生れた。三十三歳の時戊辰戦役に出軍して、鳥羽伏見の戦いから遠く東北

年にこのことを打ち明けると、少年もまた命の恩人でもあるし、喜んでこれを承諾した。政一は官軍の幹部に届出て えてそのかれんな姿にひかれ、助けてこれを谷山に連れ帰り、自分の子どもにしてやろうと決心した。そしてその少 官軍は連戦連勝で出羽の庄内に達した時、逃げ惑う敵方に十四・五歳ぐらいの一少年を発見した政一は、これを捕

などと、かねて夫婦でも語っていた。この戦役に従軍したばかりに、この政一に天がこの少年を授けて下されたとば った。子どもが欲しかったのである。子宝は天の授けもの。産まれなければ仕様がない。やがては養子でも貰わねば かえった者は他になかったのであろう。政一は出征のずっと以前に妻帯していたが、いっこうに子どもに恵まれなか 許可を得、それから親子どうぜんの道連れで凱旋したのである。薩軍六千人の部隊中に、こんな大きなみやげを持ち

かり思いこんだ彼は意気揚々と出羽の少年を従えて、谷山へ凱旋したのである。しかるに世の中は皮肉なもので、

近 #

してやったという。 まいか。その後この出羽少年は二か年程家事手伝いなどをして働き、平井家も路用金を調達して丁寧に出羽へ送り帰 場面は読者の想像におまかせするが、喜劇とか悲劇とかいって一蹴すべきことでなく、味の深い戦争人情劇ではある こんこととは露知らぬ政一は生きた大きなみやげ品を持ち込んで、ひさかたぶりにわが家へ帰った。それからさきの 留守中に婦人は玉のような男児を産み、夫が帰ったらさぞ満足だろうと喜びひたって、凱旋の日を待ちわびていた。

政一の凱旋記念として写真が残っている。 筒袖服に陣羽織、 腰に大小、右手に火繩銃左手に山高帽にむち、 北へ進発の際、 る。 は錦切の官軍章をつけているといった、真剣な姿であ 写真の上部に「東国為鎮撫太守公御出馬〇〇〇 戊辰〇〇〇 出陣像

平井政一」と

左肩に

ラス焼付けたもので、百年の星霜を経ているのに、像 美しい文字で説明ならびに署名をしている。これは東 京都あたりで写したものであろうはガ

もはっきりしている。

车井政

無尽蔵」と印刷され、絵入りで人生百般のことがらが 和紙綴りの書物である。表紙に「新撰大日本永代節用 次の記念品は俗にいう「万年暦」上下二巻、

嫡孫である。

ど勤めたが、明治三十三年六十五歳で歿した。谷山市教育長平井政明氏はこの人の 陣之節於京師求之平井政一」と自署している。また「背負櫃」つまり「笈」を新し ったのであろう。政一は谷山小学校草分け時代の教員を勤め、 く求めて右の万年暦を納め、笈を負って帰ったのである。よほど書物好きの人であ 書かれており、 今日の百科事典にあたる。 書物の背面に「明治元年辰十一月東北鎮 のち選ばれて戸長な

という。また二人とも同じ日に有名な洋医ウィリアム・ウイリスの手術をうけたと うけた。同じ病院に同じような重傷をうけて治療をうけているのは、後の桐野利秋 を施したが、谷山の人でウイリスの診療をうけたのはおそらく鬼丸半助と、中之塩 こと中村半次郎であった。同病相憐れむの心境で、いつしか二人は仲よしになった いう。ウイリスは西郷先生の招きでのちに鹿児島にやってきて、多くの患者に恩恵 谷山南麓出身の鬼丸半介貞操は、戊辰戦役で重傷を負うたので、入院して治療を

庁から手厚い慰労金がさがり、一生の間年々米四十俵の御抉持米がさがったばか でなく、実に丁寧な慰問の書き付けを筥に入れて下された。今日の年金あるいは抉 鬼丸半助は傷が重かったので、治療も長引いた。やがて除隊して帰郷したが、

屋の千亀の夫是枝源左衛門だけであろう。

第四章 近 世

谷山の歴史 三三六

助料にあたるものかとも思う。次にその書き付けをここに記しておく。なお書き付けは知政所から出されている。

、御扶持米四拾俵 但一世

番兵弐番階谷山十族

鬼丸半助

別而御感之至被思召侯依之為御賑恤右之通被下置候左侯而平愈の上者軍治之諸官をも可被仰付侯間精々可致療養侯 右者諸所江出兵為王事抽忠節重傷を負迄及奮戦故ニ賊巣を屠 速 急 成功 顕 而御藩威も相立実ニ宣難之功不少

一金百両

右同人

右可申渡旨軍務局江可申渡候 右蒙重傷廃人相成候付被慰労度右之通拝領被仰付候

五月

った。南麓鬼丸彰氏は半介の曽孫である。 半介は数年後には健康体に回復した。西南役には西郷方に従軍したが、肥後の国で戦死した。彼には二男一女があ

伊地知家の表の間も縁側も米俵で一ぱいである。彦治の母畩亀さんは毎日米俵を眺めながらひとりでぶつぶつ語って 谷山上福元辻之堂出身の伊地知彦治は戊辰戦役で戦死した。伊地知家には毎年恩賞米が四十俵ずつ運ばれてくる。

いる。 虫がわいてへや一ぱい虫だらけである。四十俵の米粒は一つも用をなさなかった。それが毎年のことであるから有名 「この米俵が彦治だ、この米俵は彦治だから売っとでもない、食うとでもない」と之くりかえしていた。米には

心を慰さめたのであろう。畩亀さんはすねたのではない。子を思う愛情の深い人であったのだと察せられる。 て育てた長男の彦治をなくして、何とも訴えようのない不平を、「売らんのだ。食はんのだ」とひとりごとを言って である。米は売らなくても伊地知家は八十石という高い石高の家であったから、 別に不自由はない。

関口真心流師範山下房泰の忠死

は先生の死を嘆いた。藩も衷悼の意をこめて百三十金を賜わり、葬祭の資にあてられた。いま笠木櫓山の墓地に次の せる激戦のうずにあってはいかに師範家でもたまったものではない。遂に忠死したのである。教えをうけた門弟たち あっている。房泰は武術の師範家であり、先頭にたって藩邸を守備したにちがいない。しかし、雲霞のごとく押し寄 会・桑二藩など徳川氏の旧恩を思う者どもはこの政情に不満をいだいて、京都や江戸はただならぬ空気につつまれて 請い、朝廷は翌十五日これを許された。かくて十二月九日には、王政復古の号令が発せられている。にもかかわらず 導して技の奥義を伝授した。また在郷の門弟も指南をうけている。慶応三年丁卯十月十四日慶喜は大政奉還を朝廷に いた。十二月になって、徳川氏は諸藩兵に江戸薩摩藩邸を襲撃させたのであるが、十二月二十五日薩摩藩邸は襲撃に の門人となり、技を磨き錬達したので、遂に師範になった。藩に抱えられて褒米十八俵を賜わり、藩の門弟を多く指 山下惣右衛門房泰は、谷山五ケ別府笠木の出身である。若いころ郷里にあって武術に励み、のち江戸に出て西尾家

第四章

近

世

碑銘の墓と門弟などの建てた献灯二基がある。

慶応三年丁卯十二月二十五日、卯十二月二十五日未明江戸土佐屋舗、 徳川氏合戦之節戦死山下惣右衛門紀房泰

第二編(谷山の歴史)

献燈

定

塔一基以慰神霊云 東京旧芝邸冬十二月廿五日徳川氏兵忽来囲邸乃迎戦遂歿君垂哀恤賜百三十金資葬祭矣先生忠死鳴呼不堪悲衷情供石 山下房泰関口真心流師住江戸西尾家成門人積業以伝授而在邑門弟被指南故君年々賜褒米拾八俵然焉慶応三丁卯年在

明治四年辛未三月 日誌 門弟中

献燈(右)

奉寄進

明治二年己巳八月十二日山下竜右衛門(竹彦太郎)床次金左衛門(児玉林左衛門)浜田伝左衛門

三 西南戦争と谷山

県下諸郷出身の警部巡査学生等約二十名が、県下の事情視察として帰県した。この帰県者の中に谷山麓出身の平田宗 質と菅井政美がいる。私学校幹部はこれを西郷刺殺として憤激した。この刺殺事件について政府側は「視察」と称し 「視察」と「刺殺」いずれが事実か分からないが事態は急転直下、十年二月十二日西郷桐野篠原連名で「率兵上

西南戦争の直接原因となったものの一つに西郷刺殺事件があった。川路大警視の示唆で在京の中原尚雄園田長輝等

谷山郷は大半私学校側にくみしたが、明治五年初代戸長を勤めた長野祐通は私学校党の招きにがんとして応ぜず、

京」を県庁に届けでて戦争はぼっ発したのである。

は救じゅつ所でわずかばかりの米をもらって飢えをしのいだ。影原野頭笠松別府等と縁故を求めて避難するものが多 知四郎氏の祖父)救じゅつ所の置かれた下町の山下吉右衛門宅等新軒を残して麓麓も町も焼野が原になった。り災者 門を閉じて出なかった。祐通はやがて上京して警部となり官軍の警察隊長とし征戦に参加したが豊後方面で戦死した。 日である。この前官軍は多数谷山へ乗り込んでまず投降勧告の布達を要所要所に掲げた。布達の一枚を北麓厚地規矩 かった。 した名越高福邸 官軍方は谷山を偵察して「賊の巣くつ」とみとめた。それだけに谷山の戦災はひどかった。県の出張所と病院を設置 西郷方の巨かとみられた松田東園 (高福は名越高業氏の曽父)と警察隊の本部になった伊地知万右衛門邸(万右衛門は元海軍少将伊地 (東園は号、名は為徳、医業当年四十九)が官軍に捕えられたのが七月一

汝ト同シク天皇陛下ノ赤子也天兵実ニ不得已ニ加フル也汝能ク之ヲ勘考セヨ 処分アルヘシ然ラサレバ身ヲ矢丸ニオトスノミナラス到底天誅ヲ免カレサルベシ汝ノ父母妻子亦之ヲ如何スヘキ我ト ナリ隆盛カ不義天豈ニ之ヲ助ケンヤ汝等速ニ前非ヲ悔ヒ其刀ト銃トヲ捨テ来リ降ヲ官軍ニ上ルヘハ朝廷必ス寛典ノ御 今般西郷隆盛等汝等を脅カシ己レガ不義ヲ助ケシム汝等已ムヲ得スシテ之レニ与リヌ決シテ出本心ニ非サルヲ知ル

也氏が保存している。全文次の通り、

明治拾歳丑旧五月五日吉日 官軍本陣

いまここに「鹿児島県庁丁丑日誌」により関係分を拾って戦争の経過などをふりかえることにする。

五月十三日雨 日曜日

第四章

近

世

本日十二時ヨリ谷山邸ニ大斥候を出ス、島令属官新輩ト共ニ武ノ橋ニ至リテ行軍ヲ見ル、兵員凡ソ二中隊ナリト云フ、

谷山の歴史 三四〇

時二哨兵線外ニ立退キタル婦女子等陸続トシテ救恤取扱所ニ往来スルヲ見ル、皆跣ニシテ雨ニ濡レ畚槼ヲ担フ者ア

痛スベク実ニ目視ニ堪サルナリ、此日ノ行軍ハ主トシテ郡元ノ硝石庫ヲ焼クニアレバ、敢テ戦闘ヲナサス、帰営ノ際 リ幼嬰ヲ提抱スル者アリ、彷徨躊躇スル者アリ、何レモ多少ノ醃菜魚飯ヲ携へ皆癯然トシテ胸壁ノ間ヲ出ツ、其状憫

五月十五日雨 火曜日

谷山副戸長吉井忠奎ヲ縛シテ帰ル

勅使侍従長従三位東久世通僖征討総督 本営ニ来ル、 谷山郷副戸長吉井忠奎、 裁判所ニ送致セラレ、 糺問ノ末無罪ニ

救恤取扱所ニ来リテ救助ヲ願フ者五十人

帰ス

施ス所ノ米八斗三升ナリ

五月二十日晴

日曜日

病院其ノ他第一大隊用品買求 県下第二大区十小区二番地平民田辺為太郎ナル者商人五六名ト共ニ、宮車入県以降兼テ第一旅団被服課其ノ他ノ軍衛 ニ於テ、用達被申付居タルモ、開戦ノ後同志ノ者ハ皆遁走シ、為太郎独リ依然トシテ奉務ス、然ルニ去ル十日糧食課! ノ為メ、自船ヲ以テ谷山ニ至リシニ、同所ニ於テ同行ノ使丁及舟子ヲ合セテ悉ク賊徒

手ヲ断ツ等ノ悲惨ノ苦楚ヲ極メ終ニ賊手ニ弄殺セラレタリ、為太郎曽テ任俠ノ聞へアリ、西郷等ガ出兵ニ際シ、金二 ニ捕縛セラレ、上伊敷村賊徒ノ本営ニ於テ苛酷ヲ受ケ、其日ハ馬舎ノ庇ニ繋累セラル、翌十二日ノ夜ニ至リ眼ヲ抉リ

百円乾梅二樽刀二本ヲ出シテ賊用ニ供ス、此等ノ縁故アルガ故ニ別府辺見等モ故ト交際アリ、故ニ妻子等凶報ヲ聞ト

雖モ、 毅ニシテ堅忍不撓、 カラサルニヨリ、 敢テ生命ニ関スル禍ナキヲ期スト、 衣類家什ヲ挙テ彼地ニ携へ旧知ニ托ミテ監護セシム、賊等又之ヲ掠奪シ悉ク糶売ス、為太郎其性剛 官府ノ為メニ能ク其身ヲ致シ命ヲ隕ス、実ニ衷憫ニ耐ヘサルナリ、妻美津娘恵以情具ミテ旅団及 旦此日為太郎が谷山ニ行クヤ哨兵線内ノ市街ハ本夕兵燹ノ患ナキヲ保スへ

県庁ニ哀訴シ来テ遺族ノ扶助ヲ乞フ

六月一日

赤水村出張所ヨリ上申書

難ヲ極メ候趣ニ相見へ頻リニ良民ヲ強迫致居候体ニ御座候、右ノ外旧県官ニテ賊党ニ与セシ阿多慶ニナル者下方表ニ 別紙賊徒ノ回章鹿屋郷辺垂気致回達居候ヲ写取有分探索ノ者ノ手ニ入候ニ付差出申候、此模様ニテハ賊徒モ亦頗ル困

長某等其需ニ応ゼザルヌ以テ終ニ之ガ為メニ殺害セラレ候由愍然ノ至リニ候、又昨日谷山ノ賊徒五六名募兵ノ為垂水 (谷山、 川、 伊作、市来、伊集院辺ヲ云)近日募兵ノ為メ罷越大ニ強迫招集致候得共山川郷戸長某、市来郷副

〈 罷越候風説モ相聞へ申候

覧候也 右ハ公ク話確トモ難相定候得共全ク浮説ニモ有之間敷被存候、 賊ノ残忍刻薄ナル言語ニ難尽候、 依テ右回章写供御内

別紙回章ノ写

光割拠シ民政ヲ布キ候地ヲ父母ノ地ト思ヘハ士民一心ノ義務ヲ竭スハ当然ノ事ニテ、募兵ノ尽力ハ勿論之儀ニ候間 今般不容易挙ニ立リ至己ニ此際ニ臨ミ候上ハ姦賊分隊ヲ日向路ニ差向ケ人民困難ニ差掛リ候儀眼前ノ事ニ候間何レ我

第四章 近 世

谷山の歴史

士族ノ外農商ハ可成強富壮年輩ヲ可募立万々及違背者共ハ敵ト見倣シ軍政ノ処分可行候条各区戸長へ御注意有之度候

但南北両道迅速御諭達有之度候也

様御尽力ノ程分テ御依頼候也

明治十年五月廿一日

本 営

支庁御中

六月廿四日 日曜日

賊徒甞テ砲塁ヲ三所ニ築ク催馬楽山ト云ヒ、山王山ト云ヒ、武ノ丘ト曰フ、武ノ丘及山王山ハ其ノ西南ニ当り催馬楽

嶺ヨリ水涯ヨリ林ヨリ丘ヨリ官賊交モ発ス、響山嶺ヲ動カシ烟焰大雲ニ満ツ、既ニシテ賊兵漸ク逡巡官軍弥奮フ、進 各戒器ヲ以テ之ヲ其半途ニ迎フ、官軍河決ノ勢ヲ以テ突進スレバ賊モ亦漲潮ノ態ヲ以テ敢テ撓マス、巨砲ト小銃ト山 軍大挙シテ西南ノ賊ニ向フ、午前三時営ヲ発シ兵分レテ四大橋ヨリ進ム、橋ヨリ南賊塁ニ至ルマテ距離凡ソ十町、 流シテ東南ノ方海ニ入ル四大橋ヲ架ス其ノ海ニ接スルモノヲ武ノ橋ト曰ヒ次ハ高麗次ハ西田次ハ新上ト曰フ、此日官 山ハ其東北ニ位ス、官軍砲壁ヲ築キ東北之ヲ永安橋ノ前後ニ限リ西南之ヲ甲突川ノ左岸ニ限ル、甲突川ハ西南ヨリ斜 賊

シ其二隻ノ兵ハ涙橋ノ際ヨリ陸ス、涙橋ハ武橋ヨリ南十余町ヲ距テ、賊兵線ノ最モ備フル所而シテ塁ノ東面ニ当リ、 及山嶺ノ塁猶堅フシテ抜ケス、賊徒皆必死ニシテ之ヲ守ル、時ニ水兵汽艦二隻ヲ以テ進ミ其一隻ノ兵ハ谷山村ヨリ陸 テ其巣窟唐湊及ヒ武ノ両村ニ火ス、武村ハ甞テ西郷隆盛ノ家スル所一隊ノ兵此ニ固守ス、撃テ之ヲ斃ス家燼ス、丘上

谷山村ハ其南又一里ヲ距テ賊窟トス、此ニ陸スル者ハ先ツ之ニ火シテ而シア間道ヨリ其背後ニ出テ橋際ヨリ陸スル者

ヲ冒シ三面斉ク迫ル此ニ於テ、賊進、戦居守ノ策復施ス所ナク狼狽混沓為ス所ヲ知ラス、或ハ突進シテ斃サレ、或ハ ハ之ヲ横断シテ其側面ヲ衝ク、 賊三面敵ヲ迎へ猶挫折セスカヲ悉シテ之ニ接ス、或ハ銃或ハ刀刺右撃縦横奪戦官軍之

身ヲ脱シテ逃レ山ニ谷ニ林ニ丘ニ斃ルル者跡ヲ接シ逃ル相踵ス、時正ニ夜九時、官軍凱旋ス、此夜官兵胸壁ヲ此ニ築

参軍本営有馬中秘史ヨリ来書

本日武村辺ヨリ谷山辺迄進撃相成自然各営共手薄ニ付万一指火等ノ異変有之候テハ甚不都合ニ候間巡査ニ於テ殊ニ注

意候様御達置有之度此段申進候也

明治十年六月廿四日

谷山口出張申付候事 鎌田信夫 仝 粟屋景明 仝 吉井忠奎

六月卅日 土曜日

県令へ伺書

鹿児島県士族谷山郷旧戸長 松田東園 仝松田弥左衛門 仝佐藤幸内

候得ハ人心一定ノ場合ニモ運ヒ自然背従ノ徒モ従テ帰順可致見込有之候間巡査十名出張リ右賊従ヲ捕縛致シ人民ノ方 ラレ候者ハ悉ク妻子迄切殺等其他浮言ヲ吐キ人民ヲ鼓動シ加之立去候残賊へ窃ニ塩菜ノ仕送等致候聞有之其者捕縛致 右ノ者賊徒ニ与ミシ谷山郷ヨリ出兵セシ賊中ノ巨魁ナルモノニテ方今立戻リ潜伏致シ人民へ対シ官軍ノ為ニ使役セ

向一定致度此段相伺候也

第四章

近

世

三四三

第二編 谷山の歴史 三四四四

任鹿児島県十等属 神保龍玄 同堀 興憲

当分戸長心得申付 平田郷兵エーヶ月金五円給与候事

川村参軍ヨリ達書

七月一日

別紙記載ノ郷々へ明二日午前第六時第三旅団ヨリー中隊為巡邏差出候ニ付例之通其県官員差出し説諭及帰順等之手続

夫々取計可申尤頴娃郷ヨリ二手ニ分レ候筈ニ付右ノ含ヲ以御差出方可被取計尚詳細之儀ハ該団へ引合可有之此旨相達

(別紙)鹿児島ヨリ巡邏兵出張左之通

七月一日

候也

谷山 喜入 指宿 山川 頴娃 知覧 鹿籠 勝目 坊泊 加世田 秋目 伊作 吉利 伊集院 鹿児島

谷山ヨリ帰庁 古賀保高

谷山地方巡回申付候事 福井忠利 同鈴木壮七 同曽根静夫 同有馬純徳

七月二日

谷山出張警部粟屋景明ヨリ報告書

来着外ニ警部補近藤定治巡査十名ヲ連レ同来着之レハ出張所近傍ノ巡邏ヲ托シ海軍兵ニハ戸長心得吉井氏外一名ヲ教 本日午前第九時過ギ海軍士官兵卒二十三名ヲ率ヒ来着同十時比別働第三旅団小隊長中村小太郎兵士六十名ヲ率ヒ同

弥左衛門ヲ探偵致候処同人一両日削他郷へ逃匿致候跡ニテ残念但シ之モ一両日内就捕ノ見込有之候尤遺留品ノ儀ハ下 部堀氏教導タリー手ニハ私外ニ戸長心得平田氏教導シ当出張所ヨリ弐里半斗ヲ経テ平川ト由ス所ニ至リ山ヲ包ミ松田 導ト為シ兼テ上申致置シ松田東園捕獲方ヲ托シ難ナク捕へ得候、第三旅団ヲ途中ヨリニ手ニ為シ貰ヒー手ニハ清岡警

致積ニ有之候 ヲ探知明朝迄ニハ取寄スへク積ニ有之候右帰途私残賊ニ名ヲ取押へ何分夜ニ入タル儀ニ付明日口供ヲ付シ第四課へ送

福元村ノ内草野村影原村坂ノ上村ニテ都合雞十九羽ニ卵三百及坂ノ上村ニテ種油十九桶及里方限村ニテ玄米四十二俵

条仍遺留品取残シ有之候間明日取寄セシ上万緒詳細上申可致候依テ概略上申仕候也 右東園ハ私ノ帰ラサル中海兵鹿児島表へ連帰候右概略ニテ詳細之儀ハ清岡警部ノ口頭ニ付シ置候間同人儀上申可仕候

十年七月一日

七月五日 丙第八号

谷山下町山下吉右衛門宅ヲ以テ当分救恤所ニ相定メ侯条今般兵乱ノ為メ火災ニ罹リ又ハ産業ヲ失ヒ忽チ饑飢ニ迫ル 丙第九号

谷山麓へ県出張所ヲ取設候条差向候諸願伺届共右近傍ノ者ハ同所へ可差出此旨布達候事

者ハ御救助被仰付候条同所へ可願出此旨布達候事

七月六日

宮城、今水、 伊集院、 重富、 谷山出張所官員へ達書帰順願出候者取扱方之儀ハ兼テ相達置候処右ハ賊徒ノ別ヲ不問

第四章 近 世 三四五

谷山の歴史 三四六

此際総テ自宅謹慎申付可置此旨相達候事

谷山出張申付候事 御用掛 三田宗三 同安原一郎

七月七日

病院ヲ谷山郷麓名越高福邸ニ開設シ之カ治療為ス其負傷者及ヒ貪人ノ如キハ之ヲ官費ニス

戸籍掛申付候事 谷山出張所詰申付候事 八等属三上

七月八日 環

元村、下福元村、 和田塩屋村、 中村、 山田村、五ヶ別府、 平川村、錫山、岩屋ヲ云フ

十二所ノ救恤所ヲ谷山郷ノ各町村ニ開設シ之ニ給スルニ飯或ハ米ヲ以テス十二所トハ麓、

松崎町、

和田浜、上福

候条負傷者ハ勿論其他貧窮ノ者ハ総テ官費ヲ以療食為致候条此旨布達候事 谷山麓へ当県出張所相設候旨丙第八号ヲ以テ及布達候処尚同所士族名越高福邸へ一時病院設置シ医員相詰治療為致 丙第十一号

谷山出張申付候事 志布志出張申付候事 十等属 雇 松井堂介 吉井友輔

七月十三日

谷山出張所詰申付候事六等属心得島田 豊

垂水出張所詰申付候事 雇 吉井友輔 同 雇 平田宗恩

谷山郷十二ヶ所ノ救恤所ヲ廃ス 但本月八日開設 右十二ヶ所開設ノ日ヨリ今日ニ至リ人員米量 人員 壱万三千三

百四十八人米量 四百六十四石弐斗二升五合

九月十三日半晴半雨

桜島出張御用掛西久保紀林ヨリ上申書

右ノ者共ヨリ願書

谷山郷士族

伊地知季治

同名越高大

同竹下旧邦

同大脇為政

同吉利巾熊

千穂丸ニ乗組是迄御手厚ク御保護ニ奉願難有奉存然ル処谷山郷ノ儀本県御出張所等モ御取設ケ相成最早賊徒乱入等ノ 私共儀先般賊徒ニ与シ出軍仕候先非ヲ悔悟シ帰順自首仕候処自宅謹慎被申付置候然ルニ今般ノ事変ニ付本月一日高

懸念モ無之段伝承仕候ニ付帰郷仕度此段奉願候也

十年九月十四日

谷山郷士族

厚地政信

平山武貞

竹下旧章

竹下旧孝

崎田仲五左エ門

岩倉増七

厚地政慎

伊地知源助 岩崎林太郎 山下三次郎 大脇為徳

阿多郷士族 郡山新伯 外十四名

私共儀今般ノ事変ニ付本月一日高千穂丸ニ乗組是迄御手厚ク以下前同文

十年九月十四日

第四章

近

世

三四七

右何レモ許可但其帰順人ノ如キハ警視出張所へ照会ノ上之ヲ許可ス

九月廿日

谷山出張所官員ヨリ上申書

入士民ヲ煽動シ或ハ脅迫セシトノコトモ不相聞啻鹿児島ヨリ避居ノ者多人数有之候得共方今不良ノ者潜居候様ノ儀ハ 当郷村々巡回村内ノ動静ヲ視人心ノ向背ヲ察スルニ下在 元、平川 等ノ三ヶ村ハ賊ニ再応出兵セシ者寡ク将賊徒立

無之先以平穏ニ相聞へ候、上在 上福元、山田、等ノ村々ニハ賊徒永谷卯一ナル者其ノ他数名立越シ士民ヲ脅迫セシヲ以

ヲ殺害シ又ハ人家ニ押入物品ヲ掠奪セシ者等モ若干有之其巨魁連累ノ者警視隊ニ於テ己ニ捕護セシ事凡四百名ニ向ナ テ既ニ応援出兵セシ者凡四十名旦此ノ挙ニ乗シ不良ノ輩東奔西走人民ヲ鼓動シ巡査四名及鹿児島ヨリ立退来候商民等

食ヲ請求セシ赴モ相聞へ候ニ付一層戸長ニ注意為致右等ハ速ニ反正帰順ノ道ヲ運ス様懇諭致置其旨警視本営へモ及照 ントス然ルニ中村山田五ヶ別府等ノ村々ニハ右不良ノ徒遁逃山中ニ潜伏シ中村ノ如キハ夜中在方へ出歿竊ニ居民へ飲

九月廿一日会置候光巡回先ニテハ重立農民ヲ相招キ夫々厚ク説諭ヲ加ヘ置候

各区正副戸長ノ内今般 ノ騒乱ニ付不都合之聞へ有之候者ハ速ニ免職可申付筈候ニ付行状篤ト取調且右代員ノ儀モ見

込相添早々可申出此旨相達候事

支庁各出張所へ達書

九月廿四日

斃ルル者西郷以下百五十九人其降ル者坂田諸潔以下二百余人而シテ官兵ノ之ニ死スル者凡四十人、 府晋助等皆斃ル西郷隆盛ノ斃ルルヤ実ニ本日午前第七時過キナリ戦フ者既ニ斃レ逃ル者既ニ降リ賊類全ク盛ク此日其 潜ミ或ハ山谷ニ転ヒ或ハ其穴ヲ失シ他ノ穴ニ入リ一穴ニ群入シテ叢刺セラルル者アリ白旗ヲ振フテ衷ヲ乞フ者アリ時 廿四日午前第四時ヲ以テ兵ヲ発シ其四面ヨリ突進ス賊徒大ニ狼狽シ左逃レ右ニ迫ラレ前ニ避ケ後ニ撃タレ或ハ林藪ニ テ来ラシム且ツ之ニ告ケシメテ曰ク若シ期ヲ過キ来ラサレハ則チ兵アルノミ期既ニ過キ隆盛来ラス官軍策ヲ決シ九月 殆ント尽ク賊中旧陸軍中尉山野田一輔河野主一郎ナル者アリー日使者トシテ高島少将ノ営ニ来リ御征討ノ趣旨ヲ問 津邸及ヒ岩崎ノ一街等漸加皆燼ス賊己ニ営ノ舎ス可キ者ト塁ノ拠ル可キ者トヲ失ヒ地ヲ鑿テ穴居ス兵気大ニ衰へ糧食 セス唯砲撃ヲ急ニス日夜概子間断ナク其左右前後ヨリ之ヲ弾射シ其塁ヲ摧キ其官ヲ焼ク其営ト為ル所ノ県庁私学校島 川村参軍之ニ面接ス使者之ヲ氷解ス大ニ恐伏スル者ノ如シ乃チ其ノ一人ヲ留メ其一人ヲ遣リ時日ヲ期シ西郷隆盛ヲシ ニ西郷隆盛等逃走シテ山下ニ出ツ官兵之ヲ撃ツ銃丸其小腹ヲ貫ク従兵急ニ其首ヲ刎子之ヲ匿ス桐野利秋逸見十郎太別 一三重ノ竹柵ヲ以テス備禦甚厳ナリ賊徒既ニ重囲ヲ蒙リ亦逃ルニ道ナシ官軍モ亦必スシモ其危嶮ヲ冒シ之ニ迫ルヲ要 曽テ賊徒ノ鹿児島ニ突入シ旧城山ニ拠ルヤ官軍道ヨリ集リ之ヲ囲ム兵凡数万其山ヲ繞ラシ胸壁ヲ築キ之ニ加フル 県令川村山県両参

四十七名生存者九十七名の名前が彫りこんである。ここに戦死者の名前をあげる。 谷山 .五ヶ別府町笠木部落櫓山の招魂祭は西南役私学校徒に従軍した生存者が建てたもので堂々たる記念碑で戦死者 県令及ヒ属官数名之ニ会ス其百二十人ヲ元不断光院等ニ埋葬ス(以下略ス)

軍ニ就見シ賊徒ノ死屍ヲ請フ之ヲ聴ル因テ之ヲ協議シ西郷以下三十九人ノ死屍ヲ浄光明寺ノ境内ニ埋葬シ木標ヲ建ツ

三四九

招魂家

明治十年西南ノ役私学校徒ニ従軍シ戦死シタル戦友諸士ノ招魂家ヲ茲ニ建設ス

明治十一年三月十八日 仝役戦友存命者

池田市郎 岩崎岩次郎 大脇源右エ門 池田真兵衛 萩原四右エ門

藤崎矢之助 松崎矢市郎 山形村次 郡山万右工門 藤崎金八

松崎直右エ門

小牟田市助

山下滝右エ門

鎌田金院郎

八永直太郎

四元甚左エ門

今村万助

新保友次

竹下吉工門

栗田丸之丞

弓削怒兵衛 久留金右エ門 坂元新蔵 重野源七 久留矢太郎

清藤新兵衛 久永仲左エ門 本村吉左エ門 木藤万助 鈴木 **久留八郎** 広 前田太八 清藤仲八 西 本村竜太郎 乙次郎

野田実之進 外山直兵衛 八反田万次 野田喜次郎 西 藤太郎

井原周太郎 今村金次郎 新保彦次 竹内新四郎 伊地知新助

徳永市左エ門 津留幸左工門(以上戦死者四十七名)

註 西南戦役に谷山出身戦死者のうち南洲神社の祭神は三十七柱である。 (南洲神社宮司鶴田正義氏より通知

竹之内矢太郎とかたみの鉄砲

下福元町野頭竹之内矢太郎の家に、 西郷南洲翁の遺品が数点のこされている。昭和二年南洲翁五十年祭の際、これ

らの品を全部展覧に出品したので、 松本学鹿児島県知事より感謝状が竹之内家におくられている。

自家用の鉄砲を矢太郎に授けられた。新品の鉄砲である。この鉄砲は英国製で英国の王冠と一八六六年製の銘がうっ から幾多の難路をへて河頭温泉の湯治に落ちついた。岩崎谷で西郷先生との別れはつらかった。先生は手づから先生 生の命令で、重創を負うた先生の長子郎は菊次郎のお供をして舟で鹿児島をはなれ谷山の柏原の海岸に上陸し、谷山 炊飯や湯茶のことから洗濯のこと一切矢太郎が世話したのだという。城山陥落の前日(あるいは数日前とも) 矢太郎は十二、三才の少年時代から西郷先生の身辺につきまとまった従者で、西郷先生岩崎谷の洞中生活のころも、

てある。主従今生の別れ、かたみの鉄砲である。

矢太郎の生れぬ前から西郷先生が狩りにこられた際の泊り宿になっていたという。矢太郎が肩幅広く目も太く眉毛も 大正の初めごろ亡くなった矢太郎を診療した某医師は直接矢太郎から西郷先生の書数点を貰っている。矢太郎の家は た上に大西郷大英国などとつながりのある谷山の貴重な文化財である。 濃く容貌が西郷型であった為か、矢太郎は西郷の落し子だなど噂があったという。いづれにしても鉄砲は一百年を経 のやりてが、かような品々を人手に渡したという。現在は西郷先生書の掛軸、海舟、 矢太郎の家には西郷先生の夜具類から衣類調度品など多数のものがあったが、矢太郎の養子としてきた鹿児島出身 鉄舟の掛軸等が残されている。

四、丁丑役出旅日要記

第五大隊三番中隊右小隊二分隊 谷山士族 名越高倫記

第四章

沂

世

丑旧正月一日雪、 十時宿元出発、 鹿府山下小学江宿陳致シ今日兵隊ノ番号組合セ相知ル、小隊長ハ神宮司助左エ門ト

云フ人ナリ、隊ハ五番大隊ノ三番小隊ノ二分隊ニテ五列ハ佐藤清操、 佐藤清真、 名越高倫、 五三 伊地知季政、

池田端十

旧正月二日大雪、番兵相勤候

郎ナリ

三日大雪、八時ヨリ練兵場へ出張其儘帰リ候

四 日

休息

五日雪雨、今日庁下ヨリ出立、市来湊江宿ス

六日雪雨、 今日市来湊ヨリ阿久根泊

七日雪雨、 今日阿久根ヨリ出水麓泊

八日晴、今日出水米之津ヨリ舟ニ而肥後ノ佐敷へ宿ス

九日晴、今日佐敷ヨリ出立、

松橋ニ宿ス

十日晴、今日夜五時頃ヨリ松橋出立、熊本江七時到着、 原ニ留リ寝ヌ 直二戦争二及ビ夫ヨリ昼夜止マズシテ白川ノ安政橋ノ下、川

十一日、植木ト云フ処ニ敵兵居ルト聞イテ夜五時頃熊本出兵ニテ行ク向フ処敵早木へ葉江寄セ来テ合戦スルヨリ砲声

十二日少雨、今日休息シ番兵ス 時頃又植木へ引揚宿陳ス ヲ聞クヤ否ヤ我々共間道ヨリ出デ直ニ木ノ葉ノ敵ニ当り横歩致シ勝利ヲ得敵ノ銃機等分ヨリ味方ノ勢ヲ揃ヘ午後七

十三日晴、 夜五時頃ヨリ出兵山鹿ノ町へ到着致候ココモ敵早引払ヒ爰宿ス

朝八時頃合戦ハジマリ我々共横歩シテ九時頃出戦勝利ヲ得四時頃植木江到着是ニ一泊ス今夜夜具ナク寒ク

十四日晴、

シテ寝ラレズ

十五日晴、午前六時植木出兵ニテ又山鹿町江十二時頃到着ス

十六日晴、 午前六時ヨリ九時迄熊入橋ノ先ニ番兵ス、夫ヨリ帰リ温泉へ行ク程ナク帰ル

十七日晴、 休息温泉へ行ク帰リテ夜九時ヨリ熊入橋ノ先へ番兵ス十二時交代帰ル

十八日晴、 今日ハ終日宿ニ休息ス

十九日晴、今日十一時ヨリ南ノ関へ行ク賊ニテ候処山鹿ヨリー里程岩村トカ大窪村トカ申ス処ニ敵台場ヲ築キ待居リ 候間敵ニテ合戦十二時比ヨリ始リ昼夜ノ分無之

二十日雪雨、今日六時比味方退キ山鹿ノ田ノ中ニテ又合戦ス其時自分等ハ志岐村トカ申ス処ノ隣ノ高畠ニ番兵ス

廿日ノ夜十二時ヨリ右ノ処ニ番兵ニ行キオル処一時比又合戦ハジマリ敵退キ今日勝利ヲ得六時帰ル

廿二日晴、 今日休息、昼五時ヨリ例ノ処ニ番兵ニ行キ夜九時ヨリ十二時迄勤ム 廿一日雪雨、

廿三日晴、 今日ノ夕方六時ニ番兵ヨリ山鹿宿陳ニ帰ル

廿四日晴、 今日ノ夕方六時ニ志々岐村ノ上ノ原ニ六時ヨリ九時迄番兵ス

廿五日雨、 今日朝六時ヨリ九時番兵シ夕方六時山鹿宿陳ニ帰ル

廿六日雹雨、 今日五時比迄ハ山鹿宿陳ニ休ム夫ヨリ志々岐村ノ原ニ番兵ス

第四章 近 世 五五三

谷山の歴史

今日三時ヨリ五時比迄番兵シ山鹿ニ帰陳ス

廿七日晴、

廿八日晴、今日六時頃ヨリ敵鍋田宗像ヨリ寄セ来リ直ニ合戦ニ及ビ候得共我等右分隊番兵非番ニテ戦場ニ出デズ只砲

声ヲ聞居候処味方苦戦ニ及ビ三時頃ヨリ為援兵我々共城原江繰出、五時比切込勝利ヲ得、今夜台場固、終夜サグリ 鉄砲少ク夜アカシ候

廿九日晴、 三時近番兵致候 今朝七時比城之原交代致シ山鹿宿陳ニ帰リ午後四時比ヨリ又志々岐村ノ方江番兵トシテ差越夜十二時ヨリ

三十日晴、今日十二時ヨリ三時迄番兵夫ヨリ直ニ交代致シ山鹿宿陳ニ帰リ候

二月一日晴、 今朝六時頃ヨリ城原江合戦ハジマリ、敵兵強クシテ第四隊一番ヨリ乞フニヨリ昼十一時頃援光トシテ城

二月二日晴、今朝七時頃ヨリ志々岐村笠松原ノ番兵交代トシテ差越九時ヨリ十二時迄相詰メ又夜九時ヨリ十二時迄相 原ノ敵ニ向ヒ合戦致シ候処味方勝利ヲ得三時頃兵引揚ニ相成候

三日晴、 詰メ志々岐村ノ医師後藤元長処江宿ス 今朝九時頃番兵交代致シ山鹿町ノ早川処江帰隊ス

二十甲二乙草プ田巴奎基プイ金ミ 山房町 二里 人名克里尔

四日晴、 今朝七時頃ヨリ番兵トシテ志々岐村ノ笠松原ノ番光所へ直ニ差越交代致シ又夜六時ヨリ差越九時ニ後藤元長処

江宿ス

五日晴、 今朝七時頃番兵ノ交代致シ山鹿町ノ早川処江帰隊ス

六日雨、 今朝七時頃ヨリ番兵交代トシテ志々岐村ノ後藤元長処ニ差越午後三時ヨリ笠松原江交代シ六時ニ又

七日雨、今朝六時交代致ス賊ニ而候処左半隊植木辺江援兵トシテ差越夫故今日迄番兵致シ候処六時頃ヨリ城原方江合 戦ハジマリ我々共右半隊笠松原江番兵致居候処急ニ引取ル様承リ十時頃直ニ引揚ニ相成午後五時頃田島村迄引揚ニ

相成候

旧二月八日晴、今朝五時ヨリ出立ス鳥ノ巣村ニ隊留シ守所相究リ番兵ス

九日雨、 今朝ヨリ鳥ノ巣守ヲ打捨テ南田島ナリ向へ田島ニ守ヲ付ケ畠ニ宿シ昼夜交代シ番ス

十日曇、右ノ守所ヨリ少シ東南ノ方へ守ヲ換ヘテ守ル其換ヘル所以ハ森木ノ味方少シ危フシテ南田島ノ守兵之内五ノ

七番四ノ二番同十番カ為援兵行クラ以ナリ

十一日大霜晴、 右ノ守所ニ番兵ス

十二日雨、 右ノ所ニ番兵致シ居候ニ又五ノ七番四ノ二番等帰隊ニ付十一時頃初メノ守所ニ帰リ番兵ス

気雨少雹、右ノ所ニ番兵今日鞋代トシテ四十銭頂戴ス

十三日晴、

十四日晴、 右ノ所ニ夜十時頃迄番兵シ夫ヨリ植木ノ交代ニ差越シ左半隊ト入代リ敵ト台場ヨリノ戦ナリ

十五日晴、 今日モ台場へ終夜五人宛相詰メ一時間交代ニテ台場ヨリ銃戦ス

十七日阿曽山島ハ雪見江今日モ右 十六日雨、今日モ右ノ通リニ而五人宛昼一時間夜一時間交代ニテ台場へ相詰候 ノ通ニ而候

今日モ右ノ通ニ而台場詰互ニ交代也

近

世

五五五

十九日雨、 今日モ右ノ通ニ而互ニ交代致番兵ス

二十日晴、 今日鹿子木本営江報知役ノ交代トシテ自分ト桜島ノ萩原氏差越交代致シ候

廿一日晴、 今日鹿子木本営報知交代致シ植木隣ノ守所江帰リ右ノ通番兵ス

廿二日晴、 リ自分等同隊ノ四分隊萩原十五一分隊援兵トシテ差越切込候処直ニ追ヒ払ヒ小銃時計其外分捕致シ勝利ヲ得午後 今日南田島ノ方ノ番兵四ノ二番ノ守所へ敵兵朝五時頃攻メ掛ケタル処遂ニ鳥ノ巣辺迄退キ居ルノ増知ニョ

廿三日晴、今日モ右ノ守所へ交代番兵シ帰宿陳致シ候処敵ノ玉肩先スイ通リ候得共神力武運強フシテ不傷

廿五日雨、 夕べ一時頃ヨリ鳥ノ巣方江応援トシテ差越候得共戦無之 廿四日雪雨、

今日植木隣ノ守所江互ニ交代番兵ス

時頃隊引揚帰ル

廿六日雨、 今日午後六時頃迄ハ鳥ノ巣江居陳シ夫ヨリ直ニ植木ノ守所江帰ル

今日モ植木ノ台場ヲ右ノ通ニ守リ候又同郷松元太左エ門川尻ノ病院江差越炎ニ帰国ノ向宇宿ノ石川金兵衛

廿七日雨、

廿八日晴、今日モ植木ノ守所ヲ互ニ交代致シ守ナリ

ヨリ承リ宿元へ書状認メ右金兵衛江頼ミ候処早出立跡ニ相成候

廿九日晴、 今日モ右ノ通守ル又鞋銭廿銭頂戴致候今又左ノ腕ニ敵ノ玉当リ候得共神力武運強フシテ不傷

旧二月晦日晴、 今日モ植木ノ守所互ニ交代致シ守也

旧三月一日晴、今日モ右ノ通相勤候

二日半天、今日八時頃植木ノ守所ヲ退キ永峯ト云フ所江午後八時頃到着

三日晴、午前八時頃永峯ノ本営報知役交代ニ差越居侯処十二時頃ヨリ藤崎宮ト云フ処江報知トシテ差越午後八時頃本

営へ帰ル

四日雨、今日モ本営江報知役ニテ詰居候

五日晴、今日右ノ通相勤候

六日晴、今日迄四日永峯ノ本営江詰居候得共自分本隊ヨリ交代人モ不参其上自分本隊ノ守所モ相不知候間本営詰ノ人

々江相尋候処ハヤ大津ノ松本隊繰出タル由被申夫ヨリ直ニ同役上田勇次郎外隊ノ報知役二名都合四人同道ニ而大津

相尋差越候也

七日晴、今日大津其外諸処江午前五時頃ヨリ敵掛リ合戦ニ及ビ応援トシテ四ノ一番隊ノ処江差越敵ノ様子尋ネ候処味

方厳重ノ由承リ夫ヨリ帰リ六ツ時分受持台場へ詰候

九日晴、今日ハ休息シ午後三時頃ヨリ矢部ノ浜辺ニ歩行シ六ツ時分帰宿 八日晴、今日午前一時頃ヨリ上大津坂之上ノ先ノ台場引揚ゲ広野高山ヲ越へ午後三時頃矢部ニ到着在家ニ宿陳

十日晴、今日午前七時ヨリ宿出兵シ花立村ト云処ノ台場ヲ守リ候

十一日雨、今日午前八時右ノ入佐村ノ内花立山台場ヲ交代シ帰リ候

十二日雨、今日午前四時右宿陳繰出シ十二時頃馬見原ニ到着直ニ手前ノ坂ノ上ニ番兵シ午後三時頃帰リ同タハ白米壱

升五合宛ト朝昼晩ノ飯ヲ負ヒ山野ヲ通行ス

第四章 近 世 三五七

今日ハ四時馬見原出兵ニ而七ツ過栗場合トカ云フ処ニ着陳昨日ヨリ大山中ヲ通リ侯テ人皆労苦ス 三五八

十四日雨、 今日モ山中ヲ通リ今日小崎へ七ツ時分到着シロロト云フ処ニハ長サ十四五間内外ノ桂釣橋掛ケアリ其上ヲ

渡ル時人皆肝膽ヲ冷ス

十三日雨、

十五日晴、 今日セ山中ヲ通リ江代へ七ツ時分到着人家無クシテ道ノ傍江布屋ヲ張リ候得共内セマクシテ畠ノ中江藁敷

十六日晴、 今日ハ江代へ滞陳シ時宜ニ仍テハ後ノ胡麻山迄歟引退ノ話等有之

十七日晴、 而午前九時頃江代出立差越候ニ付宿元書状認メ相頼置ナリ 今日モ江代江滞陳、今日佐藤清操病気ニ而球磨ノ人吉病院へ入ル賦ニ而出張病院ノ証書隊長ノ添書持参ニ

十八日晴、 今日モ江代へ滞陳致候

十九日晴、今日モ右同断

二十日半天、今日十二時江代出兵一時頃湯山村ニ到着此ニー泊ス

今日八時頃湯山村出兵午後一時頃大河内村江着泊ス

廿二日雨 今日右大河内村江滞陳 廿一日雨、

廿四日半天、今日午前八時頃神門出立午前三時頃山陰江着、 廿三日晴、 今日午前八時頃大河内村出兵午後六時頃神門村江着陳肥後松橋泊リ以後此処ニ而初テ膳ニスワリ食ス 此道七里位

廿五日雨、今日九時頃山陰出兵里数三里午後五時頃細島江到着此処ハ海辺ニ而少シ賑テ魚類モ有リ

廿六日雨、今日右細島江滞陳廿七日雨、今日モ右ノ処江滞陳

廿八日、半天、今日モ右之処ニ同断

廿九日曇、今日モ右之処ニ同断今日ハ午後三時頃ヨリ細島ノ海辺ノ燈炉其外歩行外出

旧四月一日雨、今日午前七時頃細島出兵午後三時頃延岡町二着、 五十町一里ニシテ五里位、 此処ハ余程人家モ多クシ

テ少シ賑ヒ

旧四月二日雨、今日延岡滞在午後一時頃八幡宮江参詣仕帰途ニ而茶屋ニョリ帰リ

三日雨、 今日モ滞在ニ而三時頃ヨリ歩行ニ出帰リ掛茶屋ニ寄リ酒杯飲ミ帰宿

四日晴、今日モ右同断ニテ候処宵宿屋ロロココー

五日雨 今日午前七時延岡町ノ吉崎仙太郎処出立午後三時十分前、美々津町ノ紀ノ国屋江着泊、 途程八里位

六日曇、今日美々津町紀ノ国屋ヨリ午前六時出立ニ而午後一時高鍋町村山忠六処江着泊

途程七里

七日晴、 高鍋町ヨリ午前六時出立広瀬町江立寄昼飯ヲ喰ヒ直ニ宮崎県カ中村町□□□処江午後二時草泊ス、七里

八日晴、 中村町ヨリ午前八時出立十二時比学貫ト云フ処ノ落合惣平処へ着泊、五里

十日晴、 九日晴、 今日迄不快ニ而午前八時頃都之城之児玉市兵衛処出立午前十一時頃通山ニテ昼午後三時頃敷根町赤塚宗之助 学貫ヨリ午前八時出立今日ハ些ト不快ニ而馬ヨリ午後二時頃都之城町へ着、 昼飯ハ山之口ニ而喰フ、七里

処草一泊七里

第四章 近 世 三五九

十一日晴、 第 午前六時敷根町ノ赤塚宗之助処出立十二時頃重富町之山中源兵衛処ニ着泊、 今日晴幸便二遠矢氏二一左右

ヲ遣ス五里位

十二日菖 午前六時重富町ノ山中源兵衛処出立吉野、 蒲谷村ノ武甚助処へ着泊、 二里位

十三日晴、 午前十時吉野菖蒲谷村ノ武甚助処出立実方但坂元清蔵処ニ着泊

十四日晴、 午前十時頃坂元清蔵処出立催馬楽ノ松元彦六ノ処ニ着泊ス

十五日晴、 右同所ニ同断

十六日晴、 午前七時ヨリ福昌寺之上ノ台場江番兵ニ差越明朝午前七時帰ル賦

十七日晴、 午前七時番兵交代致シ宿陳ニ帰ル

十八日晴、 午前七時福昌寺ノ上ノ台場ニ交代ニ差越昼夜相詰候

十九日晴、 午前七時右番兵交代二差越昼夜相詰候

十九日晴、 午前七時右番兵交代致シ宿陳松元氏江帰ル

二十日晴、 午前七時受持ノ台場江交代ニ差越昼夜二人宛ノ立番致シ明午前七時帰リ

廿一日晴、 午前七時台場ノ当番左小隊へ継渡同刻宿陳江帰リ候

廿三日晴、 廿二日晴、 午前七時左小隊ト交代致同刻松元氏江帰ル昨日ヨリ家内差越松元氏江一泊致シ今朝竜所門ノ清畩処ニ宿イ 午前七時受持ノ台場江交代ニ差越昼夜二人宛立番交代致シ翌日午前七時宿陳松元氏江帰ル仝日家内差越候

タシ自分モ差越候

廿四日雨、 午前七時受持台場江交代ニ差越昼夜二人宛立番交代致シ翌午前七時宿陳松元氏江帰ル

廿五日雨 午前七時左小隊ト交代致シ松元氏へ帰ル

廿六日晴、 午前七時受持台場江差越左小隊ト交代致シ昼夜二人宛番兵相勤候

廿七日雨、 午前七時左小隊江番兵当番継渡シ同刻松元氏へ帰宿

午前七時受持台場へ差越左小隊ト番兵交代致シ自分等一分隊ニ而第一台場相勤候

廿九日半天、午前七時左小隊へ番兵当番継渡同刻松元氏へ帰宿

廿八日半天、

旧五月一日雨、 午前七時台場へ差越左小隊ト交代致シ当番相勤候

二日晴、 午前七時左小隊江番兵当番継渡同刻陳営松元氏江帰リ朝飯ヲ喰ヒ八時帰営

三日晴、 午前七時台場へ行キ左小隊ト交代我々ハ当番

四日晴、 五日雨、 午前六時頃ヨリ敵兵稲荷川辺迄寄セ候ヲ見ルヤ否ヤ我味方ノ守兵発銃ニ及ビ一時間位打合ヒ敵夫ヨリ引退ナ 午前七時左小隊へ台場当番継渡同刻宿陳松元氏へ帰リ朝飯、 夫ヨリ下多見片平門ノ嘉右エ門所二転宿

リ午前七時台場へ行キ左小隊ト番兵交代致シ当番堅固ニ相勤候

七日曇、 午前七時台場江行キ左小隊ト交代致シ当番堅固 二相勤候

午前七時左小隊江台場当番継渡同刻宿陳ニ帰ル今日本営ヨリ金頂戴分隊ニ而酒宴ヲ催シ散鬱ス

六日晴、

八日曇、 午前七時左小隊江台場当番継渡同刻宿陳江帰ル

午前七時台場江差越左小隊ト交代致シ番兵堅固ニ相勤候

九日雨、 第四章 近 世

谷山の歴史

十日半天、 午前七時左小隊江台場番兵継渡同刻帰ス

十一日晴、 午前七時安藤氏ト前之台場江差越左小隊ト交代致シ番兵堅固ニ相勤候

十二日晴、 午前七時左小隊へ台場番兵継渡同刻帰陳ス今日ハ朝ヨリ草牟田其外戦争ハジマリ候処重富ヨリ差越ス敵

ヤ吉野菖蒲谷辺ニ押寄セ合戦ニ及ビ候処味方退ク色ニ而我々共隊一小隊其外援トシテ差越戦ヒ候処如何思ヒ候ヤ本

道ノ味方川上迄引揚今宵爰ニー宿番兵ス、今日三番分隊手負池端十郎、二番分隊後藤

利、又旗物坂脇力是モ同時ニ戦争ハジマリ候処何レモ勝利ニ而長クハ追ス今日勝軍ノ祝本営ヨリ頂戴午前七時台場

十三日半天、朝三時ヨリ菖蒲谷迄振武隊、行進隊、奇兵隊等押寄候処敵早雀ケ宮へ差越タル由聞キ味方押寄セ合戦勝

〜差越左小隊ト交代番兵堅固ニ相勤候今朝ヨリ下柴立辺ヨリ敵掛リ催馬楽方限ノ兵隊奇兵十四番中隊左小隊始メ其

外諸隊応援トシテ差越候得共如何ナル所以カ味方引揚終ニ嵩岡迄敵ヨリ取ラレタル由、今日ノ戦ニ伊地知仲八戦死

重富佐七郎ハ台場番兵ニ而落手

十四日半天、今日左小隊交代ニ不参候間自分等見張堅固ニ相勤候

十五日半天、今日迄モ台場番兵交代不参四番分隊ト自分等分隊田尻松下木場牟田我ニ而見張固等堅固ニ相勤候処午後

乏シクシテ終ニ味方引揚、今日ノ戦ニ隊長林氏初其外押伍兵士ニ至ル迄手負戦死等有リ今宵ハ実方学校江泊ス 時頃敵吉田方ヨリ敗リ川上坂元辺迄攻メ寄タル報知有直ニ台場引揚敵ノ後ヲシタヒ行キ戦争ニ及ビ候処味方弾薬

十六日雨、午前十一時頃実方学校ニ而兵糧ツカイ応援トシテ帯迫ノ敵ニ当リ兵器其ノ上弾薬等乏シクシテ終ニ味方吉 田麓迄引揚一泊今日モ敵ハ勿論味方モ手負戦死アリ

十七日半天、 午前七時頃出立十二時頃帖佐麓蓑毛氏江宿陳

十八日曇天、午後五時頃帖佐麓蓑毛氏出兵六時頃加治木之町ニ着泊

十九日半天、今日加治木之町ヨリ十時頃兵隊繰出岩ン原江暫時見合セ夫ヨリ帖佐十日町迄繰出ニ相成重富辺ノ味方処

迄斥候ヲ出シ候得共戦ニ相成儀更ニ無之由聞キ直ニ加治木町宿陳ニ帰リ今宵十一時頃ヨリ又帖佐迄差越夜明シ候

帖佐ニ台場築キ候処午前七時頃敵兵加治木ノ味方ト我等共台場東ノ岡之上ノ味方ト戦争ニ及ビ我々共台場

見張等堅固ニ相勤今宵十時頃奇兵六番中隊江台場継渡十二時二十分加治木町之宿陳江着泊

一十日晴、

廿一日晴、 午前七時頃ヨリ加治木町下之海辺江我々共隊見張ニ出候

廿二日晴、 午前五時頃ヨリ隊繰出十二時頃敷根麓下之在家ニ着泊

廿三日晴、 今日ハ右之処ニ滞陳

廿五日晴、 廿四日晴、 午時頃ヨリ末吉出兵ニ而夜一時頃恒吉ノ町ニ休息市成ノ麓之様行ク

午前四時頃ヨリ敷根出立ニ而午後四時頃末吉中原ノ中村氏江宿陳

午前五時頃市成ノ麓ニ着候処敵寄セ来候ニ付我隊モ戦場ニ繰出戦ヒ候処暫有テ味方外隊ノ所ヨリ敗レ我ト

伊地知比福山之内村トヤラ処迄行キ今宵是ニー泊

廿六日晴、

廿七日雨 気ニ而滞在本隊ニ恒吉ノ様繰出タル由我ト伊地知比是ニー泊 午前八時頃右ノ村出立ニ而午後六時又末吉中原ノ某殿処ニ行キ候処竹下孫左エ門上田勇次郎其外三四名病

廿八日晴、 午前八時頃末原中原出立ニ而午後五時頃恒吉ノ町ニ着、給養ニ行キ本隊ノ居処聞キ候処市成ニ而ハ候得共

第四章 近 世

谷山の歴史

場所如何トカ間モナク隊ノ張出居候場迄行ク、人有リ夫々随行ク道ニ而味方引揚ル様聞ク又夫ヨリ恒吉迄退ク

廿九日半天、 午後五時頃ヨリ恒吉出立ニ而奇兵十四番隊同六番隊其外各隊大崎向テ夜繰出

三十日晴、午前六時頃大崎麓近ク旧寺ノ跡力是処ニ而終日敵ヲ取込戦ヒ夜九時頃敵間道ヨリ引退キ味方モ同刻其場引

揚恒吉之様引揚ゲノ賦ニテ候処振武隊参リ又大崎ノ在家ニ宿陳ス

旧六月一日晴、 ヒ候得共味方カナワジトヤ思ヒケン軍監神宮司氏等見付走来リ押返シ戦切込候処敵北テ行キ味方大勝利也今宵ハ麓 午前六時頃右ノ処繰出麓近ク行ク時土人敵近寄来ルト云哉否哉敵銃打掛候間味方少シ脇ノ野ニ伏シ戦

二日半天、大崎麓午前七時頃繰出午後四時頃末吉麓ニ着泊

近辺ニ番兵ス

三日睛、十二時頃末吉麓繰出午後三時通山ニ着今宵九時頃繰出椎葉立トカ云茶屋ニ休ム

四日雨、 午前四時頃右茶屋繰出福山街道牧神之辺迄行候処敵台場築キ待カマへ候間此ニテ合戦致候得共味方ノ方地利

五日雨、 今日見張所出来午前八時頃ヨリ左半隊差越十二時ヨリ右半隊交代ニ差越午後五時ヨリ又左半隊ト交代シ宿陳

悪クシテ十二時頃ヨリソロソロ味方引揚ゲ昼飯ヲ喰ヒ又通山之宿陳ニ帰泊

ニ帰居候処今宵十二時ヨリ財部之様繰出夜三時頃同町ニ到着是ニ休ム

六日雨、午前四時頃ヨリ財部何村繰出敵地近ク行ク味方ノ地利ヲ見ルニ些ト悪シト云テ軍監神宮司等兵ヲ引揚ゲ今日

ソレナリ帰リ財部町武士ニ宿陳ス

七日雨、午後六時頃財部繰出夜一時頃高野江是ニ些寐ス

八日晴、今日午前四時頃高野ノ先霧島山ノ尾南方岡野ニ而戦ヒ時ヲウツサジ敵ノ見張台場三四ヶ所ハ乗取候得共味方 ノ古惜ハ弾薬乏シク地利悪キ故台場モ取カヘサレ味方少ク引候故我々共隊山谷ヨリ下リ退キ今宵ハ高野ニ一泊

九日半天、午前十時頃ヨリ高野繰出庄内安永町ニ一時頃着是ニー泊

十日晴、午前七時頃安永町繰出十二時頃末吉之麓ニ着午後二時頃ヨリ右半隊ハ恒吉岩川街道ニ見張致候(注、以下記

事ナシ)

第四章 近 世

三六五